

平成 18 年度

修士論文

明治後期以降における保存会活動と技術者の計画思想に関する研究

—特別史跡 本居宣長旧宅移築工事にみる事例的研究—

指導教員 菅原洋一助教授



三重大学大学院工学研究科

建築学専攻

矢島平一

<b>【序章】</b>	
1. 研究背景	1
2. 研究目的	2
3. 研究方法	
3-1.文献調査	2
3-2.実測調査	3
4.論文構成	3
<b>【第1章】鈴屋遺蹟保存会の発足</b>	
1. 本居宣長の概要	
1-1. 特別史跡 本居宣長旧宅の概要	
1-1.1. 旧宅の由来	5
1-1.2 鈴屋書斎	7
1-1.3 旧宅跡地	8
1-2. 国学者 本居宣長の位置付け	
1-2.1. 生前の活動と評価	9
1-2.2. 近代における評価	12
2. 鈴屋遺蹟保存会の概要	
2-1. 創立	15
2-2. 組織構成	17
3. 鈴屋遺蹟保存会発足のキーマン	
3-1. 地元有志者	18
3-2. 東宮侍講 本居豊穎	18
3-3. 新聞記者 角田浩々歌客	19
4. 鈴屋遺蹟保存会の活動	
4-1. 実施された行事	20
4-2. 建造物の維持管理	22
<b>【第2章】近代の文化財指定に関する動向及び保存会の芽生え</b>	
1. 文化財的保存制度の確立	
1-1. 古社寺保存法の成立	27
1-2. 史蹟名勝天然記念物保存法の成立	33
2. 保存会の芽生え	
2-1. 文献資料からみる近代初期における保存会の芽生え	36
2-2. 三重県における動向	38
<b>【第3章】本居宣長旧宅の移築計画</b>	

1. 旧宅移築工事報告書の構成	
1-1. 内容	41
1-2. 特徴	41
2. 旧宅移築工事報告書の分析	
2-1. 移築設計方針	42
2-2. 現状把握の手法	44
2-3. 施工計画及び施工方法	53
2-4. 附属工事	61
2-5. 添付図面	62
3. 当初の計画	
3-1. 鈴屋遺蹟保存会創立以前	63
3-2. 鈴屋遺蹟保存会創立時	63
4. 移築前の状況	
4-1. 旧宅移築前の松坂城跡	68
4-2. 旧宅移築前の魚町	69
<b>【第4章】移築計画の技術者</b>	
1. 技術者の概要	
1-1. 土屋純一	70
1-2. 奥野栄蔵	71
2. 技術者が関わった仕事	
2-1. 修理工事	72
2-2. 設計・監理監修	73
3. 移築工事に用いられた手法	76
<b>【第5章】旧鈴屋遺蹟保存会事務所及び表門</b>	
1. 概要	
1-1. 旧鈴屋遺蹟保存会事務所（桜松閣）	81
1-2. 表門	82
2. 細部意匠	
2-1. 旧遺蹟保存会事務所（桜松閣）表構えにみる細部意匠	83
2-2. 表門にみる細部意匠	85
3. 実施されなかった計画案	
3-1. 洋館図面	88
3-2. 本居文庫の構想	90

**【第6章】民家移築に関する他事例**

1. 既往研究	-----	93
2. 国指定史跡にみる移築	-----	95

**【第7章】総括**

1. 明治後期における文化財的民家移築工事	-----	99
2. 文化財制度が未成熟な時期に使われた手法	-----	99
3. 民家における工事報告書の発祥	-----	100
4. 鈴屋遺蹟保存会の活動成果	-----	100

**【添付資料】**

別表 1. 国宝・重要文化財修理工事一覧表（明治 29 年-昭和 10 年）	-----	104
別表 2. 国指定特別史跡指定一覧表（平成 18 年 10 月現在）	-----	109
別表 3. 国指定史跡一覧表（平成 18 年 10 月現在）	-----	110
別表 4. 古社寺保存法規則	-----	116
別表 5. 史蹟名勝天然記念物保存法規則	-----	120
別表 6. 本居宣長旧宅移築工事報告書(仮称)原本	-----	123
添付図面. 鈴廼舎移築工事圖面	-----	130

## 【序章】

## 1. 研究背景

近代初期における文化財保護制度として、まず明治30年(1897)に「古社寺保存法」が整備され、奈良京都の社寺建築をはじめ文化財の保護活動が始まった。民家の保護は、大正8年(1919)に「史蹟名勝天然紀念物保存法」が整備されることで「史蹟」として初めて保護の対象となる。本居宣長旧宅は、大正11年(1922)に史蹟(現在は特別史跡)として指定されているが、移築工事は明治42年(1909)に行われている。よって、社寺建築における保護制度は整備されてはいるが、民家の保護制度が整備される前に本居宣長旧宅は移築が行われていることになる。移築の目的は、地元自治体が主導となって地域の偉人宅を保存することとされており、明治後期における保存活動の芽生えをうかがわせる出来事でもある。ただ、本居宣長旧宅が史蹟指定されるのは、事実的に民家の保護制度が成立したすぐ後の大正11年(1922)であるため、移築保存の手法には、文化財的保存を目指した手法が用いられた可能性が読み取れる。また、近代初期における全国的な保存活動の芽生えに関する研究は、当時の活動を記す記録が希薄であるため、現在のところ充分に行なわれていない。よって、本居宣長に関する保存会発足及び、旧宅の移築保存からは、近代初期の保存会活動の芽生えと、民家に対する保護制度が未成熟な時期に移築工事が実施された点において、時代的・技術的に特異な背景から発生した事象である可能性を読み取れる。

また、保存会の活動を支えた鈴屋遺蹟保存会を継承する機関である本居宣長記念館には、現在その移築工事を記録したと思われる「旧宅移築工事報告書(本論での仮称)」が保存されており、鈴屋遺蹟保存会の活動とともに遺蹟保存の活動を明確に記す簿冊(『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』)が存在することが判明した。そのため、建築学的に移築工事で行われた手法を読み取る上でも有力な資料があり、本居宣長記念館のご協力を得ることが実現したことで、明治42年(1909)に行われた本居宣長旧宅移築工事の全貌を明らかにすることが可能となった。しかし、保存会活動を記す明治における具体的な資料が乏しく、上述の簿冊のみが、その当時の活動を読み取ることが出来る唯一の資料となっていることも事実である。また、明治後期における保存会の活動及び、文化財的手法を用いられた移築工事における具体的な研究は、資料及び記録として残っているものが少ないため、現在までに充分に行なわれていないことから、本論の試みは当時の動向を把握するための事例的研究として、学術的な価値は高いものと認識する。

## 2. 研究目的

明治後期に実施された文化財指定建造物の移築事例を元に、移築計画及び遺蹟保存会の活動を明らかにし、文化財的保存を目指した民家における初期の保存手法、計画趣旨を明らかにすることを目的とする。また、明治後期における時代的動向を把握し、「特別史跡 本居宣長旧宅」における建築学的位置付けを行うことを目的とする。

## 3. 研究方法

調査方法は、文献調査と実測調査を主軸に行い、これまでに残されている資料文献と建造物の現状を分析することを試みている。資料は、本居宣長記念館所蔵『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』の簿冊を主軸とし、関連する事項を『建築雑誌』、「新聞記事」などから参照し時代把握を行う。

### 3-1. 文献調査

主軸となる上述の簿冊（図1.）は、昭和24年(1949)に冊子としてまとめられたものらしく、明治39年(1906)から昭和24年(1949)までの書類が綴られている。この簿冊の中に本居宣長旧宅の移築工事報告書と判断される冊子（書名はない。本編では「旧宅移築工事報告書」と称す。）があり（図2.）、当時名古屋高等工業学校教授である土屋純一による詳細な報告がされている。また、「旧宅移築工事報告書（仮称）」とともに“移築計画の図面（添付図面\*\*）”が豊富に添付されている。さらに、明治42年(1909)旧宅移築工事と同時期に作成されたが、実施されなかった計画案と思われる“洋館図面”が存在することも判明した。なお、“移築計画の図面”に関しては、作成年代がはっきりしているが、“洋館図面”に関しては、作成年代及び作成目的が現在、明らかとなっていない。

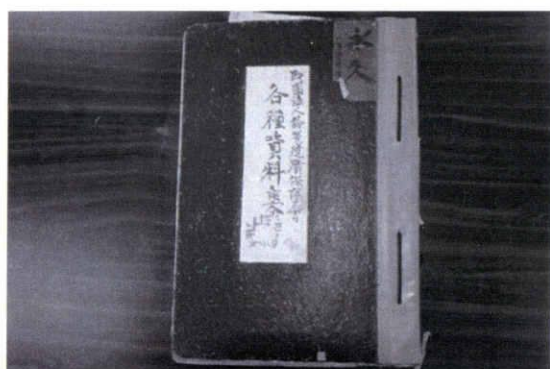


図1. 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』

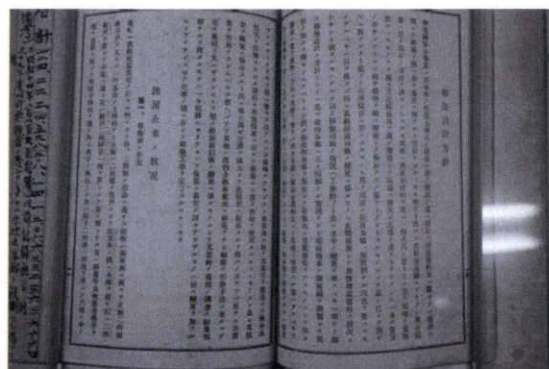


図2. 「旧宅移築工事報告書（仮称）」

### 3-2. 実測調査

実測調査は、本居宣長旧宅が移築された明治42年(1909)から、現在に至るまでの存続過程において、修理改造が行なわれている可能性があるため、その現状把握を行なうことを目的としている(図3.)。実測調査は、上述の移築計画図面と照らし合わせ、さらに資料から読み取ることが出来る修理改造の仕様を考慮しながら、旧宅の変遷図面を作成することも目的としている。



図 3. 実測調査作業風景 (平成 18 年 9 月)

### 4. 論文構成

論文は、以下のように7章で構成する。概略は、1,2章で保存会活動の動向を示し、3,4,5章で移築工事にみられる動向を示す2部構成とし、それぞれについて具体事例として本居宣長旧宅及び、時代的動向を比較しながら記述する。7章総括は、本論全体から分析されることを記述することとする。

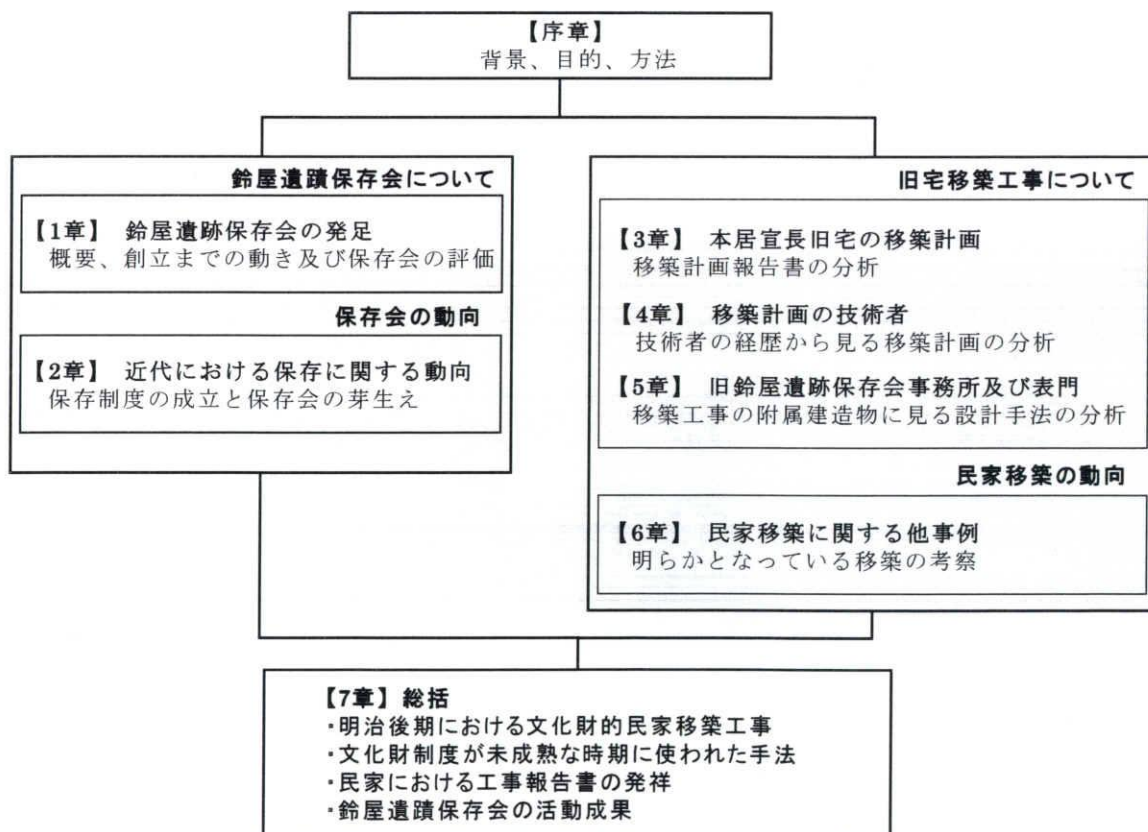


図 4. 論文のフロー

## 【第1章】 鈴屋遺蹟保存会の発足

1. 本居宣長の概要	
1-1. 特別史跡 本居宣長旧宅の概要	
1-1.1. 旧宅の由来	5
1-1.2. 鈴屋書齋	7
1-1.3. 旧宅跡地	8
1-2. 国学者 本居宣長の位置付け	
1-2.1. 生前の活動と評価	9
1-2.2. 近代における評価	12
2. 鈴屋遺蹟保存会の概要	
2-1. 創立	15
2-2. 組織構成	17
3. 鈴屋遺蹟保存会発足のキーマン	
3-1. 地元有志者	18
3-2. 東宮侍講 本居豊穎	18
3-3. 新聞記者 角田浩々歌客	19
4. 鈴屋遺蹟保存会の活動	
4-1. 実施された行事	20
4-2. 建造物の維持管理	22



## 【第1章】鈴屋遺蹟保存会の発足

## 1. 本居宣長の概要

## 1-1. 特別史跡 本居宣長旧宅の概要

## 1-1.1. 旧宅の由来

本居宣長旧宅は、現在松阪城址内に在しているがこれは、明治 42 年(1909)の移築工事によるもので、もともとは現在の松阪市魚町一丁目の商屋が密集する町並にあった。この家屋は、本居宣長が寛保元年(1741) 12 才から死去する享和元年(1801) 72 才まで自宅として住みながら、自身の研究・講釈の場、医業の場として使用していた。本居宣長は、国学者として広く一般的に知られており、これらの業績は殆どこの家屋から生まれたといっている。自身の著書の中にも旧宅の歴史を詳しく述べているものとして『家のむかし物語』\*1が挙げられる。この宣長旧宅ならびに旧宅跡は、大正 11 年(1922)3 月史蹟名勝紀念物保存法による「史蹟」に指定されており、昭和 28 年(1953)3 月には「特別史跡」として指定される経緯となっている。

魚町の旧宅跡地は、承応 3 年 12 月(1654)小津三郎右衛門法名道林(宣長の曾祖父)が西町二丁目から本町に転居した際に、本町の宅地と共に買い求めたものである。旧宅家屋は、その後の元禄 4 年(1691)小津三四右衛門定治(宣長の祖父)が職人町本覚寺にあった隠居を改めて職人町清光寺前に建てて、移り住んだ家屋になる。享保 11 年(1726)本町の本家に遠くて不便とのことから、職人町の隠居所を魚町に移築したものが後の本居宣長旧宅となる。松阪城址内への移築工事の調査において、元禄 4 年(1691)と享保 11 年(1726)の 2 つの棟札が発見されており、前者は職人町での建立、後者は魚町への移築時のものと解釈されている\*2。そのため最も古い建立年代として元禄 4 年(1691)ということがいえる。また、旧宅の復原については、移築が現在までに 2 回行なわれていることと、改修改造が記録に残っているだけでも何回か行なわれていることもあり、原形を探るに足る有力なすべが無いことから、現在その試みは充分に行なわれていない。



図 1-1.特別史跡 本居宣長旧宅 (平成 18 年)

## 特別史跡 本居宣長旧宅

所在：松阪市殿町 (旧所在地：松阪市魚町)

形式：町屋、切妻造、棧瓦葺

建立年代：江戸時代中期

国史跡 大正 11 年(1922)3 月 8 日指定

国特別史跡 昭和 28 年(1953)3 月 31 日指定

魚町に移築されたのは享保 11 年(1726)であるが、旧宅は当初、小津家 4 代定治(宣長祖父)が居住していたとされている\*2。宣長が家屋に移るのは、延宝 5 年(1740)定利(道樹・宣長実父)没後の翌享保 14 年(1741)であり、母勝子・宣長・弟姉 3 人が本町の本宅から移り住んだ。宣長没後は、息子春庭から始まり、有郷、信郷三代を経て、当主清造が東京へ転出するまで(明治中頃)本居家が居住していた。その後の旧宅は、借家として使われるようになり、明治 37 年(1904)1 月まで清造の実兄・高尾九兵衛が居住し、移築工事まで本宅、裏座敷をそれぞれ人に貸していた(図 1-3.)。

本宅の間取り構成は、中庭を街道側に持つ変形の 2 列 4 室型となっており(図 1-2.)、通土間部分を棟折とした町屋形式の構成である。変形とは、正面入口に土間敷があり左側に店の間、土間敷から右側に中庭があることからである。中庭には、一端外部空間に出て、新たに奥の通り土間に接続するという構成となっていることから、不特定多数の人が出入りする空間としては、居住性を考慮すると有効であることが考えられる。間取り構成

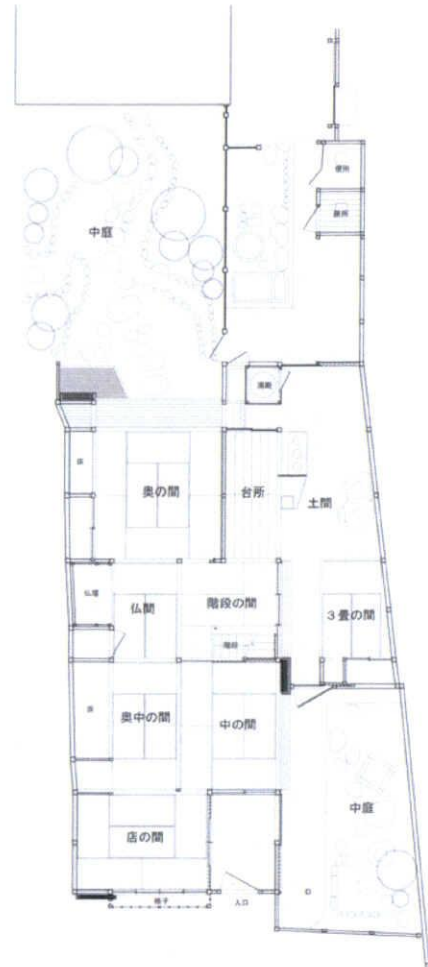


図 1-2. 本居宣長旧宅平面図 1/200 (平成 18 年 1 2 月現在)

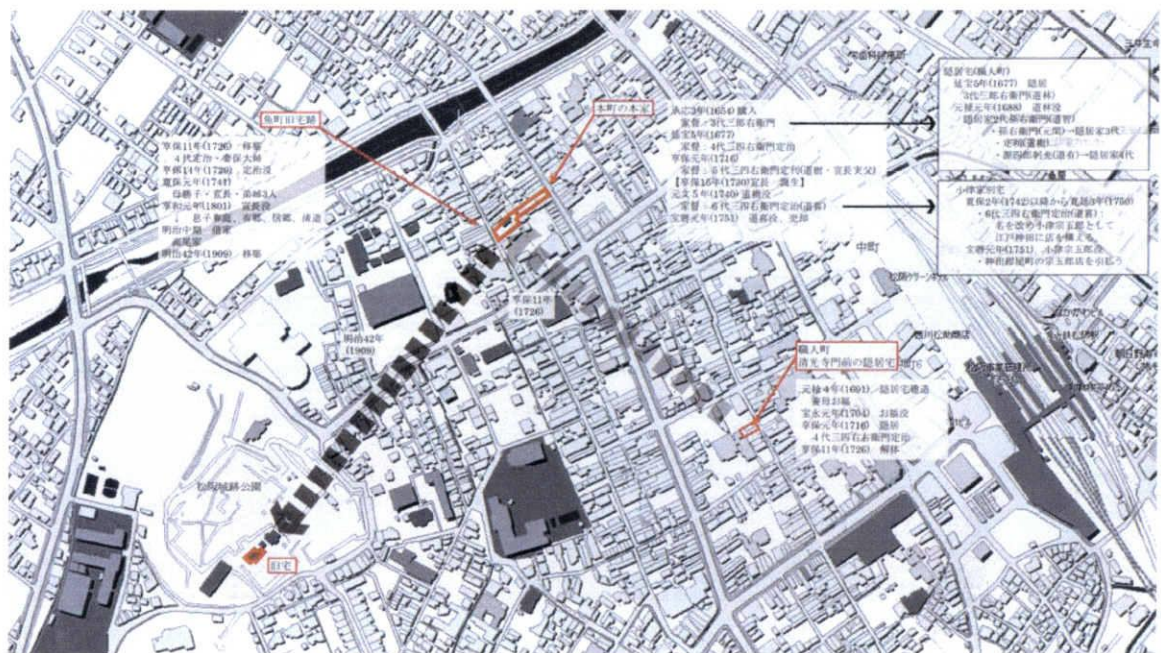


図 1-3. 本居宣長旧宅の変遷\*2,\*3,\*4

としては、『先賢と遺宅』\*5によると、「入口の土間のある處は商法を営まぬ家でも見世と言ひ、見世より上るのは手代で、客人や主人の上り口はお家と稱し、土間からこのやうに一旦中庭に出てその次の座敷へ上がるのである。又主婦家族は臺所より上るので、これ等は伊勢地域の昔よりの定めで今も猶嚴守せられてゐる風習であるから、この家もその習慣に従つたものであらう。」とあり、伊勢地域には、習慣として主人と家族の上り口が違う風習があったことが言え、それを可能とする間取りとして、旧宅の構成は周辺地域における一般的な間取りであることがうかがえる。しかし、旧宅の間取りは、松阪地方に見られ間取りではなく、その原形の由来が現在のところ判明できていない。なお、旧宅の屋根勾配は、3.4 寸勾配となっていることから、現在棧瓦葺きであるが板葺きであったと考えられる。

旧宅が松阪城址に移築されたのは、明治 42 年(1909)12 月であり、工事は鈴屋遺蹟保存会により行われている(表 1-1)。保存会は、明治 39 年(1906)に旧宅移築保存を目的の一つとして結成され、その後工事を完了させている。移築後、保存会は昭和 17 年(1942)に財団法人鈴屋遺蹟保存会として改組し、昭和 45 年(1970)の本居宣長記念館開館へと保存活動を継承し、現在までに至っている。その間に、保存活動として、建造物維持・本居宣長の普及等を目的とした活動を行なっている。尚、保存会の活動内容は第 1 章 2 項において記述するものとする。

表 1-1. 旧鈴屋遺蹟保存会事務所関係年譜\*6

和暦	西暦	事項
M38.11.17	1905	明治天皇、日露戦争戦勝報告のための伊勢神宮参拝時、本居宣長旧宅保存のために金500円下賜(翌年9月10日交付)
M39.8	1906	有松英義三重県知事が発起人となり、鈴屋遺蹟保存会結成(会長:有松知事、幹事長:甘粕春吉飯沼郡長、幹事:長谷川治郎兵衛門他12名、監査:小津清左衛門)
M41.12.27	1908	魚町・本居宣長旧宅の実測調査に着手(設計・監理:土屋純一名古屋高等工業学校教授、奥野榮藏神宮司庁技手)
M42.2	1909	本居宣長旧宅の解体工事着手
M42.10.4	1909	山室山神社で本居宣長旧宅移築竣工奉告祭挙行
M42.12	1909	鈴屋遺蹟保存会事務所・倉庫他の付帯工事完工(総工費15,491円余)
T11.3.8	1922	本居宣長旧宅・旧宅跡 国史跡に指定
S17.2.17	1942	宇治山田市堀木ウタ氏の寄付(4万円)を受け、財団法人組織化を決議
S17.3.10	1942	財団法人鈴屋遺蹟保存会(理事長:後藤精松飯沼市長)設立認可
S25.2.15	1950	本居清造氏、本居宣長旧宅を松阪市へ寄贈
S28.3.31	1953	本居宣長旧宅・旧宅跡 国特別史跡に指定
S31.10.25	1956	本居清造氏、本居宣長旧宅跡・春庭旧宅・土蔵等を松阪市へ寄贈
S41.3.3	1966	本居宣長旧宅・鈴屋遺蹟保存会事務所等の補修完工
S45.11.5	1970	本居宣長記念館開館に伴い、鈴屋遺蹟保存会の事務所移転
S48.3.27	1973	本居宣長旧宅の防災設備工事完工
S63.4.1	1988	旧鈴屋遺蹟保存会事務所を改修し、「桜松閣」開所

### 1-1.2. 鈴屋書齋

旧宅の要となる書齋は、天明 2 年(1782)宣長が 53 才の時、物置として使用していた小屋裏を改造し、2 階部分として増築したものである。翌年 2 月に竣工した後、3 月 9 日に門弟を集めて歌会が行なわれており、その時に鈴屋と名付けたとされている\*4-1。この鈴屋こそ本居宣長が 35 年間研究に没頭



図 1-4. 鈴屋書齋内部

し、大筆『古事記伝』をまとめた、『源氏物語玉の小櫛』で代表される古典研究『直毘霊』や『玉くしげ』のような古道哲学の研究、さらに『玉勝間』等随筆やその他の歌文等、文芸作品が執筆された場所である\*4。部屋は四畳半で、南側に開かれた窓から中庭を見下ろすことの出来る場所につくられている。

### 1-1.3. 旧宅跡地

現在、本居宣長旧宅と共に特別史跡に指定されている旧宅跡地は、旧宅がもともと在していた松阪市魚町に現在もそのまま残されている。敷地は、塀によって囲まれており入口門が設置されており、敷地内には、建造物として土蔵・春庭旧宅が残され、名残として表南東側の中庭を囲っていた高塀が模造されている。他には、敷地内の植栽、井戸、旧宅の礎石が当時のまま残されている。礎石は、白砂利によって敷きつめられ当初の位置を示している。旧宅が建っていたであろう方位については、現在移築されている松阪城址内の旧宅とほぼ同じ方位となっている。国史跡の指定は、旧宅と同じ大正11年(1922)3月8日に指定され、その後昭和28年(1953)3月31日に特別史跡として指定されている\*7。また、敷地内の春庭旧宅と土蔵に関しては、昭和42年(1967)6月22日になってようやく特別史跡として指定される\*7。



図 1-5. 本居宣長旧宅跡

#### 特別史跡 本居宣長宅跡

付 本居春庭旧宅・土蔵

所在：松阪市魚町

地目：宅地

国史跡 大正11年3月8日指定(宣長宅跡)

特別史跡 昭和28年(1953)3月31日指定(宣長宅跡)

特別史跡 昭和42年(1967)6月22日指定

(春庭旧宅・土蔵)

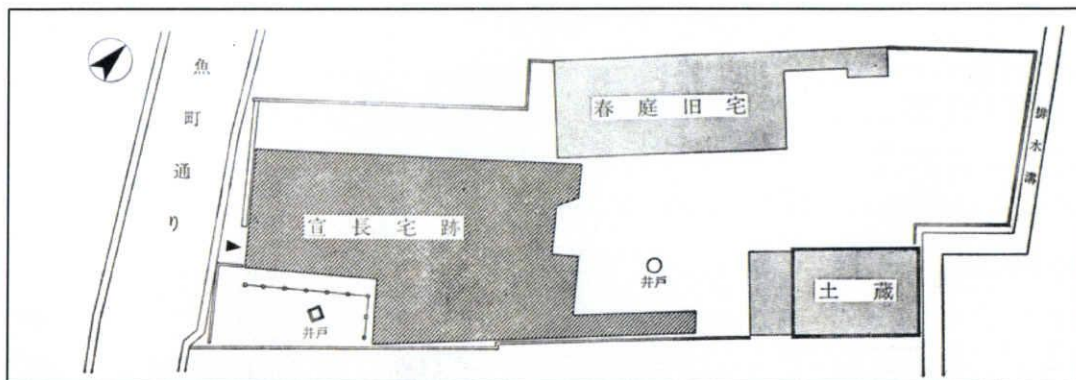


図 1-6. 本居宣長旧宅跡配置図

## 1-2. 国学者 本居宣長の位置付け

### 1-2.1. 生前の活動と評価

本居宣長生前の国学者としての位置付けは、『國史大辭典』\*8を引用することでその定義をしていく。以下は、文献\*8を引用したものである。

本居宣長（1730-1801）は国学者として、広く一般的に知られており特に著書『古事記伝』を余生に復活させたことが偉業とされている。享保15年(1730)5月7日、伊勢国飯高郡松坂に彼は生まれる。父は小津定利、母は勝。生家は木綿商で、宣長11才の時に父が没した際に、家は義兄が継ぎ、宣長は19才で伊勢国山田の紙商今井田家へ養子に出された。しかし、幼少より読書を好み、学者肌であった宣長は、家業に身が入らず、21才の時、養家を離縁になって実家に戻る事となる。翌年、義兄が没して、宣長が家を継ぐことになったが、宣長の資質が商人に向いていないことを見抜いた母の勧めによって、医師として身を立てることを決意し、23才の宝暦2年(1752)3月、医学修業のため京都に上った。京都において、まず堀景山に入門して漢学を学び、ついで堀元厚・武川幸順に医学を学んだ。景山は学統としては朱子学派に属するが、荻生徂徠の儒学説に親近して柔軟な人間観・文学観を抱懐し、また国学に関心が深く、契沖の著述を尊重していた。景山を通じて徂徠と契沖の学問に接したことは、以後の宣長の学問・思想の形成の上で重要な意味を持っている。特に契沖の斬新な古典研究の影響は大きく、宣長を国学に向かわせる契機となった\*8。

宝暦7年(1757)、松坂に帰って医師を開業するが、その一方で国学にも本格的に取り組むようになり、研究と門人の教育に従事した。翌8年(1758)から『源氏物語』を開講したのをはじめ、『万葉集』『古今和歌集』『新古今和歌集』『伊勢物語』『日本書紀』などを取り上げた。宝暦13年(1763)5月、かねて『冠辞考』などの著書を読んで敬慕していた賀茂真淵(1697-1769)が、大和旅行の帰途、松坂に立ち寄ったのを訪ねて、生涯にただ一度の対面を遂げた。そして、宣長35才の翌明和元年(1764)正月、江戸の真淵に入門の誓紙を送って正式に入門した。しかし、真淵に入門する以前までに『源氏物語』の評論である『紫文要領』、歌論『石上私淑言』を書き上げており、この二著にはこの後の宣長がより精密な形で展開する特徴的な主張がほぼ出揃っているため、宣長学の骨格は、真淵入門以前、独学の段階ですでに固まっていたとされている\*8。

真淵に入門後は、『古事記』を中心とする上代の文献に関心が向けられるようになり、『古事記伝』の執筆に取りかかったのは、入門直後の明和初年と考えられている。以後、35年を費やして、この畢生の大著は69才の寛政10年(1798)に完成した。国学者としての名声も次第に揚がり、伊勢のみならず諸国からの入門者が相ついだ。『授業門人姓名録』には、没するまでに500名を超える門人が記載されている。また、天明7年(1787)松坂の藩主徳川治貞に為政者の心構えを説いた『秘本玉くしげ』を献上する、寛政4年(1792)には治貞の後を継いだ治宝に松坂在住のまま召し抱えられ、同6年(1794)・10年(1798)・12年(1800)

には和歌山に赴いて、藩主の御前で古典の講義を行うなど、政治に対しての教育者としても関わっていることがわかる。この教育者の立場としては、本居宣長の遠縁であり孫孫弟子である本居豊穎(1834-1913)においてもみられ、明治29年(1896)東宮侍講に任ぜられ皇太子(大正天皇)の教育にあたっている。享和元年(1801)9月29日、72才をもって没後、家は実子の春庭が失明していたため、養子大平が継ぎ、大平は和歌山藩に仕えた\*8。

宣長の学問は、大きく(一)文学説、(二)語学説、(三)古道説の3つの分野に分けてとらえることができる。以下はそれぞれの分野ごとにその評価を記述する。

#### (一) 文学説\*8

『紫文要領』と『石上私淑言』が代表的な著述で、有名な「物のあはれを知る」の説が詳述されている。「物のあはれを知る」とは、喜ぶべきことに出会ったら喜び、悲しむべきことに出会ったら悲しむという素直な心の持ち方のことで、宣長は、いかに女々しく見えようと、それこそが人情の真実であると主張する一方で、儒教や仏教がうるさく道徳を説くのは、人情の真実を抑圧し、偽善を強制するものであるとして、厳しく批判した。この主張は、『源氏物語』や古来の和歌が、道徳的には許されない恋を好んで取り上げていることを、文学の目的は、道徳を教えることではなく、「物のあはれを知る」心を養うことにあるとして擁護する議論へと展開する。それは、人間を情の面からのみとらえるという欠点を含みながらも、文学を中世以来の道徳的文学観から解放する、画期的な文学論であった。文学関係の著述としては、他に注釈書『新古今集美濃の家づと』『古今集遠鏡』、『紫文要領』を増補改定した『源氏物語玉の小櫛』などがある。

#### (二) 語学説\*8

古語の実証的な研究が宣長の学問の1つの柱となっているのは、古典の正確な読解のためには古語についての正確な知識がなければならないという考え方に基づくもので、これには荻生徂徠の古文辞学からの示唆があった。主要な業績に、『てにをは紐鏡』『詞の玉緒』において、「係り結び」の法則を明らかにしたこと、『字音仮字用格』において、五十音図のオ・ヲの所属が鎌倉時代以来誤っていたのを正したことなどがあり、また『古事記伝』をはじめとする注釈書類には、古語の意味・用法についての卓抜な見解が多数含まれている。しかし宣長の語学説には、国学者の通弊として、日本語を優秀な言語とする非合理的な価値判断がまつわりついていて、それが実証主義の徹底をさまたげていることが指摘されている。

#### (三) 古道説\*8

「物のあはれを知る」の説にすでに見えていた、儒教・仏教への批判とわが古代文学に現れている心情の純粋性への賛美とが、独特の神道として理論づけられたものである。

『古事記伝』の序論として著された『直畏霊』や『馭戎慨言』『葛花』『玉くしげ』などの著述に述べられる。すなわち、儒仏の道徳的強制を人情の自然を抑圧する作為としてしりぞけ、ありのままを尊重するという思想が、儒仏に代わるわが国固有の「道」にま

表 1-2. 国学者樹形図 \*8



\* 黒字ゴシックは、国学四大人(シタイジン)

で上昇し、万事を神のはからいと受けとめる新道として規範化された。具体的に、『古事記』に伝えられている皇祖神を中心とした神々の事跡をそのまま道の現れと見なし、そのような神々をいただくわが国を万邦無比の国と信じ、皇祖神の子孫たる代々の天皇に絶対服従すべきことを説く。

以上の3つの分野が一体となって、宣長学という膨大な体系を作り上げており、質的

にも量的にも国学の頂点をなしている。その学問と思想は、柔軟な人間観、徹底した思索、博搜の実証主義が発揮された側面においては、今日の国文学・国語学・国史学の研究にもなお刺激を与える偉大な業績を上げているが、非合理的な側面においては、幕末から明治にかけて、偏狭な国粹主義に根拠を提供するという禍根を残した。宣長以後は、この膨大な体系をよく一人で支える門人はなく、文学説は石原正明・藤井高尚など、語学説は本居春庭・鈴木胤など、古道説は宣長没後の門人を自称する平田篤胤などと、分割して継承された\*8。

### 1-2.2. 近代における評価

本居宣長没後の近代における評価としては、宣長没後百年祭を契機とする宣長に対する地元住民の偉人への再認識に焦点を絞ると読みとることが出来る。また、明治26年(1893)3月29日\*9に松坂町において大火が発生したことも踏まえることも必要となる。宣長翁百年祭の企画に大きく貢献したのが当時郡長である橋本三郎とされている\*4-2。橋本郡長は、宇治山田の出身であるが当時松坂町魚町に寓居しており、歌学に長じ造詣が深かったことから本居宣長に対し関心が深かったとされている\*4-2。明治34年(1901)の没後百年という節目に、本居家をはじめ鈴屋門下や、山室山神社世話掛が皆企画にかかわり盛大に行われた。百年祭には、官民多数の参列の元に式典が行われ、参列者は数千人と言われている。また、それに伴い全国から和歌の詠進があり、その数二千四百余首とされている\*10ことから、盛大に行われたことを察することが出来る。また、『伊勢新聞』の記事には、東宮殿下の下賜金として「東宮殿下には本居翁一百年祭執行の趣き聞召され、侍講本居豊穎氏へ金百圓御下賜相成たるに付同氏より更に山室山神社へ寄贈せられたりと」とあり、東宮殿下(大正天皇)の関心の高さを読み取ることが出来ると共に、本居豊穎の百年祭への影響力がうかがえる。

山室山神社とは、現在の本居神社であり、明治7年(1874)山室山の宣長の奥墓の傍らに社殿を造り、宣長を主神とし、あわせて平田篤胤を祀った神社である。近代における宣長の評価は、この山室山神社からはじまる宣長顕彰の動きからはじまる。神社は、まず明治4年(1871)に川口常文(飯高郡大足村)、野呂萬次郎(美濃国御嵩村)が宣長翁の遺徳を敬慕し、曾孫本居信郷(魚町)門弟の久世安庭(殿町)、岡村美啓(殿町)、垣本安基楽(駅部田)等と共に、山室山の宣長の墓側に祠を建て祀った\*4-3ことから始ま

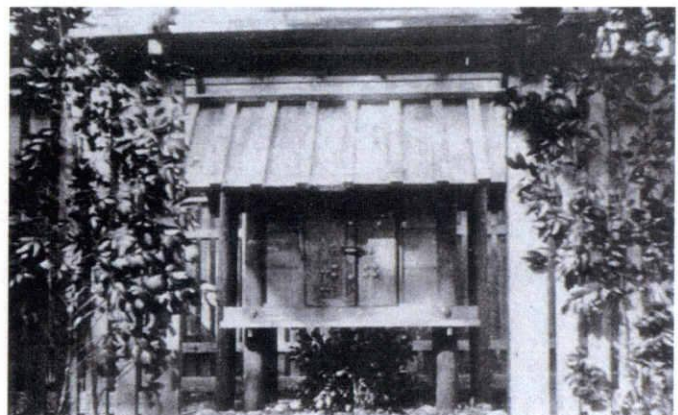


図1-7. 山室山神社 明治8年造営時  
(本居宣長記念館所蔵)



る。明治7年(1874)宣長の曾曾孫・本居豊穎、本居信郷より、官に靈祀造営願が提出され許可を得る。さらに墓側に祠殿を建て、祭祀の儀を行なうことを追願して許可されている<sup>\*12</sup>。社殿は、明治8年(1875)3月21日に竣工し<sup>\*12</sup>、遷座式では宣長の御正体は本居信郷が奉戴して、平田篤胤の御正体は野呂萬次郎が奉戴して行なわれた

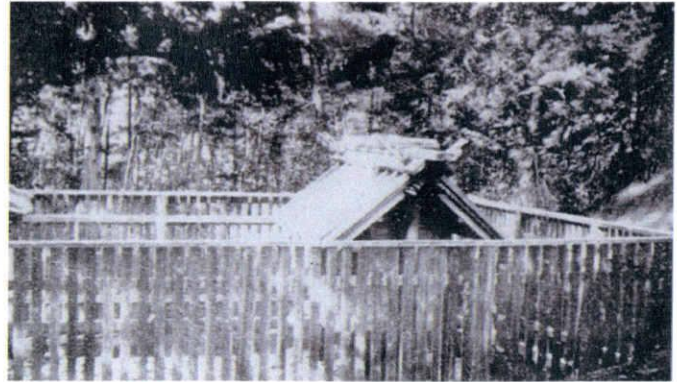


図1-8. 山室山神社 明治15年改造後  
(本居宣長記念館所蔵)

<sup>\*4-3</sup>。神社は、本居宣長と平田篤胤が祀られているが、平田篤胤合祀に関しては当初学者間で異論があったという。しかし、野呂萬次郎、前納包廣等が強く主張したため結局相殿に祀られることになり、社名は本居神社の予定だったものが地名を取り、山室山神社となった<sup>\*4-3</sup>。よって、現在の本居神社と名称されるようになるのは、神社移転後の昭和6年(1931)からとなる。移転後とは、山室山神社社殿は当初、花岡町山室の宣長墓側にあったが、その後明治22年(1889)殿町追手筋(元奉行所跡、現在の松阪市役所)に、さらに大正4年(1915)に松阪神社と地続きとなっている現在の場所(四五百の森)に移転されているためである<sup>\*13</sup>。尚、最初の移転前の明治13年(1880)明治天皇が初めて三重県御巡幸した際に、明治10年(1877)「西南の役」の遺族への慰労金を賜るばかりでなく、結城宗広(津市結城神社)と本居宣長の墓を共に勅使・侍従富小路敬道が遣わされ、社域拡張について金一封を賜わっている<sup>\*4-3</sup>。

明治天皇の御下賜金をうけて、明治14年(1881)本居豊穎、本居信郷、平田胤諸(平田篤胤の長子)が主唱となり、川口常文、野呂萬次郎をはじめ40余名の有志がはかって、社殿改築と参道の拡張を計画して資金を募っている<sup>\*4-4</sup>。しかし、この計画は奥墓に接近して場所が狭いうえに参道が険しくて支障が多いことなど問題となり、中止となる<sup>\*4-4</sup>。翌15年(1882)4月、殿町追手筋に移転改造の事を出願し、5月10日許可されている<sup>\*4-4</sup>。明治20年(1889)8月13日、山室山神社では神社改造掛を委嘱し、岩出重次郎が信徒総代世話係兼金銭出納係となり、他に、世古莊次郎、村田佐右エ門、水谷半助、増田新兵衛、中村平三、清水長兵衛、

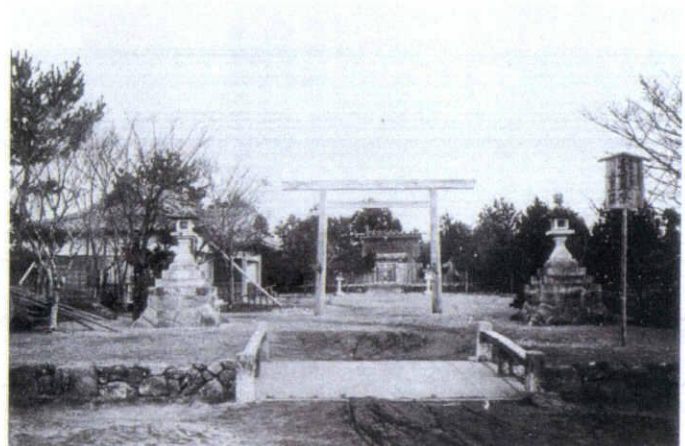


図1-9. 山室山神社 明治22年移転時  
(本居宣長記念館所蔵)

四方彦兵衛、杉山孝次郎、吉田吉兵衛の9名(全員魚町住)が委嘱される\*4-5。そして、同年8月16日より、首唱者を川口常文、飯高飯野郡長土居光華とし、山室山神社の移転のための地固め作業に取掛かり、棟梁などもその頃に決定していることがわかる\*14。同年10月22日には、川口常文、土井光華によって寄付を請願する会議が持たれ、松阪の商家(三井・小津・長谷川・長井家)をはじめ、市街の有力者、各町の連合会議員等50余人の出席を得て、社殿の修理新築費の概算約三千円の寄付を求めている\*4-5。さらに、川口常文が山室山神社を創祀して今日までの経緯を懇々と述べたのを一同感激し、「今後要する所の費額概算金二千円は松阪市街丈にて負担すべし」、「本月中には同市街各町より必ず三名づゝの惣代を撰挙して、募金其他の雑事迄一切分担せしむべし」と即決している\*15。これは、本居宣長が神徳に値するとはいえ、いかに川口・土居両氏の熱意が込められていたかがうかがえ、結果として一同団結に至ったということを記述しているものである。翌21年(1890)11月23日、山室山神社建築材の請負入札を伊勢新聞が広告していることも確認でき\*16、造営工事完了後の明治22年(1889)7月、地鎮祭が行なわれている\*4-5。



図1-10. 川口常文\*4

一連の山室山神社創祀に尽力を注いだ川口常文は、創祀前は八羽光穂(本居春庭の高弟)の門に入り、牧戸荷亭に従い漢字を学んでいる\*4-6。生まれは、飯高郡松尾村大字大足であり、熱烈な皇国敬神の思想の持主で、南朝関係の英霊並びに国学者の御霊を祀ることに生涯献身的に尽力したとされている\*4-6。また、川口は明治22年(1889)山室山神社を移転させた後、同25年(1892)10月9日に鎌倉宮遷宮式に参列し、鎌倉において死去している\*4-6。

山室山神社に関しては、殿町(現在の松阪市役所)に移転された後、明治33年(1900)に山室山保存会が登場する\*17.\*18。神社が殿町に移転された後(1889以降)は、山室村民は旧殿(飯南郡花岡町山室)の片付けをこぼみ、毎年行なっていた参道の修復も行なわれず、荒れたままにされていた\*4-7。そして、この事態に向けてか、明治30年(1897)神宮皇學館有志「山室山献桜会」により、山室山神社遷座後の荒廃した奥墓の整備を訴える趣意書が出されている\*19。また、『三重新聞』\*17には、本居清造がこの荒れた旧殿の状態を知り、明治34年(1901)宣長翁百年祭に相当することを機会に山室山神社の修補改修・永遠の維持方法を確実にする・その為の工事費の蓄積を計るな

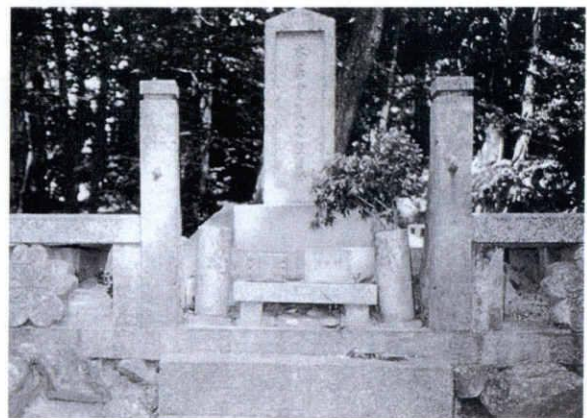


図1-11. 本居宣長奥墓\*4

どの目的を掲げ、山室山保存会なる組織を結成したとある。さらに、組織結成の後、花岡町妙楽寺に同会事務所を置き規則等を議定し、改修道路は幅九尺として来年(1901)3月に完成する予定であると記述されている<sup>\*17</sup>。宣長翁百年祭の企画がいつから計画されるようになるのかは、現在明らかとなっていないが、山室山保存会発足に関して「山室山献桜会」の趣意書が明治30年に出されている

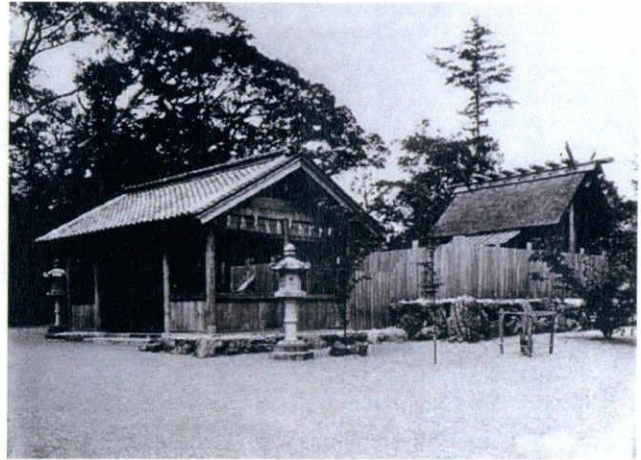


図 1-12. 山室山神社 大正4年移転当時<sup>\*4</sup>

こと、『三重新聞』<sup>\*17</sup>の記事が明治33年(1900)11月16日付となっていることから、明治30年に入ってから百年祭開催に向けての動きがあったことは読み取ることが出来る。

以上のことから、百年祭開催には、宣長門下の他にも山室山神社創祀の一連の地元有力者が関与し、計画にたずさわっていたことと、後押しとなった御下賜金を賜った宮家の背景に侍講本居豊穎のつながりが存在したことなどが関係していたことが読み取れる。このように、本居宣長に対する評価は百年祭にして高潮し、その後の明治39年(1906)遺蹟保存会発足へとつながる。また、明治27年(1894)の松坂大火が旧宅の存続危機を物理的に知らせ、百年祭の実現とその後の活動の源となるようなきっかけとなったことがいえる。近代初期におけるこのような動向は、地元偉人の遺産を後の世代にも残していく動きとなり、保存活動の芽生えとなった。これは、日本におけるナショナリズムの目覚めといえ、本居宣長に関しては、その一つの成果として、国学者本居宣長が再評価されることがわかる。



図 1-13. 明治34年宣長翁百年祭<sup>\*32</sup>

## 2. 鈴屋遺蹟保存会の概要

### 2-1. 創立

鈴屋遺蹟保存会は、明治39(1906)年8月に創設され、旧宅の保存、記念文庫、管理施設の建設を目的として結成された組織である。近代における本居宣長復興の動きは上述したとおりであるが、同保存会創設のきっかけとなった事件は明治26年(1893)3月29日の松坂町大火であることが考えられる。大火は、旧宅(魚町一丁目)のすぐ側の魚町2丁目から出火し、松坂町の市街地の殆ど(焼失家屋1,318戸、神社5社、寺院6ヶ寺、官公庁

4ヶ所)<sup>\*4-8</sup>を焼き尽くした記録がある。幸い、旧宅は風上であったため難を逃れたが、本居宣長生前の偉業を伝える物理的な危機を町民に知らしめた事件となった。その後、明治34年(1901)に宣長翁百年祭が行われ、同38年(1905)になるとさらなる保存活動への転機が起こる。昭和24年4月に書かれたとされている「財団法人鈴屋遺蹟保存會經營ノ梗概」<sup>\*20</sup>によると「明治三十八年十一月明治天皇伊勢神宮觀■ノ御當松阪市ガ老百五十餘年ノ昔生シダ本邦國學ノ泰斗本居宣長ニ對シ從三位ヲ追贈セラレ更ニ其ノ遺蹟保存會ノ資トシテ御内帑金五百圓ヲ下賜サレタノデ……明治三十九年八月鈴屋遺蹟保存會ヲ創立シ汎ク全國ニ醜金ヲ募リ貳萬六千餘年ノ資金ヲ以テ」とあり、明治天皇から下賜された五百圓は保存会資金として賜り、結果的に活動資金として使っていることが読み取れる。明治天皇は、同年日露戦争戦勝報告のために伊勢神宮に参拝し、策命使として三重県知事が宣長の奥墓を代参している<sup>\*4-9</sup>。また、「昭和23年度財団法人鈴屋遺蹟保存會要覽」<sup>\*21</sup>によると「本會ハ曩ニ明治天皇ガ保存ノ資トシテ御内帑金五百圓ヲ下賜サラレシヲ機トシ」とあり、保存会創立の契機は明治38年(1905)明治天皇から御下賜金を賜ったことにあると、後の保存会は認識していることが読み取れる。

創立目的は、明治39年8月当初の「贈從三位本居宣長大人遺蹟保存會趣旨書」<sup>\*22</sup>によると、「先生の遺品と、現在の遺跡と、併せて、之を永遠に保存し、以て國民教育の活材料■供し、先生の苦學精勵尊王愛國の感化をして、長へに國民の上に在らしめんと欲す。」とあり、具体的な活動内容については書かれていないが、後の大正15年(1926)7月28日の会則改正<sup>\*23</sup>では、「本會ハ贈從三位本居宣長大人ノ舊宅及宅跡並遺墨遺品ヲ保存シ翁ノ宏徳ヲ永遠ニ維持發揚スルヲ以テ目的トス」とある。これにより、大正15年(1926)に宣長の遺蹟遺品を維持していくことが確定されていることが読み取れ、創立当初においても、旧宅及び遺品の保存を設立目的としていたことを読み取ることが出来る。ただ、設立当初は、旧宅保存に関しては揚げられてはいるが、旧宅の移築による保存に関しては特に揚げられていないことを記述しておく。それは、明治39年(1906)8月の保存會趣旨書<sup>\*22</sup>の募集金額内訳からもわかる(表1-3)。

表 1-3. 鈴屋遺蹟保存会創立当初の募集金額

募集金額		内訳	
金	參千圓	遺蹟保存費	
金	壹萬五千圓	記念文庫建設費	
金	壹萬圓	維持基金	
金	貳千圓	諸雑費	

\*「財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集」  
贈從三位本居宣長大人遺蹟保存會趣旨書 M39より

保存会は、当時三重県知事有松英義を会長、事務官を副会長におき、役員を選出し、三重県飯南郡役所内に事務所を置くとされている<sup>\*24</sup>。なお、組織構成は、次項で記すとする。また、現在の本居宣長記念館の落成式における本居弥生(宣長6代目)のあいさつ<sup>\*25</sup>では、「先代清造が三十九年に鈴屋遺蹟保存会をつくり、松阪の皆さんの協力で鈴屋をはじめ立派に保存されてきたが…」とあることから、保存会発足には、地元有志者及び、遺族によって結成されたことが読み取れる。なお、「先代清造」とは、本居宣長直系の5代目である。

2-2. 組織構成

創立時の組織構成は、有松英義知事他 53 名が発起人となり、徳大寺実則他 77 名が賛同して結成された。賛助人としては、三上参次、上田萬年をはじめ研究者の賛同も得られていることがわかる。また、発起人は、小津清左衛門、長谷川治郎兵衛をはじめ地元有力者が参加していることが保存会名簿からわかる（表 1-4）。なお、土木・建築各種の有識者として、原静雄・佐藤功一両氏が発起人として賛同している。

表 1-4. 鈴屋遺蹟保存会組織構成\*24

明治39年8月発起人

石井新太郎	乾 九平	石井義性	生駒恭人
今村眞橋	乾 久三郎	稲葉徳三郎	今野東吾
原 静雄	濱田盛義	長谷川治郎兵衛	西 松二郎
西塚宗吾	堀木斎右衛門	星合政輔	堀内鶴雄
堀江門次郎	千野郁二	太平孝則	岡 耕三郎
大山元史	長 英生	大谷嘉兵衛	小津清左衛門
大村福五郎	神川 節	籠井 徳藏	加藤行海
加藤秀一	川村 寛	川田茂通	吉田嘉一郎
田中次郎	田村左衛士	高櫻純之助	高橋俊倉
竹田喜太郎	鶴田丘一	根岸福彌	長井九郎左衛門
村井恒藏	上野録二郎	野村盛賢	栗田寛治
黒川佐太郎	桑原芳樹	藤井長藏	福井録吉
出口文兵衛	秋鹿見橋	有松英義	有田義資
安保庸三	足立次次郎	甘粕春吉	佐藤功一
北原保重	北野孝一	湯地幸平	水谷兵四郎
宮城庄三郎	弘田正郎	森谷三雄	杉阪源兵衛

賛助人

正三位 男爵	岩倉具定	従三位 男爵	茨木惟昭	従四位 文学博士	井上哲次郎
従五位 子爵	石川成秀	正六位 文学博士	井上頼團		乾 逸太郎
正三位	濱尾 新	従五位 文学博士	芳賀矢一		濱田國松
正六位 法学博士	仁保龜松	正五位	北條時敬	従一位 侯爵	徳大寺實則
正四位	徳川頼倫	従五位 伯爵	藤堂高紹	正三位	尾崎行雄
従五位 文学博士	荻野由之	従七位 文学博士	大槻文彦		大井卜新
	饗庭興三郎	正三位 男爵	渡邊千秋	従二位 子爵	香川敬三
従四位	加太邦憲		川村 暉		川口和太郎
従四位	吉原三郎	正二位 子爵	田中光顕	正三位 男爵	高崎正風
従三位	田邊輝實	正四位	武井守正	正六位 文学博士	田中義成
正五位 文学士	坪井九馬三	文学博士	坪内雄藏		辻 寛
	土屋源一郎	正三位 侯爵	中山孝磨	正四位	中村雄次郎
正五位 文学博士	中島力造	従四位 文学博士	上田萬年		海野謙次郎
正五位	栗原亮一	従三位	山縣伊三郎	従三位 理学博士	山川健次郎
従二位 伯爵	松浦 詮	正三位 男爵	前島 密	従三位	牧野伸顕
従五位 子爵	松平定晴	文学士	松本愛重		松本恒之助
従二位 子爵	福羽美静	正四位	藤田四郎	従四位	古荘嘉門
従五位	福原隼二郎	従六位	藤岡好古	従四位	足立正聲
従五位	青木良雄	正二位 侯爵	佐々木高行	正六位	澤田重遠
	佐々木信綱		澤 重次郎		佐藤邦光
従三位 伯爵	清棲家教	従五位 文学博士	木村正辭		木村誓太郎
従三位 子爵	三室戸和光	正五位 文学博士	三上参次	正五位 法学博士	水野鍊太郎
正六位	宮地嚴夫		宮本吉右衛門	正四位 文学博士	重野安禪
正五位	志賀重昂	従七位	篠田時化雄	正二位 伯爵	東久世通禧
従五位	樋脇盛苗		平田盛胤	従五位	森 正隆
正三位 男爵	千家尊福	正五位	世古祐次郎	従五位	鈴木 隆

### 3. 鈴屋遺跡保存会発足のキーマン

#### 3-1. 地元有志者

保存会発足のきっかけとなった人物は、まず魚町の有志者であった山室山神社世話掛が考えられる。彼らは、明治 26 年(1893)3月 29日の松坂町大火がきっかけとなり旧宅の危機を察知し、旧宅の保存方法について討議し、その意見をまとめて町役場や郡役場へ出かけて町長や郡長と協議を重ねている\*4-8。このメンバーの中には、岩出重次郎という人物がいる。岩出は、保存会発足メンバーには入っていないことを見て取れるが、事業資金の造成に協力している\*4-10。岩出は、明治 20 年(1889)に山室山神社世話掛の信徒総代世話係兼金銭出納係に任命され、上述の川口常文没後の明治 25 年(1892)以降は、その意志を受継ぎ、山室山神社の維持にあたっていたと思われる。また、岩出は、明治 22 年(1889)に魚町の区長代理となり、同 23 年(1890)から同 40 年(1907)まで区長を務めている。そして、旧宅移築工事の際には、明治 41 年(1908)12 月 27 日実測が開始されて以来、毎日現場におもむき、土屋純一の実測調査の助手として、現場で働いていた\*4-11。岩出は、現場での勤労が認められてか、移築工事竣工後、甘粕春吉郡長より鈴屋遺跡保存会の初代事務員として任命されている\*4-11。

保存会発起人である小津・長谷川といった地元有力者は、資金面での援助や地元での知名度の高さから、保存会発足への影響は大きかったと考えられる。しかし、発足のきっかけとなった人物としては、偉人の遺品を保存しようとする地元住民の保存に対する芽生えが先行していると考えられる。保存に対する芽生えとは、前述のような本居宣長の近代における動向であり、偉人復興のきっかけとなる事項である。鈴屋遺跡保存会は、山室山神社の造営から始まる川口常文の偉人復興が原点となり、それを受継いだ岩出重次郎によって実現されたことが考えられる。

#### 3-2. 東宮侍講 本居豊穎

本居豊穎(1834-1913)は、前述でも述べたように宣長から見て遠縁にして孫孫弟子に当たる人物で、東宮侍講に任ぜられ皇太子(大正天皇)の教育にあたっている\*8。保存会創立に関しては、皇族からの下賜金を賜っていることから、皇族にも認知された活動であったことがいえる。一連の皇族による下賜金は、『各種資料集』\*33によると昭和 24 年現在で表 1-5 の通りとなっている。皇族が本居宣長保存活動を知るきっかけになったのは、“東宮侍講”本居豊穎が身近にいたため、保存活動についての情報は本居豊穎から耳にしていた可能性が高い。保存会活動の発



図 1-14. 岩出重次郎



図 1-15. 本居豊穎\*4

端となったのは、発足前の明治38年(1905)11月17日、明治天皇による最初の御下賜金(金五百圓)が、地元有志のきっかけを生んだことが考えられる。そのため、皇族の賛助を受ける形で決定的に保存会発足へと導いたのが、本居豊穎であると考えられる。

表 1-5. 皇族による御下賜金一覧表

日時	皇族	金額
明治39年(1906) 9月	明治天皇	金 五百 圓
明治43年(1910) 11月	皇太子殿下	金 壹百 圓
明治44年(1911) 5月	皇后陛下	金 貳百 圓
大正 9年(1920) 5月	高松宮殿下	金 五十圓
大正11年(1922) 11月	皇后陛下	金 壹百 圓
大正13年(1924) 4月	山階宮・武彦王殿下	金 五十圓
大正15年(1926) 6月	閑院宮・載仁親王	金 五十圓
昭和12年(1937) 6月	皇太后陛下	金 參百 圓

\* 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』  
御内帑又下賜金より

本居豊穎の一連の保存会発足までの関わりは、上述の明治8年(1875)山室山神社造営から始まる。明治7年(1874)豊穎と本居信郷(宣長の曾孫)と共に靈祀造営願を提出し、官に許可され、さらに祀殿を建造し、祭祀の儀を行なうことを追願して許可されている\*4-3。豊穎は、山室山神社執事として、神社の祭祀、維持を行い毎年11月5日(太陽暦に換算した宣長没日)に祭事を行い、後の明治22年(1889)社殿移転にも関わっている。また、明治26年(1893)の松坂町大火後の明治28年(1895)には、山室山神社世話掛による旧宅保存の対策についての報告を受けて、「本居健亭と協議のうえで、ともかくも他地方に対し、後年までも名誉を損なわせぬ様保存の策何卒御賢察下され度く御依頼申し上げる」と返答している\*4-8。この時点で、豊穎は東宮侍講に任ぜられているが、いつから侍講となるのかは現在不明。また、宣長翁百年祭では、詠歌の監修を専ら豊穎が行なっている\*4-2。

明治42年(1909)移築工事竣工後の翌年43年(1910)11月には、東宮嘉仁親王(大正天皇)が、教育・産業を見学のため三重・愛知県へ来た際に、松阪に立ち寄り、移築されたばかりの本居宣長旧宅を見学している。移築されてからわずか1年の内に、皇族が立ち寄り、さらに庭内に植樹(松)を行なっていることから、その関心の高さが伺える。その背後には、「東宮侍講」としての本居豊穎の影響力があったと考えられる。

### 3-3. 新聞記者 角田浩々歌客

文献及び資料検索から読み取ることの出来る保存会発足の仕掛け人として、新聞記者である角田浩々歌客(1869-1916)なる人物に突き当たる。それは、彼の著書の中に旧宅を保存することは当然であるというはっきりとした文章が残っていることと、それも百年祭での記事で書かれていることからである。角田浩々歌客の概要としては、「角田浩々歌客書誌(1)」\*26によると、本名は角田勤字公勤、通称は勤一郎、雅号ははじめ不二行者と称したが、『國民之友』の時評文を担当した時より、馬子才の詩に執って浩々而歌閣主人、さらに略して浩々歌客とする。その他、漢詩の櫻顛道士、『大阪朝日新聞』の出門一笑、『東京讀賣新聞』の劍南道士、伊吹郊人、『大阪毎日新聞』の迂鈍居士、鈍右衛門など多くの筆名

があるが、紀行文にはおもに不二行者を、雅号の浩々歌客は主に文芸時評文に用いた。とある<sup>\*26</sup>。

さらに、角田浩々歌客（1869-1917）は、明治18年に慶応義塾を卒業の後、湖山小野長愿に漢詩を、康有為に支那学を師事し、明治30年2月27日の第337号より、『國民之友』誌上で時評文を担当し、この頃から世の注目を浴びるようになる。その後、明治32年より「大阪朝日新聞社」に招かれ、朝日文芸欄での文芸時評に力を注ぐ。さらに明治38年にライバル社である「大阪毎日新聞社」に移り、以後明治41年12月～42年6月、同44年2月～4月の二度にわたり社会部長の要職につく。また、大正元年に「大阪毎日新聞社」が「東京日日新聞社」を買収してからは、現在「毎日新聞社」である『東京日日新聞』の初代学芸部長として、13年ぶりに東京へ乗り出す。その後は、顕著な活躍は見られないまま死去する。となっている<sup>\*26</sup>。よって、角田浩々歌客が「大阪毎日新聞社」で記事を書いている時に旧宅の移築工事が行われていることがわかる。

劍南道士による著書『理趣情景』<sup>\*10</sup>によると、「彼の歐米にて偉業なる文豪の故宅をば社會より保護して後に傳へ世の感化育英の資に供することを思へは元よりさるべき事にしてわれ等はその説の實行さらんこと速かなるを望む」<sup>\*10</sup>とある。また、「海山の風光を一目に見渡し得べき舊紀州藩城番址なる公園のあるを見て、端なく文豪本居翁の化育を表彰すべき設備は、當に此に施爲すべきを思えり。」<sup>\*10</sup>さらに、「…要するに公園の設備は本居翁を記念表彰するに於て適應のものたると共に遊覧の客を引く松坂繁昌の方便ともなるべし」<sup>\*10</sup>とある。これらによると、角田浩々歌客は百年祭に松坂町を訪れた際に魚町の旧宅を見学し、偉人の旧宅に対する価値を見出しており、教育のために旧宅を保存することを提唱していることがいえる。さらに、具体的に現在移築されている場所でもある松坂城跡の公園内に、観光にも有効であるとして旧宅の移築先の提案をも示唆していることもいえる。角田浩々歌客は、松坂町という地区に関して、精神的と物理的との二文明を發揮した地という認識があり、前者には文豪本居宣長を、後者について多数ある富豪の中でも三井家を指している。これは、精神的化育を天下に及ぼした松坂が、さらに同時に富豪を出して物理的勢力を天下に知らしめた地であるという、偉業を称えているものである。そして、文豪宣長の故郷名勝が少ないということを立て、記念表彰するための設備が物理的に必要であるということを示している。

以上のことから、角田浩々歌客は、本居宣長の偉業を広める役割として、さらに文献に残されている旧宅保存の必要性を示唆した最も古い資料を残した人物であることから、保存会発足のきっかけを促した最初の人物であった可能性があると考えられる。

#### 4. 鈴屋遺蹟保存会の活動

##### 4-1. 実施された行事



表 1-6. 鈴屋遺蹟保存会及び本居宣長記念館関係年譜（明治 39-昭和 45）\*27

表 1-6.は、明治 39 年(1906)鈴屋遺蹟保存会創立から、昭和 45 年(1970)に現在の本居宣長記念館が建設されるまでの鈴屋遺蹟保存会及び本居宣長記念館の関係年譜である。年譜をみると、特に活動として行われた行事が少なく、鈴屋遺蹟保存会の活動として行われた行事は、昭和 2 年(1927)の本居春庭翁百年祭、昭和 26 年(1951)の本居宣長翁百五十年祭といった記念祭事が主な行事であることがわかる。これは、保存会自体の目的が、宣長の遺品遺墨を維持管理するためであり、日常の管理業務が主な活動内容であるためであると考えられる。また、年譜からは遺品遺墨を管理する機関として、寄託窓口の役割が大きく、本居宣長の遺族から遺品遺墨などの寄託を過去に受け取っていることが読み取

和暦	西暦	宣長没後年	事項
明治39	(1906)	105	5月31日 : 松阪城址内の町有地借入願提出 8月 : 鈴屋遺蹟保存会設立 9月10日 : 贈従三位本居宣長遺蹟保存料として金500円下賜される
明治42	(1909)	108	6月6日 : 事務所、倉庫竣工 9月30日 : 本居豊額より遺墨遺品6点寄託 10月 : 本居宣長旧宅移築竣工 10月6日 : 本居清造より103点寄託
明治43	(1910)	109	11月15日 : 東宮殿下嘉仁親王(大正天皇)鈴屋行啓。御下賜金100円拝載
明治44	(1911)	110	5月21日 : 皇后陛下(昭憲皇太后)神宮参拝。御下賜金200円拝載
大正 5	(1916)	115	6月25日 : 片野東四郎(名古屋市東区東矢場町)より「古事記伝板木」798枚寄託。 前田侯爵家から板木556枚寄贈 〔源氏物語玉の小櫛〕111枚、「くず花」19枚、「美濃の家つと」92枚など。
大正 6	(1917)	116	5月 : 土居光華、山室山新吉野開発を企画し組織化する。
大正 9	(1920)	119	5月 : 高松宮殿下、鈴屋御台庭。御下賜金50円拝載
大正11	(1922)	121	3月8日 : 内務省、本居宣長旧宅・宅蹟を史蹟に指定 11月6日 : 皇后陛下、三重県御臨幸の節、皇后職御用掛吉田頼子を山室山神社代拝として差し遣わす。御下賜金100円拝載 12月12日 : 鈴屋旧宅並びに宅蹟史蹟指定 (11月6日 内務大臣、宣長旧宅・旧宅蹟管理者を松坂町に指定)
大正13	(1924)	123	4月 : 山階宮武彦親王より、御下賜金50円拝載
大正15	(1926)	124	1月31日 : 鈴屋遺蹟保存会を松坂町に引き継ぐ 6月 : 閑院宮載仁親王より御下賜金50円拝載
昭和 2	(1927)	126	2月 : 鈴屋参観台造築 11月7-9 : 本居春庭翁百年祭。贈位報告祭、墓前祭、講話、遺墨展を開く
昭和 5	(1930)	129	5月9-11 : 本居宣長先生生誕二百年記念展覧会を開催(市立名古屋図書館)。 590点が集まる
昭和 7	(1932)	131	10月 : 高木文『好書雑載』(井上書店)刊行。
昭和 11	(1936)	135	1月22日 : 樹歌寺の宣長墓、春庭墓、三重県史蹟に指定 9月 3日 : 樹歌寺の宣長墓、春庭墓、山室山奥墓、国史蹟指定
昭和 12	(1937)	136	10月8-9 : 本居宣長大人遺墨展開催(松阪市樹歌寺)、 主催 三重県市街地信用組合協会
昭和 16	(1941)	140	3月7日 : 鈴屋遺蹟保存会を再編のため一時解散。職員及び活動は継続。
昭和 17	(1942)	141	2月17日 : 堀木ウタ氏(宇治山田)の寄付4万円を受け、財団法人組織化を決議。 3月10日 : 財団法人鈴屋遺蹟保存会(理事長:後藤脩松阪市長)設立認可。
昭和 18	(1943)	142	4月15日 : 鈴屋遺蹟保存会編『古事記伝』第1巻(中文館書店)刊行
昭和 25	(1950)	149	2月15日 : 本居清造、国史蹟本居宣長旧宅、宅蹟の土地建物を松阪市に寄贈。 4月8-10 : 本居宣長大人百五十年祭記念遺墨展覧会(松阪市鈴屋会館)主催 松阪市
昭和 26	(1951)	150	9月29日 : 本居宣長翁百五十年祭(京都八坂神社絵馬堂) 11月26日 : 国補助金を受け、宣長旧宅の防火用水道、避雷針などを整備
昭和 28	(1953)	152	3月31日 : 宣長旧宅、旧宅蹟、国特別史蹟指定。 12月8日 : 新上屋跡、松阪市史蹟指定。
昭和 33	(1958)	157	6月 : 鈴屋遺蹟保存会、植松茂彦氏より植松家文書購入。 (内訳:軸44幅、1帖、119冊合計164点)
昭和 34	(1959)	158	10月13日 : 出丸恒雄『宣長の青春-京都遊学時代-』 (鈴屋遺蹟保存会・改訂版、光書店)刊行
昭和 38	(1963)	162	11月1日 : 『本居清造詠草』刊行
昭和 41	(1966)	165	2月7日 : 記念館建設のため京都国立博物館視察。 3月3日 : 本居宣長旧宅補修工事完了 3月21日 : 土蔵改修工事完了
昭和 42	(1967)	166	1月26日 : 鈴屋遺蹟保存会で防火訓練。(記録に残る最初の訓練) 3月12日 : 旧宅補修工事着工 4月18-23 : 宣長遺墨展開催(四日市岡田屋) 8月16日 : 松阪市文化財保護委員会開催。宣長資料調査を開始。 9月15-17 : 東京本居家資料調査 10月3日 : 講演会開催(松阪市公会堂) 大久保正「本居宣長と万葉研究」、大野晋「本居宣長の学問と私」 本居宣長記念館建設資金寄付第一号、村岡進氏。 11月9日 : 自筆著書などを調査(文化庁近藤嘉博、山本信吉) 12月19日 : 自筆著書などを調査(文化庁近藤嘉博、山本信吉)
昭和 43	(1968)	167	1月14日 : 本居宣長未公開資料展開催(松阪市文化会館) 1月16日 : 田原嗣郎『本居宣長』(講談社現代新書) 1月 : 足立巻一「やちまた」『天聲』連載開始(昭和48年10月完結) 4月25日 : 『本居宣長稿本類並関係資料』53種、国重要文化財に指定。 文化財保護委員会編『本居宣長自筆稿本類』 5月15日 : 『本居宣長全集』1巻(筑摩書房)刊行。全23巻(平成5年9月25日完結) 5月21-26 : 『本居宣長展』開催(三越本店) 7月29日 : 保存会敷地内記念館建設予定地ボーリング調査開始。
昭和 44	(1969)	168	4月5日 : 宣長まつり特別展をNHKが取材 6月1日 : 宣長旧宅跡、春庭旧宅、土蔵などの補修完了 6月3日 : 保存会敷地内記念館建設予定地が軟弱なため、隣接する梅林のボーリング調査開始 9月29日 : 山下法亮『宣長少年と樹歌寺』(樹歌寺)刊行
昭和 45	(1970)	169	4月4日 : 『復刻本居宣長書簡集』(本居宣長自筆稿本刊行会)刊行。 9月30日 : 本居宣長記念館建設工事竣工 11月5日 : 生悦任貞太郎により、宣長像彫刻寄贈(彫刻:彫刻家横山白汀)

\* 黒字ゴシックは、鈴屋遺蹟保存会及び本居宣長記念館主権もしくはは藝術事項

れる。また、活動を促すための寄付金窓口の役割もあり、過去に皇族による御下賜金をはじめ寄付を受けていることがわかる。本居宣長の功績を広める活動としては、遺墨展をはじめ展覧会の実施に主催者として、あるいは参画していることもわかる。また、本居宣長関連書物の刊行を始め数多くの出版に関わってきたことも読み取ることが出来る。

これまでに実施されてきた行事からは、保存会としての活動目的を読み取ることが出来、創立時における活動が主な大事業であり、旧宅移築・保存会事務所の建設後の活動としては、日常の管理業務が主な活動であったことがわかる。また、宣長の功績を広めるための活動も合わせて継続されてきたことが読み取れる。

#### 4-2. 建造物の維持管理

移築工事が行われた後、保存会の目的である建造物の維持管理活動として、補修工事や改造工事が行われている。現在わかっているだけでも過去に3回行われているため、順を追って記述していく。一連の旧宅修理工事は、各種資料集及び本居宣長記念館に保存されている修理報告書からのみ読み取ることが出来る。ただ、具体的な内容が明記されているものは、昭和25年(1950)【旧宅其ノ他修理】・昭和41年(1966)【鈴屋旧宅補修工事】だけである。また、平成15年(2003)に松阪市教育委員会及び設計事務所による修理計画書<sup>\*31</sup>が作成されているため、その概要も含めて表1-7.にまとめた。

特徴的なことは、特に昭和25年(1950)に行なわれた修理工事であるが、畳敷きの部屋を板敷きにするといった、かなり大胆な改造が行なわれている<sup>\*29</sup>。その変更箇所については、昭和41年の修理工事の際に改められているが、なぜ史跡指定を受けているのにもかかわらず、原形を損なうような改造をしたのかについては明らかとなっていない。ただ、昭和41年の修理工事においては、報告書の前文に「明治42年移築に際し、本居宣長以後の変更によるものは、その当時の旧様を調査して、明瞭なるものは、一々痕跡等によつて、これを復旧し、旧形の詳かでないものは、徒に変更することなく、在来のまゝとし、細部の形状、手法に至るまで精密な実測により移築がされているので、今回の修理においてもこれを厳守し、在来の形状、寸法等寸毫も異ることなく修理を実施することゝした。」<sup>\*30</sup>とあり、旧宅が移築された状態に戻す試みがされていることを読み取ることが出来る。また、この文章からは、明治42年(1909)に書かれた技術者土屋純一により書かれた旧宅移築工事報告書(仮称)を一読していることが読み取れることを記しておく。よって、一連の旧宅修理工事を分析すると、松阪城址内に移築された明治42年(1909)から、昭和41年(1966)の修理工事までの間に、移築工事で行なわれた手法を損なうような修理工事が行なわれていたことがわかる。それを特徴付けるのが、『各種資料集』<sup>\*29</sup>に記述されている昭和25年(1950)の修理工事である。だが、その全貌を記す資料は現在明らかとなっていないことも記しておく。

表 1-7. 建造物の修理補修工事一覧\*6,\*28,\*29,\*30,\*31

暦年	内容	報告書	詳細	備考
明治42年 (1909)	移築工事	○ (移築工事報告書)	○ 鈴屋遺蹟保存会々務報告 ○ 緒言 ○ 移築設計方針 ○ 鈴屋在来ノ状況 ○ 工事ノ経過 ○ 附屬工事 ○ 鈴屋舎移築工事圖面目録	報告書概略
昭和15年 (1940)	旧宅修繕作業開始	—	記述なし	『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』参照
昭和25年 (1950)	旧宅其ノ他修理	—	工 期：昭和24年(1949)7月～昭和25年(1950)6月  記念事業 鈴屋翁 一百五十年祭 (昭和元年九月) 鈴屋旧宅移築 四十周年 (明治42年十月) 堀木氏義孝十周年 (昭和十五年九月)  鈴屋旧宅并旧宅跡其の他修繕修理又は補強作業 (一) 鈴屋旧宅 1. 床 根太等の腐朽損箇所の修理又は取換 2. 畳 建具の修繕又は模様替 但 畳敷の室は二階四畳半の書斎と玄関脇店の間并奥八畳のみとし 他は総て板敷と改造せんとす 3. 屋根入井の一部葺替又は張替 4. 堀垣の修理又は新設 内訳 イ. 旧宅事務所連絡透廊修理 ロ. 旧宅東南部高塙修理 ハ. 旧宅石垣連続板塙修理 ニ. 旧宅前及東南部木欄新設 (二) 倉庫 窓框其の他小破修理 (三) 鈴屋旧宅跡(魚町一丁目) 門扉又は垣の修理并敷地整理作業等 (四) 事務所住宅其の他建造物の修理手入 屋根瓦 畳建具等の小破修理 (五) 雨戸樋、水槽、下水溝等の修繕又は取換 (六) 庭園の手入并庭園整理  *****	『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』より抜粋
昭和41年 (1966)	鈴屋旧宅補修工事	○ (補修工事経過書)	『鈴屋旧宅補修工事経過書』 工 期：昭和41年(1966)1月8日～昭和41年(1966)3月3日 設 計：松阪市建築課 堀内技師 施 工：茅谷建設(松阪市殿町) 補修内容： (1) 柱石を取除き、在来より9割(センチ)高上げをなし、基礎をコンクリートとする (2) 床下をコンクリートで固める (3) 土台を田寸法で全部取替える (4) 「店の間」板敷を焼して大畳とする (5) 「中の間」大畳上りかまちを新材とする (6) 「庭三疊の間」のかまち・床を新材とし、畳を敷く (7) 「奥の間」障甲板を新材とし、戸袋を張替え、雨戸付数は上下央を新材とする (8) 「奥の間」障の左方竹櫓の見切を新材とする (9) 裏口の柱・欄干を新材とする (10) 床■木・床板・つかの腐朽部分を新材とする (11) 出格子を新調する (12) 「店の間」「奥の間」の雨戸を新調する (13) 書斎階段を新調する (14) 「店の間」、「中の間」の大畳、「四畳」、「階段の間」、「奥の間」、「書斎」の畳を 表替えし、「庭三疊の間」に畳を新調する (15) 「奥の間」挿入大畳、「階段の間」の襖を張替え、「書斎」の本欄、出入口の 襖は張替え、本欄の襖は在通り短冊を張替える。 (16) 屋根下地にはアスファルトルーフィングを敷き、杉皮・■木を使用する (17) 屋根瓦は移築後災害等により新瓦と取替えてあった瓦を取除き、古瓦で葺替える (18) 外側欄は、腰一間通りは全部堅板張り・目板打ちとし、上部は下地に鉄板 を張り、杉皮張りに新材を用い張替える (19) 玄関先、入口土間、中庭軒先、台所庭、裏口軒下を三和土で叩く (20) かまど、風呂は原形を保持し築直す (21) 内部壁は旧■通りに塗り替える (22) 雨樋は在来のもを使用し、腐朽部分をとりかえる  以下省略	報告書概略
昭和48年 (1973)	本居富長旧宅の 防災設備工事完工	—	記述なし	旧鈴屋遺蹟保存会事務所 関係年譜
平成15年 (2003)	計画書	○ (計画書)	『特別史跡「本居富長旧宅」修理計画書』 作成：松阪市教育委員会、株式会社林廣伸建築事務所 内容： ○ 調査報告 ○ 修理方針 ○ 添付資料 (現状及び古写真、古図面、現状及び痕跡調査図面、復原図面、軸組長計算書) * 以下省略	計画書概略

\* [内容]は各種資料に拠されている項目  
\*\* 仮称

【参考及び引用文献】

- \*1 本居宣長全集
- \*2 『松阪市史 第6巻 史料篇 文化財』「本居宣長旧宅」 松阪市, 1979, P.187-189
- \*3 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収  
「鈴屋遺蹟解説書」(本居宣長大人百五十年祭記念冊子「遺蹟鈴屋」より)
- \*4 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』光出版 平成6年(1994)
  - \*4-1「宣長翁旧宅の歴史」P.13-15, \*4-2「宣長翁百年祭」P.17, \*4-3「山室山神社の創祀」P.3
  - \*4-4「社地移転の動き」P.4, \*4-5「山室山神社の移転」P.5-7, \*4-6「山室山神社創祀」P.10-11
  - \*4-7「山室山神社保存会」P.25, \*4-8「宣長翁旧宅保存への動き」P.16, \*4-9「鈴屋遺蹟保存会」P.18
  - \*4-10「岩出重次郎の一生」P.30-31, \*4-11「宣長翁旧宅の移転」P.19-21
- \*5 城戸久『先賢と遺宅』「本居宣長の舊宅」那珂書店, 1942, P.49-62
- \*6 本居宣長記念館「旧鈴屋遺蹟保存会事務所関係年譜」より抜粋
- \*7 『三重県史 別編 建築』「本居宣長旧宅」三重県, 2003, P.332-333
- \*8 『國史大辭典』(国史大辭典編集委員会編、吉川弘文館)
- \*9 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』「伊勢松阪大火実況録」松阪市, 1983, P.532
- \*10 陰南道士『理趣情景』「本居宣長(文豪の故郷と其偉蹟)」弘文堂, 1903, P.198-217
- \*11 『伊勢新聞』「本居翁百年祭彙報」明治34年11月5日付
- \*12 『松阪市史 第9巻 史料篇 地誌(2)』「山室山神社」松阪市, 1981, P.350
- \*13 『松阪市史 第10巻 史料篇 民俗』「本居神社」松阪市, 1981, P.281
- \*14 『松阪市史 第14巻 史料篇 近代(1)』「山室山神社の移転」松阪市, 1982, P.433
- \*15 『松阪市史 第14巻 史料篇 近代(1)』「山室神社建築の件」松阪市, 1982, P.438
- \*16 『松阪市史 第14巻 史料篇 近代(1)』「山室山神社建築用材請負入札広告」松阪市, 1982, P.455
- \*17 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』「山室山保存会」松阪市, 1983, P.621
- \*18 『歴史地理』2-7, p.540
- \*19 本居宣長記念館所蔵
- \*20 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収  
「財団法人鈴屋遺蹟保存會經營ノ梗概」(昭和24年4月簿冊作成時)
- \*21 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収  
「昭和23年度財団法人鈴屋遺蹟保存會要覽」(昭和24年3月31日作成)
- \*22 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収  
「贈從三位本居宣長大人遺蹟保存會趣旨書」(明治39年8月鈴屋遺蹟保存会創立時)
- \*23 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収  
「鈴屋遺蹟保存會々則」(大正15年7月28日会則改正)
- \*24 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収  
「旧宅移築工事報告書(仮称)」鈴屋遺蹟保存會々務報告(旧宅移築工事完了後)

- \*25 『松阪市史 第16巻 史料篇 現代』「宣長記念館が開館」松阪市, 1984, P.424
- \*26 『大阪府立中之島図書館紀要第11号』「角田浩々歌客書誌(1)」1975.3.30, P.20・21
- \*27 本居宣長記念館提供
- \*28 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収  
「日乗抄録」(自 昭和14年8月, 至 昭和24年3月)
- \*29 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収  
「財団改組功勞者ノ義■ヲ讚シ■近本会重要行事ノ梗概」(昭和24年1月15日作成)
- \*30 本居宣長記念館『鈴屋旧宅補修工事経過書』所収 鈴屋遺蹟保存會 昭和41年3月
- \*31 本居宣長記念館『国特別史跡「本居宣長旧宅」修理計画書』所収  
株式会社林廣伸建築事務所 平成15年3月
- \*32 『写真集 松阪いまむかし』郷土出版社, 1993, P.35
- \*33 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収,  
「鈴屋遺蹟保存會各種資料集 十八 御内帑下賜金」(昭和24年簿冊作成時)

## 【第2章】近代の文化財指定に関する動向 及び保存会の芽生え

1. 文化財的保存制度の確立	
1-1. 古社寺保存法の成立	27
1-2. 史蹟名勝天然紀念物保存法の成立	33
2. 保存会の芽生え	
2-1. 文献資料からみる近代初期における保存会の芽生え	36
2-2. 三重県における動向	38

## 【第2章】近代の保存制度に関する動向及び保存会の芽生え

### 1. 文化財的保存制度の確立

ここでは、文化財保護法制定 10 周年を記念して刊行された『文化財保護の歩み』\*1を主に引用し、明治 30 年(1897)古社寺保存法制定、大正 8 年(1919)史蹟名勝天然紀念物保存法制定までの保護行政の動向を読み取っていく。

#### 1-1. 古社寺保存法の成立

古社寺保存法は、明治 30 年(1897)に制定され、昭和 4 年(1929)国宝保存法制定まで、約 30 年間にわたり国家的文化財保護制度として存続した\*1-1。この古社寺保存法は、それまで内務省あるいは宮内省によって、ばらばらな形で行われてきた保護制度を一本にまとめたもので、保護制度史上画期的な法律ということが出来るが、そればかりでなく、その内容もかなり整備されたものであり、有形文化財に関する部分は、今日の文化財保護法にいたっても、なお大綱に変化がないといっても決して誤りではない。\*1-1とされている。

古社寺保存法制定にいたった最大かつ包括的な理由は、明治 27、28 年(1894-1895)の日清戦争後に勃興した民族的自覚であるとされている\*1-1。それにより、明治維新以来仏き釈、旧幣打破のもとに、文化財およびそれを多く所有する社寺を荒廃のままに放置していたことが反省されるようになる\*1-1。しかし、このような大きな時代風潮があったとはいえ、実際に法律制度を推進することは容易ではなかった\*1-1。この時期を契機とし、岡倉天心、伊東忠太が登場することとなる\*1-1。

岡倉天心は、若くして九鬼隆一(のちの古社寺保存会会長)の知遇を受け、明治 17 年(1884)京阪地方に出張、古美術に関する調査に従事しており、さらに同 19 年(1886)には美術取調委員となり、同年から翌 20 年(1887)にかけて 9 ヶ月間ヨーロッパ視察に出ている\*1-1。この時、ヨーロッパ諸国の古美術保存制度をまのあたりとし、のちの古社寺保存法の構想につなげていったと考えられている\*1-1。同年(1887)に臨時全国宝物取調掛が設置されると共に、岡倉はその委員となり、各地に出張して古美術の調査にあたるようになる\*1-1。そして、同 29 年(1896)5 月には、古社寺保存会が設置されることとなり、同時に岡倉はこの委員を命ぜられ、九鬼会長のもと主として保存法制定の議にあずかった\*1-1。この時は、社寺局原案が由緒来歴等を重んじていたのを排して、むしろ歴史的、芸術的な価値を尊重するよう主張したとされている\*1-1。

伊東忠太は、明治 25 年(1892)帝国大学工科大学造家学科を卒業後、大学院へ進み日本建築史研究を志した\*1-1。翌 26 年(1893)には、東京美術学校講師となり、ここに当時校長であった岡倉天心と出会うこととなり、その後、伊東と岡倉とは深い交友を結びつつ保存制度樹立に突き進んでいった\*1-1。伊東は、明治 27 年(1894)「日本建築術に於ける曲線の性質を論ず」\*2、「国家と建築術との関係を論ず」\*3以下、数年間にわたり『建築雑誌』に相次いで論文を発表し、日本建築史の大綱を造り上げていった\*1-1。この背景には、岡倉に

よる指導がかなり影響していたと考えられている\*1-1。そして、翌28年(1895)伊東は、平安神宮造営のため京都に居住していた際、全国宝物取調局総裁であった九鬼隆一の講演が開催され、伊東も出向いている\*1-1。しかし、九鬼は建築に一言もふれなかったため、伊東はその不当を抗議するため一筆書き、後日九鬼から釈明の返答があったという\*1-1。これが動機となり、伊東は翌29年(1896)臨時全国宝物取調局臨時監査掛を依頼され、さらに同年古社寺保存会の設置とともにその委員となったと考えられている\*1-1。また、伊東のほかにも建築界では、塚本靖が法隆寺、中尊寺日光廟について装飾論を展開し\*4、関野貞は「鳳凰堂建築説」\*5を発表し、日本建築史研究はきわめて高潮した\*1-1。そして、明治28年(1895)伊東による「国家は古建築物を保存すべし」\*6が『建築雑誌』に登場する。このように『建築雑誌』で古建築に関し高い関心を示している時期に、美術方面では古美術に対する主張がされることがなかったとされており、『国華』では、保存制度あるいは事業について一行も伝えられていないという\*1-1。

第八議会(明治27年度)の衆議院において、初めて「古社寺保存に関する建議案」が提出、可決され、貴族院においても同様趣旨の建議が提案される見込みであった\*1-1。しかし、日清戦争に際していたため、その影響もあり見送りとなっている\*1-1。しかし、第九議会においては、改めて両院とも「古社寺保存会組織に関する決議案」を可決し、古社寺保存会が内務省内に設置されることとなった\*1-1。そして、古社寺保存法案の政府提出にこぎつけ、第十議会(明治29年度)において、まず貴族院に法案が提出され審議されることとなる\*1-1。この政府原案は、貴族院の審議の結果、各種の修正、条文の加除が行われ、20箇条から成るものとして可決されることとなった\*1-1。修正案は、衆議院では格別の異議もなく、貴族院修正案のとおり可決され、ようやく古社寺保存法成立に至った\*1-1。

古社寺保存法は、明治30年(1897)6月5日、法律第49号として公布された\*1-2。その全文は、本文末(別表1.)に示すとおりであるが、特徴的な事項を見ていく。まず、第4条「社寺ノ建造物及宝物類ニシテ特ニ歴史ノ証徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存会ニ諮詢シ内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ宝物資格アルモノト定ムルコトヲ得」とある。ここでは、「資格あるものと定む」とあって指定とはいっていないが、実際には制定制度がはじめてここに制定されたものであることがわかる\*1-2。しかし、のちの国宝保存法及び文化財保護法とは少し異なり、両法律では、まず指定制度があり、その指定物件に対して補助金を交付できるように定めているのに対して、古社寺保存法では第1条で古社寺に保存金下付の出願を許し、第2条で補助保存すべき建造物及び宝物は、古社寺保存会に諮問して内務大臣が定めることとなっており、あくまで保存という事業が第一義となっているのである\*1-2。よって、法体系としては後々の保存法と逆になっている点の特徴である\*1-2。しかし、実際には補助保存すべき対象は指定物件であったので矛盾は生じていないとされている\*1-2。

次に特別保護建造物及び国宝は、原則として神職又は住職が監守にあたり、内務大臣の



監督に属し、博物館への出陳の義務を付し、また処分又は差し押さえをすることができないようにするなど、所有権の自由行使を制限するところがあった\*1・2。これに対しては、維持修理について保存金を下付し、保存事業の助成をはかる措置を講じた\*1・2。また、第13条、第14条では、それぞれ国宝竊取、亡失等の場合、監守者に科すべき罰則の規定が加えられている\*1・2。

次に、古社寺建築以外の指定基準を示した条文で特徴的なものに、第18,19条がある。第18条は、国宝であれば社寺に属しないものでも所有者の請求により出陳できることの規定であり\*1・2、第19条には、「名所旧蹟ニ関シテハ社寺ニ属セサルモノト雖仍本法ヲ準用スルコトヲ得」とある。この名所旧蹟とは、議会における答弁によると廃寺等の場合を示すとのことであるが、例外的ながら社寺以外の物件について本法を適用する意があったことは確かであり、資格さえあれば新しい社寺でも適用できるという、かなり広い範囲の保存を目標に置いていたことを察することができる\*1・2。これについて、当時の『建築雑誌』\*7では、名所旧蹟の語は明瞭を欠くが、その範囲は極めて大で、「吾人は是に於てか毫も遺憾なし」と賞讃している。しかし、実際はこれらの条文は附則に過ぎず、運用上はほとんど死文となっていた\*1・2。そのため、第19条については、大正8年(1919)史蹟名勝天然紀念物保存法の施行とともに削除されることとなる\*1・2。

古社寺保存法には、施行令と施行細則が附属されている(別表4.)。同施行令は、明治30年(1897)12月15日勅令第446号をもって公布されたもので8カ条からなり、内容はすべて国宝を博物館に出陳した場合の問題に関することとなっている\*1・2。一方、同施行細則は、明治30年(1897)12月15日内務省令第35号で定められ、実際に行政を行う上でかなり関係の深い事項が多いため、順次見ていく\*1・2。

第1条は、古社寺保存法第1条による保存金下付願書の書式である\*1・2。願書には、

1. 出願の事由
2. 修理すべき物件の名称、所在、種類、品質、形状、寸尺、構造、坪数並歴史の証徴、  
由緒の特殊又は製作の優劣等を証見するに足るべき要項
3. 建築又は、製作の年代及其の後之に加へたる修理の年月
4. 修理に要する工費予算並設計仕様等
5. 竣成期限
6. 出願者の資力を証するに足るべき事項

以上を記入すべきと定めている\*1・2。第2条では、修理費補助の場合、社寺は少なくともその半額を負担すること、ただし特別の場合は軽減できるようにし、第3条は設計仕様の変更、工期延長の場合は許可を要すべきこと、第4条は精算書の提出であり、第5条は違反の場合の保存金を還付せしめる規定となっている\*1・2。また、第6条では、国宝のうち祭神、本尊以外に甲種(製作の優秀なるもの)、乙種(由緒の特殊なるもの)、丙種(歴史の証徴となるもの)の種別で等級をおくことを規定している\*1・2。なお、特別保護建造物には何等の規

定も設けていないが、このように国宝に等級を設けたことは、文化財保護法における国宝・重要文化財の別とも趣を異にする制度であり、この時代の独特な考えであったとされている\*1-2。第7条から第9条までは台帳規則であり、第7条は総則、第8条は建造物関係、第9条は宝物関係である\*1-2。第10条は、特別保護建造物、国宝の証書の交付、第11条は法第6条ただし書による監守者をおく場合の届出について、第12条は亡失棄損の場合の届出に関する規定\*1-2となっている。さらに第13条は、補給金の標準でとなっており、最高甲種一等50円以下35円以上、最低丙種6円以下2円以上でその間等級により差が見られる\*1-2。第14条は、補給金の計算方法、第15条、第16条は博物館で国宝を受授する場合の規定、第17条による経過規定、第18条は法第19条による出願の手続規定であり、第19条は出願等の書類は地方庁を経由すべきことの規定\*1-2となっている。

古社寺保存会規則も、古社寺保存法の制定とともに改正され、明治30年(1897)11月6日勅令第406号をもって公布され、さらに古社寺保存会議事規定も設けられた\*1-2。この会は、法第2条並びに第4条に関する事項及びその他の事項について内務大臣の諮問に応ずるのであって、会長1名、委員20名以内で組織することが定められ、他に臨時委員制もあった\*1-2。

以上が保存行政を行うための法令であるが、この他にも次の各種の訓令、通牒が出されている\*1-2。

- ①古社寺保存金の管理に付其方法を定め報告の件（道府県あて）  
（明治30年(1897)12月28日 内務大臣訓令第1204号）
- ②古社寺保存金管理に関する件（道府県あて）  
（明治30年(1897)12月28日 社寺局通牒社甲第39号）
- ③特別保護建造物及国宝の監守上注意方の件  
（明治35年(1902)3月14日 宗教局通牒宗甲第4号）
- ④古社寺保存法に依り指定せる特別保護建造物に係る制札の件(道府県あて)  
（明治35年(1902)8月13日 内務省訓令第15条）
- ⑤国宝にして滅失又は毀損ありたる場合並盗難紛失の際報告方の件  
（大正3年(1914)8月24日 宗教局通牒玉宗第14号）

まず、①は保存金の管理方法を定め大臣に報告すべきことを命じたものである\*1-2。②は、保存金管理方法として保存金は銀行預金とし、その預入引出には道府県関係者の副署を要することと定めるように申しそろえたもの\*1-2。③は監守につき遺憾なきように求めたもの\*1-2。④は、「明治6年(1873)教部省第13号達神社札」に準じ制札を建設すべきこと\*1-2。なお、禁止事項は、建物を汚瀆又は毀損すること。喫煙をなすこと。土足又は履物の儘上ること。建物に楽書すること。猥りに火を用ゆること。建物に広告等の類を貼付又は打付ること。以上6つが挙げられている\*1-2。続けて、⑤は、これ以前に国宝盗難事件が発生したため、そのような場合に即刻本省に知らせることを指示したものとなっている\*1-2。

行政組織としては、同法発足当初、その事務は内務省社寺局において取扱っていたが、明治33年(1900)社寺局は廃されて、神社局、宗教局の二局となり、保存行政は宗教局で行うこと<sup>\*1-2</sup>となっている。大正2年(1913)には、宗教局は内務省から文部省に移された<sup>\*1-2</sup>。同局では、第一課、第二課を置き、第二課において所掌していたが、大正13年(1924)にいたり宗務課、古社寺保存課と改称され、したがって所管は古社寺保存課となった<sup>\*1-2</sup>。ついで昭和3年(1928)さらに保存課と改称されている<sup>\*1-2</sup>。なお、古社寺保存会は、諮問機関という位置付けであった<sup>\*1-2</sup>。所管課では課長の下に技師を置き、さらにその下に技手、嘱託の制があった<sup>\*1-2</sup>。主要な担当者名を大正13年(1924)以降についてあげると、局長は下村寿一、課長は松尾長造であった<sup>\*1-2</sup>。技師は、明治36年(1903)以来終始関野貞が東京大学助教授と兼務でその職にあたったが、昭和4年(1929)阪谷良之進となった<sup>\*1-2</sup>。関野は、建造物が専門であり、当時の技師は単に建造物だけでなく、保存行政全般について専門的事項を統轄する地位であった<sup>\*1-2</sup>。なお、関野は大学を本務としていたので、技師は実質上1名増員可能であり、中川忠順も技師となっていたが、昭和3年(1928)藤懸静也と交替した<sup>\*1-2</sup>。昭和3年(1928)当時の古社寺保存会の構成は、表2-1の通りのとなっている。

表2-1.古社寺保存会構成(昭和3年当時)<sup>\*1</sup>

名称	氏名		
会長	九鬼隆一		
委員	伊東忠太	久保田鼎	三上参次
	今泉雄作	関野貞	荻野仲三郎
	滝精一	新納忠之助	松平頼平
	内藤虎次郎	小堀頼音	塚本靖
	三宅米吉	武田五一	黒板勝美
	福井利吉郎	辻善之助	下村寿一
	溝口禎次郎	山田準次郎	高村光雲
	三矢宮松	吉田茂	小山田繁蔵

\*『文化財保護の歩み』文化財保護委員会編、1960より

古社寺保存法の体制の下、国庫補助事業として行われた古社寺修理工事は、地方長官の指揮監督の下に置かれることが古社寺保存法第三條に明記されており、府県庁委託事業として行われる。そのため、明治30年(1897)の古社寺保存法公布以降は、各府県において修理工事のためのシステムが整えられ、“監督技師”が各府県の修理工事を統括し、各現場に常駐する技術者として“主任技手”一技手一大工を置く体制が敷かれる<sup>\*8</sup>こととなる。清水重敦の論文<sup>\*8</sup>によると、このような各府県の修理工事を統括する技術者を“監督技師”、各工事現場に常駐して指揮する技術者を“主任技手”と定義している。そのため、本論ではそれを参考とさせていただいて、同様の定義を行うこととする。また、この“監督技師”一“主任技手”一技手一大工という人事体制は、奈良県において始めて確立され、明治31年(1898)3月に出された「古社寺建造物修理事務章程」により、内閣によって任命された「奈良県技師」があらためて県の修理事業全体を統括する“監督技師”に任命され、各現場に現場常駐の“主任技手”として「主幹修理技手」が一名、その下につく技手として「修理技手」が一名以上嘱託されることが定められている<sup>\*8</sup>。上述の明治42年(1909)本居宣長旧宅移築工事に関わったとされている土屋純一及び奥野栄蔵は、奈良県での古社寺修理工事において、土屋は“監督技師”、奥野は“主任技手”の立場で修理現場に嘱託されていた

経歴を持っている。なお、両技術者の経歴については、第4章で述べることとする。両技術者が奈良県での古社寺修理工事に従事している頃(明治30年から明治40年頃)における“監督技師”及び“主任技手”の配属は、前者については内閣から任命される「府県技師」があらためて、古社寺修理を担当とする“監督技師”を任命するという職務であった\*8。よって、“監督技師”は、府県庁による配属であることが言える。また、後者においても、奥野栄蔵が“主任技手”として採用された際の「修理技手採用ノ件」\*9では、任命者が知事となっていることから府県庁による配属であることがわかる。ただ、奥野は“主任技手”として配属される前は、神宮庁司廳の造神宮技手であったことから、公務員であった。奥野の“主任技手”期間は、「明治36年(1903)7月7日から明治39年(1906)3月27日」\*8、さらに旧宅移築工事報告書\*10での所属が「神宮庁司廳技手」となっていることから、由来については現在判明していないが、一時的に奈良県での古社寺修理工事に配属されていたことがわかる。

次に、両技術者が奈良県で勤務していた時期の修理報告書の有無についてみていく。古社寺保存法が整備されることで、本格的に古社寺建築の修理工事が始まることとなり、その工事の記録として修理報告書が作成されるようになる。修理報告書作成に関しては、同法規則には特に明記されていないが、実際には修理竣工後の報告書提出が義務付けられていた\*11。各修理工事一覧は、別表1の通りであるが、これは現在国宝及び重要文化財に指定されている建造物の修理工事年次を明治30年(1897)から昭和10年(1935)までとした一覧表であり、さらに修理報告書の有無を含めた表である。別表1からは、修理報告書の有無が確認できるものは16冊であり、昭和9年(1934)までは10冊存在することがわかる。各修理工事の詳細については、修理報告書によって把握することができるが、修理報告書の刊行が慣例になるのは、昭和9年(1934)に始まった法隆寺昭和大修理から\*11とされている。また、昭和11年(1936)頃から全国各地の修理工事で、法隆寺昭和大修理に触発されるかたちで報告書を刊行する例が増すが、昭和24年(1949)の文化財保護法に移行する以前の報告書は四十冊に満たない\*11とされている。戦後になってからは、現在国宝・重要文化財に指定されている建造物の修理報告書がほとんどの場合刊行されるようになる\*12ことから、修理報告書は、古社寺保存法制定によって誕生し、文化財保護法制定により確立したことを読み取ることが出来る。

よって、本居宣長旧宅の移築工事報告書(仮称)\*10は、古社寺修理工事の際に修理報告書作成を義務付けられてはいたが、一般的に刊行される前の時期に作成され、さらに修理報告書として確立していない時期に作成されているため、現在作成されている修理報告書と書式が異なる可能性があると考えられる。なお、次章(第3章2項)では、その本居宣長旧宅の移築工事報告書(仮称)\*10を分析することとする。

## 1-2. 史蹟名勝天然記念物保存法の成立

史蹟名勝天然記念物保存法は、古社寺保存法で保存の対象にならなかった社寺建築以外の建造物について、保存の対象とする法律としての役割がある。同法律は、大正8年(1919)に成立し、「史蹟」、「名勝」、「天然記念物」の3つが保存すべき資産として並列にあげられることとなるが、その成立までには史蹟名勝天然記念物保存協会の活動がその実現化の前提となる<sup>\*1-3</sup>。同協会は、三好學と史蹟保存運動グループによって起草し、明治44年(1911)帝国議会で即日可決採択された「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」の趣旨にそって設立された組織である<sup>\*1-3</sup>。建議案の理由書には、「輓近国勢ノ發展ニ伴ヒ土地ノ開拓道路ノ新設鉄道ノ開通市区ノ改正工場ノ設置水力ノ利用其ノ他百般ノ人為的原因ニヨリテ直接或ハ間接ニ破壊湮滅ヲ招クモノ日ニ其数ヲ加フルニ至レリ」<sup>\*13</sup>とあり、日本における遺構が危機に晒されていることを促していることがわかる<sup>\*1-3</sup>。三好學は、植物学博士であり1900年前後から、主張されるようになる天然記念物に関する保存論を促した中心人物である<sup>\*1-3</sup>。三好は、ドイツ留学中に知ったコンヴェンツの自然保護思想に共鳴し、土地の風致を保存するための名木保存を1906年に初めて論じている<sup>\*14</sup>。

史蹟名勝天然記念物保存協会は、同年(1911)12月に徳川頼候を会長とし、活発な活動を開始した<sup>\*1-3</sup>。政府においては、内務大臣が国内各地の史蹟名勝天然記念物の保存について訓令を発するなど、建議の趣旨に則った処置をすると共に法案化について調査を進めていたが、保存法の実現を切望する機運が高まり、大正8年(1919)になりやっと、徳川頼候等7名を発議者として、第41回帝国議貴族院に史蹟名勝天然記念物保存に関する法案が提出され、水野錬太郎の提案理由説明があり、特別委員会附託ののち可決、衆議院に回付後、同院通過の結果、同年(1919)4月10日法律第44号として、史蹟名勝天然記念物保存法が交付されることとなる<sup>\*1-3</sup>。この時、衆議院でも「名勝旧蹟其ノ他ノ著シキ事歴アル樹石並特殊ノ植物保存及利用ニ関スル建議」が小西和によって提出され「人為ノ国宝」に対する「天然ノ国宝」として、貴族院提出の法案の通過を計っている<sup>\*1-3</sup>。

史蹟名勝天然記念物保存法は、同年(1919)6月1日施行され、行政事務所は、内務省所管とし、内務大臣官房地理課に属した<sup>\*1-3</sup>。ついで同年(1919)12月29日施行令が公布され、施行規則も定められ、翌9年(1920)1月1日施行された<sup>\*1-3</sup>。大正8年(1919)5月30日に勅令による史蹟名勝天然記念物調査会官制が公布され、6月1日施行されたが、調査会は、内務大臣の監督に属し、保存に関する事項を調査審議することとし、また保存に関し大臣の諮問に応じて意見を開申し、又は建議することができた<sup>\*1-3</sup>。会長、委員、幹事、書記のほか、自ら調査審議を行う建前上、上司の指揮を受けて考査に従事する考査員がおかれていた<sup>\*1-3</sup>。このようにして、体制が整えられ、実施の段階に入ったのであるが保存事務は、昭和3年(1928)12月1日をもって、内務省から文部省に移管され、宗教局保存課に属することとなる<sup>\*1-3</sup>。調査会官制は、大正13年(1924)に廃止され、昭和8年(1933)4月11日、文部省訓令による「史蹟名勝天然記念物調査会規程」が定められたが、ついで勅令による

「史蹟名勝天然紀念物調査会官制」が昭和11年(1936)11月12日に公布施行された\*1-3。調査職員は、囑託制で特に本官はなかったが、昭和12年(1937)に史蹟考査官1名、技手2名が置かれた\*1-3。

史蹟名勝天然紀念物は、主務大臣がこれを指定した\*1-4。ただ、緊急を要する場合は、地方長官が仮指定の措置をとることができた\*1-4。両者とも官報告示によって発行したが、物件の性質上、例えば植物の如き、告示によって周知され、かえって濫獲されるおそれのあるものは、告示しないことができた\*1-4。仮指定については、大正11年(1922)6月22日の依命通牒により、事前にあらかじめ本省に打合すべきことを指示している\*1-4。これは仮指定も、制限を強いる力は、本指定と同様なため、判断も国の価値判断と同じでなければならず、評価基準を全国共通にするために指示したと考えられている\*1-4。

調査は、指定の前後を問わず、必要ある場合は、その土地、隣接地に立ち入り、発掘障害物の撤去等調査に必要な行為をすることができた\*1-4。さらに土地の所有者、管理者又は占有者が古墳又は遺構と認められるものを発見したときは、現状を変えずことなく、10日以内に地方長官に届け出ることを要し、地方長官は、直ちに本省に報告することになっていた\*1-4。指定の動きについてみると、大正9年(1920)1月28日史蹟名勝天然紀念物保存要目が決定され、また6月21日には、指定類別の枠が告示されて、「第一類国家的ノモノ、第二類地方的ノモノ」の2類に分けている\*1-4。なお、第二類は、各地方ごとの特性の保存も考慮されたものであった\*1-4。

以上のように各種基準を整え、第1回の指定告示が行われたのは、大正9年(1920)7月17日で、天然記念物(植物)の多々良沼ムジナモ産地(群馬県、不告示)、坂本のハナノキ自生地(岐阜県)等10件であった\*1-4。続いて第2回は、同10年(1921)3月3日で、このとき初めて水城跡、大宰府跡(福岡県)の史蹟が指定されることになる\*1-4。民家(「由緒アル旧宅」)の指定は、翌11年(1922)3月8日の第3回以降から行われる\*1-4ようになり、このときに本居宣長旧宅を始め、伊藤仁斎宅跡、荷田春満旧宅等の5ヶ所が史蹟として登録される。史蹟名勝天然紀念物保存法は、人工物と自然物とを同列に保護対象にあげる点  
 が、他国に類列がなく最大の特徴  
 となっている\*1-4。それは、立法に  
 あたって史蹟を「人為の国宝」と  
 位置付けるのと並行して、名勝・  
 天然紀念物を「天然の国宝」とし  
 たことにある\*1-4。いずれもナショ  
 ナリズムの観点からは、国の風致  
 を守るためには同様に貴重である  
 と認識され、背後には愛郷運動か  
 ら愛国運動にいたる保存運動の共

表 2-2. 「保存要綱」にみる史蹟の定義\*18

史蹟トシテ保存スベシト認ムベキモノノ並ニ史蹟ノ關係上保存スベシト認ムベキモノノ左ノ如シ

一	都城址、宮址、行宮址、行在所及其ノ址、行在紀念碑ノ所在地
二	古城址、城砦、聖廟、學校(例セバ国学、郷学、藩學等)、楽園、由緒アル旧宅、古井、及ビ其ノ跡跡
三	古社寺(例セバ名刹、靈祠)、及其ノ跡跡
四	墳墓(例セバ古墳、及史上著名ナル人物ノ墓)
五	金石(例セバ碑、碣、燈籠、鐘、及ビ額等)、標識物(例セバ立札、標木等)
六	由緒アル樹木
七	歴史上商工業、交通、並ニ風俗ニ關スル重要史蹟ノ所在地
八	新領土ニ於ケル最初ノ探検家ニ關係アル顯著ナル史蹟
九	外国及外人トノ關係上顯著ナル跡跡
十	人類学及考古学上ノ遺跡(例セバ貝塚、遺物包含層等)
十一	家畜、及著名ナル動物、並ニ有用植物ノ始メテ渡來シタル場所
十二	其ノ歴史上顯著ナル事實ノ起コリタル跡跡、若クハ顯著ナル人物ニ關係アル跡跡、並ニ著名ナル伝説地、及由緒アル物件

通性があったとされている\*15。史蹟、名勝、天然記念物の内容はそれぞれ保存要目によって定義され、史蹟の冒頭に「都城址、宮址、行宮址、その他皇室に係る深き史蹟」があげられている点より、皇国史観に基づいた史蹟評価がほかに優先されていたことが読み取れる。なお、保存要目の中で、民家の保護としては「由緒アル旧宅」という位置付けで対象となっている（表 2-2.）。

指定の根本方針は、価値ある物件を体系的に選び、順次指定していくことであるが、昭和 8 年(1933)以降、特定の対象を選び調査指定を促進することが行われるようになる\*14。それは、昭和 9 年の建武中興の史跡と、昭和 8 年から始まった明治天皇聖跡、同 12 年から始まった歴代天皇聖跡の指定である\*14。前者では、赤坂城、金剛山等 17 件をしており、これらはいわゆる南北朝動乱期の史跡であり、遺構や歴史地理上今日でも多くが指定されているものである\*14。後者は、明治天皇に関する史跡とそれ以前の天皇上皇の皇居御所等である。明治天皇の史跡は、明治元年遷都行幸に始まり、数々の地方巡幸、大演習等の史跡であり、道中の行在所、御小休所や大本営等である\*14。明治初出年の地方行幸は、明治政府確立推進の政策によるものであるが、ほとんど日本全土にわたっている\*14。行在所などには、多くが江戸時代の宿場本陣、旧家、学校、官衙等が当たられていたため、これらの史跡や建物などが保存されることは、聖跡とは関係なく有効であったと考えられる\*14。しかし、明治天皇史跡は、いずれも終戦後GHQの指令により解除されることとなる\*14。聖跡により解除された「史蹟」に関しては、具体的に定めることが出来なかったが、天皇を離れて、遺構自体に即して史跡、重要文化財に指定されたものもある\*14。

現在、史蹟名勝記念物保存法により指定されている史蹟(平成 18 年 10 月現在)は、別表 2.の通りであるが、その中でも、民家による指定は、表 2-3.のようになっている。本居宣長旧宅が史跡指定されるのは、大正 11 年(1922)で上述したように民家指定が行われる最初の指定であることがわかる。民家指定は、大正 11 年(1922)が一番多く 8 カ所となっていることから、その調査機関による初期の調査の緻

表 2-3. 特別史跡・史跡指定の民家（平成 18 年 10 月現在）

名称	指定年月日	指定基準	指定	所在地
本居宣長旧宅 同 宅跡	大正11.03.08	史8	特別史跡	三重県松阪市
伊藤仁斎宅(古義堂)跡ならびに書庫	大正11.03.08	史4,史8	史跡	京都府京都市
荷田春満旧宅	大正11.03.08	史1	史跡	京都府京都市
頼山陽書斎(山雲水明処)	大正11.03.08	史8	史跡	京都府京都市
梶井静庵(円珠庵)ならびに墓	大正11.03.08	史7,史8	史跡	大阪府大阪市
吉田松陰函内の旧宅	大正11.10.12	史8	史跡	山口県萩市
シーボルト宅跡	大正11.10.12	史9	史跡	長崎県長崎市
高島秋帆旧宅	大正11.10.12	史8	史跡	長崎県長崎市
大石良雄宅跡	大正12.03.07	史8	史跡	兵庫県赤穂市
菅田庵	昭和03.02.07	史8,名1	史跡	島根県松江市
詩仙堂	昭和03.03.28	史8	史跡	京都府京都市
伊能忠敬旧宅	昭和05.04.25	史8	史跡	千葉県佐原市
高山彦九郎宅跡 附 遺髪塚	昭和06.11.26	史7,史8	史跡	群馬県太田市
岩倉具視函楼旧宅	昭和07.03.25	史8	史跡	京都府京都市
伊藤博文旧宅	昭和07.03.25	史8	史跡	山口県萩市
木戸孝允旧宅	昭和07.03.25	史8	史跡	山口県萩市
成宜園跡	昭和07.07.23	史4	史跡	大分県日田市
高野長英旧宅	昭和08.04.13	史8	史跡	岩手県水沢市
藤野野矢(丙)菅茶山旧宅	昭和09.01.22		特別史跡	広島県神辺町
頼山陽居室	昭和11.09.03	史8	史跡	広島県広島市
武市半平太旧宅および墓	昭和11.09.03	史7,史8	史跡	高知県高知市
小島八雲旧居	昭和15.08.30	史8,史9	史跡	島根県松江市
村田清風旧宅および墓	昭和16.08.01	史7,史8	史跡	山口県三隅町
樋方洪庵旧宅および墓	昭和16.12.13	史4,史8	史跡	大阪府大阪市
佐久良東雄旧宅	昭和19.03.07	史8	史跡	茨城県八郷町
堀保己一旧宅	昭和19.11.13	史8	史跡	埼玉県児玉町
旧竹田荘 附 田能村田墓	昭和23.01.14	史7,史8	史跡	大分県竹田市
大原幽学遺跡 旧宅 墓および宅地耕地地割	昭和27.10.11	史6,史7,史8	史跡	千葉県千代田市
小林一茶旧宅	昭和32.05.08	史8	史跡	長野県信濃町
松花堂およびその跡	昭和32.07.01	史8	史跡	京都府八幡市
三浦梅園旧宅	昭和34.05.13	史8	史跡	大分県安岐町
大隈重信旧宅	昭和40.06.04	史8	史跡	佐賀県佐賀市
谷川士清旧宅	昭和42.06.22	史8	史跡	三重県津市
森岡外旧宅	昭和44.10.29	史8	史跡	島根県津和野町
福沢諭吉旧居	昭和46.06.22	史8	史跡	大分県中津市
葉作阮甫旧宅	昭和50.03.18	史8	史跡	岡山県津山市
安井息軒旧宅	昭和54.05.22	史8	史跡	宮城県清武町
西岡旧居	昭和62.07.20	史8	史跡	島根県津和野町

【参考】  
\* 国指定文化財 データベース (<http://www.bunka.go.jp/bsyw/index.asp>)

密さがうかがえる。民家が保存対象となるのは、史蹟名勝天然記念物保存法の後、昭和4年(1929)国宝保存法制定され、昭和25年(1950)文化財保護法制定により、国宝・重要文化財として指定されることで現在に至る文化財として確立することになり、その効力が移行される形となる。しかし、史蹟名勝天然記念物保存法の効力は、あくまで史蹟という形で民家指定が昭和以降継続されていく。

また、一連の聖跡指定の背景となっている事項と、本居宣長旧宅に関する保存活動の発生の重なる事項としては、明治天皇が三重県遷都行幸の際、松阪に間接的に訪れていたことは、第1章3項で記した。しかし、本居宣長旧宅が聖跡として指定されているわけではなく、旧宅の史蹟指定は、あくまで保存項目「由緒アル旧宅」による指針であることも記しておく。

## 2. 保存会の芽生え

### 2-1. 文献資料からみる近代初期における保存会の芽生え

鈴屋遺蹟保存会発足へ向けて動き出す頃に、全国でも同じような遺跡に対する保存活動の動きが見られる。遺蹟保存会の道向は、西村幸夫の論文\*13により把握することが出来、特に鈴屋遺蹟保存会創立前後の動向についてみることができる。表2-4は、論文\*13に盛り込まれているもので、史蹟名勝天然記念物保存法(1919)以前の雑誌等にあらわれた「史蹟」保存のための運動団体の一覧表である。

表2-4より、全国的には当時、地域の旧蹟及び偉人、神社寺院に対する保存を目的とした活動が多く見られ、建造物保存を目的とした活動は比較的少なく、地域の旧蹟保存を目的とした活動が多いことがわかる。また、一個人の為の保存を目的として結成された運動団(表2-4.中の**黒ゴシック**)は、明治33年(1906)以降から、全国的に増えていることがわかり、本居宣長遺蹟保存会は、一個人の民家保存を対象とした先駆けであることが読み取れる。

以上は、雑誌等に登場するものであるため、それ以外にも保存を目的とした活動が存在した可能性はあるが、公となって明らかとされている保存活動に関しては、表2-3.中の保存活動組織のみである。保存を目的とした組織結成の動向は、西村幸夫の論文\*13では“近時の流行”と言っているが、当時におけるこのような活動は、近代初期における特徴のひとつであり、日清日露の戦争に勝利した日本において、ナショナリズムが高潮し、愛郷運動が盛んになった時期であるとも言える。また、本論では、これらの愛郷運動からもたらされた保存会の結成を“保存会の芽生え”として捉える。



表 2-4. 史蹟名勝天然紀念物保存法(1919)以前の雑誌等にあらわれた「史蹟」保存のための運動団体一覧

設立年	団体名	会の目的・所在地等	出展
1879	保晃会	日光山内の二社一寺の保存	多数
1881	京都保勝会	五畿内江丹の名勝古蹟を永遠に保存	『歴史地理』12-5,p.499
1886	好古会	古物珍器名跡の保存	『歴史地理』8-7,3
1890	都農神社保存会	宮崎県都農村所在の神社の保存	『公文録』1890
1894	真野宮保存立誠会	佐渡島所在の順徳帝遺跡の保存	『史学雑誌』10-10,p.1093
1898	小豆島寒霞溪保勝会	同地の保存	『歴史地理』2-9,p.719
1899	帝国古蹟取調会	古蹟の選定と保存顕彰	『史学雑誌』13-12,p.1290
1899頃	元弘彰址会	山城所在の後醍醐天皇行宮址の保存	『歴史地理』1-2,p.68
1899頃	真野宮保存立誠会	佐渡島所在の順徳天皇行宮址の保存	『歴史地理』1-2,p.68
1900	織田信長の墳墓の整備顕彰	織田信長の墳墓の整備顕彰	『歴史地理』2-5,p.388
1900	菅公旧蹟保存会	香川県瀧宮村所在の菅社の復旧	『歴史地理』2-7,p.540
1900	井出保勝会	京都府井手村の靈詞名蹟の保存	『歴史地理』2-2,p.155
1900	多田会	兵庫県所在の多田神社の神殿保存	『史学雑誌』11-4,p.522
1900	掃苔会	『古来名士名家ノ墳墓ヲ掃展』する	『史学雑誌』12-2,p.260
1900頃	山室山神社保存会	松阪所在の同名の神社の保存	『歴史地理』2-7,p.540
1900頃	鳥見協会	奈良県藤原町の神武天皇伝説地の保存	『歴史地理』2-2,p.154
1900頃	出雲神社保存会	兵庫県千歳村所在の出雲神社分社の保存	『歴史地理』2-1,p.71
1900頃	早良郡古蹟調査会	福岡県所在の神功皇后遺跡等の調査・保存	『歴史地理』2-1,p.71
1900頃	芝山観音寺保存会	千葉県所在の同名の寺院の保存	『歴史地理』2-7,p.540
1900頃	花窟神蹟保存会	和歌山県有井村所在の巨巖の保存	『帝国古蹟取調会会報』1,p.65
1900頃	吉備真備公保光会	岡山県東三成村国勝寺にて結成	『帝国古蹟取調会会報』1,p.67
1900頃	宇治保勝会	宇治橋の修築等を計画	『歴史地理』2-9,p.718
1900頃	有馬保勝会	兵庫県有馬の名所旧跡の保存	『歴史地理』4-10,p.1039
1901	脇屋会	南朝の臣脇屋義助の功績の顕彰	『史学雑誌』12-12,p.1540
1901	順徳帝御遺跡保存期成会	越後寺泊港の遺跡保存	『歴史地理』3-5,p.400
1901頃	尾張中村勝地保存会	豊田秀吉の生地保存	『歴史地理』3-3,p.230
1901頃	大和吉野古蹟保存会	奈良県吉野の古蹟保存	『歴史地理』3-2,p.152
1901頃	園原古蹟保存会	伊良親王の遺跡顕彰	『歴史地理』3-8,p.644
1901頃	足利学校遺跡管理委員会	足利学校の保存管理	『歴史地理』3-8,p.644
1901頃	白河保勝会	福島県白河の保存	『歴史地理』4-9,p.944
1902	平城神宮建設会	平城京大極殿址に神社建設	『洪沢栄一伝記資料』49,p.312
1902	湖東保勝会	滋賀県彦根周辺の保存	『歴史地理』4-4,p.439
1902	相可旧跡保存会	三重県相可の遺蹟保存	『歴史地理』4-4,p.440
1902頃	秋葉神社保存会	愛知県下の秋葉神社の保存	『帝国古蹟取調会会報』3,p.60
1902頃	古蹟保存会	長野県智里村の古蹟の保存顕彰	『帝国古蹟取調会会報』2,p.54
1902頃	清洲城保存会	愛知県清洲町に新社殿を建築	『帝国古蹟取調会会報』2,p.54
1903	早雲寺保勝会	早雲寺保存のための寄付金募集	『古蹟』2-3,p.48
1903	奈良大仏会	東大寺修復資金を公募	『古蹟』2-5,p.59
1903	安岐国安国寺保存会	安国寺保存のための寄付金募集	『古蹟』2-6,p.63
1903	高台寺保存会	高台寺保存のための寄付金募集	『古蹟』2-10,p.70
1903	松本天守閣保存会	松本城天守閣の修理	『古蹟』2-11,p.76
1906	平城宮址保存発起人会	奈良平城宮の保存顕彰	『歴史地理』8-8,p.718
1906	栗山先生顕彰会	栗山彦輔の遺跡の保存顕彰	『歴史地理』8-9,p.726
1906	本居宣長遺蹟保存会	本居宣長の遺跡の保存	『史学雑誌』18-2,p.206
1907頃	井上通女遺徳表彰会	通女没後170年記念	『歴史地理』9-2,p.158
1908頃	汲古会	遺物筆蹟等の保存	『歴史地理』12-1,p.86
1911	史蹟名勝天然紀念物保存協会		多数
1911	星匠保勝会	埼玉県川越市所在の喜多院の保存	『洪沢栄一伝記資料』49,p.298
1911頃	宮崎神苑会	福岡市所在の宮崎宮の保存	『歴史地理』19-1,p.136
1912頃	東北史蹟保存会	東北地方における史蹟の保存	『史学雑誌』23-3,p.351
1913	奈良大極殿址保存会	平城京址の保存	多数
1913	大塚先儒墓所保存会	小石川区の俗称「儒者捨場」の保存	『歴史地理』21-4,p.413
1913	春日山古城址保存会	上杉謙信の居城全山の買収	『歴史地理』23-2,p.233
1914	山寺保存会	山形県所在の山寺の保存	『歴史地理』23-5,p.587
1914	満州戦蹟保存会	戦地に戦蹟記念標の建設等	『歴史地理』23-4,p.464
1914	二戸保勝会	岩手県二戸郡内の名勝旧蹟の保存顕彰	『歴史地理』24-5,p.522
1914	浅野史蹟顕彰会	愛知県西成村所在の浅野氏旧蹟(宅跡)の保存	『歴史地理』25-1,p.165
1916	楠公誕生地保勝会	大阪府赤阪村の屋敷跡の保存	『歴史地理』27-3,p.307
1916頃	元寇史蹟保存会	元寇防塁の保存	『史蹟名勝天然紀念物』1-12,p.96
1917	深川古蹟保存会	深川区の古蹟保存	『歴史地理』29-4,p.407
1917	蒲生君平誕生地及遺蹟保存会	宇都宮市の生家を保存	『歴史地理』29-4,p.407
1918	小塚原回向院烈士遺蹟保存会	吉田松陰らの墓地の保存	『洪沢栄一伝記資料』49,p.335
1918	汲古会	岡崎の旧藩主本多氏を中心とする会	『史蹟名勝天然紀念物』2-10,p.74
1918頃	楠公夫人終焉の伝説地の保存	楠公夫人終焉の伝説地の保存	『歴史地理』32-3,p.232
1918頃	安土保勝会	織田・豊臣の遺蹟の保存	『史蹟名勝天然紀念物』2-10,p.74
1918頃	不破郡名勝旧蹟保存会	関ヶ原の保存	『史蹟名勝天然紀念物』2-10,p.73
1918頃	吉野保勝会	奈良県吉野の保存	『史蹟名勝天然紀念物』2-10,p.73

\*黒ゴシックは、一個人の為の保存を目的として結成された運動団体である。

西村幸夫「史蹟」保存の理念的枠組みの成立 - 「歴史的環境」概念の生成史その4 -  
 日本建築学会計画系論文報告集 第452号, P.178, 1993.10より、(表-1 当時の雑誌等にあらわれた「史蹟」保存のための運動団体一覧(史蹟名勝天然紀念物保存法(1919)制定以前))を参考

## 2-2. 三重県における動向

『歴史地理』\*16には、伊勢相可地方における保存運動組織として「相可舊跡保存會」が登場する(表 2-3.)。三重県における保存活動組織は、本居宣長に関する保存会の他に、この「相可舊跡保存會」のみが、現在その存在が明らかになっている。よって、その全文を引用すると

○相可舊跡保存會 伊勢相可は、古來名所舊跡多く、且つ古文書畫古器等大に見るべき者あるに拘らず、近來散逸して住々廢滅に歸するもの少なからざるより、土地の有志家は相可舊跡保存會を組織して、去月二月其創立會を催てし由。

となっており、地域の旧蹟及び遺産を保存する目的で地元有志者によって組織されたことが読み取れる。しかし、これ以上の情報を他の文献からは読み取ることが現在のところできず、その実態は把握できていない。しかし、表中の「山室山神社保存会」、「本居宣長遺蹟保存会(鈴屋遺蹟保存会とおもわれる)」、「相可舊跡保存會」の3つの組織が三重県では、史蹟名勝天然紀念物保存法(1919)以前に存在していたことがわかり、全国的に見ても比較的保存活動が盛んであったことを察することが出来る。

また、伊勢地方では、明治 19 年(1886)伊勢神宮周辺の整備を目的とした「神苑会」が結成されている\*17。「神苑会」は、神苑の拡充を図るために、神宮周辺の民家 183 戸を撤去し、2 万余坪を買収を行う、また倉田山に 4 万坪の上地を買収し、徴古館・農業館を建設し、神苑文庫をつくるなどの事業を行った\*17。「神苑会」に関しては、上述したような地域の旧蹟及び遺産を保存する目的で結成されたわけではなく、地域の環境を整備する目的で行われどちらかといえば観光目的で行われたことが考えられる。同組織を創設した太田小三郎は、他にも明治 23 年(1890)参宮鉄道株式会社を他に先駆けて創立\*17し、国鉄参宮線の基礎をつくり、さらに明治 29 年(1896)宮川電気株式会社を秋田喜助とともに創立\*17し、市内の電燈・電車事業を開発している\*17。太田による一連の活動は、保存を目的としたものではないが、伊勢神宮周辺の環境を維持する点に関しては、愛郷活動であることに他ならない。

地域に根付いた文化及び地域で誕生した偉人を顕彰する動きは、三重県の特に関東・伊勢地方には、明治年間の史蹟名勝紀念物保存法制定以前において発生していたことを読み取ることが出来る。よって、松阪・伊勢地方におけるこれらの活動は、史蹟名勝紀念物に対する保存制度が成立していない時期に発生していたことが言え、その活動としては全国的に見ても比較的早い段階で発生したことが言える。

【参考及び引用文献】

- \*1 『文化財保護の歩み』文化財保護委員会編，大蔵省印刷局，1960
  - \*1-1 「第一節 古社寺保存法の制定に至るまでの経緯」 P.24-29
  - \*1-2 「第二節 古社寺保存法の内容とその運用」 P.29-34
  - \*1-3 「第一節 史蹟名勝天然記念物保存法の制定に至るまでの経緯」 P.75-77
  - \*1-4 「第二節 史蹟名勝天然記念物保存法の内容とその運用」 P.77-83
- \*2 伊東忠太「日本建築術に於ける曲線の性質を論ず」『建築雑誌』
- \*3 伊東忠太「国家と建築術との関係を論ず」『建築雑誌』No.108,1895.2, P.321-326
- \*4 塚本靖「法隆寺建築装飾論」『建築雑誌』No.94, 1894, P.279-287
- \*5 関野貞「鳳凰堂建築説」『建築雑誌』No.102, 1895, P.122-141
- \*6 伊東忠太「国家は古建築物を保存すべし」『建築雑誌』No.98・124, 1895.2,1897.4, P.44-45,
- \*7 『建築雑誌』
- \*8 清水重敏『明治後期の古社寺修理にかかわる技術者の出自について』  
日本建築学会計画系論文集 第 558 号, P.259-264, 2002.8
- \*9 奈良県庁文書「明治三十六年黜陟一件」所収 修理技手採用ノ件より
- \*10 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収, 「旧宅移築工事報告書(仮称)」より
- \*11 『【戦前期】国宝・重要文化財建造物修理工事報告書集成』  
「記録再生への期待」 文生書院, 2005
- \*12 『【戦前期】国宝・重要文化財建造物修理工事報告書集成』  
「企画のことば」 文生書院, 2005
- \*13 西村幸夫「「史蹟」保存の理念的枠組みの成立 - 「歴史的環境」概念の生成史その 4」  
日本建築学会計画系論文報告集 第 452 号, P.177-186, 1993.10
- \*14 三好学「名木ノ伐滅并ニ其保存ノ必要」『東洋学芸雑誌』第 23 卷第 301 号, 1906.10, P.430
- \*15 西村幸夫『都市論ノート』「史蹟名勝天然記念物保存法」鹿島出版会, 2000, P.136
- \*16 『歴史地理』「相可舊跡保存会」 4-4, P440
- \*17 『伊勢市史』「太田小三郎と大岩芳逸」1968, P.500
- \*18 『史蹟名勝天然記念物』第 2 卷第 1 号, 1918.2, P.1

## 【第3章】本居宣長旧宅の移築計画

1. 旧宅移築工事報告書の構成	
1-1. 内容	----- 41
1-2. 特徴	----- 41
2. 旧宅移築工事報告書の分析	
2-1. 移築設計方針	----- 42
2-2. 現状把握の手法	----- 44
2-3. 施工計画及び施工方法	----- 53
2-4. 附属工事	----- 61
2-5. 添付図面	----- 62
3. 当初の計画	
3-1. 鈴屋遺蹟保存会創立以前	----- 63
3-2. 鈴屋遺蹟保存会創立時	----- 63
4. 移築前の状況	
4-1. 旧宅移築前の松坂城跡	----- 68
4-2. 旧宅移築前の魚町	----- 69

## 【第3章】本居宣長旧宅の移築計画

## 1. 旧宅移築工事報告書の構成

## 1-1. 内容

旧宅移築工事報告書\*1は、本居宣長記念館に保存されている資料『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』に含まれているものである。本論では、その報告書の認識として、次のように判断した。まず、「鈴屋遺蹟保存会々務報告」と書かれている点、移築に関する諸事項（移築設計方針、移築前現状把握、移築修理手法、移築工事記録）が明記されている点、工事における図面（実測図面、復原図面）が豊富に添付されている点、以上の3点より現在一般的に名称されている建造物の修理報告書と同等の仕様であると判断した。構成は、「計画概要」・「出入費明細票」、「移築計画方針」、「工事の経過」、「附属工事」、「工事図面」の順となっている(表 3-1)。前文の「鈴屋遺蹟保存会々務報告」は、移築工事の報告、工事における会計報告が転載されているが、この前文に関しては遺蹟保存会によって書かれており、建築技術者が関与していないことが読み取れる。また、「諸言」以降は、当時名古屋高等工業学校教授である土屋純一による詳細な報告がそれぞれ項目ごとに記述されている構成となっている。

表 3-1. 旧宅移築工事報告書  
(仮称)目次\*1

○ 鈴屋遺蹟保存会々務報告 (保存会名簿) (収入の明細) (支出の明細) (収支差引現在の明細)
○ 緒言
○ 移築設計方針
○ 鈴屋在来ノ状況 第一、移築前ノ形状 第二、建築当初ノ形状 第三、書斎ノ増設
○ 工事ノ経過 第一、移築ニ際シ形状ノ復舊 第二、移築工事実施 第三、附属高塀ノ新築 第四、在来敷地ノ修築
○ 附属工事
○ 鈴屋舎移築工事圖面目録

\*( )内は見出しなし

## 1-2. 特徴

まず、顕著なことは、現在一般的に称されている建造物の修理報告書として極めて早い段階で作成されている点にある。修理報告書の確立については、前述(第2章 1-1 項)したが、修理報告書が一般的に作成され明確な記録として残されるようになるのは、文化財保護法(1940)が制定された後の昭和 30 年(1945)頃からである。本居宣長旧宅移築工事報告書は、工事終了後の明治 43 年(1910)1 月 12 日\*1に技術者である土屋純一によって書かれていることから、その時期が断定できる。そのため、明確な修理報告書としてまだ成立していない時期に“工事記録”として書かれていることから、その存在は非常に珍しいことが言える。また、民家における早期の保存活動でありながら、現在の手法と同等といえる手法を用いていることが報告書から読み取れる点が特徴的である。これは、移築するにあたり、緻密な痕跡調査を基に復旧工事を行っている点である。報告書は、これらの一連の工事記録が調査内容、根拠、考察を交えながら記述されており、非常にわかりやすく状況を知ることが出来る構成となっている。以下、それらの内容について、項目ごと順を追って詳細を記していく。

## 2. 旧宅移築工事報告書の分析

### 2-1. 移築設計方針

土屋純一による移築計画書は、まず前文の「緒言」\*1からはじまる。ここでは、移築工事完了を迎えての報告と、旧宅移築工事報告書(本論での名称。ここ\*1では一切称されていない。)の意義を示す言文となっている。

「在來ノ舊形ト移築後復舊現状トヲ見テ濫ニ變更ヲ加ヘタルモノトシテ疑惑ヲ抱ク人ナキヲ保シ難キヲ以テ其理由ヲ詳説シテ誤ヲ後人ニ傳フルコトナカラシメント欲ス」

この言文からは、当時の民家における移築による保存の概念が庶民に浸透していないことを読み取ることが出来る。また、報告書を作成する本来の目的は、工事記録を残し、その建造物の軌跡を記すことに意義があるという土屋の考え方を垣間見ることが出来る。

「緒言」\*1に続き、「移築工事設計方針」\*1と称された項目が記されている。概略としては、本来の移築工事の定義がされているが、旧宅移築工事ではやむを得ず移築することになったことと、その為の手法について論じている。

「抑遺跡保存事業ハ其本来ノ性質上現在ノ位置ニ於テ現状ノ儘ニ保存シ破損腐朽等ニ際シテハ原形ニ倣ヒテ修補ヲ加ヘ永ク後世ニ傳フルノ方法ニヨルベキヤ明ナリ」

続いて、

「鈴屋遺跡ニアリテハ現存位置ニ於テ保存ノ方法ヲ講ゼントスルモ周圍ハ商家密接軒ヲ並ベ一朝火災ニ當リテハ忽チ類焼ノ危険恐ルベキモノアリ而モ又近隣敷地ヲ廣ク購買シテ區域ヲ擴大シ此等ノ虞ナカラシメンニハ全ク資力ノ許サザルトコロ即チ建物ヲ他ニ移築シテ保存スルノ策ヲトラントスルモノニシテ蓋シ已ムヲ得ザルニ出ツルナリ」

とある。この言文からは、本来は現存の位置で原型にならって補修を施し、保存すべきであるが、保存する上で火災による延焼を免れることと、それを回避するための敷地を拡大するという手法を達成させるだけの資金が足りないことから、その他の場所に移築することが最も良い方法であるという判断に至ったことが読み取れる。これは、現在の手法としては到達しがたい判断であるが、前述事項を踏まえると苦肉の策として移築に至った背景が明快に記されている。なお、この“旧宅を現存の位置で保存する”案については、次章(第2章3項)で詳しく述べることにする。

そして、移築工事に伴う補修・復旧年代としては、

「鈴屋翁以後ノ變更ニ係ルモノハ此際復舊シテ書齋増設當時ノ状況トナサント欲スル」

とある。この言文は、旧宅移築工事の目指すべき保存年代がよく現れている。それは、移築工事を行う上で、現状を移築するのではなく保存すべき建造物の設定年代として、本居宣長が書齋鈴屋を増築した状態に断定していることが読み取れるからである。古社寺における修理工事を経過して間もない頃に、このような判断に至るのは幾分疑問が残る。それは、古社寺における補修は、原則として建立当初の状態に“復原”することが目的であり、現在行われている文化財修理工事にみられる民家における保存手法でも、建立当初の現状に戻すことが原則とされている。よって、旧宅移築工事にみられる保存年代は、“復旧”であり、建立当初ではないことが読み取れる。また、移築工事にとまなう建築年代の設定に関しては、この言文以外に旧宅移築工事報告書には記されてなく、建築年代の検討も一切されていないことも記述しておく。

続いて、移築設計の方針として、

「移築設計ノ方針トシテハ先ツ建物各部ニ亘リ精細ナル實測ヲナシ縦横幾多ノ断面圖ヲ調製シテ舊状ヲ知ルヲ得セシムルコト、シ然ル後建物全部ヲ解放シテ新敷地ニ運搬移築ヲナスモノニシテ」

とある。移築工事の手法として、具体的に3つの原則手法が記されており、それは1.“建物各部の精細なる實測を行い旧状を知る”、2.“建物全部を解放する”、3.“新敷地に運搬し、移築する”とされている。この“精細ナル實測”により描かれたものが、添付図面の一部であり、大多数を占める図面である。この言文により実測がいかに重要であるのかが読み取れる。

また、旧宅以外の配慮として以下のような言文が記されている。

「移築ニ當リ建物ノ方向ニ異變ヲ來サバ朝夕光線ノ關係全然相違シテ舊様ヲ懷想スル能ハザルベキヲ以テ新敷地ニ於テモ其方向ハ全然一致シテ寸毫ノ相違ナカラシメ庭園ハ樹木等ヲ移植スルトキハ枯死セシムルコトナキヲ保シ難キヲ以テコレガ移轉ヲナサズ」

この言文には、移築を行った後の環境変化に対しての配慮がされていることを読み取ることが出来る。建物方位に関しては、実際に現在の松阪城跡の旧宅及び、魚町の旧宅跡の方位を比較するとほぼ等しく、工事が言文通りに行われていることが判明した。また、その跡地に残すものとして以下の言文がある。

「礎石モ亦舊位置ニ存シテ移築には悉ク新材ヲ使用スルコトトセリコレ蓋シ其位置ヲ

確實ニ保存スルト共ニ他日再び近隣ヲ擴大シテ此位置ニ復舊スルヲ得ルノ日アラバ直チニ其復舊ヲ容易ナラシムベキヲ想ヘバナリ」

この言文には、移築保存の手法における土屋の思考が強く現れている。それは、最もふさわしい保存の手法はもともと建造物がある現存の位置で保存することであると読み取れるからである。また、跡地に残すのを原物とし、移築場所に使うものは新材とするところに移築はあくまで仮の手法であり、後々旧宅を既存の場所に移動することを前提としていることが読み取れる。そして、最後に復旧手法の緻密さを読み取れる言文が続く。

- (1)「細部ノ形状手法ニ至ルマデ毫モ舊様ヲ失ハザランコトヲ勉メ」
- (2)「鈴屋翁以後ノ變更ニ係ルモノニシテ其當時ノ舊様ノ調査ノ結果明瞭ナルヲ得タルモノハ一々痕跡ニヨリテコレヲ復舊シ」
- (3)「舊形ノ詳カナラザルモノハ徒ニ變更ヲ加フルコトヲナサズ」

この3項目の(1)細部形状手法の継続、(2)本居宣長当時の形状復旧、(3)不明箇所残留の手法は、一貫して行われた移築工事の復旧過程に他ならない。そして、根拠とならないような補修は加えず、在来を維持するという手法に、旧宅における保存手法の原則を読み取ることが出来る。

以上が旧宅移築工事報告書\*1にみられる「移築工事設計方針」の分析である。

## 2-2. 現状把握の手法

ここでは、2つ目の項目である「鈴屋在来ノ状況」\*1を分析していく。同項は、a.移築前の形状把握、b.建築当初の形状把握、c.書斎増築時の形状把握、の順で記述されており、移築工事での目指すべき復旧年代を分析する手順として3つの工程を踏んでいることが読み取れる。

まず、a.移築前の形状把握では、全体の間取り構成と建具形状、天井仕上げなどの状態把握について記されている。言文及び、実測図を比較し書かれているものについてまとめたのが図3-1である。また、外観については屋根形状・屋根葺材、中庭高塀の仕様、外壁面の仕様が記されている。



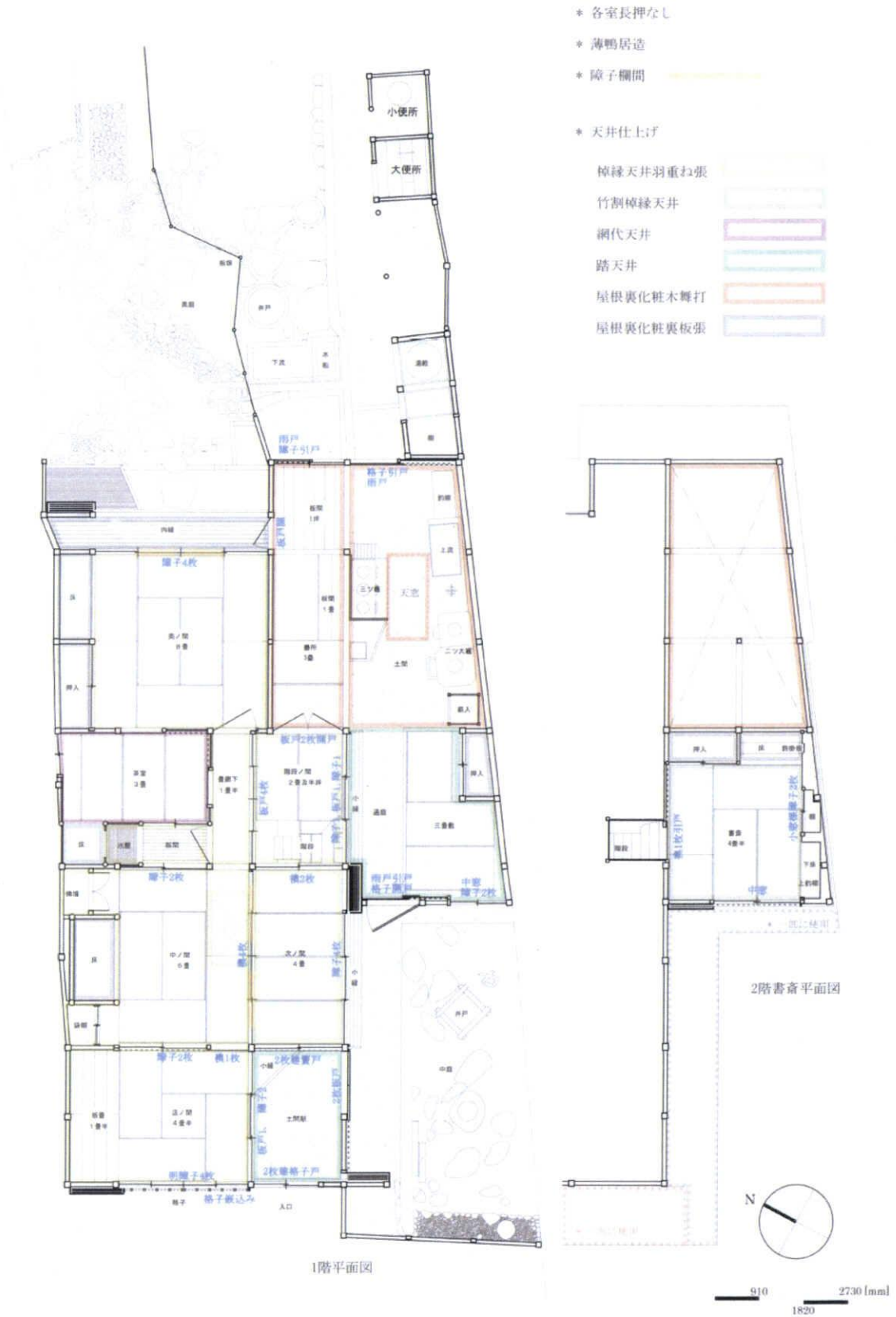


図 3-1. a. 移築前の形状把握

b. 建築当初の形状把握では、痕跡調査によって明らかになった部分をそれぞれの箇所について記している。ここでは、形状が明らかとなる根拠と、過去に居住していた居住者への聞き取りを行い相対的に分析していることを読み取ることが出来る。ただ、文献による根拠(本居宣長著)に関しては特に記されていないことがわかる。また、ここで言われている“建築当初”がいつであるのかについて特に明記されていないことを記しておく。

當家屋ハ形式手法ヨリ考フルモ所蔵棟札ヨリ推スモ元禄四年ノ新築ト見ルベキモノニシテ其後書齋ノ増築アリ尚實測ニ當リテ發見セル幾多ノ痕跡及施工ノ方法等ヨリ考フルニ數度ノ修繕ヲ經ル毎ニ細部ニ多少ノ變更ヲ來シ就中明治十年前後ニ於テ大ニ模様替ヲ施サレタルハ現ニ高尾九兵衛氏及本居清造氏等ノ熟知セラル、所ニシテ今移築ト共ニ鈴屋翁當時ノ狀況ニ復舊ヲ試ミントスルニ當リ此等數氏ノ記憶談及痕跡其他各方面ヨリ調査セル結果ニヨリ當初ノ形状ニ関シテ以下項ヲ分チテ其當初ノ形状ヲ論ジ復舊ノ由來ヲ詳説セントス

この言文により、旧宅は職人町に新築(元禄4年(1691))されたと断定していることが読み取れる。根拠となるものは、棟札・形式手法であり、形式手法に関しては「新築当時の一般的な手法を認識している」、「周辺建物の形状から当時の基本的な構成について読み取っている」可能性がある。その後の大規模の改修については、明治10年(1877)頃の改修について挙げ、持ち主である本居清造、借主である高尾九兵衛の両氏の聞き取りによる根拠を記している。しかし、数回の修繕を経て細部に多少の変更があると記述している一方、魚町に移築されたことについては、特に記述されていないことが読み取れる。また、移築工事における本居宣長当時の状況を復旧するための手法として、両氏の記憶談・痕跡分析を特に挙げている。

以下、言文をまとめたものを記述していく。図は、建築当初から変更された項目を赤色、仕様を文字で表したもので、不明とされているものについては青字で記したものである。これをみると、移築前の状態は日常生活で使われていたと思われる「座敷(奥ノ間)」以外で変更がみられることがよくわかる。恐らく、使用用途が変わったことが一番影響していると思われる。特に、本居清造が本宅を本屋として使用する前に行われた明治10年前後での大規模な改修がそれであると考えられる。また、奥の便所・物置など附属屋について(図3・2.中⑱)は、

一 物置及大小便所ハ近火ノ際取毀タレタルコトアリト稱セラル現在建物ハ諸古材ヲ以テ改造セラレタルモノニシテ全ク不規律ナル臨機ノ構造ニ過ギズ從ツテ當初ノ形状等詳カニ論斷スル能ハズ

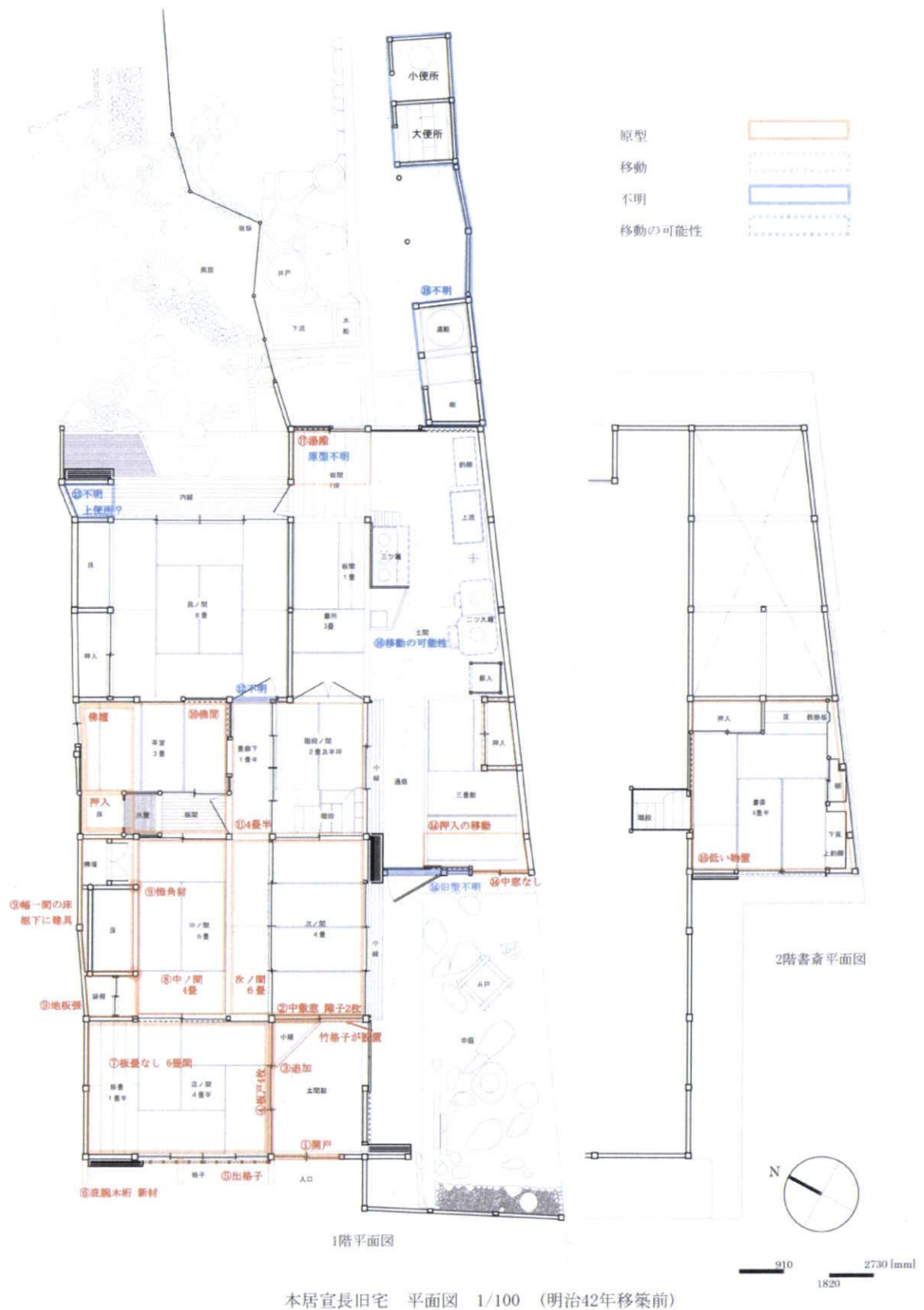


図 3-2. b. 建築当初の形状

とだけ記されており、かなりの変更が読み取れると同時に附属屋については、原型を復旧すべきものである認識が薄いことが読み取れる。また、痕跡調査の緻密さがよくわかる言文として、図 3-2.中⑩について、

一 茶室及水屋ノ部分ハ當初佛間ニシテ三疊ヲ敷キ一方ニ佛壇及押入レノ設アリシナリ之レ又諸氏ノ記憶セラル、所ニシテ現状茶室及水屋天井ノ上部ニ更ニ尚當初佛間ノ天井其儘ニ残存セルヲ見ルナリ即チ佛壇ハ右方ニ在リテ其幅一間トシ左方半間ハ押入タリシガ如ク両脇共當初ヨリ柱ノ残存シテ佛壇框及鴨居痕跡ヲ存シ尚佛壇ノ框柱及棚板等ハヲ樺材用ヒ春慶塗ヲ施セルモノタリシナリ何トナレバ其材料ノ一部柱欄間及壇板等ハ本居氏土蔵内ニ不用古材トシテ残存シ寸尺ヨク相當スルヲ見レバナリ又該佛壇古材ハ其後ノ修繕ニ使用セシモノ少カラズ書齋中窓手摺臺ノ如キハ佛壇ノ柱ヲ使用シ入口土間一隅ノ三角形小椽ノ框ハ佛壇上框ヲ使用シ同椽板ハ佛壇ノ棚板ヲ使用シ該土間正面簀戸ノ敷居ハ佛壇寄框ヲ使用シタル等ニテ寸尺マタ良ク相當リ悉ク此等ヲ集ムレバ缺損シテ不足ヲ告グルモノ僅ニ二三ヲ出デズ當初ノ形状歴然明瞭ナリ即チ疊ニ接シテ寄木上ニ引出シ摺木ヲ入レテ四個ノ引出ヲ設ケ引出上ニハ框ヲ横ヘ框内ニ棚板ヲ張リテ寄框ヲ取付ケ此上ニ蹴込板ヲ嵌込ミ蹴込上ハ更ニ上框ヲ置キ上框内ニハ上棚板ヲ張詰メ側ニハ側柱ヲ建テ、三方壁板張トシ柱上ニハ臺輪ヲ廻ハシテ天井ハ鎧板張トシ上框ノ位置上部天井臺輪下ニハ繪様繰ヲナセル欄間ヲ嵌込ミタルナリ又佛壇上ノ此部分ニアリテ残存セル舊天井ハ材料其粗ニシテ古色モ他ト同様ナラズ一見年代ノ相違アルモノ、如キヲ熟視スレバ決シテ年代ノ相違アルニ非ザルヲ知ルベシ蓋シ佛壇上ニ二重天井トナセシモノナルヲ以テ材料ハ粗木ヲ用ヒ従ツテ他ト同様ナル古色ヲ帯ブル能ハザリシニ過キザルモノ、如シ

とある。「大規模の改修」(明治 10 年頃)で使われた古材の中に、佛壇の古材がありその由来を追求しているものであるが、欠損しているものが 2、3 つあるとしても原型を留めることの出来るまで佛壇を復旧していることが読み取れる。古材がどのような状態で転用されていたか把握は出来ないが、恐らく改修では古材を加工したものを使用し、別のものへと転用していたのであろう。この言文は、その原型を断定しているため、土屋はわかる範囲で転用された古材を組み合わせるような試みを行ったことが読み取れる。よって、土屋による調査がいかにか緻密・的確であったか、またいかに判断・観察されていたかがうかがえる言文である。

c.書齋増築時の形状把握では、書齋以前の形状と本居宣長没後の変更についての把握を行っている。ここでは、前文に

當家屋當初ノ形状ハ巳ニ前節ニ於テ論ジタルガ如クナルガタゞ鈴屋翁ノ時ニ物置ヲ變更シテ書齋トセラレタルアリコレ即チ鈴屋ニシテ現ニ當家屋中主要ノ地ヲ占ムルモノナルヲ以テ其變更等ニ就キ以下尚ホ少シク解説スルトコロナルベカラズ

とある。これによると、a.,b.で記されていることは“家屋当初の形状”であることを解釈することが出来る。当初とはいつのことを言っているのか分からなかったが、この言文により“当初”とは書齋増築以前であることを察することが出来る。すなわち、魚町に移築されてから書齋が増築されるまでの間の状態であり、“移築当初の形状”の可能性もあるということである。少なくともb.では、書齋増築以前の状態について記していることはいえる。

c.書齋増築時の形状把握は、移築工事の際の目指すべき状態において最も重要であるために詳細が記されている。そして、a.,b.,cを考慮して実際に施工するための項目に関して記しているのが次項（「工事ノ経過」）からになっている。a.,b.,c.を記述しているのは、この施工に関しての根拠を記したもので、その結果は図面によって記録として残す目的があったと考えられる。以降、書齋の由来を記していく。

一 階段ノ間ハ當初四疊半ナリシヲ書齋増設ト共ニ其壹疊ヲ板間トシ板間上ニ八級ノ階段ヲ設ケ書齋ニ達セシム階ハ壹種奇異ナル構造ニシテ全部幅壹様ナラズ又下部三級ハ取外シ箱形トシ背面ヨリ紙屑入レニ使用シ其他側面ヨリ柵等トシテ使用スベカラシム

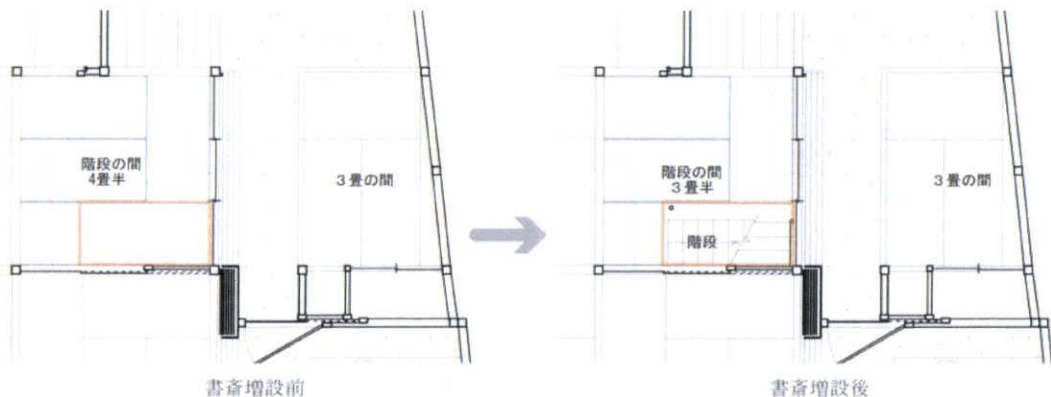


図 3-3. 「書齋ノ増設」階段の由来

図 3-3 は、言文を表したものである。階段下部 3 段分が取り外し出来るようにされていたのは、階段設置にともなう「階段の間」の手狭を解消するための方法であったと考えられる。

次の言文は、書齋増設についての構造的なことを記している。

一 書齋ハ四疊半ニシテ通庭及三疊ノ間ノ上部元物置ナリシヲ模様替セルモノナリ即チ舊床板上ニ更ニ床張ヲナシテ二重床トシ屋根ハ元前部ハ低キ平家建ナリシヲ以テ柱ヲ建テ、本屋屋根揃ノ高サトシ右側通りハ社頭ニ繼足ヲナシ背面臺所土間上ノ部分ハ元棟木ナリシヲ以テ棟木上ニ短柱ヲ建テ、外圍ヲ構架シ更ニ内部ニ片蓋柱ヲ取付ケテ内部ノ組建ヲナセルモノナリ

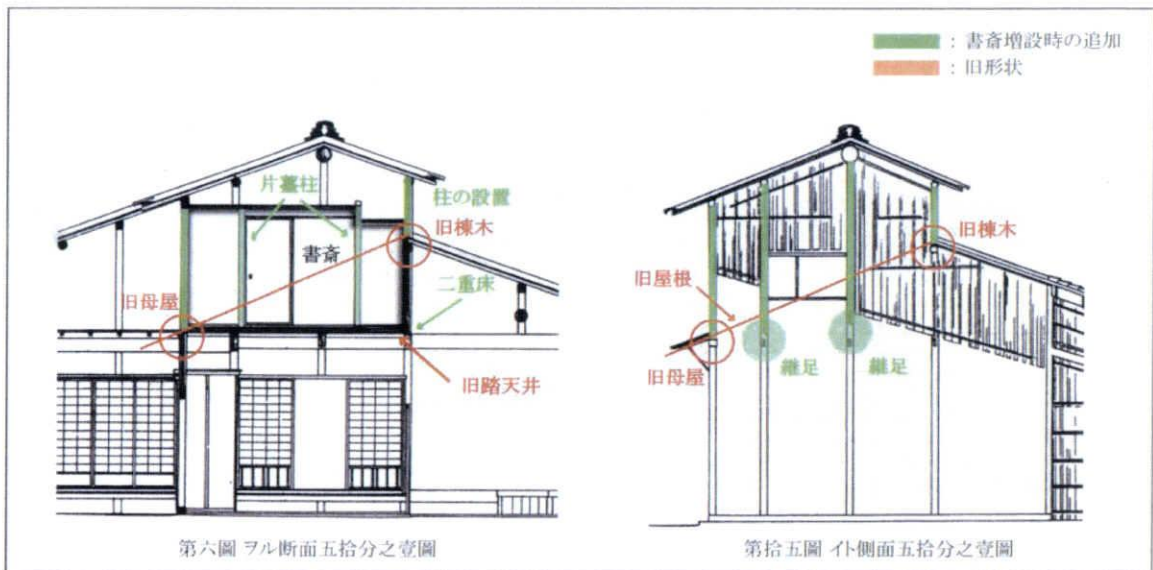


図 3-4. 「書齋ノ増設」書齋の構造

図 3-4 は、言文を表したものである。構造的には、旧形状に繼足す形で柱を追加し、棟木を新たに設け屋根を新たに造築していることがわかる。旧屋根裏は、物置として使用し、踏天井になっていた。

続けて、書齋内部仕上げについては、

壁上塗ハ清造氏ノ談ニヨレバ元眞土塗ナリシヲ健亭氏ノ時山室山ヲ以テ塗替ヘタルモノナリト云フ之レ形式上ヨリ見ルモ首肯スベキ説ニシテ現在上塗一部ヲ削リテ調査スルニ明ニ前眞土壁ノ表面ニ更ニ山室土ヲ以テ上塗ヲナセシモノタルヲ認ムルナリ

とあることから、旧形状は、「真土塗」であるが、のちの改修により「山室の土塗り」としたことがわかる。言文からは、仕上材の仕様についても調査を下に原形の追求をしていることが読み取れる。

書齋増設後の追加については、

一 前面中敷窓雨戸外現在ノ手摺ハ増設當時ノモノニアラズシテ其後ノ附加物タルヤ明ナリ高尾氏等ノ談ニヨルモ兒童ニ危険ナリトシテ後ニ附加セラレタルニ過ギス其手摺臺ハ佛壇ノ古材ヲ以テシ手摺ハ他ノ古材ヲ以テ造ラレタルヨリ考フルモ増設當時ノモノニアラサルハ言ヲ俟タザルナリ

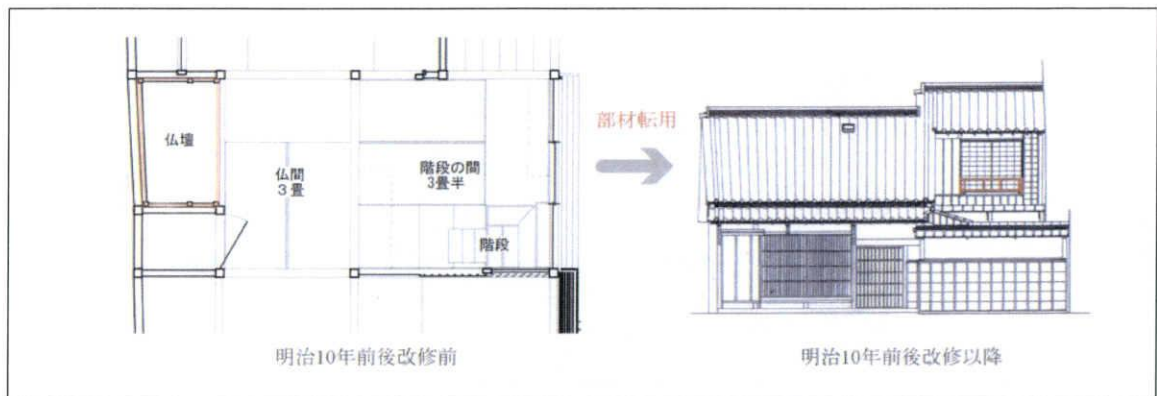


図 3-5. 「書齋ノ増設」手摺の追加

とある。図 3-5.は、言文をあらわしたものであるが、書齋手摺は、前述した仏壇の古材を利用したもので明治 10 年以降に設置されたことがわかる。手摺の追加は、居住者の談話及び転用元の特定により、追加時期を読み取っていることがうかがえる。

書齋に設けられている小棚については、

一 内部正面窓様ノ小ナル棚ハ元小窓ニシテ窓先ニハ竹格子ノ設ケアリシナリ之レ同所ノ棚板及天井板ニ共ニ竹格子ノ痕跡ヲ存スルヲ以テ明瞭ナリ其小戸棚ノ如クシテ而モ小襖ニ非ズ障子ヲ用ヒラレタルモ初メテ首肯スルヲ得ベシトス然ルニ書齋増設後ニ至リ隣家改築ノ事アリ其屋蓋ヲ高メラレタルヲ以テ窓先ハ隣家ノ側壁ニ接スルコトハナリテ其用ヲナサズ已ムヲ得ズ竹格子ヲ除キテ板張トナサレ棚ノ形ト變シタルモノナリ

とある。この言文により、小棚は元小窓であったことが、痕跡及び隣家の変遷により改造された所以を記述していることが読み取れる。なお、図 3-6.は元小窓の位置を表したものである。小棚になった所以を特定していることから、手法としては主屋だけでなく近隣の状況変化をも視野に入れた分析が行われていたことがうかがえる。

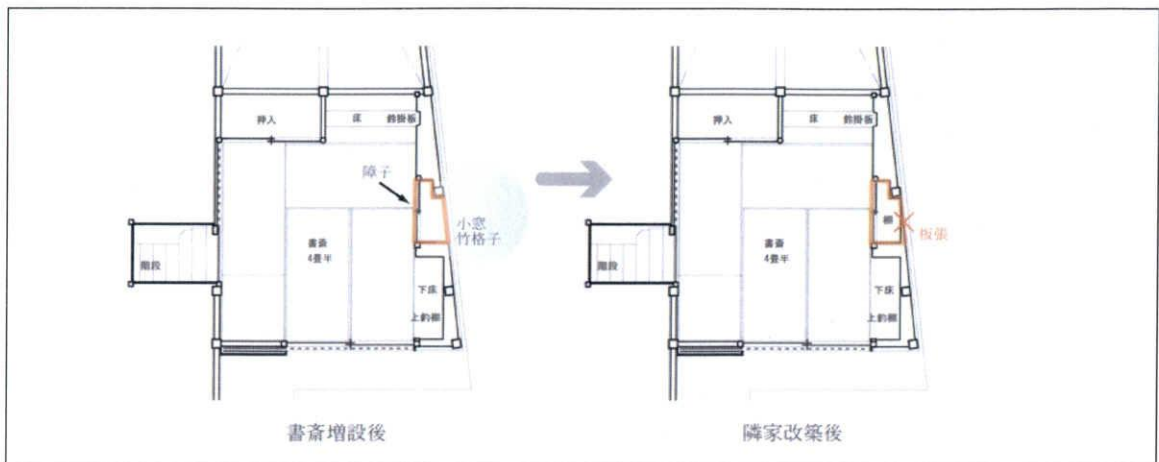


図 3-6. 「書齋ノ増設」小棚の由来

以上が、旧宅移築工事報告書\*1に記述されている「鈴屋在」の分析である。

ここで、旧宅移築工事報告書\*1に使われている“復旧”という言葉进行定義しておく。旧宅移築工事報告書\*1では、“魚町の移築前の旧宅”から、“現在の松阪城址内に移築した旧宅”に再構築した形を“復旧”とっている。これは、報告書で一貫して使われている“復旧”によって、現存の本居宣長旧宅が移築されていることから言える。しかし、前述したように、“復旧”とは、本居宣長旧宅が一番最初に建立された当時ではなく、書齋が増築された当時である。“建築当初ノ形状”の“建築当初”とは、結局、本居清造、高尾九兵衛両氏が少なくとも認識している範囲であり、明治 10 年(1877)以前の状态を記憶談により判断し、痕跡調査による建築的な判断については、旧宅が建立された当時の状态を言っていると考えられる。よって、旧宅移築工事で行われた設計は、“旧宅が魚町に移築された当時”もしくは、“職人町に新築された当時”の形状をも含んだものである可能性がある。前述での「移築設計方針」\*1では、「縦横幾多ノ断面圖ヲ調製シテ舊状ヲ知ルヲ得セシムルコト、シ」とある。この“調製”とは、“魚町に移築された当時の痕跡”とつじつまが合わない“職人町に新築された当時の痕跡”個所については、そのまま残すという設計を差すと考えられる。よって、本居宣長旧宅移築工事で行われた“復旧”の設計は、魚町に移築された当初の形状を再構築することを差すと考えられる、職人町に新築された建立年代ではないことが考えられる。



### 2-3. 施工計画及び施工手法

3つ目の項目である「工事ノ経過」\*1は、「a.移築ニ際シ形状ノ復旧」、「b.移築工事実施」、「c.附属高塀ノ新築」、「d.在来敷地ノ修築」の4つについて記述されている。そのため、ここでは以上から、施工計画及び施工手法の分析を行うこととする。

まず、「a.移築ニ際シ形状ノ復旧」では、前文に

當家屋書齋増設當時ノ形状ニ関シテハ前章已ニ詳述セル如クナルヲ以テ家屋ヲ擧ゲテ新敷地ニ移築スルニ當リ舊形ノ明瞭ナルモノハ一々其痕跡ニ就テ周到ナル注意ヲ以テ復舊ヲナシ假令變更ノ跡明カナルモ舊形明瞭ヲ缺クモノハ在來ノ儘ニ存置スルコト、セリ即チ復舊ヲナシタル個所ヲ列擧スレバ左ノ如シ

とある。ここでは、痕跡は明らかであっても旧型の明瞭を欠くものは、在来のままに残すことが挙げられているため、明治42年(1909)移築工事の際に既につじつまが合わない痕跡が存在したことをうかがわせる言文であることが読み取れる。また、土屋の必要以上に変更を加えない思想を読み取ることが出来る。

以下は、“復旧”を行った個所についてみていく。「移築ニ際シ形状ノ復旧」に記述されているものを表したのが表3-2.,3-3.,3-4.である。ここでは、目視による表面上の変更箇所について具体的に記述されていることがわかる。また、それぞれの項目ごとに列挙されていることから、外観及び内観の変更について強調して記述されたものであることが読み取れる。これは、前述した「緒言」\*1に示されている庶民に向けた報告として、配慮された記述であることも読み取れる。なお、復旧後の設計図面は、本末添付図面の「第拾九圖」以降である。

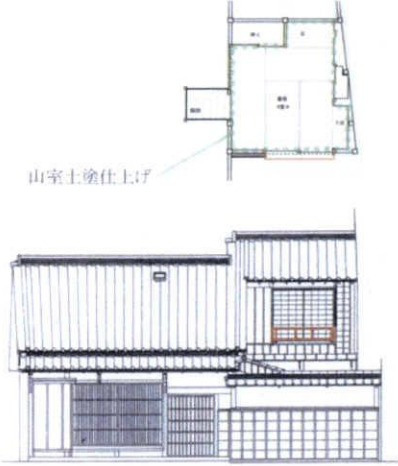


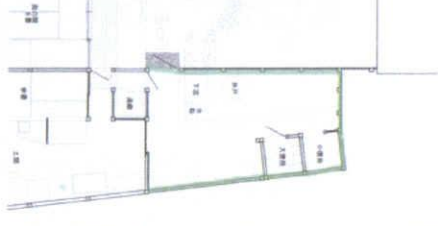
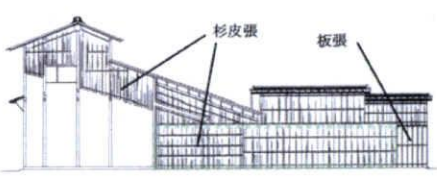
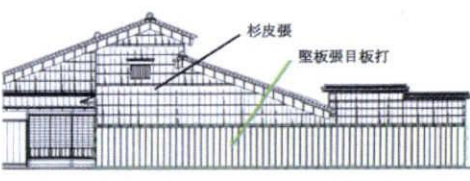
表3-2. 「移築ニ際シ形状ノ復旧」\*1

項目	移築前の形状	復旧箇所(移築後)
一、		<p>一、正面入口ノ左脇ニ方立柱ヲ設ケ方立柱ト柱トノ間ヲ斜目板強シ格子戸ヲ除キ滑戸ハ内開トセリ</p>
二、		<p>二、入口上間ノ一隅ナル三角形ノ椽ヲ取除キ正面ノ簾戸ヲシテ中敷窓竹格子トセリ</p>
三、		<p>三、店ノ間ノ板畳ヲ廢シテ六疊トナシ上間ノ界ヲ板戸四枚及ビ明障子ニ枚建トセリ</p>
四、		<p>四、店ノ間表側格子ヲ改メテ出格子トナセリ</p>
五、		<p>五、中ノ間ヲ四疊トシ天窓ヲ廢シ床ヲ空間半トシ床框下ヲ簾戸四枚建トシ半間ヲ地板張トナセリ</p>
六、		<p>六、次ノ間ヲ六疊トシ間仕切鴨居上ノ欄間ヲ取除キタリ</p>

表3-3. 「移築ニ際シ形状ノ復旧」\*1,2

項目	移築前の形状	“復旧”箇所(移築後)
七、 八、		<p>七、茶室及水屋等ヲ廢シテ佛間ニ三疊敷トシ登間ノ佛壇及半間ノ押入ニ改メタリ 八、登敷下ヲ廢シ階段ノ間ヲ二疊半板間半坪トセリ</p>
九、 十、		<p>九、奥ノ間格先ノ鴨居ハ在来ノ儘トシ敷居ハ腐朽セルニヨリ新材ヲ以テ取替ヘ障子溝ヲ設ケズ 十、臺所奥ノ間ノ板間ヲ廢シ湯殿ヲ移セリ</p>
十一、		<p>十一、庭ニ三疊ノ間ノ押入ヲ移轉シ中庭ニ面スル中敷窓ヲ廢セリ</p>
十二、		<p>十二、階上書斎窓様ノ欄ノ奥ノ壁板ヲ取除キテ竹格子ヲ設ケタリ</p>

表3-4. 「移築ニ際シ形状ノ復旧」\*13

項目	移築前の形状	“復旧”箇所(移築後)
十三、 十四、	 <p>山室土塗仕上げ</p>	 <p>真土塗仕上げ</p> <p>十三、書斎中庭ニ面スル中敷窓ノ手摺ヲ取除キタリ 十四、書斎壁土塗ヲ眞土塗仕上トセリ</p>
十五、		 <p>十五、裏口外物置便所等ノ部分ハ湯殿ヲ移シ去リタルヲ以テ桁行ヲ短縮セリ</p>
十六、	 <p>杉皮張 板張</p>	 <p>杉皮張 堅板張目板打</p> <p>十六、外側圍ハ現状大部ハ杉皮張ニシテ所々ニ板ノ古圍ヲ取付ケタルモノナリシヲ以テ移築ニ際シテハ腰一間通りハ全部堅板張目板打トシ上部ハ杉皮張トナセリ</p>

「b.移築工事實施」では、旧宅移築工事の工程について記述している。各工程については、表 3-5.の通りである。ここでは、特に、在来部材及び新材利用に関して、「再度使用ニ堪フベキモノハ手入レ繕ヒヲ充分ニナシ」、「取替ヲ要スルモノハ新材ヲ購入シテ在来ノ形状寸法ニ倣ヒテ施工ヲ進メ」の2つが挙げられている。よって、必要以上に新材利用を避け、やむをえない部材に関しては、在来通りに部材を模造する手法を用いていたことが読み取れる。また、施工にともなう見隠れ箇所及び、構造補強について、

表 3-5. 「移築工事實施」工程

日時	事項
明治41年12月27日	建物形状の詳細なる実測に着手、各部の調査を進める
明治42年 2月	建物解放に着手 <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料は漸次、新敷地建築場に運搬</li> <li>・重要な諸材料は、適切な保護を加え一時本居氏倉庫内に保管</li> <li>・再度利用に耐える材料については、手入れ繕いを充分に行う。</li> <li>・取替を要するものは、新材を購入して在来の形状寸法にならぬ施工を進める。</li> </ul>
同年 5月上旬	須屋根と足場の掛渡しに着手
同年 5月14日	土台の据付、順次建方に着手
同年10月3日	雑作類終了。建具の完全なる修補、その他の残工事の施工
同年12月下旬	移築工事完成

実施ニ當リ床組及小屋組等ノ見エ隠レノ部分ニシテ構造ノ方法宜シキヲ得ズ保存上不適當ト認メタルモノハ便宜補加シテ構造の堅牢ヲ期セリ即チ床組ニ於テハ間仕切全体ニ足堅メテ指シ廻シテ柱脚ヲ堅牢ナラシメ小屋組ニアリテハ前部天井上ニ繫梁ヲ増加シ次ノ間天井上及奥ノ間臺所間ノ界壁上トニ梁挾ヲ補加シ階上書斎天井上中央ニ壹梁ヲ加ヘ尚ホ本屋ニ母屋數條ヲ増加シ兩側柱頭内側ニハ登合掌ヲ加ヘ鐵物ヲ以テ緊結シ其他小屋内要所ニ筋違ヲ取付ケ野木舞を廢シテ裏板張トナセルノ類是なり

とある。この言文からは、旧宅を保存する上で耐久性に欠ける箇所については、積極的に補強を加えていることが読み取れる。補強を加える部分(図 3-7.)は、床組及び小屋組などの見隠れ部分とされており、手法としても梁及び母屋の追加が行われ、さらに金物による補強及び小屋裏に筋違を設けるなど、近代における新しい技術による補強が挙げられている。

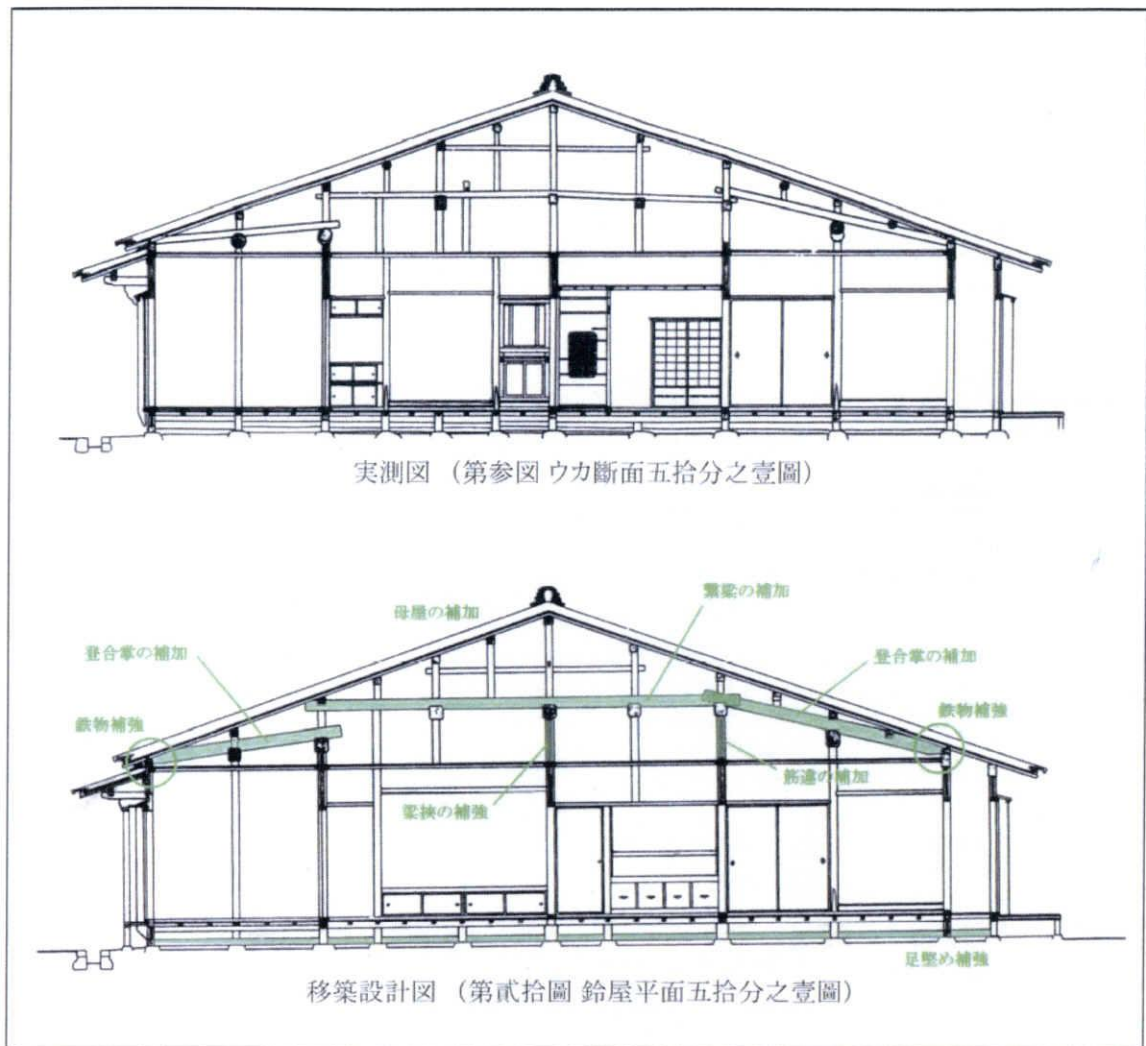


図 3-7. 「移築工事実施」補強箇所

続いて「c.附属高塀ノ新築」では、移築にともなう旧宅の町屋としての外観維持整備として設置された、旧宅南東側の中庭を囲う高塀の新築について記述されている。ここでは、高塀の新築の由来について、特に高塀の勾配及び位置について特にその根拠が記されている。言文では、

タゞ其當時隣家棟ノ位置ハ詳カナラズト雖前面ハ道路ヨリ約三尺内外ヲ入リテ正面側柱ノ位置トナルベク家屋ノ前後ノ軒高ヲ同一ナルモノト假定スルトキハ該隣家棟ノ位置ハ書齋前側柱ヨリ前方約三尺内外ノ部分ニ在リシモノ、如シ故ニ新築高塀ハ右測定ニ準ジテ其高サヲ減ジ書齋前側柱ヨリ舊勾配ノ緩ナル片卸シノ形状トシテ實施セルモノナリ

とある。この言文を表したのが図 3-8.である。高塀の設置は、以上より書斎増設時の隣家屋根形状を模したものであることがわかる。若干、隣家の旧棟位置をずらしているが、これは雨仕舞の解消からであると考えら得る。いづれにしても、「高塀ノ新設」\*1からは、土屋による移築工事にともなう近隣環境の変化に対応するための附属建造物のあり方を示す、思想がうかがえる。また、高塀勾配の根拠となった外壁の痕跡について、

其後隣家改築ノ際ニモ幸ニ該圍ヒヲ取除クコトナクシテ直チニ建方ヲナセシガ爲メ其儘存シテ今日ニ及ベルナリ尚外面ノ壁ハ該杉皮圍存在ノ個所ニノミ荒塗ヲ施シ圍以下ノ部分ハ竹木舞ノ儘トシ内側ヨリノ片壁ナリシヲ見ルベク諸般ノ点ヨリ證跡充分ニシテ當時隣家屋蓋ノ位置ハ明瞭トナレリ

とあり、移築補修することで外壁によって隠れてしまう痕跡を仕上げで区別する試みが行われていることが読み取れる。この新築高塀の根拠となる形状を残す手法は、徹底的な復旧の追及が見られ、その緻密さがうかがえる。

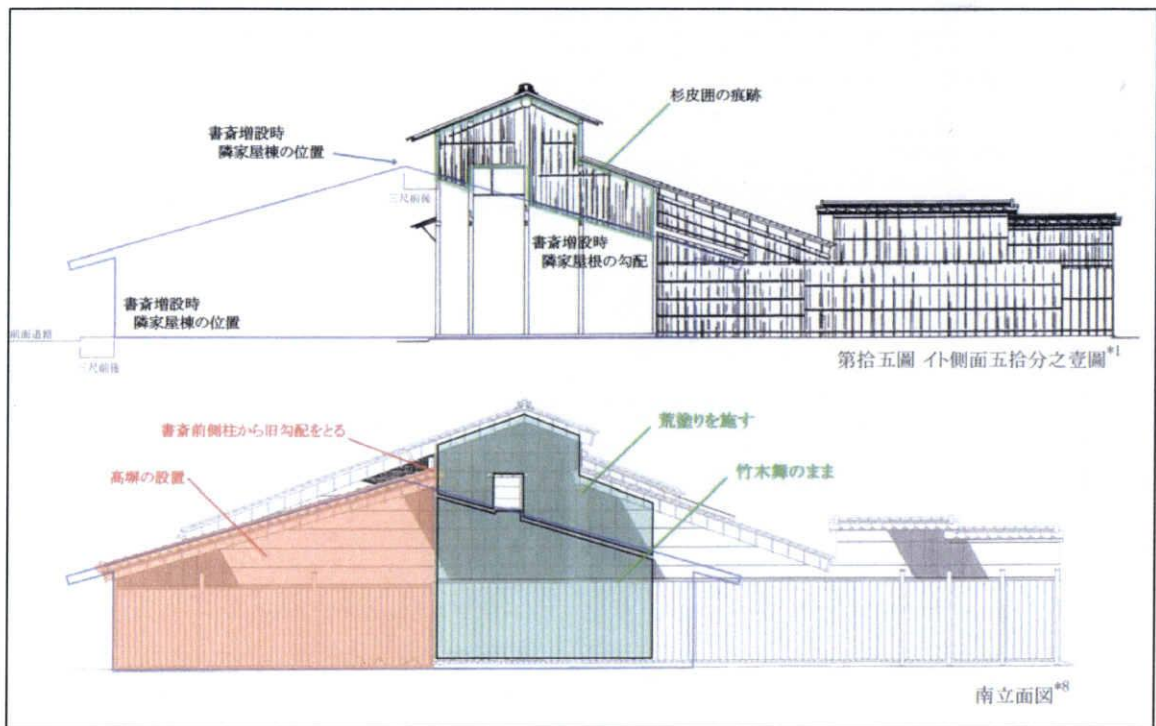


図 3-8. 「附属高塀ノ新築」

次の「d.在来敷地ノ修築」では、移築元である現在の旧宅跡の整備について記述されている。言文では、

家屋ヲ移築シタル後ノ舊敷地ニハ礎石及中庭ヲ保存スルコト、ナセルヲ以テ先ヅ在来正面入口ノ部分ニ表門ヲ建設シ其左方建物外側及高塀ノ位置ニ沿ヒテ透高塀ヲ設ケ両側ノ境界ニハ板塀ヲ取設ケ建物跡周囲ニハ葛石ヲ廻ラシ葛石内舊建物下ハ全部砂利敷トナセリ在来礎石ハ一見シテ其位置ヲ見得ベキガ如クセント欲シタルモ如何セン敷地周囲ニ比シテ高カラズ若シ之ヲ現ハサントセバ悉ク周囲ノ地盤ヲ削リテ低下セシムル他ナカリシヲ以テ已ムナク其儘手ヲ加ヘズシテ全部砂利ヲ以テ敷キ均スコト、ナセルナリ

とある。「移築工事設計方針」\*1でも記述されていたように、旧宅の痕跡として在来礎石がそのまま保存することが記されている（図 3-10.）。礎石を現地で保存する意義は、のちにこの場所に再移築をする方針があるためであり、礎石自体の保存手法ではないことが考えられる。ただ、表門を設置していることから、一般公開を目的とされていたことが考えられる。また、外構及び表門については、設置当初のものと異なり、近年作り変えたものである。当初の外構は、町並を維持するために、狭い格子及び瓦屋根の囲いを設置していることが見て取れる。

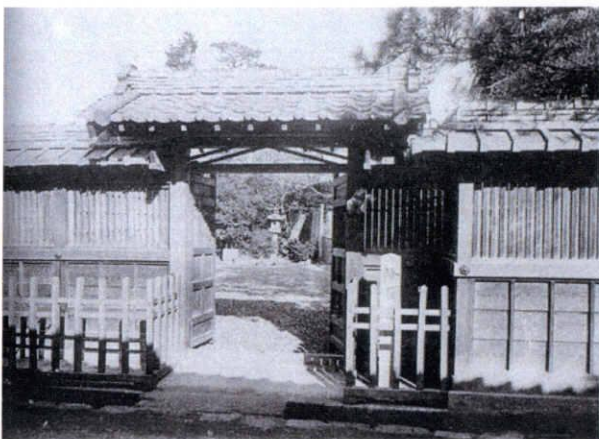


図 3-9. 「在来敷地ノ修築」修築当初



第貳拾七圖 鈴屋舊敷地平面五拾分之壹圖\*1

図 3-10. 「在来敷地ノ修築」旧宅跡配置



## 2-4. 附属工事\*1

「附属工事」では、旧宅移築先の松阪城址内における附属建造物及び外構について記述されている。各建造物及び外構の記述をまとめたのが図 3-12.である。旧宅の配置は、南西側石垣を基準とし、魚町道路と同幅の通路を設け、旧宅を魚町旧宅と同方位で配置し、旧宅軸線を延長させる形で「倉庫」「事務所」を配置させていると考えられる。また、「事務所」は、通用門に沿わせる形で北東側石垣に近づけ、「倉庫」は「事務所」と「旧宅」の調度中央に配置されていることから、両者から最大限離し、延焼を免れるよう配置されていると考えられ。また、北東側前庭を出来るだけ確保するために、南西側スペースは「事務所」の最低限のセットバックを取り、全体の配置を計画したと考えられる。なお、これらの附属建造物は、建設することのみ記述されているため、具体的な計画は読み取れない。配置計画からは、前庭からの眺望を配慮し、庶民に親しまれていた憩いスペースを確保する計画であることを読み取れる。



図 3-11. 「附属工事」大正時代の表門\*9

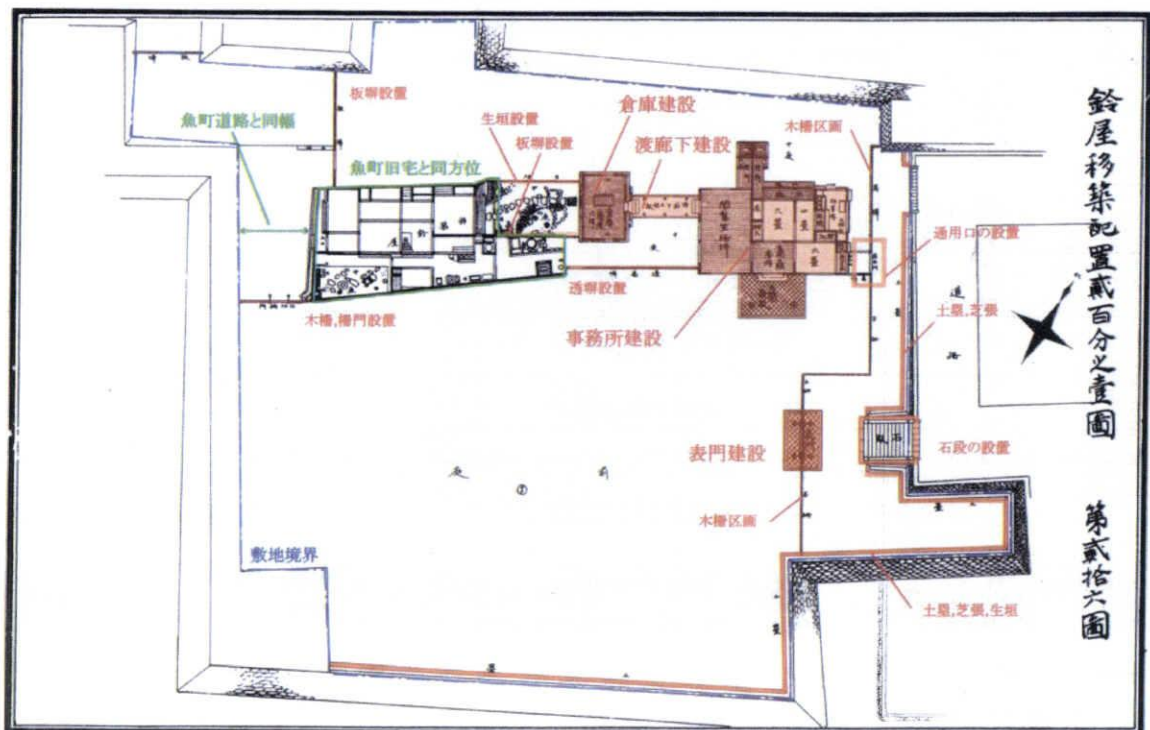


図 3-12. 第貳拾六図 鈴屋移築配置貳百分之壹圖\*1

以上が「旧宅移築工事報告書」\*1の内容及び分析である。全体として、緻密かつ的確な調査を元に移築及び復旧が行われていることを読み取ることが出来る。また、文末には、復旧について、

移築家屋ハ建設以來幾多ノ修補變更ヲ經タルガ爲メ其内部ニ於テハ當初ノ形状ト全然趣ヲ異ニセシ部分モ少ナカラザリシガ幸ニシテ幾多痕跡ノ動カスベカラザルモノアリテ大部分悉ク復舊スルコトヲ得タリ以テ大體ニ於テ鈴屋増設當時ノ舊態ニ復セルモノト信ズ

とあり、“魚町に移築”もしくは“職人町に新築”されて以来、改修が行なわれているために復旧を完全なものとする事が出来なかったが、大部分において書齋増設時に“復旧”できたことが記述されている。よって、明治42年(1909)旧宅移築工事までに、増改築による変更が生じ、既に旧形が定まらない痕跡が存在していたことが読み取れる。この痕跡はおそらく、旧宅が魚町に移築される前の形状を示すものであり、旧宅の“復旧”は魚町に移築された当初の形状にほぼ復元する事が出来たということが考えられる。なお、旧宅の痕跡箇所については、ほとんど「旧宅移築工事報告書」\*1では記述されていないが、平成15年に作成された「国特別史跡「本居宣長旧宅」修理計画書」\*8では、目視によるすべての痕跡調査が行なわれていることを記しておく。痕跡個所の詳細は、本論では省くが「旧宅移築工事報告書」\*1及び「国特別史跡「本居宣長旧宅」修理計画書」\*8を比較すると、ほぼ痕跡が一致し、なおも不明となる痕跡は数箇所に留まることがわかった。おそらく、この不明痕跡は、魚町に旧宅が移築される前の形状を示すものであることが考えられるが、それを証明する“痕跡”は存在せず、これ以上追及することは現在のところ不可能となっている。なお、「国特別史跡「本居宣長旧宅」修理計画書」\*8を作成した林廣伸建築事務所の林廣伸氏に聞き取りを行ったが、同計画書作成時において「旧宅移築工事報告書」\*1の存在を知らなかったことも記しておく。

## 2-5. 添付図面

添付図面は、本末に添付しているものがすべてである。概要としては、図番号「第壹圖」から「第拾八圖」までが実測調査によって書かれた図面であり、「第拾九圖」から「第貳拾七圖」が移築工事の設計図である。図面は、詳細図を含んでいないため具体的な収まりを把握することは出来ないが、各部の実測断面図が豊富であるため各部屋の展開がよくわかり、立面においても仕上材の割付及び仕上材のテクスチャーをも繊細に表現した図面となっている。

以上のように移築工事に関する記述を分析したが、旧宅移築工事についてはほぼ「本居宣長旧宅」のみについて、詳細に記されていることがわかる。移築元に現在残されている

「倉庫（土蔵）」、また「本居宣長が購入した家屋」に関しては、一切記述されていない。また、旧鈴屋遺跡保存会事務所及び表門についても、建設することのみ記されているだけで、具体的な記述はない事がわかる。よって、この「旧宅移築工事報告書」\*1は、旧宅に限った記録であり、「附属工事」として記されているが、その他に関しては具体的には記述されていないことが分かる。

### 3. 当初の計画

#### 3-1. 鈴屋遺蹟保存会創立以前

明治26年(1893)3月29日の松坂町大火は、本居宣長生前の偉業を伝えることについての物理的な危機を町民に知らしめる事件となった。この事件にあたり、山室山神社世話掛により旧宅保存方策について議論された(明治28年頃)中に、山室山神社付近(現在の市役所周辺)に移転するという計画が考えられている\*2。計画については、具体的な内容は把握することが出来ないが、この計画が旧宅保存を目的とした最初のものであったことが考えられる。注目すべき点は、移築することを挙げている点である。山室山神社は、明治22年(1889)に現在の松阪市役所に移転されているため、神社と共に本居宣長旧宅を保存しようとする動きが存在したことを読取ることができる。

#### 3-2. 鈴屋遺蹟保存会創立時

保存会創立の趣意書からは、旧宅を移築保存することが読み取れないことは、前述したとおりであるが、これは記念文庫建設が先行していたためであり、旧宅保存・維持に関しては、考慮されていたと考えられる。そのため、旧宅移築がどの段階で計画されるようになるのか分析する。

保存会発足後の資金募集期間は、創立時の明治39年(1906)8月から同年12月末日までとされているが、この期間中には予定していた金額に満たなかったことを読み取ることが出来る\*3。そのため、当初計画していた記念文庫建設は、後日に譲り、移築工事のみを行う決定をしている。土屋純一の「旧宅移築工事報告書」\*1によると、「近隣敷地ヲ廣ク購買シテ區域ヲ擴大シ此等ノ虞ナカラシメンニハ全ク資力ノ許サザルトコロ」\*1とあり、資金的に魚町で旧宅保存を行なうより、移築したほうが経済的であることが読み取れる。保存会が資金面で苦悩したことは、「創立當時当事者の苦心顛末」\*4にかかれており、「保存會當初の案としては遺蹟を元地にそのまま、保存し周囲を取拂ひ一少公園風と爲す見込みなりしに右は巨額の資金を要し到底實現の見透しづかざりしを以て是れを他に移轉することとし」\*4のように、魚町に旧宅を保存することが当初の計画であったが実現するための資金が膨大になることから断念したことを読み取れる。保存会が松阪城址内の土地の借地願を提出したのは、保存会創立2ヶ月前の明治39年(1906)6月7日\*5となっており、目的として「本居大人遺蹟保存ノ為メ文庫ヲ建設シ、且ツ住宅ヲ移シ」\*5とある。これにより、保

存会設立前には、文庫建設及び旧宅の移築保存が決定しており、さらに移築先が松阪城址と確定していることが読み取れる。土屋が保存会に工事の依頼を受けるのは、「鈴屋移転についての記録」\*2によると、明治40年(1907)10月\*5であることが読み取れる。そのため、土屋が工事を依頼された時には、すでに移築することが決定しており、旧宅の移築保存の手法は、保存会の主導によるものであったことが明らかとなる。以上から、「創立当時当事者の苦心顛末」\*4に書かれている“当初”とは、設立以前であり、保存会設立前に“山室山神社周辺に移築保存する案”と“魚町の旧宅を現地で保存する案”の相反する計画が存在していたことが明らかとなる(表3-2)。尚、移築先が松阪城址内になった背景については、次項(第3章4-1項)で述べる事とする。

また、旧宅移築工事の際に、記念文庫建設以外にやむをえなく削除されたものとして、

表3-6. 旧宅保存方法の変遷

事項	旧宅保存方法の変遷
M22 山室山神社が殿町追手筋(現在の市役所)に移転	
M26.3 松坂町大火	
M28 殿町追手筋(現在の市役所)に旧宅移築保存する議論あり*1	↓ 山室山神社周辺に移築保存する案
M39.8以前? 「保存会当初の案としては遺蹟を元地にそのまま、保存し周囲を取拂ひ一少公園風と爲す見込みなりしに」*2	
M39.6 「本居大人遺蹟保存ノ爲メ文庫ヲ建設シ、且ツ住宅ヲ移シ」*3	↓ 魚町の旧宅を現地で保存する案
M39.8 鈴屋遺蹟保存会創立	
M39.8-M39.12末 資金募集期間 予定総額足らず 「止むなく其の設計を変更し文庫建設は暫く之を後日に譲り、先づ移轉工事のみ之■を進行することゝし」*4	↓ 旧宅移築保存の構想
M40.10 土屋純一が工事依頼を受ける*5	
M41.12-M42.12 旧宅移築工事	↓ 移築工事実施
M43.1 「近隣敷地ヲ廣ク購買シテ區域ヲ擴大シ此等ノ虞ナカラシメンニハ全ク資力ノ許サザルトコロ」*6	
【備考】	
*1 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』 「宣長翁旧宅保存への動き」光出版 平成6年(1994)	
*2 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』「創立当時当事者の苦心顛末」	
*3 『松阪市史 第15巻 資料編 近代(2)』「鈴屋遺蹟保存会より借地願」p. 621 1983. 3	
*4 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』「鈴屋移築顛末」	
*5 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』 「宣長翁旧宅の移転」光出版 平成6年(1994)	
*6 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』「旧宅移築工事報告書(仮称)」	
*7 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』「事業計画及之に伴フ収支豫算」	

現在旧宅跡に残されている春庭旧宅及び土蔵、そして現存しないが、宣長が購入した家屋（旧宅西北側隣）が考えられる。移築工事の一連の過程を考察すると、技術者による旧宅移築の思想は、極めて緻密であり、保存思考において本居宣長が生活していた頃、少なくとも鈴屋書齋が竣工した天明3年(1783)当時の旧形に近づけることが念頭にある。しかし、西北側隣家屋は、安永4年(1775)宣長によって購入されたもので、家屋は明治22年(1889)山室山神社が移転された際、その場に置いたまま神社倉庫として寄付され、明治42年(1909)旧宅移築工事の際に、山室山神社に移築されている\*7。また、春庭旧宅は、宣長没後、春庭によって建てられたものではあるが、春庭の代に歌会なども行なわれ“宣長翁父子の面影を偲ぶ貴重な資料”\*6と後の『新聞』\*6にも書かれている。これら旧宅移築工事の際に移築保存されなかった建造物は、なぜ旧宅と区別され移築保存されなかったのか現在明らかとなっていない。しかし、記念文庫建設と同じく、資金的に不足していたために削除された可能性があり、移築保存が削除された建造物は、旧宅とは異なった価値観で区別されていたことを察することが出来る。また、これらの建造物については、技術者による記述\*1が一切無いことから、“保存会の方針”は“技術者の保存思想”より、先行されていたことが考えられる。

#### 4. 移築前の状況

##### 4-1. 旧宅移築前の松坂城址

移築前の松坂城址、敷地内については、各種資料集\*3では「移轉地は舊紀州侯の城廓内の一部にして元兵■及び米穀倉庫の在りし所なり維新後松坂町有に的し永く梅園たりき今や是小を拓き之■を営み」とあり、近世では“隠居丸”と呼ばれ、宝蔵・道具蔵・米蔵があった\*15。明治14年(1881)5月26日になると、県管轄の松坂公園として認可され\*10（明治14年4月設置\*14ともある）、市民に開放されるようになるが、既に場内にあった建造物は、御城番屋敷に移された米蔵を除いてすべてなくなっていた\*11。そのため、移築前の松坂城址は、特に建造物があったわけではなく、公園として桜が一面に植えられていたのみであったことが考えられる(図3-13.)。なお、図3-14は、旧宅移築前の松坂城址復原及び旧宅移築後の配置、城郭時の附属建造物を示したものである。松坂公園に関する各規定については、明治36年(1903)の「松坂町現行規定」\*12に記述されているが、公園化事業のために本居宣長旧宅を移築する計画があったのかについては、特に記述が見られない。公園利用についての記述としては、前述の陰南道士（角田



図3-13. 明治41年頃の松坂城址\*9  
(右下が移築先)

浩々歌客)『理趣情景』\*13では、「公園の設備は本居翁を記念表彰するに於て適應のものたる」とあり、松阪公園の観光目的として、宣長顕彰のための設備を充実させることは、最適な場所であることを記している。

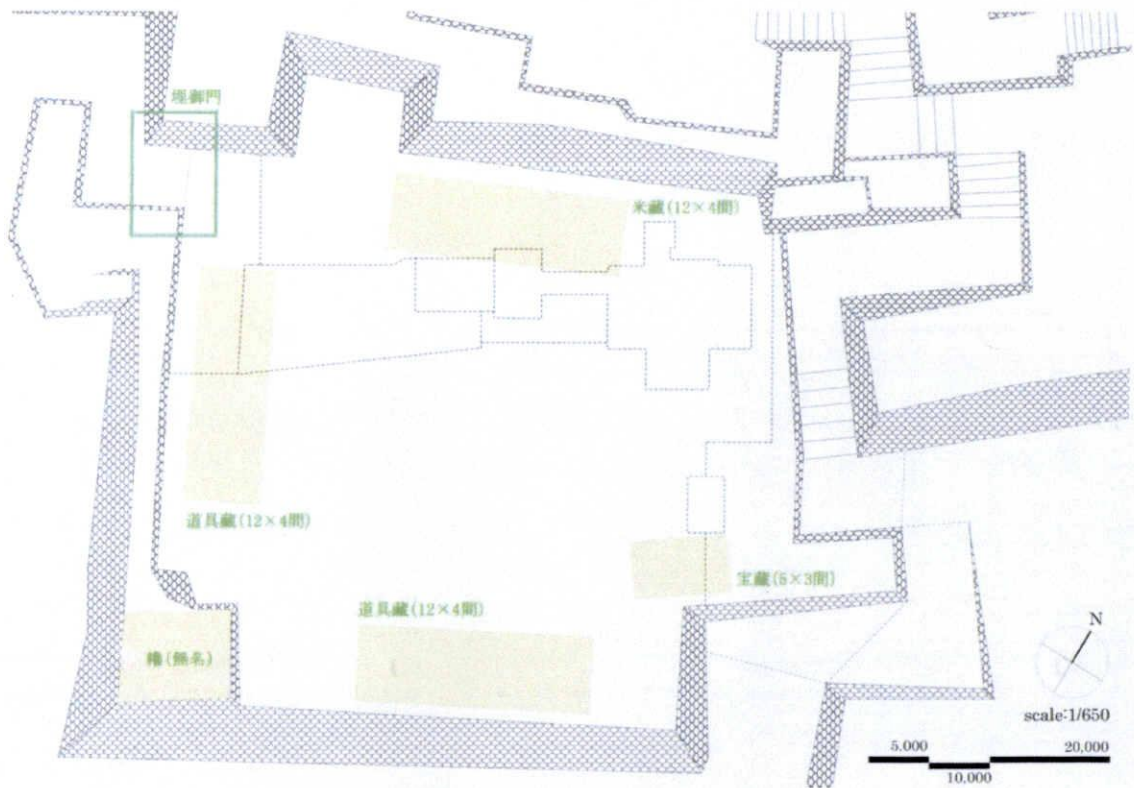


図 3-14. 移築前松阪城隠居丸址復原\*1,\*9,\*11,\*15

#### 4-2. 旧宅移築前の魚町

移築前の本居宣長旧宅地は、本宅(本居宣長旧宅)の他に春庭旧宅及び土蔵、また明治 22 年(1889)山室山神社に寄付し\*7、宣長が安政 4 年(1775)に購入した家屋\*7があった(図 3-15.)。宣長が購入した家屋については、『備忘録抄』\*7にのみ記述されているが、家屋復原に足る具体的な記述は見られない。しかし、家屋外形は、添付図面(第拾四圖)により、間口 2 間半\*7、奥行き 3 間であることが判明した。よって、移築前の状態は、宣長が土地及び隣家家屋を購入し\*7、宣長没後に春庭がその奥に新築した附属屋を加えたものとなる。なお、宣長購入の家屋は、明治 42 年(1909)旧宅移築工事の際に、山室山神社に移転された\*7ため、現在の旧宅跡地に現存しない。さらに、家屋は、大正 4 年(1915)市役所建設のため、山室山神社が現在の四五百の森に移転された際、移転とともに撤去され、現存しないと考えられる。



図 3-15. 移築元本居宣長旧宅復原<sup>\*1,\*7</sup>

【参考及び引用文献】

- \*1 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収,「旧宅移築工事報告書(仮称)」
- \*2 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』光出版 平成6年(1994)  
「宣長翁旧宅保存への動き」P.16,「鈴屋移転についての記録」P.20
- \*3 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収,「鈴屋移築顛末」  
(明治39年9月14日に書かれたものを昭和24年4月に模写したとおもわれる資料)
- \*4 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収,  
「創立當初当事者の苦心顛末」(財団改組事前調査の資料)
- \*5 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』松阪市,1983, P.621  
「(鈴屋舎遺蹟保存会より借地願)」松阪町町会議事録 M39
- \*6 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』松阪市,1983, P.625  
「惜しや姿を消す由緒ある本居家旧宅の一部」朝日新聞三重版 S16.3.23
- \*7 本居宣長記念館『備忘録抄』所収
- \*8 本居宣長記念館『国特別史跡「本居宣長旧宅」修理計画書』所収  
株式会社林廣伸建築事務所 平成15年3月
- \*9 『写真集 松阪いまむかし』郷土出版社, 1993, P.46-47
- \*10 『松阪市史 第9巻 史料篇 検地帳(2)』松阪市,1978, P.257
- \*11 『松阪市殿町 三重県指定史跡 松阪城本丸跡上段発掘調査報告書』松阪市教育委員会編, 1992
- \*12 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』松阪市,1983, P.625-627  
「松阪公園に関する件」、「公園使用料条例」
- \*13 陰南道士『理趣情景』「本居宣長(文豪の故郷と其偉蹟)」弘文堂, 1903, P.216-217
- \*14 『松阪市史 第14巻 史料篇 近代(1)』「三重県統計書」松阪市,1983, P.500
- \*15 『三重県埋蔵文化財調査報告書 65 三重県の近世城郭 一近世城郭遺蹟ほか分布調査報告一』  
「松阪城跡」三重県教育委員会編, 1984, P.40



## 【第4章】移築計画の技術者

1. 技術者の概要		
1-1. 土屋純一	-----	70
1-2. 奥野栄蔵	-----	71
2. 技術者が関わった仕事		
2-1. 修理工事	-----	72
2-2. 設計・監理監修	-----	73
3. 移築工事に用いられた手法	-----	76

【第4章】移築計画の技術者

1. 技術者の概要

1-1. 土屋純一

土屋純一(1875-1946)は、明治33年(1900)東京都帝国大学工科大学建築学科卒業後、同大学院に進み、明治34年(1901)伊東忠太博士とともに清国北京皇城建築の調査に大学から派遣されている\*1。その後、明治35年(1902)に奈良県技師となり、奈良県地方教育委員会、神職尋常試験委員、社司社掌試験委員などを歴任し、明治36年(1903)に古社寺建造物修理事務所技術部長として、法隆寺中門・東大寺大仏殿をはじめ近府県の多数の社寺の修理工事を監督する\*2。明治40年(1907)4月には、開校したばかりの現在名古屋工業大学である名古屋高等工業学校建築科講師として赴任し、同年教授となり、明治43年(1910)から3年間建築学研究のため、英米仏に留学する\*1が、帰国後も同校で教鞭をとりながら、設計活動と古社寺修理の両方に携わる\*1。同校では、日本建築史・西洋建築史・設計法・装飾学・建築材料を教授し\*2、大正11年(1922)には建築学科長となり\*2、昭和8年(1933)から退官する昭和14年(1939)まで同校の校長を務めた\*2(表4-1)。また、退官後は、同校名誉教授を授与されている\*2。建築学研究は、朝鮮・満州まで足を広げる反面、日本建築史の研究を深め、実測・古文書調査といった方法で、主として城郭建築の研究を行っていた\*1とされている一方、名古屋市では名古屋市能楽堂・新愛知新聞社・名古屋市庁舎等をはじめ大規模建築は直接、間接に参与せざるものはないといわれ、建築界の至宝ともされている\*2。また、昭和6年(1931)4月5日の建築学会初の支部である東海支部の設立に貢献し、初代の支部長を勤める\*3など東海地方の建築学活性化に大きく貢献した人物である。なお、建築の携わり方に



図4-1. 土屋純一\*2

表4-1. 名古屋高等工業学校教官任期(土屋純一時)\*2

氏名	専門	明治	大正	昭和
安成一雄	(設計)	明治38	42	
鈴木禎次	(設計)	明治39	大正10	
土屋純一	(歴史)	明治40		昭和8
坪井安次郎	(構造)	明治40	42	14
佃忠藏	(構造)	明治42	45	
栗山俊一	(構造)	明治43	大正6	
桃井保憲	(設計)		大正1-2	
武田五一	(設計)		大正7	9
三浦燿	(構造)		大正7	14
鷹栖一英	(設計)		大正10	14
吉田薫	(構造)		大正11	昭和9
松永徳昌	(材料)		大正14	昭和19
広川誠三郎	(構造)			昭和2
城戸久	(歴史)			昭和9
佐藤鑑	(環境)			昭和9
備考		—— : 助教授 ===== : 教授 ===== : 校長 ( ) : 専門分野		

【参考】『名古屋工業大学建築学科百年史』平成18年(2006)

関しては、第4章2項で奈良県技師時の修理工事と、名古屋高等工業学校時の設計・監理監修の2つの時期に分けて、それぞれ詳細に記すこととする。

『名古屋工業大学建築学科百年史\*2』では、土屋の性格について、専門分野以外でも特徴的で、学生時代はボートの選手として活躍し、野球・庭球・蹴球など運動通として知られ、東海学生陸上競技連盟会長を兼ねたとされている。また、趣味は邦楽で、なかでも能楽・謡曲が熱心で、その他に囲碁・将棋・麻雀・ビリヤードと何でもこいの万能家であったという。さらに、絵画・彫塑に関する興味も深く、煙草もたしなまず酒も飲まず、まさに静の人、鷹揚な举止動作が好ましい限りと評されたが、しかし叩けば鳴り、その叩く度合いに応じて鳴り返るといふ人であったとされている\*2。

### 1-2. 奥野栄蔵

奥野栄蔵(1875-????)は、神宮司庁営繕事務嘱託の技術者として勤務していたことが、明治36年(1903)5月に書かれた奥野栄蔵履歴書\*4により判明する(図4-2)。履歴書は、奥野栄蔵が奈良県における古社寺修理工事の修理技手として採用された際に書かれたものと思われる、奥野による著名がされているものである。履歴書によると、明治32年(1899)6月から33年(1900)まで造神宮技手、その後皇大神宮行在所、参集所、神宮司庁、御塩神社神殿、神宮御物陳列場の工事監督を歴任していたことがわかる。奥野は、奈良県の古社寺建造物修理技手として、明治36年(1903)7月7日から明治39年(1906)3月27日まで務めている\*5。また、履歴書には、所在地として「伊勢國度會郡宇治山田町大字船江百六拾五番地」\*4と記されていることから、現在の伊勢市船江出身であることが考えられる。また、建築学会名簿からは、明治39年(1906)から同43年(1910)までは大字船江の住所で登録されていることがわかる。

その他、奥野についてわかっていることは、平安遷都千百年記念祭のメインパヴィリオンである記念殿の工事(明治26年(1893)9月造営開始)、伊東忠太(設計監督技師)がはじめて日本建築の実務に携わったとき、技術的に支えたことで知られている佐々木岩次郎の配下に属し、のちに修理工事に携わる2人弟子の内の1人が奥野栄蔵であったという(もう1人は青池安太郎)\*5。また、奥野は、伊東忠太の紹介で\*5明治30年(1897)7月に建築学会に入会\*6しており、その建築学会準員になったときの住所が「京都市仏具屋町通松原下ル 佐々木岩次郎方」\*6となっていることから、奥野は出身は伊勢であるが、建築技術を学ぶために

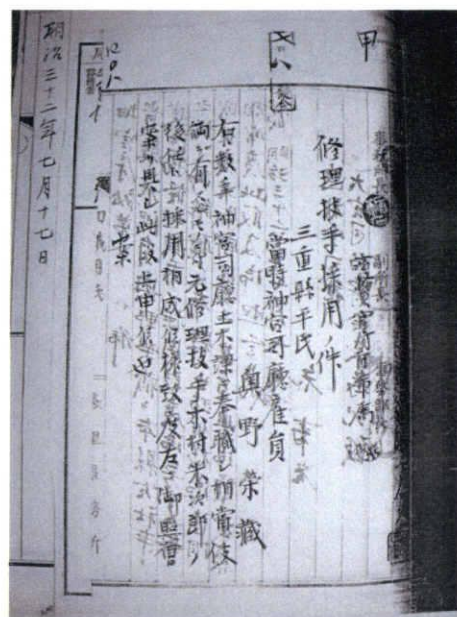


図4-2. 奥野栄蔵履歴書\*6

明治 32 年(1899)以前まで京都の佐々木岩次郎を師匠としていたことが考えられ、いったん地元での任務に就き、明治 36 年(1903)から古社寺建造物における修理工事に携わることが伺える。奥野栄蔵に関しては、以上が現在までにわかっていることであり、これ以上の情報は現在のところ不明である。

## 2. 技術者が関わった仕事

### 2-1. 修理工事

土屋純一は、明治 33 年(1900)東京帝国大学工科大学建築学科を卒業後、大学院へ進んでいる\*1が、在籍中である明治 30 年(1897)から、当時奈良県技師であった関野貞の右腕となり\*7古社寺の修理工事に関わっていた。そして、大学院卒業後の明治 35 年(1902)になり奈良県技師として正式に修理工事に関わる\*2ようなる。また、奈良県技師を辞職するのが明治 39 年(1906)\*5であることから、土屋が奈良県技師として任務にあっていたのは、明治 35 年(1902)から明治 39 年(1906)の 4 年間となる。この間に土屋は、多数の修理工事に携わった。表 4-1 は、土屋が奈良県技師として関わった古社寺修理工事の一覧である。前任の関野貞の助手として働いていた時期に関しては、実際にすべての工事に関わっていたかは明確ではないが、土屋が奈良県技師として勤務してからの代表的な物件はほぼすべて、一覧表通りであると考えられる。

また、土屋が行った奈良県での修理工事の手法として、模型を使った手法を用いていることが判明した\*7。土屋は、明治 36 年(1903)6 月 2 日に「法隆寺中門模型(十分の一模型)」を東京帝国大学に納入\*7し、さらに同年から翌年にかけて「室生寺五重塔隅模型」、「当麻

表 4-2. 土屋純一 古社寺修理工事一覧表\*5

名称	報告書	内容	工期	監督技師	助手	主任技手	所在地
新薬師寺本堂	-	解体修理工事	M30.1.22-M31.4.30	関野貞	土屋純一	川村文吉	奈良県
法起寺三重塔	昭和49年刊行	解体修理工事	M30.3.2-M31.10.2	関野貞	土屋純一	藤本民治郎 板谷彌代吉	奈良県
唐招提寺金堂	-	解体修理工事	M31.3.14-M33.1.31	関野貞	土屋純一	木村米次郎	奈良県
薬師寺東塔	昭和56年刊行 (-)	解体修理工事	M31.10.20-M33.6.2	関野貞	土屋純一	藤本民治郎	奈良県
秋篠寺本堂	昭和44年刊行 (屋根部分修理工)	解体修理工事	M32.8.10-M33.9.30	関野貞	土屋純一	土肥藤助	奈良県
東大寺法華堂	昭和47年刊行 (屋根部分修理工)	解体修理工事	M33.2.1-M34.8.31	関野貞	土屋純一	木村米次郎	奈良県
興福寺五重塔	-	屋根葺替工事	M33.7.8-M34.12.27	関野貞	土屋純一	藤本民治郎	奈良県
新薬師寺鐘楼	-	解体修理工事	M34.10.1-M35.5.31	土屋純一		木村米次郎	奈良県
当麻寺東塔	-	解体修理工事	M35.1.15-M36.9.30	土屋純一		吉田次郎吉	奈良県
法隆寺中門	-	解体修理工事	M35.1.16-M36.6.30	土屋純一		木村米次郎	奈良県
法輪寺三重塔	-	-	M35.1.16-M36.12.10	土屋純一		藤本民治郎	奈良県
東大寺金堂	昭和54年刊行 (屋根葺替工事)	解体修理工事	M36.7.1-M39.6	土屋純一			奈良県
橿原神宮本堂	昭和52年刊行 (屋根葺替工事)	屋根葺替工事	M36.8.1-M37.12.31	土屋純一		奥野栄蔵	奈良県
誠山神社十三重塔	昭和40年刊行 (屋根葺替工事)	解体修理工事	M36.12.11-M38.3.31	土屋純一		藤本民治郎	奈良県
建水分神社本殿	-	解体修理工事	M37.6.1-M38.2.15	土屋純一			大阪
長福寺本堂	-	解体修理工事	M37.9.1-M38.11.30	土屋純一		奥野栄蔵	奈良県
慈眼院多宝塔	-	解体修理工事	M38.2.16-M39.1.31	土屋純一			大阪
唐招提寺講堂	昭和46年刊行 (解体修理工事)	解体修理工事	M38.10.1-M39.6	土屋純一		奥野栄蔵 藤本民治郎	奈良県

\*黒字ゴシックは国定指定

【参考】 清水重教 「明治後期の古社寺修理にかかわる技術者の出自について」 日本建築学会計画系論文集 第558号, 259-264, 2002.8  
『国宝・重要文化財建造物目録』文化庁 1990

寺東塔隅模型」を同校に納入\*7している。「法隆寺中門」及び「當麻寺東塔」解体修理工事については、土屋純一が監督技師として勤務していた時期であるが、「室生寺五重塔」解体修理工事については、関野貞の助手として参加していた時期のものである。また、模型を用いて、建築修理を行った例としては、最も早い時期とされている\*7 ことも記しておく。さらに、古社寺修理の際に用いられた模型を使った手法に関しては、以上のことのみが明確になっているだけで、本居宣長旧宅で同じような模型を用いた手法は確認されていないことも記しておく。明治 39 年(1906)土屋純一辞職後の主任技師は、奈良県技師としてそれまで共に職務していた天沼俊一に受け継がれることとなる\*5。

## 2-2. 設計・監理監修

奈良県技師を明治 39 年(1906)に辞職した後は、いったん文部省官房建築課に移り、翌 40 年(1907)名古屋高等工業学校（現名古屋工業大学）に赴任する\*2。同校では、教鞭を持ち学生に指導するかたわら、主に名古屋市周辺における建築工事の設計及び設計監修として、培った技能、経験を地方に広めていく。建築様式としては、古社寺建築の修繕に携わっていたものと相反するような、近代建築における設計業務、設計監修にあたることとなる。学生時代には、「居宅建築ニ関スル事項」\*5を卒業論文で書いたことがきっかけとなり、伊東忠太に目を付けられ\*1、その後は日本建築史の路線を歩んでいくことになっていた\*1が、奈良県技師辞職後の進路は、土屋にとって正反対とも思える転身である。しかし、学生時代において近代建築の教養も備えている事実も記しておく。図 4-4,5 は、土屋が東京帝国大学工科大学建築学科に在籍している際に卒業設計として製作した図面である。用途

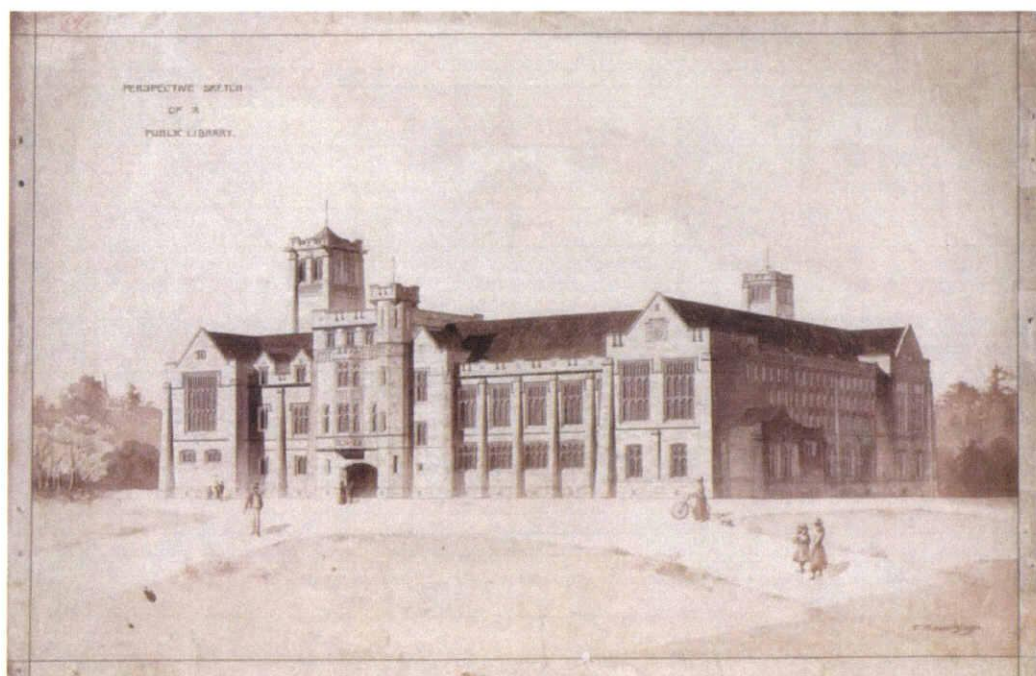


図 4-3. 土屋純一 卒業設計図面 1\*2

は、公共図書館であり、外観からはゴシック様式の煉瓦造をモチーフとし、基本的な西洋建築を自在に操作し設計されていることがうかがえる。どのような意図で設計されたかは不明であるが、ゴシック建築らしい垂直軸に伸び伸びとした外観ではなく、どちらかと言えばのっぺりとしたものとなっている。図面からは以上を読み取ることが出来るが、西洋建築の基本的意匠については、教養があったことがうかがえる。

この教授になってからの設計及び設計監修・監理の活動は、主に名古屋地域での大規模建築、特に近代建築にみられる。また、実際に自ら設計されたとされている建築は少なく、あくまで設計顧問という立場で設計にたずさわり、基本設計でのアドバイスに徹していたことが考えられる。

研究としては、主に各地の天守閣復元に関する研究を行っており、『建築雑誌』（表4-4）に各種論文が発表されていることを確認することが出来る。また、住宅建築についての論文も発表されてはいるが、基本的には日本建築史における視点が強いことが言え、専門分野は建築史という立場の論文が多い。

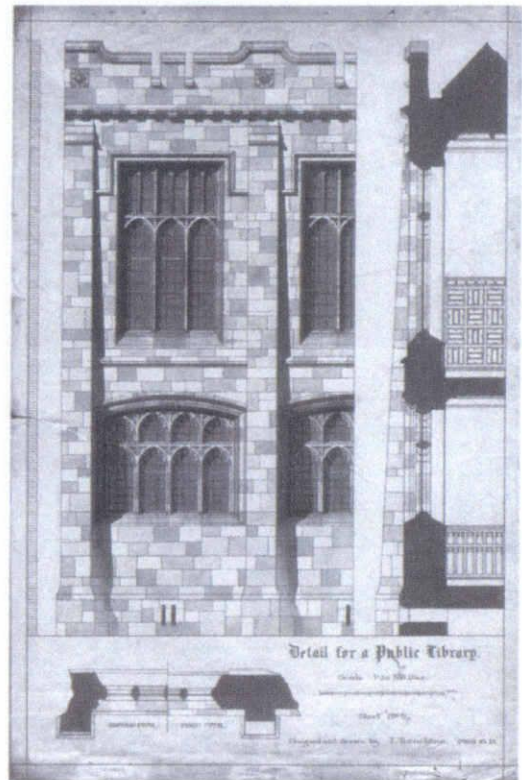


図 4-4. 土屋純一 卒業設計図面 2\*2

表 4-3. 土屋純一 設計及び設計顧問の建造物一覧表

名称	築年	設計者	設計顧問	施工者	建築構造	所在地	備考
稻山女子大学控室 (旧稻山第二高女館)	大正13年 (1924)	土屋純一	*1	寺本久吉	木造2階	名古屋市千種区	
山田赤十字病院	大正15年 (1926)	三重県土木課 (大富克己 他)	土屋純一	*1	大林組	RC造2階	三重県御園村
名古屋市公会堂	昭和5年 (1930)	名古屋市建築課	武田五一 佐野利器 三浦輝 鈴木禎次 土屋純一 伊藤萬太郎	*2	大林組	SRC造 地上4階、地下1階	愛知県名古屋市中区
東海学園講堂	昭和6年 (1931)	大脇勲 酒井勝 宮川只一	土屋純一	*1	志水建築業務店	SRC造3階	愛知県名古屋市中区
名古屋能楽堂	昭和6年 (1931)	土屋純一 塚田進 三島四平	*2	清水組	SRC造2階	愛知県名古屋市中区	
名古屋市役所	昭和8年 (1933)	平林金吾	佐野利器 (構造・室内設計顧問) 土屋純一 (審査員)	*1	大蔵土木	SRC造 地上5階、地下1階	愛知県名古屋市中区
金城学院高等学校栄光館	昭和11年 (1936)	佐藤藤(基本設計) 城戸武男(本設計)	土屋純一	*1	広瀬商会	RC造3階	愛知県名古屋市中区 登録有形文化財
愛知県庁本庁舎	昭和13年 (1938)	愛知県建築部営繕課	武田五一 土屋純一	*1	戸田組	RC造 地上7階、地下1階	愛知県名古屋市中区
新愛知新聞社			土屋純一	*3			

\*1 『総覧 日本の建築 第5巻(東海)』 日本建築学会編 新建築社 1986.6.10

\*2 『建築雑誌』No.545, 1931

\*3 『名古屋工業大学建築学科百年史』 2006

天守閣の研究に関しては、土屋による安土城の天守閣復元（表中「織田氏時代の建築」）は、最初に行ったとされており<sup>9)</sup>、建築史の分野での具体像の究明を先駆けて行った人物が土屋純一であることがわかる。一連の研究背景には、奈良県技師として古社寺の修理工事で培った技法や経験があることが読み取れ、表中「鎌倉室町両時代多宝塔の格好」では、両時代での標準的プロポーションを各種平均率で表すという試みが行われており、細部構成やプロポーションに何かしらの探究心があったことを見て取れる。

このように、土屋純一の経歴を見てみると比較的大規模の工事に携わっていることがわかる。そして、本居宣長旧宅移築工事のような民家という単位での工事は、現在のところ確認できていないが、極めてまれであった可能性が高い。また、研究でも同様に、住宅建築における記述もわずかであり、特に民家移築に関してや、保存手法について記述しているものは見受けられない。さらに本居宣長旧宅に関する記述も一切見受けられず、移築工事報告書以外にその全貌を把握できるような記述は現在のところ確認できていない。よって、土屋純一が唯一関わった民家建築の工事が、本居宣長旧宅移築工事であった可能性が高いといえる。ただ、旧宅の移築工事報告書が残っていることを考慮すると、他にも住宅建築に関与し、報告書なるものが存在することは可能性としてはあることが考えられる。土屋純一に関しては、以上のような建築に携わり、研究成果を残していることが確認出来、されにこれ以上の情報は現在のところ明らかになっていないと考えられる。

表 4-4. 土屋純一 『建築雑誌』にみる論文一覧表

著者	記載	論文	発行
土屋純一	『建築雑誌』	「タウンプランニングに就いて」	第319号, p.362-371, T2.7
土屋純一	『建築雑誌』	「織田氏時代の建築」	第404号, p.361-372, T9.8
土屋純一	『建築雑誌』	「鎌倉室町両時代多宝塔の格好」	第413号, p.117-148, T10.3
土屋純一等	『建築雑誌』	「名古屋能楽堂及び同説明(附図)」	第545号, p.825, S6.5
土屋純一	『建築雑誌』	「住宅建築」	第558号, p.753-758, S7.6
土屋純一 城戸久	『建築雑誌』	「尾張犬山城天守建築考(梗概)」	第624号, p.363, S12.3
土屋純一	『建築雑誌』	「尾張犬山城天守建築考(本文)」	205, 論文集, 5月号
土屋純一 城戸久	『建築雑誌』	「美濃大垣城天守建築考(梗概)」	第628号, p.911-913, S12.7
土屋純一 城戸久	『建築雑誌』	「美濃大垣城天守建築考(本文)」	29, 論文集, 6月号
土屋純一 城戸久	『建築雑誌』	「近江彦根城天守建築考(梗概)」	第636号, p.321-322, S13.3
土屋純一 城戸久	『建築雑誌』	「近江彦根城天守建築考(本文)」	213, 論文集, 3月号
土屋純一	『建築雑誌』	「武田さん」	第639号, p.682, S13.6
土屋純一 城戸久	『建築雑誌』	「越前丸岡城天守建築考(梗概)」	第646号, p.98-99, S14.1
土屋純一 城戸久	『建築雑誌』	「越前丸岡城天守建築考(本文)」	27, 論文集, 12月号
土屋純一	『建築雑誌』	「大東亜共栄圏に於ける新建築様式」	第693号, p.911-912, S17.12

3. 移築工事に用いられた手法

土屋は、名古屋高等工業学校に赴任したすぐの明治41年(1908)10月に鈴屋遺跡保存会に工事の依頼<sup>\*10</sup>がされていることがわかる。そして、本居宣長旧宅工事にまつわる実測調査が開始されたのが明治41年(1908)12月27日<sup>\*14</sup>からとなっていることから、奈良県技師として古社寺の修理工事に携わっていたすぐ後に、工事依頼を受け、1年間の計画及び設計期間を経て、旧宅移築工事を行っている。さらに明治43年から3年間にも及ぶ留学<sup>\*2</sup>をしていることを考慮すると、土屋が赴任してから早期の段階で旧宅移築工事の依頼を受け、工事終了を見計らって留学を決めていたことが読み取れる。留学は、いつの時期に決めたのかは定かではないが、移築工事が一つのきっかけになっていた可能性は考えられる。

また、後の建築へのたずさわり方を見ると木造建築の例はあるにしても、ほとんどが大規模の近代建築への関与が多くなる。そのため、旧宅移築工事は土屋にとっての和風建築の区切りであることが考えられる。そのため、寺院建築しか手掛けていなかった土屋が初めて民家建築を手掛け、手法としては古社寺修理工事の手法を用いながら、和風建築の集大成として行なった工事が旧宅移築工事であったと考えられる。

移築工事にたずさわったとされている奥野栄蔵に関しては、明治36年(1903)から明治39年(1906)の間古社寺の修理工事に関与しているが、どのような経緯で旧宅移築工事にたずさわようになるのかわかっていない。しかし、土屋と奥野は、表4-5.のように奈良県での古社寺修理工事において同じ現場で働いていたことが判明した。具体的には「橿原神宮本堂」の屋根修理工事、「長福寺本堂」及び「唐招提寺講堂」の解体修理工事とみられ、土屋が監督技師、奥野が主任技手という立場関わって

表 4-5. 技術者が旧宅移築までに関わった修理工事

和暦	西暦	関連修理工事	土屋純一経歴
M30	1897	新薬師寺本堂 法起寺三重塔	M30-M34 関野貞(当時:奈良県技師)の右腕として働く
M31	1898	唐招提寺金堂	
M32	1899	薬師寺東塔	
		秋篠寺本堂	
M33	1900	東大寺法華堂	M33 東京帝国大学工科大学建築学科卒業、同大学院へ進学
		興福寺五重塔	
		衣生寺五重塔	
M34	1901		
		新薬師寺鐘楼	
M35	1902	法輪寺三重塔	M35-M39 奈良県技師 ・奈良県地方教育委員 ・神職尋常試験委員 ・寺司社掌試験委員 歴任
		富麻寺東塔	
		法隆寺中門	
M36	1903		
		東大寺金堂	
M37	1904	橿原神宮本堂	M36 古社寺建造物修理事務所 技術部長
		長福寺本堂	
M38	1905	建水分神社本殿	
		唐招提寺講堂	
M39	1906	慈眼院多宝塔	*監督技師:土屋純一 主任技手:奥野栄蔵
			M39.6 奈良県技師 辞職後 文部省官房建築課へ
M40	1907		M40 名古屋高等工業学校 講師
M41	1908		M41 名古屋高等工業学校 教授
M42	1909	M41.12.27-M42.12 本居宣長旧宅移築工事	
T8	1919	T8【室積名勲記念物保護法古社寺保存法】成立	

各修理工事の工期及び、監督技師・主任技手については、清水重敏「明治後期の古社寺修理にかかわる技術者の出自について」日本建築学会計画系論文集 第558号、P.261, 2002.8 より、「表 明治30年代における古社寺保存法による建造物修理の工期と監督技師・主任技手」を参考。



たとえられる。おそらく、明治 36 年(1903)の「櫃原神宮本堂」屋根修理工事の現場ではじめて出会い、それから 3 年間もの間、現場で交流があったのは確かである。よって、両者の技術者の経歴から見ると、旧宅移築工事では古社寺修理工事で用いられた手法が使われている可能性が高いことが考えられる。両者が関わった修理工事の全貌を留めている資料は現在明らかとはなっていないが、土屋の携わった修理工事として東大寺金堂を挙げて、旧宅移築工事で用いられた手法を分析することとする。なお、東大寺金堂(大仏殿)明治修理工事については、山崎幹泰『東大寺大仏殿明治修理における設計案の変遷について』<sup>\*11</sup>を参考に、以下記していく。

東大寺金堂は、古社寺保存法が成立される以前から保存の必要性が訴えられており、その最初の活動は、明治 13 年(1880)頃にみられるとされている<sup>\*11</sup>。東大寺修理費用は、一般からの寄付金を頼りとしていたが、その募集活動のため明治 16 年(1883)に東大寺住職を会長とする大仏会という団体を組織している<sup>\*11</sup>。修理工事実施に向けて動き出すのは、明治 24 年(1891)になってからで、当時内務技師であった妻木頼黄によって設計図書(「明治廿五年東大寺大佛殿大脩繕順序表」、「東大寺大佛殿大脩繕仕様書」、「東大寺大佛殿大脩繕概算調書」、「当初修理計画諸案」)が奈良県庁に提出されている<sup>\*11</sup>。論文中<sup>\*11</sup>では、この設計案を明治 24 年案と呼んでいる。その後、明治 30 年(1897)古社寺保存法が成立し、東大寺金堂(大仏殿)は同法により、明治 31 年 12 月 28 日特別保護建造物として認められ<sup>\*12</sup>、これを契機として本格的に修理工事実施に向けて体制が整うこととなる。

土屋純一が東大寺金堂に関与するようになるのは、明治 29 年(1896)12 月に関野貞が奈良県技師として赴任した後であると考えられる。関野が赴任後の明治 32 年(1899)、さらに設計変更が行われている(「説明書」、「大佛殿修繕工事設計説明書」、「東大寺大佛殿大脩繕設計明細書」)<sup>\*11</sup>。論文中<sup>\*11</sup>では、この設計案を明治 32 年案と呼んでいる。東大寺金堂の修繕工事は、当初この明治 32 年案で明治 34 年(1901)3 月古社寺保存会によって認可されている<sup>\*13</sup>。そして、明治 36 年(1903)から関野の後を継ぎ、正式に土屋純一が同修繕工事に関わるようになる。また、翌 37 年(1904)8 月 8 日になると東京帝国大学を卒業したばかりの加護谷祐太郎(1876-1936)が奈良県技師・大仏殿修理事務所主任に任命<sup>\*11</sup>され、さらに、明治 39 年(1906)7 月古社寺修理技師として鶴飼源三郎が着任<sup>\*11</sup>する。この間に、加護谷・土屋等によって、修理設計案の設計・検討がなされ、「大佛殿修理名誉顧問」の大蔵省技師妻木頼黄、内匠寮技師木子清敬(1845-1907)の両氏と設計の検討がされている<sup>\*11</sup>。明治 39 年(1906)6 月、土屋が辞職すると後任に天沼俊一(1876-1947)が赴任し<sup>\*11</sup>、その後の設計検討は、加護谷・鶴飼・天沼の 3 人の協議により進められ<sup>\*11</sup>、同年 10 月に最終の修理設計、施工方の調査が終了する<sup>\*11</sup>経緯となっている。

東大寺金堂の修繕工事に用いられた特徴的な「鉄骨造平行弦トラス(大仏殿上部架構)」は、明治 32 年案後の変更の際に加護谷・土屋両技師によって設計された和洋混成案の「木造平行弦トラス」(図 4-5.) が原案であったとされている<sup>\*11</sup>。原案をもとに明治 39 年 3 月

上旬に加護谷・土屋（奈良県技師）、妻木・木子（名誉顧問）らの打合せで決定し<sup>\*11</sup>、翌40年(1907)3月に設計を終了した実施案において、大梁を支える平行弦トラスが鋼製となった<sup>\*11</sup>。鋼材使用に関しては、明治24年案において既に補強部材として鋼製の金具が用いられていることがわかり、当時技師であった妻木が後に名誉顧問となっていることから、一貫して鋼材を用いる手法は継続されていたと考えられる。また、構造補強に鉄骨を用いることを勧めたのは妻木であるといわれている<sup>\*11</sup>ことから、実施された「鉄骨造平行弦トラス」(図4-6.)は、加護谷と土屋の原案と妻木による混合案から生まれたことが考えられる。

土屋純一が東大寺金堂に携わるようになるのは、関野が赴任してから辞職するまでの間で、これはまさしく修繕工事が本格的に動き出してから、具体的な実施案が完了するまでの間である。そのため、妻木（名誉顧問）の影響力が大きいにしても、土屋の一貫した関与からも修繕工事計画に大きく影響をおよぼしていたと考えられる。それは、最終的には鋼製になったとしても、「木造平行弦トラス」で大梁を支持する案(図4-5.)からもいえる。古社寺の修繕工事において、鋼材を採用するというこの手法には、現在持ち合わせている技術で問題を解消していこうとする手法が見受けられる。本居宣長旧宅においても、このような手法が用いられ、補強部材として金具が積極的に使われている点が共通する手法であることがいえる。また、移築に伴う移築計画において精密なる痕跡調査が行われており、徹底した復旧手法が用いられている点が、古社寺修理工事で採用された手法と共通する点であることが言える。さらに明確に、それら古社寺修理工事と同様の手法を用いて行われたと考えられるのが、旧宅移築工事と同時に行われたとされている「鈴屋遺蹟保存会事務所」及び「表門」である。この建造物については、次章(第5章)で詳しく述べることにする。

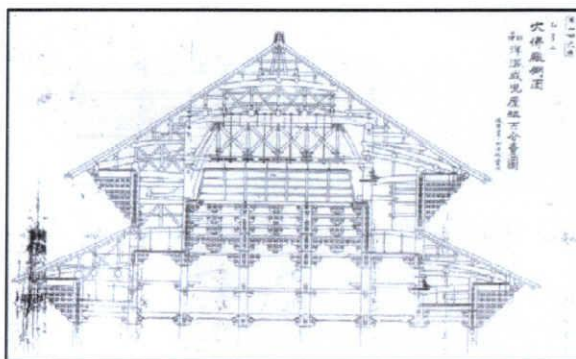


図4-5. 東大寺金堂(大仏殿)明治修理工事  
「木造平行弦トラス」案<sup>\*15</sup>

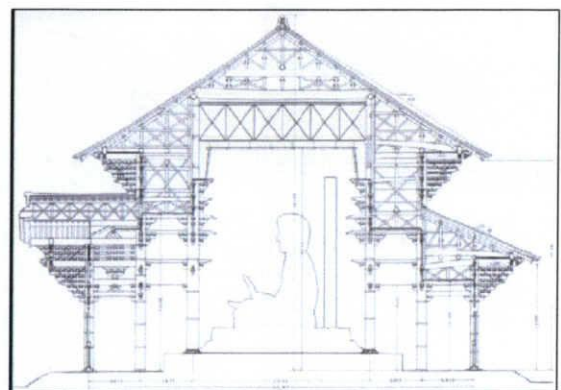


図4-6. 東大寺金堂(大仏殿)明治修理工事  
「実施図面」<sup>\*16</sup>

【参考及び引用文献】

- \*1 日本建築学会編『近代日本建築学発達史』丸善, 1972, P1834-1836
- \*2 『名古屋工業大学建築学科百年史』 2006
- \*3 『建築雑誌』「東海支部創立總會」 1931.4, P.571-572
- \*4 奈良県庁文書「明治三十六年黜陟一件」所収奥野栄蔵履歴書より
- \*5 清水重敏「明治後期の古社寺修理にかかわる技術者の出自について」  
日本建築学会計画系論文集 第 558 号, P259-264, 2002.8
- \*6 『建築雑誌』「新入会員欄」 第 127 号, 1897.7, P.206
- \*7 『学問のアルケオロジー』東京大学創立百二十周年記念東京大学展  
「帝国大学における「日本建築学」講義」内, [工科大学造家学科]
- \*9 【土屋純一氏の復元案】  
[http://www.nobunaga-lab.com/labo/13\\_azuchi/fukugennan/fukugennan.html](http://www.nobunaga-lab.com/labo/13_azuchi/fukugennan/fukugennan.html)
- \*10 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』光出版 平成 6 年(1994), P.20  
「鈴屋移転についての記録」
- \*11 山崎幹泰「東大寺大仏殿明治修理における設計案の変遷について」  
日本建築学会計画系論文集 第 535 号, P239-245, 2000.9
- \*12 『官報』「内務省告示第百三十六號」 1898.12.28
- \*13 鷲尾隆慶・平岡明海編『大佛及大佛殿史』(復刻)1915, 文生書院, 2005, P101
- \*14 本居宣長記念館『財團法人鈴屋遺蹟保存會 各種資料集』所収, 「旧宅移築工事報告書(仮称)」より
- \*15 【図 10 乙号二 大佛殿側面和洋混成児屋組百分壹圖】引用  
山崎幹泰「東大寺大仏殿明治修理における設計案の変遷について」  
日本建築学会計画系論文集 第 535 号, 2000.9, P.233
- \*16 【図 8 明治修理後梁行断面図】引用  
山崎幹泰「東大寺大仏殿明治修理における設計案の変遷について」  
日本建築学会計画系論文集 第 535 号, 2000.9, P.233

## 【第5章】旧鈴屋遺蹟保存会事務所及び表門

1. 概要		
1-1. 旧鈴屋遺蹟保存会事務所（桜松閣）	-----	81
1-2. 表門	-----	82
2. 細部意匠		
2-1. 旧遺蹟保存会事務所（桜松閣）表構えにみる細部意匠	-----	83
2-2. 表門にみる細部意匠	-----	85
1. 実施されなかった計画案		
3-1. 洋館図面	-----	88
3-2. 本居文庫の構想	-----	90

## 【第5章】旧鈴屋遺蹟保存会事務所及び表門

## 1. 概要

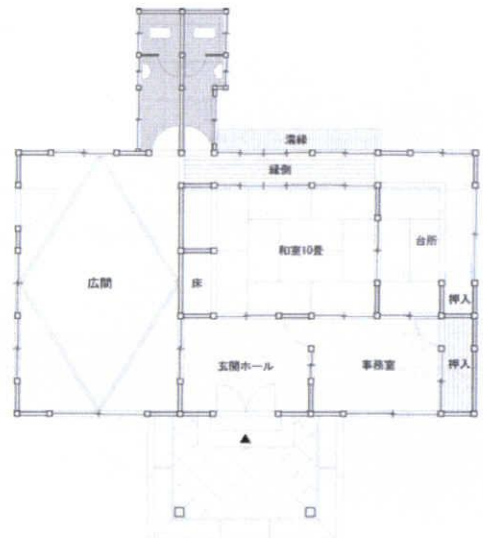
## 1-1. 旧鈴屋遺蹟保存会事務所（桜松閣）

旧鈴屋遺蹟保存会事務所は、本居宣長旧宅の移築工事に伴って、旧宅に隣接して建設された鈴屋遺蹟保存会の事務所である。建築に関与したのは、名古屋高等工業学校の土屋純一と神宮司庁営繕事務嘱託の奥野栄蔵の二人で、実際の設計事務には奥野が当たり、土屋はそれを指導監督したものとされている\*1。

建物は、入母屋造平入の唐破風玄関付となっており、妻飾は冢叉首、軒廻りは軒小天井付の出桁、外壁面の建具は玄関を開戸とする他は引違ガラス窓ないし引違ガラス戸(背面縁部分)である\*1。内部は各室とも真壁構法とし、内法長押を廻し、広間は大きく格間を配する桜天井の板間とし、他の各室はおおむね畳敷として棹縁天井を張る\*1。この和室部分では建立後数回の改修を経ているが、広間及び外観は当時の形状を保っている。昭和45年(1970)、現在の本居宣長記念館が建設されると事務所の機能は、記念館に移動され、その後は茶室・会議室等として活用されるようになる。「桜松閣」と称されるようになるのは、昭和63年(1988)4月以降である\*1。



図 5-1. 旧鈴屋遺蹟保存会事務所（桜松閣）

図 5-2. 旧鈴屋遺蹟保存会事務所 平面図  
1/200

## 旧鈴屋遺蹟保存会事務所（桜松閣）

建立：明治42年(1909)

主屋：木造平屋建 入母屋造 棧瓦葺 銅版葺唐破風玄関付

倉庫：木造平屋建 方形造 棧瓦葺

設計：土屋純一、奥野栄蔵

## 1-2. 表門

表門は、旧鈴屋遺蹟保存会事務所と同時、本居宣長旧宅の移築工事の際に建造されたものとされている\*1。名の通り移築保存された旧宅及び保存会事務所の表玄関であり、移築当時（1909）から本居宣長記念館建設（1970）までの間、その任務を果たしていた。外観の特徴は、遠方からでも見える「鴟尾」と「本瓦葺屋根」の存在感であり、石垣で囲まれた松阪城址の一角の階段を上ると徐々に姿を見せる。特徴的な中央の臺股、大仏様木鼻、控え傾柱などの細部意匠に様々な基調がみられる。



図 5-3. 表門

### 表門

建立：明治 42 年(1909)

形式：一間一戸棟門 木造平屋建 切妻造

本瓦葺

設計：土屋純一、奥野栄蔵

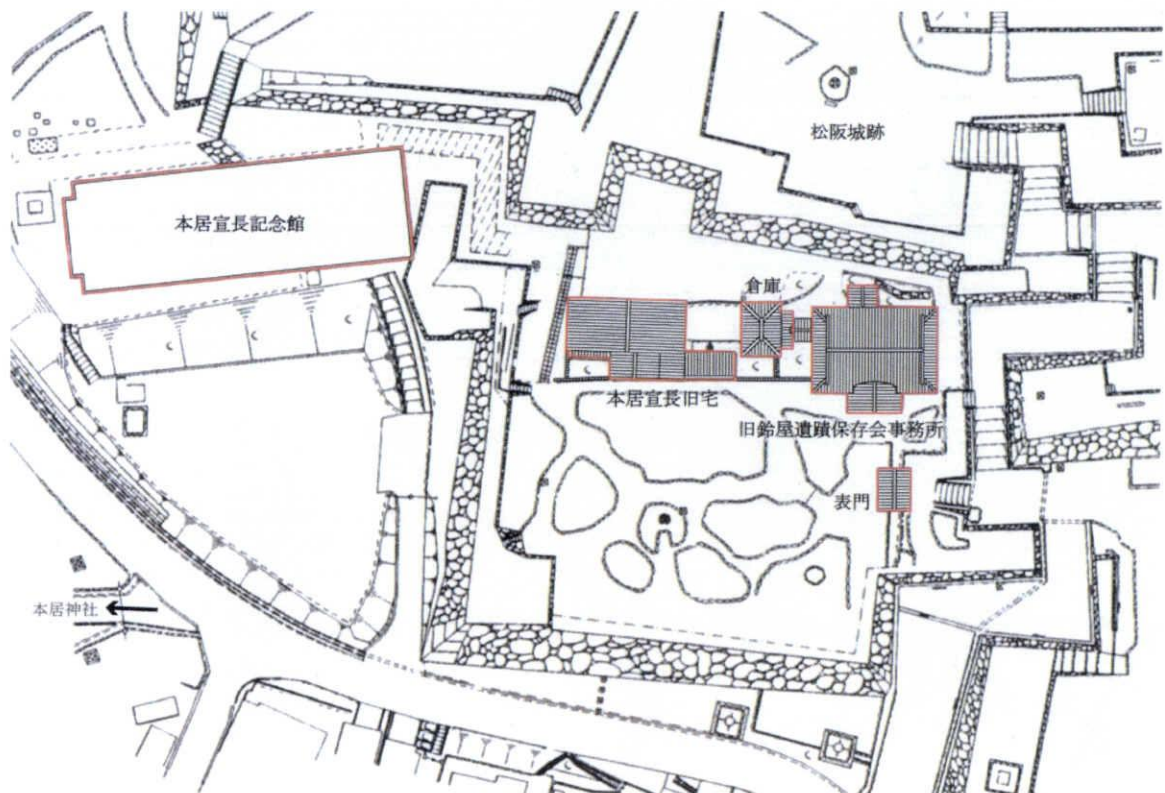


図 5-4. 配置図 1/750

## 2. 細部意匠

### 2-1. 旧遺跡保存会事務所(桜松閣)表構えにみる細部意匠

現在、松阪城址内にある旧鈴屋遺蹟保存会事務所正面は、図 5-5.のような立面になっている。しかし、本居記念館に保存されている事務所の実施図面は図 5-6.のようになっている。表構えの細部意匠に多少の変更が見られる。実施図面(図 5-6.)は、土屋純一による印がされており、土屋による承認を受けていることがわかるが、なぜ図面と実際の細部意匠

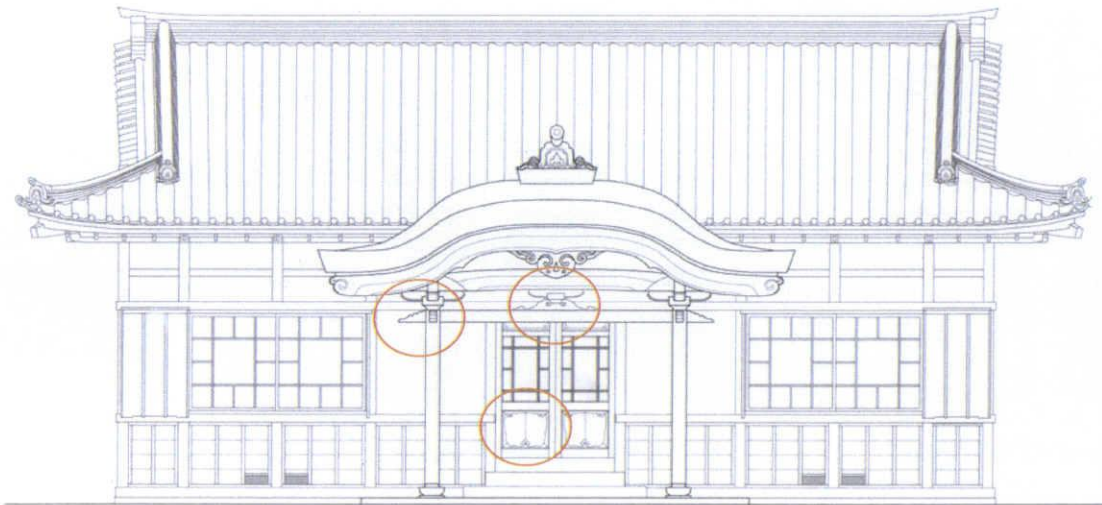


図 5-5. 旧鈴屋遺蹟保存会事務所 正面立面図 1/100 (平成 18 年現在)

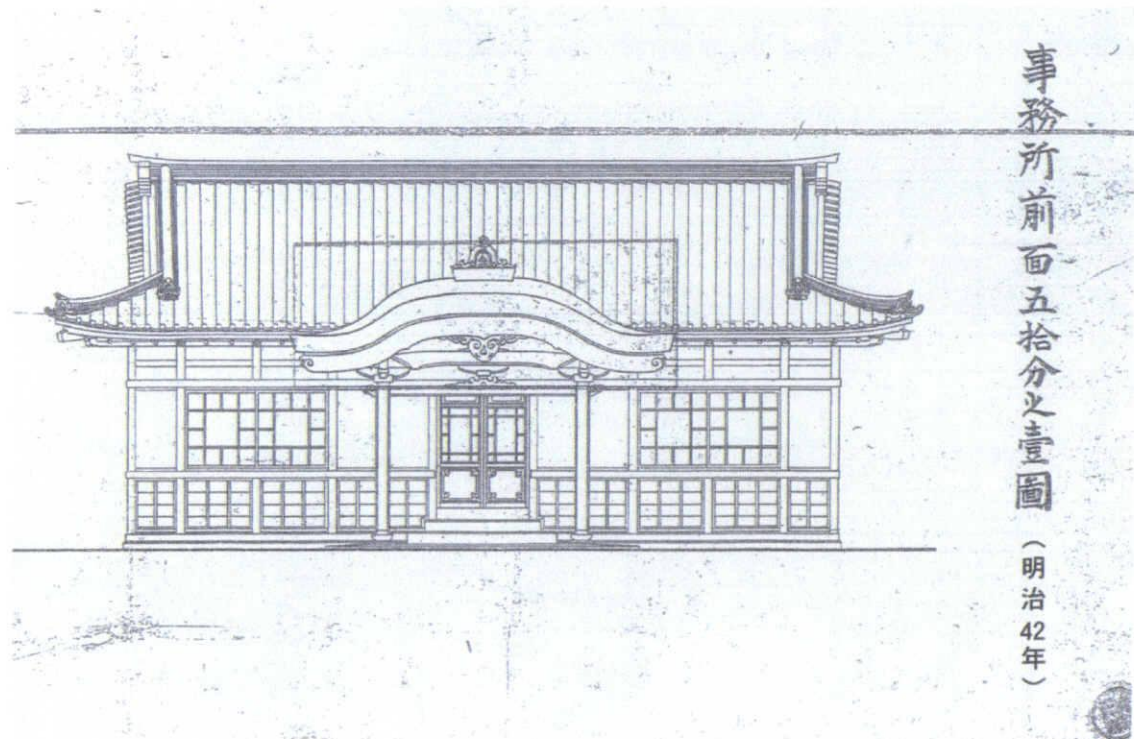







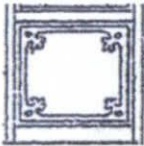
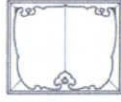

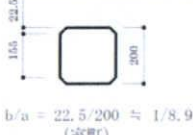


図 5-6. 旧鈴屋遺蹟保存会事務所 正面立面図 (実施案図面)

が異なっているのかについては、現在不明である。各部細部意匠の特徴は、天沼俊一『日本建築細部変遷小図録』\*2、近藤豊『古建築の細部意匠』\*3によると、建立された時代ごとで異なり、年代による特色が顕著に見られることを読み取ることが出来る。それは、建立された当時の特徴が細部意匠に現れており、細部意匠を分析することにより建立年代を特定できるというものである。旧鈴屋遺蹟保存会事務所の表構えは、実施図面及び現状とを比較すると、特に「臺股」、「木鼻」、「格狭間」に相違が見られる。変更されているそれぞれの細部意匠を比較してみると、細部意匠において年代の差、及び採用されているモチーフの相違が見られる(表 5-1)。両者を分析すると、実施図面における「板臺股」は、鎌倉時代によく見られる傾向のものであるが、実施された「板臺股」は、室町時代によく見られるものである。また、実施された細部意匠は、「大仏様木鼻」「格狭間」にみられる鎌倉時代のモチーフも採用していることから、鎌倉から室町にかけてよく見られる傾向のモチーフを採用していることがわかる。実施図面に見られる「板臺股」及び実施されたものは、基本となるモチーフに年代の格差はそれほどないといえるが、意匠的に別物を採用していることは一目瞭然である。各部の比較は、表 5-1.の通りである。実施図面と実際の意匠が異なることは、旧宅移築工事から読み取れる手法とはかなり格差があり、旧宅では緻密かつ正確さを極める手法がうかがえる反面、事務所の新築では自由な発想をもとに工事が行われていたことをうかがえる。それは、現場で創作的に様々な試みが行われ、結果的に、それらが反映されたのが細部意匠であると考えられるからである。事務所にみられるこのような試みの背景には、“土屋と奥野両技術者の自由な発想から創作的に行われた”、

表 5-1. 旧鈴屋遺蹟保存会事務所表構え 細部意匠

名称	実施図面 (M42) 事務所前面五拾分之壹圖より	類似細部意匠* (建立年代)	平成18年現状 (模範年代)	類似細部意匠* (建立年代)
臺股	 (鎌倉)	 元興寺極楽坊本堂 (鎌倉)	 (室町)	 法隆寺北室院唐門 (室町)
木鼻		詳細不明	 (鎌倉)	 般若寺楼門 (鎌倉)
格狭間		不明	 (鎌倉)	 高野山不動堂 (鎌倉)
柱面	—	—	 b/a = 22.5/200 ≈ 1/8.9 (室町)	平安後期 : 1/5 ~ 1/5.5 鎌倉 : 1/6 ~ 1/8 室町 : 1/8 ~ 1/10 桃山 : 1/10 ~ 1/13 江戸 : 1/13 ~ 1/20

\* 引用『古建築の細部意匠』近藤豊 大河出版 1967  
参考『補訂 日本建築細部変遷小図録』天沼俊一 思文閣出版 1944



もしくは、“両技術者間に意思疎通がなかった”可能性が考えられる。後者の場合を想定してみると、図面作成は土屋のみが行ったが、実際の作業現場において奥野独自の判断により、変更を行ったことが考えられる。一方、前者の場合を想定すると、図面は作成したものの、実際の現場で物足りなさを感じた両技術者が、様々な検討を経て細部意匠のモチーフを変更し、特定の目指すべき年代変更を行ったということが考えられる。物足りなさとは、比較的堅固にならざるを得ない旧宅の保存手法を用いていたことについてであるが、その手法にある種の開放感を望んでいたということである。「事務所」に関しては、比較的小さく反論しているだけであるが、次項で述べる「表門」にはさらなる反逆精神を読み取ることが出来る。いずれにせよ、旧宅のみの移築工事に見られる手法とは、正反対の試みが行われたことは確かであり、細部意匠におけるモチーフの年代変更の試み、もしくは何かしらの理由から造形として細部意匠を変更したことは考えられる。

## 2-2. 表門にみる細部意匠

表門に見られる外観は、前述の保存会事務所表構えにのみ特徴が見られるだけでなく、全体的に奇妙な構成になっていることがいえる。まず、目を引くのは本瓦葺屋根上部に鴟尾が乗っていることである。鴟尾は、飛鳥様式とともに日本に伝来し、奈良・平安時代の仏寺・宮殿等の主要建築の大棟に使われたもので、古来から使用された最も古い棟飾りとされている<sup>3)</sup>。屋根のプロポーションは、鴟尾を強調するように比較的大きくなっており非常に存在感があるものになっている。さらに棟門として、異色を放っているのが斜めになっている控え柱である。現在までに、各種の文献資料・写真を分析したがこの斜柱を採用している門は確認できていない。さらに特徴的なのは、やはり細部意匠のモチーフである。特徴的な細部意匠は、「鴟尾」の他に「本臺股」、「大仏様木鼻」、「格狭間」、「斜柱の切面」にみられる。これらの細部意匠を分析してみると、全体的に奈良・鎌倉・室町時代のモチーフを採用していることがわかる(表 5-2.)。特徴的なのは、それぞれの細部意匠において年代の相違が見られることで、各部位において採用されたモチーフが異なることである。目指すべき細部意匠の年代を変えるという手法は、明らかに創作的な意図があり、各部位のモチーフ採用に当たり、様々な試行錯誤の検討がされていることが考えられる。現在、表門にまつわる一切の資料が残されていなく、その全貌を把握できるような資料がないため、なぜこのような意匠になっているのかは明らかとなっていない。しかし、以上のように、採用された細部意匠を分析することで、自由な発想から創作的に設計、もしくは、摸造されたことは間違いないことがいえる。また、これらは技術者である土屋もしくは、奥野の主導によるものであることも同様のことが言える。それは、両者の経歴が古社寺修理工事で一致しており、当時修理工事において、様々な年代の古社寺建築の修理工事に関わってきたからである。少なくとも土屋が行った修理工事の社寺建築は、飛鳥時代(例えば法起寺三重塔)から江戸末期(例えば櫃原神宮本殿)までの建築の修理工事にかかわっ

ている。そのため、様々な細部意匠が存在し、年代ごとで特徴があることは把握していたと考えられる。

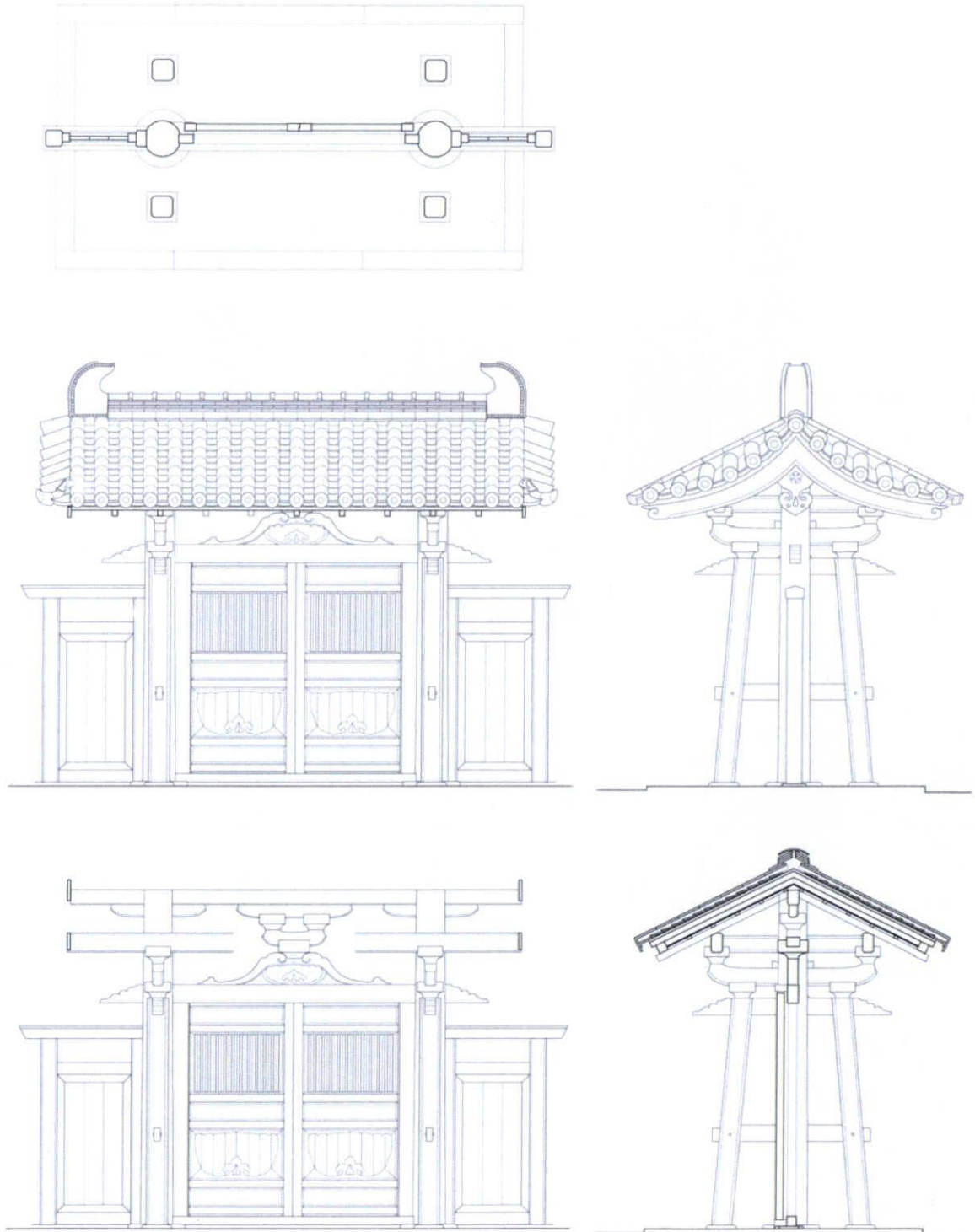



図 5・7. 表門図面 1/60 (平成 18 年実測)

表 5-2. 表門細部意匠

一方で、両技術者の古社寺修理工事の置かれていた立場から、以下の可能性があることも記しておく。それは、工事現場において“監督技師”という立場であった土屋純一と、“主任技手”という立場であった奥野栄蔵から読み取れることであるが、一般的に古社寺修理工事において両者の立場上、実務面、技能面での断絶があった可能性が高い\*4という論評があることである。これは、現場での施工上の解決が主任技手の判断に一任されたことを意味し、近世規矩術を熟知していた主任技手たちが古代、中世建築の技法を理解することが出来なかった\*4という視点である。この一般論の視点を考慮すると、奈良県での古社寺修理工事を経験し、さらに同じ現場で共に働いていた両者は、可能性として意思疎通が上手に行われていなかったことが少なからず考えられる。土屋が設計したとされ、図面として残っている一番有力な情報として、「旧鈴屋遺跡保存会事務所」の立面図がある。その他に関して、特に表門については一切有力な資料は

残されていないことから、「旧鈴屋遺跡保存会事務所」細部意匠の現状が実施図面と異なることを、以上のような視点から考えると、奥野の独断により図面と異なる意匠を採用した可能性が少なからずあるといえる。図面と現状が変更されている事実において、一番影響力を持っているのは、実際に工事現場を主導していた奥野栄蔵であり、彼による操作が大きく計画と実施に変化を及ぼしたということである。細部意匠にみられる一連の試みは、

名称	平成18年現状 (模範年代)	類似細部意匠* (建立年代)
双斗	(不明) 	 観心寺本堂門 (鎌倉) 九品寺楼門 (鎌倉)
囊股	(鎌倉後期～室町前期) 	 十輪院本堂 (鎌倉)  法隆寺北室院唐門 (室町)
大仏様木鼻	 (鎌倉)	 般若寺楼門 (鎌倉)
格狭間	 (鎌倉)	 高野山不動堂 (鎌倉)
鴟尾	 (奈良時代の様式)	 八坂神社西楼門 (室町)
猪目懸魚	 (不明)	 金成光明寺阿彌陀堂懸魚見取図 (桃山)
破風木鼻	 (不明)	 清水寺西門 (江戸)
柱面		平安後期 : 1/5 ~ 1/5.5 鎌倉 : 1/6 ~ 1/8 室町 : 1/8 ~ 1/10 桃山 : 1/10 ~ 1/13 江戸 : 1/13 ~ 1/20

\* 引用『古建築の細部意匠』近藤豊 大河出版 1967  
参考『補訂 日本建築細部変遷小図録』天沼俊一 思文閣出版 1944

現時点では以上のことが読み取れるが、ほかに有力な資料が発見されることでその事実が解読できることを切望する。

### 3. 実施されなかった計画案

#### 3-1. 洋館図面

現在、本居宣長記念館に保存されている資料の中に旧宅移築工事と同時期のもので、実施されなかった図面として、ある洋館図面が残されている（図5-8.）。本居宣長記念館からの話によると、この洋館図面は、「旧宅移築工事報告書」の添付図面と同じ入れ物に入っていたということから、現在建造されている旧鈴屋遺蹟保存会事務所の洋館構想があった可能性があり、図面は残されてはいるが何かしらの要因のために不採用となり、結局、現在の木造瓦葺の旧鈴屋遺蹟保存会事務所が建てられた可能性があるというものである。図面に関しての情報はほぼなく、図面にも“図名”、“作成日時”、“設計者”が明記されていない。ただ、平面図と思われる図面には室名が描いてあることから、主室は「図書室」であることが読み取れる。この洋館図面が、旧鈴屋遺蹟保存会事務所の設計案であったとすると非常に興味深い事柄となる。それは、事務所建築にあたり、洋館案の試みが行われた事実があったが、何らかの理由により和風案に決定し実施に至った可能性があるということである。しかし、洋館図面についての情報量が非常に少ないため、洋館図面のみから読み取れることを分析することとする。

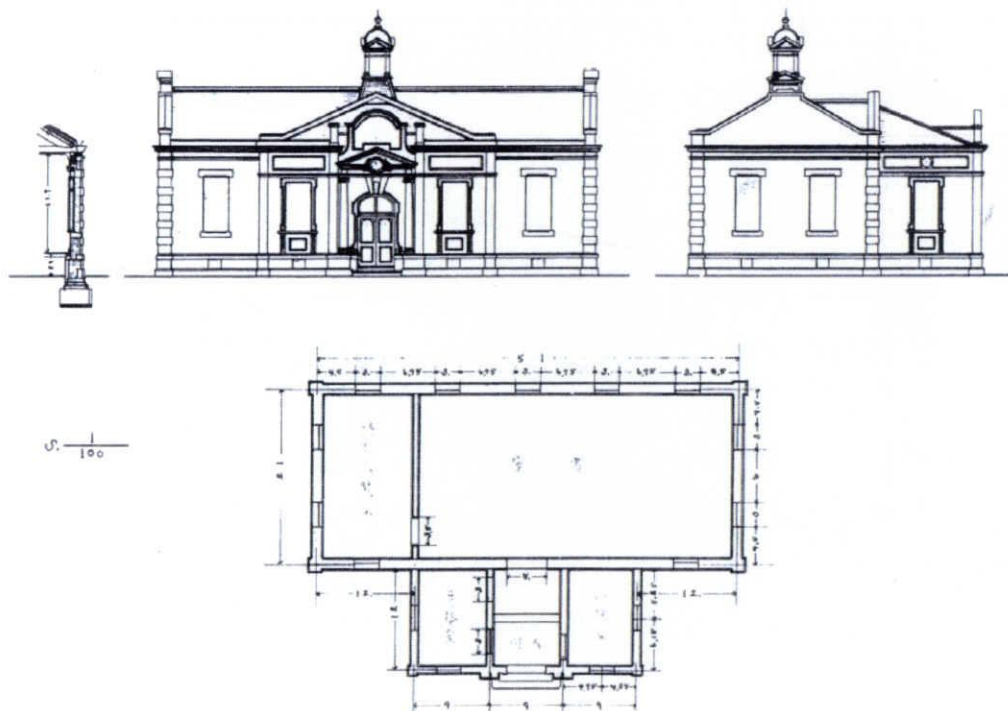


図5-8. 洋館図面

図面を分析すると、建造物は入口玄関部両脇に事務諸室（「事務室」、「小使室」）が設けられ、奥に「図書室」、「特別閲覧室」が配置されている平面になっている。外観は、正面中央に玄関を持ち、神殿モチーフを採用した表構えを持ち、円形を持ち上げるような特徴的な塔（天窓か）を中央最上部に備えたシンメトリーの煉瓦造一部石張りとなっている。外壁及び、屋根葺材については、明確な表現がされていないが、断面図から以上のことが読み取れる。尚、寸法表記は寸である。特徴的な正面玄関部の意匠は、ペディメントを持ち、エンタブラチュアを中央で破る様なアーチ形のモチーフを持ち、中央にはイオニア式の柱頭を備えたオーダーが配置されている。また、強調されたキーストーンも特徴的である。しかし、全体のバランスとしては異質な組み合わせとなっており、ルネッサンス調を主に採用した設計者の意図がうかがえる。

次に、洋館図面と事務所の平面の比較を行い、その用途の違いを見てみる。建立当初の旧鈴屋遺蹟保存会事務所には、主室として「閲覧室」、「座敷」、「炊事場」、「便所」が配置されている一方、洋館図面には、「座敷」、「炊事場」、「便所」にあたる主室がないことがわかる（表 5-3.）。これは、洋館図面の建物は単体として自立した建物ではなく、他に帰属した附属建物で計画されていた可能性を読むことができる。そのため、鈴屋遺蹟保存事務所の計画案であったとは考えがたく、他の目的により計画されていたことが濃厚となる。よ

って、洋館図面は、保存会事務所の計画案以外に考えられ、何かしらの理由（資金不足など）により計画倒れしたと考えるのが妥当となる。なお、旧宅移築工事の際に文庫建設の計画があり、資金不足のため先送りになったが、洋館図面はその設計案であった可能性が高いことを記しておく。文庫建設については、次項で述べることとする。

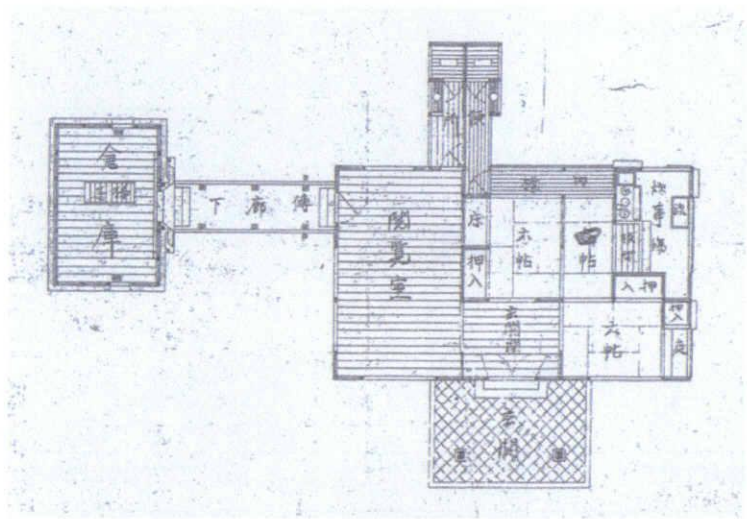


図 5-9. 事務所及倉庫平面之圖 縮尺百分之一（明治 42 年）

表 5-3. 鈴屋遺蹟保存会事務所及洋館図面室名比較

主室名（目的）	
鈴屋遺蹟保存会事務所	洋館図面
六帖間	事務室
閲覧室（古文書閲覧、展示か？）	図書室（古文書展示か？）
倉庫（古文書保存）	特別閲覧室（特定古文書保存か？）
六、四帖間（会議か？）	—
炊事場	—
便所	—

### 3-2. 本居文庫の構想

本居文庫の計画は、遺跡保存会創立時に構想されていた。各種資料集\*5によると「豫定の金額を得る能はさりしを以て止むなく其の設計を変更し文庫建設は暫く之を後日に譲り、先づ移轉工事のみ之■を進行すること、し」とあり、移築工事が行われる前の段階で文庫建設の計画が存在していたことがわかる。また、計画は、旧宅移築工事と同時に行われる予定であったが、資金不足により計画は断念したことが読み取れる。そのため、本居文庫の構想にまつわる動きについてまず分析していく。

『伊勢新聞（明治34年11月5日）』\*6によると、浦西と名乗る著者により「余は此期を利用し翁の記念として永遠に傳ふべき設備の存するを最も適當なりを考ふ、……而して所謂永遠に傳ふべき設備とは何ぞ、松坂に翁の紀念の図書館を設くる事之れなり」\*6という記述を見ることができる。この記事は、本居翁百年祭の際に書かれたもので、“此期”とは百年際のことを指していると思われる。浦西という人物が何者で、本居宣長の一連の保存活動にどのように関与していたかについては、現在不明であるが、発言からも記事の見出し（「本居翁の百年祭と図書館」\*6とある）からも、保存会サイドからの何かしらの影響を受けた文章であることは、文面から予想される。

また、明治39年(1906)6月7日、松坂町は鈴屋遺蹟保存会の5月31日付町有地借入願\*7に対し、「本居大人遺蹟保存ノ為メ文庫ヲ建設シ、且ツ住宅ヲ移」す為の用地として殿町1537番地の町有地を50年間無償貸与することを決議している\*7。これにより、旧宅移築工事が保存を目的として行われ、移築先は松坂城址内に決定していること。さらに旧宅と共に文庫の建設を目的としていることを読み取ることが出来る。本居文庫に関する事項は、以上の情報のみ現在確認できたものであり、その全貌を記した記述は明らかとなっていない。しかし、以上の記述により、本居翁百年祭を契機とし文庫の構想が少なからず始まり、実際に移築工事の際に計画されていたことは読み取ることが出来る。そして、資金不足により、計画が断念されたことがわかる。

そのため、本居宣長記念館に保存されている洋館図面は、旧宅移築工事の際の図面である可能性が高いことから、少なくとも本居文庫の建設案であった可能性はあることが考えられる。古文書の保存という観点から考えると、洋館図面は煉瓦造であることから延焼の恐れは免れる。旧宅移築の際に新築された鈴屋遺蹟保存会事務所には、古文書保存のための土蔵（「倉庫」）が木造事務所から距離を置くように配置されている。両者を比較すると、延焼を免れるための耐火構造になっている点が共通している。また、洋館図面の平面構成より、自立した建造物でなく、他に帰属した附属建物で計画されていた可能性があることから、洋館図面は本居文庫を目的として計画された施設案であった可能性が濃厚となる。また、図面作成は土屋本人ではなく、名古屋工業高等学校の学生が設計した可能性もあることも記しておく。それは、鈴屋遺蹟保存会事務所の実施図面には、土屋による印が確認できるが、洋館図面にはその形跡がない所以からである。また、洋館図面は明らかに現在

残っている建造物と意匠が異なるからである。可能性としては、洋館図面の設計段階で保存会の資金不足が判明していたが、必須図面として依頼されていたため、とりあえず本居文庫の施設提案をしなければならなかった。そして、実施されないとわかっていた施設提案を暇そうにしていた学生を使って書かせた、もしくは授業の課題で書かせたという経緯である。これはあくまでも可能性があるというだけのことである。実際の土屋の性格からして、そのようなことは考えにくいことではある。

なお、土屋が鈴屋遺蹟保存会から工事の依頼を受けるのは、明治40年(1907)10月\*8とされ、移築工事にもなう実測調査が開始されるのが明治41年(1908)12月27日\*9とされていることから、洋館図面に見られるような土屋の試みは、期間的にも充分あったと考えられる。

#### 【参考及び引用文献】

- \*1 『三重県史 別編 建築』三重県編, 2003, P.465
- \*2 天沼俊一『日本建築細部変遷小図録』思文閣出版, 1944
- \*3 近藤豊『古建築の細部意匠』大河出版, 1972
- \*4 清水重敦「明治後期の古社寺修理にかかわる技術者の出自について」  
日本建築学会計画系論文集 第558号、259-264、2002.8
- \*5 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』所収、「鈴屋移築顛末」  
(明治39年9月14日に書かれたものを昭和24年4月に模写したとおもわれる資料)
- \*6 『伊勢新聞』「本居翁の百年祭と圖書館」 明治34年11月5日
- \*7 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』松阪市, 1983, P.621  
「(鈴屋舎遺蹟保存会より借地願)」松阪町町会議事録 M39
- \*8 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』光出版 平成6年(1994)  
「鈴屋移転についての記録」 P.20
- \*9 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』所収、「旧宅移築工事報告書(仮称)」

## 【第6章】民家移築に関する他事例

1. 既往研究	-----	93
2. 国指定史跡にみる移築	-----	95



【第6章】民家移築に関する他事例

1. 既往研究

移築をキーワードとした研究は、これまでに行われていることが論文検索によってわかったが、2001年に発表された東京大学大学院の一連の「建築の移築に関する研究(1~9)」(表 6-1.)によると、建築の移築を正面から取り扱った研究は少ないとされている\*01。これまでの既往研究では、特に民家の移築について、具体的な手法や背景について記述されているものがなく、民家移築の件数が明記されているのみの研究が多いことがわかった。ただ、「建築の移築に関する研究(1~9)」では、それまでの建築の移築に関する研究の先駆けとして行われているため、本論では、この一連の「建築の移築に関する研究(1~9)」(表 6-1.)を引用し、近代における民家の移築を分析していくものとする。

表 6-1. 「建築の移築に関する研究(1~9)」目録

参考番号	タイトル	著者	掲載
*01	「移築研究の目的と意味-建築の移築に関する研究(その1)-」	○藤井恵介(東京大学大学院)	2001年, F-2分冊, p.413
*02	「崩御御所の移築 皇嘉門院御所から無動寺大東院へ-建築の移築に関する研究(その2)-」	○伊藤理恵(東京大学大学院)	2001年, F-2分冊, p.415
*03	「住宅検断にみる建築の破却-建築の移築に関する研究(その3)-」	○山本紀子(東京大学大学院)	2001年, F-2分冊, p.417
*04	「駿河大納言邸解体-建築の移築に関する研究(その4)-」	○松本裕介(東京大学大学院)	2001年, F-2分冊, p.419
*05	「高山城破却における古材の装置-建築の移築に関する研究(その5)-」	○中村琢巳(東京大学大学院)	2001年, F-2分冊, p.421
*06	「伊勢神宮式年遷替後の古殿-建築の移築に関する研究(その6)-」	○角田真弓(東京大学大学院)	2001年, F-2分冊, p.423
*07	「鳥取藩池田家上屋敷表門の建築年代と近代における転用・移築-建築の移築に関する研究(その7)-」	○金行信輔(広島大学大学院)	2001年, F-2分冊, p.425
*08	「明治初頭の東京における建物売買と流通-建築の移築に関する研究(その8)-」	○松山 恵(東京大学大学院)	2001年, F-2分冊, p.427
*09	「歴史的建造物の保存方法としての移築-建築の移築に関する研究(その9)-」	○李 明濤(東京大学大学院)	2001年, F-2分冊, p.429

まず、\*01 では、移築の定義及び年代的動向について記述されている。移築の種類及び検討項目は、表 6-2. のように「(A)解体をして別の場所に移す」、「(B)解体しないで別の場所に移す」の2つに分類される。検討項目は、社会的な要素として、「(a)用途変更の有無」、「(b)移築元と移築先」、「(c)「移築」という行為に対する価値観」の3つの視点が挙げられている\*01。用途変更は、建築の社会的な性格の変更を意味し、所有者の変更も重要な課題であるとされており、元の所有者と新しい所有者との関係にも社会的な意味があるとされている\*01。また、ほとんど利用価値の無くなった建築を貰ってくるのか、売買が成立しているのか、また売買の市場が成立しているのか、という幾つかのケースによってその移築の形態が異なるとされている\*01。さらに、移築に際して、旧建築の価値がどの様に判断されているのか、考える必要があり、「単なる転用」「廃材利用」と「茶室の移築」のように元の建築に絶対的な価値を認める場合とは、大きな差異があるとされている\*01。また、政治的な意図が込められている場合も

表 6-2. 移築の種類と検討項目\*01

<b>【A】解体をして別の場所に移す</b>
① 同じ形態で移す : 解体修理
② 異なった形態とする : 改造
<b>【B】解体しないで別の場所に移す(=曳家)</b>
(a) 用途変更の有無 : 建築の社会的性格の変更
(b) 移築元と移築先 : 元所有者と新所有者との関係に社会的意味がある
(c) 「移築」という行為に対する価値観 : 旧建築がどの様に判断されているか
<b>【 】</b> : 種類
<b>( )</b> : 検討項目
* 藤井恵介「移築研究の目的と意味-建築の移築に関する研究(その1)-」 日本建築学会学術講演梗概集, F-2分冊, p.413, 2001より参考

あるともされている\*01。

移築の年代的動向については、政治的な背景とある種のルールがあったとされており\*01、移築自体は古代から存在していることを読み取ることが出来る。すなわち、歴史上、特に建築の移築が集中的に登場する時期があり、それをまず“大移築時代”として記述している\*01。古代では、宮都の移転にともなう建築の移築が見られ、藤原京、平城京、長岡京、平安京の成立・遷都に際して、文献・考古学的な調査から、かなり大量に建築が移築されたことが明らかにされている\*01,\*02。また、中世・近世移行期、特に秀吉時代にも多数の建築が移築された可能性もあり、さらに近世・近代移行期において、大名屋敷の建築郡はごく一部を除いて不用建築となり、転用・移築を繰り返された\*01,\*07。旧武士住宅も新都市計画のために不必要なものは移築されることとなり\*08、城郭の破却も移築を引き起こした\*01,\*05。また、寺社建築においても、神仏分離のために神宮寺の建築はかなり移築された可能性があるとしてされている\*01。このような“大移築時代”と対するよう定常的な建築更新システムとしての移築については、天皇の御所の建替えに伴い、旧建築を寺院その他に下賜することは慣行となっており、社会的にルール化されたものも存在した\*08とされている\*01。これと同様に、貴族住宅の寺院建築への移築・転用も存在し\*04、また、伊勢神宮の造営時に神宮が旧社殿を個々に拝領・差配する権利を持つ\*06ことに関しても類似の現象とされている\*01。

また、近代での移築として、茶人らによる茶室、庭園施設など大量の建築が移築されることと、指定文化財建築の移築が挙げられている\*01。後者について、特に移築されたものとして、住宅建築が顕著であり、住宅は用途変更され、居住のための機能を失い、展示物となるのが一般的とされている\*01が、これらは史跡指定に関することであり、本居宣長旧宅がまさにそれであることが読み取れる。また、これらによって現在各地に存在する民家園(村)が成立したとされている\*01,\*09。

また、論文\*01では、建築の修理・改造・移築に社会的なルールが成立しており、その一つに移築が位置し、日本の歴史において、移築という現象が全無い時代はなく、移築を日本の木造建築の大きな特質の一つとして理解必要があるとされている\*01。

以上より、移築に関する時代的動向を読み取ることが出来るが、近代における特に一般的な民家移築については、一連の研究「建築の移築に関する研究(1～9)\*01～\*09」では具体的に読み取ることが出来ない。しかし、前述の“指定文化財建築の移築”を分析することで、近代における移築の現状を探ることは可能であることはいえる。なお、史蹟名勝記念物保護法制定による史蹟指定に関しては、事項で記すこととする。移築の定義を本居宣長旧宅にあてはめると、保存を目的とした本居宣長旧宅の移築(明治42)は、種類としては「(A)解体をして別の場所に移す：①同じ形態で移す。」であり、検討項目としては(a)(b)(c)に当てはまる事がいえる。(a)に関しては「住居から展示へ用途変更」、(b)に関しては「移築元は旧宅跡であり、移築先が町有地の城跡」、(c)に関しては「偉人宅の保存を目的とした行

為」であることがいえる(表 6-3.)。なお、旧宅が魚町に移築された当時(享保 11)の状況は、判断に値する具体的資料が存在しないため読み取ることが出来ない。しかし、享保 11 年(1726)の移築(表 6-4.)は、移築先と移築元の所有者が同人物であることは確かであり、用途も居住を目的としている点は同様であると考えられる。ただ、移築の分類としては、町屋であることと距離的な問題から、【B】でないことは確かである。よって、【A】であり「①同じ形態で移す」「②異なった形態とする」のどちらかとなる。①②を判断するためには、まず移築先と移築元の敷地の状態を把握することからであるが、享保 11 年(1726)の移築の移築元がどこであり、地割がどのような区画だったのかについて、現在のところ明らかとなっていない。よって、移築元の状態が判明すれば、①②のどちらかであることがいえ、さらに本居宣長旧宅の由来(復原など)に迫ることが出来る可能性がある。以上のことから、本居宣長旧宅は“近代における移築の動向”にあてはまり、保存を目的としたものではあるが記録に残る移築事例として位置付けできることがいえる。

表 6-3. 本居宣長旧宅移築の分類(明治 42 年移築)

本居宣長旧宅 明治42年移築
分類【A】解体をして別の場所に移す ① 同じ形態で移す : 解体修理
項目 (a) 用途変更の有無 : 住居から展示へ用途変更 (b) 移築元と移築先 : 移築先 - 町有地の城跡 移築元 - 旧宅跡 (c) 「移築」という行為に対する価値観 : 偉人宅の保存を目的としている
【 】 : 種類 ( ) : 検討項目 * 藤井忠介「移築研究の目的と意味-建築の移築に関する研究(その1)-」 日本建築学会学術講演梗概集, F-2分冊, p.413, 2001より参考

表 6-4. 本居宣長旧宅移築の分類(享保 11 年移築)

本居宣長旧宅 享保11年移築
分類【A】解体をして別の場所に移す or [ ① 同じ形態で移す : 解体修理 ② 異なった形態とする : 改造
項目 (a) 用途変更の有無 : 用途変更なし(居住-居住) (b) 移築元と移築先 : 移築先 - 魚町一丁目(宣長旧宅跡) 移築元 - 職人町清光寺門前
【 】 : 種類 ( ) : 検討項目 * 藤井忠介「移築研究の目的と意味-建築の移築に関する研究(その1)-」 日本建築学会学術講演梗概集, F-2分冊, p.413, 2001より参考

## 2. 国指定史跡にみる移築

民家における移築工事は、以上のように明治以前でも一般的に行われており、特別なことではない行為であることを読み取ることが出来る。しかし、一般家屋においてその現状を把握することは難しく、その実態を記すものは残されないのが通常であると考えられる。それは、一般家屋の移築は居住することを目的に行われるため、移築の現状を記録として残すことを必要としないからであると考えられるためである。そのため、記録として残る工事を分析することが、民家移築の現状を把握することができる唯一の方法であると考えられる。表 6-5.は、史跡として指定されている民家(住居)にあわせて、その修理工事の有無を示したものである。民家(住居)とは、家屋を住まいとして使用することを目的とした建造物であり、本居宣長旧宅のように商いや講釈を行う場であっても、居住の場として使用するものも含めた建造物のことを“住居”と本論では定義する。現在(平成 18 年 10 月)、特別史跡及び史跡として指定されている民家(住居)の中で、史跡指定以前に移築を行っていると思われるものは、「松花堂およびその跡」、「安井息軒旧宅」の2つである。しかし、修

理報告書のような記録として残されているものは、存在しないことが確認できた。前者の移築は、文献\*1から明治初年以降であり、後者のそれは昭和4年(1929)であることが読み取れる。また、後者については、地元住民等が大正12年(1923)売家となった旧宅の土地を買収し、その後昭和4年(1929)移築された旧宅を買戻し、旧地に再建するといった、本居宣長旧宅に似た活動が起こっている。しかし、具体的な内容を分析するにも資料が限られているため、現在把握できていない。これらの移築の現状が明らかにできないことは、修理報告書という形で、記録を目的とした記述が存在しないからであり、それは現在のような修理報告書が確立するのが、古社寺修理工事でさえ、昭和9年(1934)になってからである\*2ためであると考えられる。よって、移築された上述の2つの民家は、移築時期がそれ以前であり、記録として残されている可能性は極めて低いものと考えられる。

以上より、本居宣長旧宅が保存目的で移築されたのは、明治42年(1909)であることから、現在特別史跡及び史跡指定されているものの中でも、記録として残っている移築の現状を記す唯一の史跡であることがいえる。

表 6-5. 国指定史跡の民家（住居）一覧及び修理工事一覧表(平成18年10月現在)

名称	指定年月日	指定基準	指定	所在地	備考(○:修理報告書あり)
本居宣長旧宅 同 宅跡	大正11.03.08	史8	特別史跡	三重県松阪市	○1909【明治42】移築工事
伊藤仁斎宅(古義堂)跡ならびに書庫	大正11.03.08	史4,史8	史跡	京都府京都市	火災、改竄あり、修理不明
荷田春満旧宅	大正11.03.08	史1	史跡	京都府京都市	修理不明
頼山陽書斎(山雲水明処)	大正11.03.08	史8	史跡	京都府京都市	修理不明
契沖旧庵(円珠庵)ならびに墓	大正11.03.08	史7,史8	史跡	大阪府大阪市	全焼
吉田松陰幽囚の旧宅	大正11.10.12	史8	史跡	山口県萩市	○1986【昭和60】部分修理工事
シーボルト宅跡	大正11.10.12	史9	史跡	長崎県長崎市	宅跡(明治28 取り壊し)
高島秋帆旧宅	大正11.10.12	史8	史跡	長崎県長崎市	宅跡(昭和20 破壊)
大石良雄宅跡	大正12.03.07	史8	史跡	兵庫県赤穂市	【安政3】建替修理工事、 ○1979【昭和53】解体修理工事
菅田庵	昭和03.02.07	史8,名1	史跡	島根県松江市	【昭和24】【昭和41】【昭和52】【昭和57】修理工事
詩仙堂	昭和03.03.28	史8	史跡	京都府京都市	改修あり
伊能忠敬旧宅	昭和05.04.25	史8	史跡	千葉県佐原市	○1985【昭和60】修復工事
高山彦九郎宅跡 附 遺髪塚	昭和06.11.26	史7,史8	史跡	群馬県太田市	宅跡(営繕なし)
岩倉具視南楼旧宅	昭和07.03.25	史8	史跡	京都府京都市	【昭和58】修理工事
伊藤博文旧宅	昭和07.03.25	史8	史跡	山口県萩市	【昭和36】屋根修復工事 ○1975【昭和49】解体修理工事
木戸孝允旧宅	昭和07.03.25	史8	史跡	山口県萩市	【昭和41-42】半解体修理工事
咸宜園跡	昭和07.07.23	史4	史跡	大分県日田市	【昭和38】【昭和49】【昭和51】一部修理工事
高野長泰旧宅	昭和08.04.13	史8	史跡	岩手県水沢市	修理不明
藤野ならびに菅茶山旧宅	昭和09.01.22		特別史跡	広島県神辺町	修理不明
頼山陽居室	昭和11.09.03	史8	史跡	広島県広島市	【昭和31】復元工事
武市半平太旧宅および墓	昭和11.09.03	史7,史8	史跡	高知県高知市	修理不明
小泉八雲旧居	昭和15.08.30	史8,史9	史跡	島根県松江市	○1983【昭和56-58】解体修理工事
村田清風旧宅および墓	昭和16.08.01	史7,史8	史跡	山口県三隅町	【昭和34-35】【昭和54】修理工事
緒方洪庵旧宅および塾	昭和16.12.13	史4,史8	史跡	大阪府大阪市	【昭和38】修理工事、【昭和51-55】解体修理工事
佐久良雄旧宅	昭和19.03.07	史8	史跡	茨城県八郷町	○1968【昭和43】修理工事
堀保己一旧宅	昭和19.11.13	史8	史跡	埼玉県児玉町	【昭和58】屋根修替工事
旧竹田荘 附 田能村田墓	昭和23.01.14	史7,史8	史跡	大分県竹田市	【昭和7】【昭和40】【昭和56】 ○1982【昭和57】修理工事
大原南学遺跡 旧宅、墓および宅地跡地割	昭和27.10.11	史6,史7,史8	史跡	千葉県千代田市	修理工事あり
小林一茶旧宅	昭和32.05.08	史8	史跡	長野県信濃町	修理不明
松花堂およびその跡	昭和32.07.01	史8	史跡	京都府八幡市	明治初年 撤去(挿仏殿釈)、三度移築(他位置) 【昭和58-60】修理工事(跡地)
三浦梅園旧宅	昭和34.05.13	史8	史跡	大分県安岐町	【昭和39】修理工事
大隈重信旧宅	昭和40.06.04	史8	史跡	佐賀県佐賀市	【昭和43】解体修理工事
谷川士清旧宅	昭和42.06.22	史8	史跡	三重県津市	○1980【昭和54】解体修理工事
森岡外旧宅	昭和44.10.29	史8	史跡	島根県津和野町	○1986【昭和59-60】復元修理工事 【昭和50】修理工事
福沢諭吉旧居	昭和46.06.22	史8	史跡	大分県中津市	○1990【昭和61-平成元】解体修理工事
箕作阮甫旧宅	昭和50.03.18	史8	史跡	岡山県津山市	○1977【昭和50-51】解体修理工事
安井息軒旧宅	昭和54.05.22	史8	史跡	宮崎県清武町	【大正12】町民土地買収 【昭和4】移築(旧位置に再建) 【昭和39】改築
西周旧居	昭和62.07.20	史8	史跡	島根県津和野町	【昭和45】修理工事

【参考】  
\* 国指定文化財 データベース (<http://www.bunka.go.jp/bsys/index.asp>)  
\* 『図説日本の史跡 第7,8巻』 同朋舎出版 1991

\*黒ゴシックは移築工事あり

【参考及び引用文献】

- \*01 藤井恵介「移築研究の目的と意味 -建築の移築に関する研究（その1）-」  
日本建築学会学術講演梗概集, F・2分冊, P.413-414, 2001
- \*02 伊藤瑞恵「崩御御所の移築 皇嘉門院御所から無動寺大乘院へ  
-建築の移築に関する研究（その2）-」日本建築学会学術講演梗概集, F・2分冊, P.415-416, 2001
- \*03 山本紀子「住宅検断にみる建築の破却 -建築の移築に関する研究（その3）-」  
日本建築学会学術講演梗概集, F・2分冊, P.417-418, 2001
- \*04 松本裕介「駿河大納言邸解体 -建築の移築に関する研究（その4）-」  
日本建築学会学術講演梗概集, F・2分冊, P.419-420, 2001
- \*05 中村琢巳「高山城破却における古材の装置 -建築の移築に関する研究（その5）-」  
日本建築学会学術講演梗概集, F・2分冊, P.421-422, 2001
- \*06 角田真弓「伊勢神宮式年建替後の古殿 -建築の移築に関する研究（その6）-」  
日本建築学会学術講演梗概集, F・2分冊, P.423-424, 2001
- \*07 金行信輔「鳥取藩池田家上屋敷表門の建築年代と近代における転用・移築  
-建築の移築に関する研究（その7）-」日本建築学会学術講演梗概集, F・2分冊, P.425-426, 2001
- \*08 松山恵「明治初頭の東京における建物売買と流通 -建築の移築に関する研究（その8）-」  
日本建築学会学術講演梗概集, F・2分冊, P.427-428, 2001
- \*09 李明善「歴史的建造物の保存方法としての移築 -建築の移築に関する研究（その9）-」  
日本建築学会学術講演梗概集, F・2分冊, P.429-430, 2001
- \*1 『図説日本の史跡 第7,8巻』 同朋舎出版, 1991
- \*2 『【戦前期】国宝・重要文化財建造物修理工事報告書集成』  
「記録再生への期待」 文生書院, 2005

## 【第7章】総括

1. 明治後期における初期の文化財的民家移築工事	-----	99
2. 文化財制度が未成熟な時期に使われた手法	-----	99
3. 民家における工事報告書の発祥	-----	100
4. 鈴屋遺蹟保存会の活動成果	-----	100

## 【第7章】総括

## 1. 明治後期における文化財的民家移築工事

本居宣長旧宅の移築は、遺跡保存会の保存を目的とした工事によって行なわれた。現在、史跡に指定されている民家に限ると、移築された民家が保護の対象となっていることは非常にまれであり、本居宣長旧宅に限っては、明治42年という史蹟名勝天然記念物が成立する以前に行われた“保存を目的とした民家の移築”と定義できるため、その史跡としての価値が高いことがいえる。さらに、その移築工事の記録が残っていることは学術的に価値があり、明治後期における民家移築工事の実態を知ることのできる資料として位置付けることが出来る。また、旧宅移築工事は、保存を目的とし、移築計画及び方針からも文化財的手法を用いられていることから、文化財制度が成立していない時期における初期の民家移築工事として位置付けることが出来る。また、保存会当初の計画の中に「保存會當初の案としては遺蹟を元地にそのまゝ保存し周圍を取拂ひ一少公園風と爲す見込みなりしに右は巨額の資金を要し到底實現の見透しづかざりしを以て是れを他に移轉することとし」とあり、“旧宅を現地で保存する案”も存在していたが、資金不足により旧宅移築保存に至ったことから、移築が資金不足を解消する手法として用いられたことが言える。それは、初期の文化財的民家保存手法の一つの定義として、“資金的・技術的に移築保存が最良の手法であった”と分析することが出来る。

## 2. 文化財制度が未成熟な時期に使われた手法

本居宣長旧宅が移築されたのは、日本初の文化財制度である古社寺保存法が制定された時期であり、古社寺に対する文化財制度は確立しているものの、民家における保存制度が未成熟な時期に行われた移築工事である。旧宅移築工事の技術者は、古社寺保存法による奈良県の古社寺修理工事に携っており、時期的にも明治42年(1909)旧宅移築工事は、技術者が経験を終えた時期に非常に近い頃に行われた工事である。そのため手法として、古社寺修理工事における手法を民家に転換し、移築工事を実施した可能性が高いことが考えられる。実際に、旧宅の「移築設計方針」に記述されている方針からは、古社寺修理工事に用いられたと思われる「痕跡を元に建造物の原形を明らかにする調査」や、「既存の部材を出来る限り利用し、腐朽箇所を含んだ部材は原形に倣って補修を加えて採用する手法」を読み取ることが出来る。これらは、現在の民家における文化財としての保存手法とほぼ同様の手法であり、旧宅移築工事に用いられた手法が初期の文化財的民家保存手法であることがいえる。民家における保護制度が確立するのは、大正8年(1919)史蹟名勝天然記念物保存法が制定された後であり、本居宣長旧宅は、同法により民家指定が行われた最初の指定である。これにより、移築工事で行われた手法が保存対象として正当性があつたことがいえ、移築されてはいるがその手法は、現在の文化財的手法が用いられたものであつたことが察せられる。それは、現在史跡指定されている民家における移築をともなっている

民家が昭和にはいつてから指定されている過程からも言える。よって、旧宅移築工事に用いられた手法は、現在の文化財制度にも通用した手法であったことがいえる。

### 3. 民家における工事報告書の発祥

本論で称してきた旧宅移築工事報告書は、古社寺保存法による古社寺修理工事における修理報告書の作成義務はあったにせよ、民家における報告書作成の先駆けである可能性が高いことが考えられる。それは、現在史跡に指定されている民家建築において、その修理された場合の修理報告書が昭和に入ってから作成されているからである。これは、古社寺における修理報告書刊行が慣例となった以降の作成であるため、旧宅移築工事報告書とは区分して考えなければならない。旧宅移築工事報告書には、土屋純一により「在來ノ舊形ト移築後復舊現状トヲ見テ濫ニ變更ヲ加ヘタルモノトシテ疑惑ヲ抱ク人ナキヲ保シ難キヲ以テ其理由ヲ詳説シテ誤ヲ後人ニ傳フルコトナカラシメント欲ス」とあるため、報告書を記す目的は、地域住民に向けたもので、本来あるべき姿、保存すべき姿を地域の人々に認識させることに意義があったと考えられ、実施主体への工事報告と共に移築工事の賛助者に対する報告義務が主目的で作成されたと考えられる。そのため、民家における工事報告書の発祥は、工事記録を残すという学術的要素より、地域住民及び賛助者に向けた工事の正統性を示すもので、保存手法のあるべき姿を提示させる役割があったと考えられる。

また、古社寺修理工事に携っていた技術者により、古社寺で行われた手法を民家に転用する過程から生まれたことも考えられる。保存を目的とした民家における調査手法、修理手法は、一般的に古社寺における手法を用いられたとされているが、まさしくその一部を表すものが旧宅移築工事後に作成された旧宅移築工事報告書(仮称)であるといえる。

### 4. 鈴屋遺蹟保存会の活動成果

以上のような民家における画期的な移築保存を提唱したのは、鈴屋遺蹟保存会であり、結果的に資金不足から移築保存の実施をせざるを得なくなったにしても、建築的視点からみれば民家の移築保存の先駆けをつくったことは非常に大きい価値を生んだといえる。現在の視点から見れば、文化財を旧位置から移転させる手法は考えづらいが、このような移築保存が実施となった背景には、日本における建造物の“移築”が特別なことではなく、日常的に行われており、一般住民に認知された手法であった点、また永久的に保存するとなると技術的に当時の設備では、移転するしかなかったという点から発生したと考えられる。これらは、時代の技術と手法から行われた最善の方法として、「移築保存」が行われたともいえる。いずれにしろ、鈴屋遺蹟保存会の建築的視点からみる活動評価としては、保存会創立以前から行われた旧宅保存手法の検討が大きな鍵を握っていると考えられる。

また、民家を保存する思想が発生したのは、保存会発足以前の一連の本居宣長顕彰の動きが大きいといえる。地域の偉人の遺蹟遺物を後の世に残すという“保存活動の芽生え”



は、日本初の文化財制度である古社寺保存法制定以前の明治初期に、全国的に発生したことがいえる。これは、日本におけるナショナリズムの高潮といえる時代的特徴の一つであり、本居宣長における“保存活動の芽生え”は、鈴屋遺跡保存会創立へとつながり、後の時代に遺跡遺物を継承する機関が設立されたことは、偉業であると考えられる。また、三重県における愛郷運動が盛んであった事実を、表す一つの活動であった点においても非常に価値のある活動が行われ、その記録が残っている点でも組織活動として評価される点であると考ええる。

## 最後に

本論は、国学者として名高き「本居宣長」の旧宅に関して、調査分析をさせていただきました。実測調査をしている際に、観光客の方々、地元の方々と座談することが幾度かありましたが、現在でも本居宣長の名は健在であり、功績を知りたい、伝えていきたいという人々の感情が満ち溢れた出会いに遭遇できたことが印象的です。後の世に、地域文化を保存し、継承していく活動が、近代初期において誕生していたことに驚きが隠せませんでした。それらの活動があったからこそ、現在の保存思想が成熟したのだと感じます。

現在、旧宅が耐久的にも大規模の補修が必要な時期ではないかと、出格子の寸法を測っているときに感じました。地元の方がおっしゃっていましたが、「旧宅はもともとの場所にあるべきで、魚町一丁目に再移築すべき」というお話を聞いたときは、移築工事の技術者土屋純一の思想がいまだに継承されていることに驚きを感じました。もちろん当事者は、「旧宅移築工事報告書」の存在を知る由もない。さらに、その方は、「保存に費用がかかるからやらないという問題ではない」というお話もしていらっしゃいました。私は、すかさず旧宅跡地に旧宅を模した家屋を新築し、日常的に人々が利用できる施設の提案をしました。個人的には、文化財は文化財として保護し、活用できるものは積極的に活用できる手法を考えても良いのではないかと感じます。土屋純一の記述にもあるように、いつの日か旧宅跡地に鈴屋が築造されることを想像すると胸が膨らみます。それによって、新しい文化継承のきっかけが生まれ、後の時代にも継承されていく。そして、また新たな「国学者本居宣長」による文化が始まると感じながら、本論の締めとさせていただきたいと思います。

三重大学大学院工学研究科建築学専攻

菅原研究室 矢島平一

## 謝辞

本論作成にあたって、本居宣長記念館 門暉代司館長をはじめ貴重な資料をご提供及び閲覧させていただきました。ありがとうございました。吉田悦之さんには、様々なご指導をいただきまして本論作成にあたり大変お世話になりました。また、清水重敦氏には、資料を提供いただきました。ありがとうございました。

本論は、なによりも菅原先生ご指導のおかげで完了できたものと感じております。分析を行う上での基礎資料の作成には大変時間がかかり、先生にもたびたびご苦勞いただき、ご迷惑をおかけしました。ですが、行ってきた作業がほとんど論文構成に盛り込むことが出来る形となり、非常に興味が持て、ユーモアのある修士論文になったことに私は満足しております。また、つたない日本語に本当にご迷惑をおかけしました。修士論文作成にあたり、近代和風建築についての研究に行き詰っていたとき、この「本居宣長旧宅移築工事報告書」のお話を頂き、何かと悩んでいる時期に一筋の光を与えていただいたことを思い帰します。本当にありがとうございました。今後は更に精進して、日々の追及に邁進してまいりたいと思っております。

## 【添付資料】

別表 1. 国宝・重要文化財修理工事一覧表（明治 29 年・昭和 10 年）	-----	105
別表 2. 国指定特別史跡指定一覧表（平成 18 年 10 月現在）	-----	110
別表 3. 国指定史跡一覧表（平成 18 年 10 月現在）	-----	111
別表 4. 古社寺保存法規則	-----	117
別表 5. 史蹟名勝天然紀念物保存法規則	-----	121
別表 6. 本居宣長旧宅移築工事報告書(仮称)原本	-----	124
添付図面. 鈴廼舎移築工事圖面	-----	131

別表1. 国宝・重要文化財修理工事一覧表(明治29年-昭和10年)

建築名	修理年度*0	修理報告書	内容	指定	所在地	備考
法起寺三重塔	明治29年(1896)	-	解体修理工事	国宝	奈良県斑鳩町	土屋純一【助手?】
大徳寺唐門	明治30年(1897)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市	
西明寺本堂	明治31年(1898)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県甲良町	
往生極楽院阿弥陀堂	明治31年(1898)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
清水寺本堂	明治31年(1898)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市	
観心寺金堂	明治31年(1898)	-	半解体修理工事	国宝	大阪府河内長野市	
新薬師寺本堂	明治31年(1898)	-	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市	土屋純一【助手?】
薬師寺東塔	明治31年(1898)	-	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市	土屋純一【助手?】
唐招提寺金堂	明治31年(1898)	-	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市	土屋純一【助手?】
秋篠寺本堂	明治31年(1898)	-	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市	土屋純一【助手?】
円覚寺舍利殿	明治32年(1899)	-	半解体修理工事	国宝	神奈川県鎌倉市	
常楽寺本堂	明治32年(1899)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県石部町	
法界寺阿弥陀堂	明治32年(1899)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市	
浄瑠璃寺本堂	明治32年(1899)	-	解体修理工事	国宝	京都府加茂町	
東大寺法華堂	明治32年(1899)	○*2(1938)	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市	土屋純一【助手?】
室生寺五重塔	明治32年(1899)	-	半解体修理工事	国宝	奈良県室生村	土屋純一【助手?】
甚目寺南大門	明治33年(1900)	-	解体修理工事	重要文化財	愛知県勝町	
園城寺新羅善神堂	明治33年(1900)	○*2(1938)	解体修理工事	国宝	滋賀県大津市	
御上神社本殿	明治33年(1900)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県野洲町	
御上神社拝殿、楼門	明治33年(1900)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県野洲町	
善水寺本堂	明治33年(1900)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県甲西町	
浄瑠璃寺三重塔	明治33年(1900)	-	解体修理工事	国宝	京都府加茂町	
常楽寺二重塔	明治34年(1901)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県石部町	
広隆寺講堂	明治34年(1901)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
法隆寺中門	明治34年(1901)	-	解体修理工事	国宝	奈良県斑鳩町	土屋純一【監督技師】
神護寺本殿	明治34年(1901)	-	解体修理工事	国宝	鳥根郡松江市	
阿弥陀堂	明治35年(1902)	-	解体修理工事	国宝	福島県いわき市	
園城寺大門	明治35年(1902)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市	
神護寺大師堂	明治35年(1902)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
鶴林寺本堂	明治35年(1902)	-	解体修理工事	国宝	兵庫県加古川市	
新薬師寺鐘楼	明治35年(1902)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県奈良市	土屋純一【監督技師】
常麻寺東塔	明治35年(1902)	-	解体修理工事	国宝	奈良県常麻町	土屋純一【監督技師】
厳島神社本殿、幣殿、拜殿、藏殿	明治35年(1902)	-	解体修理工事	国宝	広島県宮島町	
万徳寺多宝塔	明治36年(1903)	-	解体修理工事	重要文化財	愛知県稲沢市	
光浄院客殿	明治36年(1903)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県大津市	
慈眼院多宝塔	明治36年(1903)	-	解体修理工事	国宝	大阪府泉佐野市	土屋純一【監督技師】
建水分神社本殿	明治36年(1903)	-	解体修理工事	重要文化財	大阪府千早赤阪村	土屋純一【監督技師】
厳島神社藏殿 附	明治36年(1903)	-	半解体修理工事	重要文化財	広島県宮島町	
陸奥国分寺薬師堂	明治37年(1904)	-	解体修理工事	重要文化財	宮城県仙台市	
観音寺阿弥陀堂	明治37年(1904)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県草津市	
大野神社楼門	明治37年(1904)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県栗東町	
春日神社表門	明治37年(1904)	-	半解体修理工事	重要文化財	滋賀県栗東町	
談山神社十二重塔	明治37年(1904)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県桜井市	土屋純一【監督技師】
長福寺本堂	明治37年(1904)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県生駒市	土屋純一【監督技師】
厳島神社拝殿 附	明治37年(1904)	-	半解体修理工事	重要文化財	広島県宮島町	
厳島神社 摂社客神社 揚水橋、長橋	明治37年(1904)	-	解体修理工事	重要文化財	広島県宮島町	
長寿寺本堂	明治38年(1905)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県石部町	
海童王寺五重小塔	明治38年(1905)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県奈良市	
水保寺観音堂	明治39年(1906)	-	解体修理工事	国宝	岐阜県多治見市	
春日神社本殿	明治39年(1906)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市	
老杉神社本殿	明治39年(1906)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県草津市	
正傳寺本堂	明治39年(1906)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
金剛三昧院多宝塔	明治39年(1906)	-	解体修理工事	国宝	和歌山県高野町	
厳島神社 摂社客神社本殿、幣殿、拜殿	明治39年(1906)	-	解体修理工事	国宝	広島県宮島町	
金剛輪寺本堂	明治40年(1907)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県秦荘町	
法観寺五重塔	明治40年(1907)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
靈雲院書院	明治40年(1907)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
幡醒寺薬師堂	明治40年(1907)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市	
唐招提寺講堂	明治40年(1907)	-	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市	土屋純一【監督技師】
室生寺金堂	明治40年(1907)	-	解体修理工事	国宝	奈良県室生村	
厳島神社 摂社客神社 東廻廊	明治40年(1907)	-	解体修理工事	国宝	広島県宮島町	
本山寺二王門	明治40年(1907)	-	解体修理工事	重要文化財	香川県豊中町	
浅間神社摂社山宮神社本殿	明治41年(1908)	-	解体修理工事	重要文化財	山梨県一宮町	
水保寺開山堂	明治41年(1908)	-	解体修理工事	国宝	岐阜県多治見市	
西明寺三重塔	明治41年(1908)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県甲良町	
大徳寺勅使門	明治41年(1908)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
賀茂御祖神社諸施設	明治41年(1908)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
宇治上神社拝殿	明治41年(1908)	-	解体修理工事	国宝	京都府宇治市	
水度神社本殿	明治41年(1908)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府城陽市	
般若寺楼門	明治41年(1908)	-	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市	
福原神宮御饗殿	明治41年(1908)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県橿原市	
金剛峯不動堂	明治41年(1908)	-	解体修理工事	国宝	和歌山県高野町	
厳島神社 摂社客神社幣殿、拜殿 附	明治41年(1908)	-	解体修理工事	重要文化財	広島県宮島町	
厳島神社 摂社客神社 西廻廊	明治41年(1908)	-	解体修理工事	国宝	広島県宮島町	
厳島神社 摂社客神社 朝座屋	明治41年(1908)	-	解体修理工事	重要文化財	広島県宮島町	
本居富長旧宅 同 宅跡	明治42年(1909)	○	移築解体修理工事	特別史跡	三重県松阪市	土屋純一【監修】
大室八幡神社本殿	明治42年(1909)	-	解体修理工事	重要文化財	茨城県下妻市	
賀茂御祖神社諸施設	明治42年(1909)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
吉田神社斎場所太元宮	明治42年(1909)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	

【参考】

\*0 修理年度は、国庫補助金交付決定の年度

\*1 『国宝・重要文化財 建築物目録』文化庁 1990.7

\*2 『戦前期]国宝・重要文化財建造物修理工事報告書集成』文生書院 2004

豊国神社唐門	明治42年(1909)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市	
本願寺飛雲閣	明治42年(1909)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市	
本願寺本堂	明治42年(1909)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府久美浜町	
興福寺三重塔	明治42年(1909)	-	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市	
護国院楼門	明治42年(1909)	-	解体修理工事	重要文化財	和歌山県和歌山市	
吉備津神社本殿及び拜殿	明治42年(1909)	-	解体修理工事	国宝	岡山県岡山市	
厳島神社 棋社客神社 反橋	明治42年(1909)	-	解体修理工事	重要文化財	広島県宮島町	
住吉神社本殿	明治42年(1909)	-	解体修理工事	国宝	山口県下関市	
龍葉寺薬師堂	明治42年(1909)	-	解体修理工事	国宝	高知県大豊町	
龍山寺本堂	明治43年(1910)	-	解体修理工事	重要文化財	愛知県岡崎市	
由岐神社拜殿	明治43年(1910)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
宇治上神社本殿	明治43年(1910)	-	解体修理工事	国宝	京都府宇治市	
唐招提寺鼓楼	明治43年(1910)	-	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市	
長保寺大門	明治43年(1910)	-	解体修理工事	国宝	和歌山県下津市	
厳島神社 棋社客神社 能舞台	明治43年(1910)	-	解体修理工事	重要文化財	広島県宮島町	
風浪神社本殿	明治43年(1910)	-	解体修理工事	重要文化財	福岡県大川市	
延命寺地藏堂	明治44年(1911)	-	解体修理工事	重要文化財	福島県河東村	
鹿島神宮	明治44年(1911)	-	半解体修理工事	重要文化財	茨城県鹿島町	
西教寺客殿	明治44年(1911)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市	
賀茂別雷神社本殿、権殿	明治44年(1911)	-	半解体修理工事	国宝	京都府京都市	
賀茂別雷神社諸施設	明治44年(1911)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
賀茂御祖神社諸施設	明治44年(1911)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
本願寺浴室	明治44年(1911)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
榮山寺八角堂	明治44年(1911)	-	解体修理工事	国宝	奈良県五條市	
竹林寺本堂	明治44年(1911)	-	解体修理工事	重要文化財	高知県高知市	
観音寺書院	明治45年(1912)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県草津市	
賀茂別雷神社諸施設	明治45年(1912)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
賀茂御祖神社諸施設	明治45年(1912)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
八坂神社楼門	明治45年(1912)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
妙喜庵書院	明治45年(1912)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府大山崎町	
妙喜庵書院茶室	明治45年(1912)	-	解体修理工事	国宝	京都府大山崎町	
東大寺金堂	明治45年(1912)	○*1	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市	十屋純一【監修】
善福寺釈迦堂	明治45年(1912)	-	解体修理工事	国宝	和歌山県下津市	
厳島神社棋社大國神社本殿	明治45年(1912)	-	解体修理工事	重要文化財	広島県宮島町	
富貴寺大堂	明治45年(1912)	-	解体修理工事	国宝	大分県豊後高田市	
高藏寺阿彌陀堂	大正2年(1913)	-	解体修理工事	重要文化財	宮城県角田市	
瑞巖寺五大堂	大正2年(1913)	-	解体修理工事	重要文化財	宮城県松島町	
村曾神社本殿	大正2年(1913)	-	解体修理工事	重要文化財	栃木県岩舟町	
八幡宮本殿	大正2年(1913)	-	解体修理工事	重要文化財	愛知県豊川市	
春日神社本殿	大正2年(1913)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県湖東町	
賀茂別雷神社諸施設	大正2年(1913)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
賀茂御祖神社東本殿、西本殿	大正2年(1913)	-	半解体修理工事	国宝	京都府京都市	
賀茂御祖神社諸施設	大正2年(1913)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
雙栗神社本殿	大正2年(1913)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府久御山町	
薬師寺東院堂	大正2年(1913)	-	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市	
富麻寺西塔	大正2年(1913)	-	解体修理工事	国宝	奈良県富麻町	
厳島神社棋社天神社本殿	大正2年(1913)	-	半解体修理工事	重要文化財	広島県宮島町	
厳島神社五重塔	大正2年(1913)	-	解体修理工事	重要文化財	広島県宮島町	
筑崎宮拝殿	大正2年(1913)	-	解体修理工事	重要文化財	福岡県福岡市	
羽黒山五重塔	大正3年(1914)	-	半解体修理工事	国宝	山形県羽黒町	
円鏡寺楼門	大正3年(1914)	-	解体修理工事	重要文化財	岐阜県北方町	
奥石神社本殿	大正3年(1914)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県安土町	
賀茂別雷神社諸施設	大正3年(1914)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
慈照寺銀閣寺	大正3年(1914)	-	半解体修理工事	国宝	京都府京都市	
清水寺西門	大正3年(1914)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
仁和寺金堂	大正3年(1914)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市	
出雲大神宮本殿	大正3年(1914)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府亀岡市	
名草神社三重塔	大正3年(1914)	-	解体修理工事	重要文化財	兵庫県八尾町	
霊山寺三重塔	大正3年(1914)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県奈良市	
法隆寺南大門	大正3年(1914)	-	解体修理工事	国宝	奈良県斑鳩町	
惠隆寺観音堂	大正4年(1915)	-	解体修理工事	重要文化財	福島県会津坂下町	
瓊阿寺鐘楼	大正4年(1915)	-	解体修理工事	重要文化財	栃木県足利市	
捨見寺三重塔	大正4年(1915)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県安土町	
賀茂別雷神社諸施設	大正4年(1915)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
金胎寺多宝塔	大正4年(1915)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府和束町	
圓成寺楼門	大正4年(1915)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県奈良市	
矢田坐久志玉比古神社	大正4年(1915)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県大和郡山市	
三仏寺奥院	大正4年(1915)	-	解体修理工事	国宝	鳥取県三朝町	
三仏寺納経堂	大正4年(1915)	-	解体修理工事	重要文化財	鳥取県三朝町	
三仏寺地藏堂	大正4年(1915)	-	解体修理工事	重要文化財	鳥取県三朝町	
三仏寺文殊堂	大正4年(1915)	-	解体修理工事	重要文化財	鳥取県三朝町	
不動院金堂	大正4年(1915)	-	解体修理工事	国宝	広島県広島市	
瑠璃光寺五重塔	大正4年(1915)	-	解体修理工事	国宝	山口県山口市	
筑崎宮楼門	大正4年(1915)	-	解体修理工事	重要文化財	福岡県福岡市	
佐竹寺本堂	大正5年(1916)	-	解体修理工事	重要文化財	茨城県常陸太田市	
妙成寺五重塔	大正5年(1916)	-	解体修理工事	重要文化財	石川県羽咋市	
観音寺楼門	大正5年(1916)	-	解体修理工事	重要文化財	三重県鳥羽原村	
捨見寺仁王門	大正5年(1916)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県安土町	
南禅寺方丈	大正5年(1916)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市	
大覚寺客殿	大正5年(1916)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市	
願徳庵本堂	大正5年(1916)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府田辺町	
孝恩寺観音堂	大正5年(1916)	-	解体修理工事	国宝	大阪府貝塚市	
御霊神社本殿	大正5年(1916)	-	解体修理工事	重要文化財	兵庫県三田市	
圓成寺春日堂、白山堂	大正5年(1916)	○*1	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市	
神野寺表門	大正6年(1917)	-	解体修理工事	重要文化財	千葉県君津市	
清白寺仏殿	大正6年(1917)	-	解体修理工事	国宝	山梨県山梨市	
天恩寺仏殿	大正6年(1917)	-	解体修理工事	重要文化財	愛知県額田町	

【参考】

\*0 修理年度は、国庫補助金交付決定の年度

\*1 『国宝・重要文化財 建築物目録』文化庁 1990.7

\*2 『【戦前期】国宝・重要文化財建造物修理工事報告書集成』文生書院 2004

日吉大社西本宮本殿、拝殿	大正6年(1917)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
日吉大社東本宮本殿、拝殿	大正6年(1917)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
日吉大社摂社宇佐宮本殿、拝殿	大正6年(1917)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
延暦寺瑠璃堂	大正6年(1917)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
狭茂別雷神社諸施設	大正6年(1917)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
白山神社拝殿	大正6年(1917)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府宇治市
大福光寺多宝塔	大正6年(1917)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府丹波町
淨妙寺本堂	大正6年(1917)	-	解体修理工事	重要文化財	和歌山県有田市
石手寺本堂	大正6年(1917)	-	解体修理工事	重要文化財	愛媛県松山市
石手寺二王門	大正6年(1917)	-	解体修理工事	国宝	愛媛県松山市
宇佐神宮本殿	大正6年(1917)	-	解体修理工事	国宝	大分県宇佐市
旧寛永寺五重塔	大正7年(1918)	-	半解体修理工事	重要文化財	東京都台東区
信光明寺観音堂	大正7年(1918)	-	解体修理工事	重要文化財	愛知県岡崎市
小野神社境内社笠神社本殿	大正7年(1918)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県志賀町
小野神社飛地境内社道風神社本殿	大正7年(1918)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県志賀町
妙法院庫裏	大正7年(1918)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市
西芳寺湘南亭	大正7年(1918)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
智恵寺多宝塔	大正7年(1918)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府宇津市
荒見神社本殿	大正7年(1918)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府城陽市
鶴林寺太子堂	大正7年(1918)	-	解体修理工事	国宝	兵庫県加古川市
長岳寺五智堂	大正7年(1918)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県天理市
東照宮	大正7年(1918)	-	半解体修理工事	重要文化財	和歌山県和歌山市
嚴島神社多宝塔	大正7年(1918)	-	半解体修理工事	重要文化財	広島県宮島町
嚴島神社末社豊国神社本殿	大正7年(1918)	-	半解体修理工事	重要文化財	広島県宮島町
功山寺仏殿	大正7年(1918)	-	解体修理工事	国宝	山口県下関市
神谷神社本殿	大正7年(1918)	-	解体修理工事	国宝	山口県坂田市
宗像神社辺津宮拝殿	大正7年(1918)	-	解体修理工事	重要文化財	福岡県玄海町
大樹寺多宝塔	大正8年(1919)	-	解体修理工事	重要文化財	愛知県岡崎市
天泉神社本殿	大正8年(1919)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県志賀町
峰定寺仁王門	大正8年(1919)	-	半解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
醍醐寺清滝宮拝殿	大正8年(1919)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市
高野神社本殿	大正8年(1919)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県御所市
宇太水分神社本殿	大正8年(1919)	-	解体修理工事	国宝	奈良県葛田町
櫻庭寺山門	大正9年(1920)	-	解体修理工事	重要文化財	茨城県笠間市
大法寺三重塔	大正9年(1920)	○*1	解体修理工事	国宝	長野県青木村
知立神社多宝塔	大正9年(1920)	-	解体修理工事	重要文化財	愛知県知立市
地主神社本殿	大正9年(1920)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
東福寺東司	大正9年(1920)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
法道寺多宝塔	大正9年(1920)	-	解体修理工事	重要文化財	大阪府堺市
春日大社車舎	大正9年(1920)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県奈良市
長岳寺樓門	大正9年(1920)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県天理市
法隆寺鐘樓	大正9年(1920)	-	解体修理工事	国宝	奈良県斑鳩町
法隆寺経蔵	大正9年(1920)	-	解体修理工事	国宝	奈良県斑鳩町
法隆寺東剎廊	大正9年(1920)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県斑鳩町
法隆寺西剎廊	大正9年(1920)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県斑鳩町
長保寺本堂	大正9年(1920)	-	解体修理工事	国宝	和歌山県下津市
妙源寺柳堂	大正10年(1921)	-	解体修理工事	重要文化財	愛知県岡崎市
日吉大社摂社牛尾神社本殿、拝殿	大正10年(1921)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
日吉大社摂社三宮神社本殿、拝殿	大正10年(1921)	-	半解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
金地院本堂	大正10年(1921)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
広隆寺桂宮院本堂	大正10年(1921)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市
八幡神社拝殿	大正10年(1921)	-	解体修理工事	重要文化財	兵庫県小野市
中山神社本殿	大正10年(1921)	-	解体修理工事	重要文化財	岡山県津山市
石城神社本殿	大正10年(1921)	-	解体修理工事	重要文化財	山口県大和町
大宝寺本堂	大正10年(1921)	-	解体修理工事	国宝	愛媛県松山市
神角寺本堂	大正10年(1921)	-	解体修理工事	重要文化財	大分県朝日町
大崎八幡神社	大正11年(1922)	-	解体修理工事	国宝	宮城県仙台市
明通寺本堂	大正11年(1922)	-	解体修理工事	国宝	福井県小浜市
平等院観音堂	大正11年(1922)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府宇治市
宇治神社本殿	大正11年(1922)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府宇治市
松尾神社本殿	大正11年(1922)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府山崎町
瑞花院本堂	大正11年(1922)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県橿原市
宗像神社辺津宮本殿	大正11年(1922)	-	解体修理工事	重要文化財	福岡県玄海町
雄山神社前立社壇本殿	大正12年(1923)	-	解体修理工事	重要文化財	富山県立山町
日吉大社摂社白山姫神社本殿、拝殿	大正12年(1923)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
和田神社本殿	大正12年(1923)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
油日神社本殿	大正12年(1923)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県甲賀町
愛宕念仏寺本堂	大正12年(1923)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
三寶院殿堂純淨観	大正12年(1923)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
石上神宮樓門	大正12年(1923)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県天理市
談山神社榭殿	大正12年(1923)	-	半解体修理工事	重要文化財	奈良県桜井市
白山神社本殿	大正12年(1923)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県桜井市
金峯山本寺堂	大正12年(1923)	-	解体修理工事	国宝	奈良県吉野町
今八幡宮本殿	大正12年(1923)	-	解体修理工事	重要文化財	山口県山口市
今八幡宮拝殿	大正12年(1923)	-	解体修理工事	重要文化財	山口県山口市
今八幡宮樓門	大正12年(1923)	-	解体修理工事	重要文化財	山口県山口市
勝當寺薬師堂	大正13年(1924)	-	解体修理工事	重要文化財	福島県湯川村
金嶺神社多宝塔	大正13年(1924)	-	解体修理工事	重要文化財	埼玉県川村
石堂寺本堂	大正13年(1924)	-	解体修理工事	重要文化財	千葉県丸山町
円融寺本堂	大正13年(1924)	-	解体修理工事	重要文化財	東京都目黒区
円覚寺舍利殿	大正13年(1924)	-	解体修理工事	重要文化財	神奈川県鎌倉市
建長寺仏殿、昭堂、唐門	大正13年(1924)	-	解体修理工事	重要文化財	神奈川県鎌倉市
安楽寺八角三重塔	大正13年(1924)	○*1	解体修理工事	国宝	長野県上田市
神田神社本殿	大正13年(1924)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
西明寺二天門	大正13年(1924)	-	半解体修理工事	重要文化財	滋賀県甲良町
八坂神社末社蛭子神社殿	大正13年(1924)	-	移築解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
三寶院殿堂表書院	大正13年(1924)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市
松尾大社本殿	大正13年(1924)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
那智山青岸渡寺本堂	大正13年(1924)	-	解体修理工事	重要文化財	和歌山県那智勝浦町

【参考】

\*0 修理年度は、国庫補助金交付決定の年度

\*1 『国宝・重要文化財 建築物目録』文化庁 1990.7

\*2 『【戦前期】国宝・重要文化財建造物修理工事報告書集』文生書院 2004

清水寺本堂	大正13年(1924)	-	解体修理工事	重要文化財	島根県安来市
八雲寺阿彌陀堂	大正14年(1925)	-	解体修理工事	重要文化財	福島県河東村
勸学院客殿	大正14年(1925)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県大津市
伊砂砂神社本殿	大正14年(1925)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県草津市
妙心寺庫裏	大正14年(1925)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
三寶院殿堂	大正14年(1925)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
久世神社本殿	大正14年(1925)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府城陽市
室生寺本堂	大正14年(1925)	-	解体修理工事	国宝	奈良県室生村
大山寺阿彌陀堂	大正14年(1925)	-	解体修理工事	重要文化財	鳥取県大山町
最勝院五重塔	大正15年(1926)	-	半解体修理工事	重要文化財	青森県弘前市
山梨園神社本殿	大正15年(1926)	-	解体修理工事	重要文化財	山梨県春日居町
幡頭神社本殿	大正15年(1926)	-	解体修理工事	重要文化財	愛知県吉良町
園城寺金堂	大正15年(1926)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県大津市
園城寺圓伽井屋	大正15年(1926)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
観智院客殿	大正15年(1926)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市
观音寺本堂	大正15年(1926)	-	解体修理工事	重要文化財	和歌山県金屋町
吉備津神社南随神門	大正15年(1926)	-	解体修理工事	重要文化財	岡山県岡山市
吉備津神社北随神門	大正15年(1926)	-	解体修理工事	重要文化財	岡山県岡山市
土佐神社本殿、幣殿及び拜殿	大正15年(1926)	-	半解体修理工事	重要文化財	高知県高知市
善光寺本堂	大正15年(1926)	-	解体修理工事	重要文化財	大分県宇佐市
西願寺阿彌陀堂	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	重要文化財	千葉県原市
園城寺塔婆	昭和2年(1927)	-	半解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
大笹原神社本殿	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県野洲町
押立神社本殿、大門	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県湖東町
本願寺北能舞台	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市
三寶院殿堂庫裏	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
三寶院殿堂庫裏	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
藤森神社境内社大將軍社本殿	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
藤森神社境内社八幡宮本殿	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
許波多神社本殿	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府宇治市
櫻井神社拜殿	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	国宝	大阪府堺市
船守神社本殿	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	重要文化財	大阪府堺市
南法華寺三重塔	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県高取町
長保寺多宝塔	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	国宝	和歌山県下津市
長保寺鎮守堂	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	重要文化財	和歌山県下津市
園伽井坊多宝塔	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	重要文化財	山口県下松市
六蔵神社楼門	昭和2年(1927)	-	解体修理工事	重要文化財	熊本県高合町
貫前神社	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	栃木県富岡市
妙成寺鐘楼	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	石川県羽咋市
本興寺本堂	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	静岡県湖西市
観音寺本堂	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	三重県鳥羽市
日吉大社摂社樹下神社本殿及び拜殿	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
園城寺一切経藏	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
小津神社本殿	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県守山市
東福寺浴室	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
八幡神社三重塔	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	兵庫県神戸市
鶴林寺鐘楼	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	兵庫県加古川市
大蔵寺本堂	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県大寺院町
大蔵寺大師堂	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県大寺院町
吉野水分神社幣殿	昭和3年(1928)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県吉野町
古四王神社本殿	昭和4年(1929)	-	解体修理工事	重要文化財	秋田県大曲市
水上八幡神社本殿	昭和4年(1929)	-	解体修理工事	重要文化財	山形県鶴岡市
金剛證寺本堂	昭和4年(1929)	-	解体修理工事	重要文化財	三重県伊勢市
園城寺食堂	昭和4年(1929)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
勝手神社本殿	昭和4年(1929)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県蒲生町
饗庭寺金堂	昭和4年(1929)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市
日部神社本殿	昭和4年(1929)	-	解体修理工事	重要文化財	大阪府堺市
兵主神社本殿	昭和4年(1929)	-	解体修理工事	重要文化財	大阪府岸和田市
鶴林寺護摩堂	昭和4年(1929)	-	解体修理工事	重要文化財	兵庫県加古川市
浄土寺薬師堂	昭和4年(1929)	-	解体修理工事	重要文化財	兵庫県小野市
高壳布神社本殿	昭和4年(1929)	-	解体修理工事	重要文化財	兵庫県三田市
東大寺南大門	昭和4年(1929)	○*1	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市
太山寺二王門	昭和4年(1929)	-	解体修理工事	重要文化財	愛媛県松山市
中尊寺金色堂	昭和5年(1930)	-	半解体修理工事	国宝	岩手県平泉町
護国八幡宮	昭和5年(1930)	-	解体修理工事	重要文化財	富山県小矢部市
妙成寺本堂	昭和5年(1930)	-	解体修理工事	重要文化財	石川県羽咋市
妙成寺三十番神堂	昭和5年(1930)	-	解体修理工事	重要文化財	石川県羽咋市
高本神社	昭和5年(1930)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県蒲生町
常寂光寺塔婆	昭和5年(1930)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
高山寺石水院	昭和5年(1930)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市
八幡神社本殿	昭和5年(1930)	-	解体修理工事	重要文化財	兵庫県宝塚市
不退寺本堂	昭和5年(1930)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県奈良市
天皇神社本殿	昭和5年(1930)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県天理市
百濟寺三重塔	昭和5年(1930)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県法隆町
明王寺釈迦堂	昭和5年(1930)	-	解体修理工事	重要文化財	香川県池田町
法住寺虚空藏堂	昭和6年(1931)	-	解体修理工事	重要文化財	長野県丸子町
新長谷寺三重塔	昭和6年(1931)	-	解体修理工事	重要文化財	岐阜県関市
久津八幡宮拜殿	昭和6年(1931)	-	解体修理工事	重要文化財	岐阜県萩原町
荒城神社本殿	昭和6年(1931)	-	解体修理工事	重要文化財	岐阜県国府町
長命寺本堂	昭和6年(1931)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県近江八幡市
大行社本殿	昭和6年(1931)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県栗荘町
大福光寺本堂	昭和6年(1931)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府丹波町
東大寺転害門	昭和6年(1931)	-	解体修理工事	国宝	奈良県奈良市
本山寺本堂	昭和6年(1931)	-	解体修理工事	重要文化財	岡山県備前町
国分寺三重塔	昭和7年(1932)	○*1	解体修理工事	重要文化財	長野県上田市
石山寺多宝塔	昭和7年(1932)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県大津市
大徳寺	昭和7年(1932)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
蓮華院本堂	昭和7年(1932)	-	解体修理工事	国宝	京都府京都市
善濟寺仏殿	昭和7年(1932)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府園部町

【参考】

\*0 修理年度は、国庫補助金交付決定の年度

\*1 『国宝・重要文化財 建築物目録』文化庁 1990.7

\*2 『戦前期』国宝・重要文化財建造物修理工事報告書集成』文生書院 2004



丹生都比売神社楼門	昭和7年(1932)	-	解体修理工事	重要文化財	和歌山県かつらぎ町
総社本殿	昭和7年(1932)	-	解体修理工事	重要文化財	岡山県津山市
国分寺金堂	昭和7年(1932)	-	解体修理工事	重要文化財	高知県南国市
正福寺地蔵堂	昭和8年(1933)	○*1,*2	解体修理工事	国宝	東京都東村山市
石山寺東大門	昭和8年(1933)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県大津市
蓮華王院南大門	昭和8年(1933)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
佐牙神社本殿	昭和8年(1933)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府田辺町
九手神社本殿	昭和8年(1933)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府丹波町
喜光寺本堂	昭和8年(1933)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県奈良市
八幡神社本殿	昭和8年(1933)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県奈良市
法隆寺三経院及び西室	昭和8年(1933)	-	解体修理工事	国宝	奈良県斑鳩町
熊淵八幡神社大日堂	昭和8年(1933)	-	解体修理工事	重要文化財	和歌山県粉河町
熊野神社本殿	昭和8年(1933)	-	解体修理工事	重要文化財	岡山県倉敷市
安国寺釈迦堂	昭和8年(1933)	-	解体修理工事	重要文化財	広島県福山市
英彦山神社奉幣殿	昭和8年(1933)	-	解体修理工事	重要文化財	福岡県添田町
鏡阿寺本堂	昭和9年(1934)	-	解体修理工事	重要文化財	栃木県足利市
武田八幡神社本殿	昭和9年(1934)	-	解体修理工事	重要文化財	山梨県韮崎市
前山寺三重塔	昭和9年(1934)	-	解体修理工事	重要文化財	長野県上田市
勝部神社本殿	昭和9年(1934)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県守山市
自玉手祭来酒解神社神輿庫	昭和9年(1934)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府大山崎町
相樂神社本殿	昭和9年(1934)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府木津市
八幡神社本殿	昭和9年(1934)	-	解体修理工事	重要文化財	兵庫県小野市
不退寺南門	昭和9年(1934)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県奈良市
不退寺塔婆	昭和9年(1934)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県奈良市
法隆寺食堂	昭和9年(1934)	○*1,*2	解体修理工事	国宝	奈良県斑鳩町
法隆寺細殿	昭和9年(1934)	○*1,*2	解体修理工事	重要文化財	奈良県斑鳩町
法隆寺東大門	昭和9年(1934)	○*1,*2	解体修理工事	国宝	奈良県斑鳩町
當麻寺金堂	昭和9年(1934)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県當麻町
万福寺本堂	昭和9年(1934)	-	解体修理工事	重要文化財	島根県益田市
雲樹寺四脚門	昭和9年(1934)	-	解体修理工事	重要文化財	島根県安来市
法華経寺法華堂	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	千葉県市川市
法華経寺四足門	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	千葉県市川市
鶴岡八幡宮人鳥居	昭和10年(1935)	○*1,*2	解体修理工事	重要文化財	神奈川県鎌倉市
江沼神社長流亭	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	石川県加賀市
筑摩神社本殿	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	長野県松本市
宝蔵寺唐門	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	国宝	滋賀県びわ町
宝蔵寺観音堂、渡廊下	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	滋賀県びわ町
三聖寺愛染堂	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	京都府京都市
鐘織神社	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	大阪府富田林市
長弓寺本堂	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	国宝	奈良県生駒市
法隆寺東院礼堂	昭和10年(1935)	○*1,*2	解体修理工事	重要文化財	奈良県斑鳩町
法隆寺東院鐘楼	昭和10年(1935)	○*1,*2	解体修理工事	国宝	奈良県斑鳩町
當麻寺講堂	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	奈良県當麻町
天満神社本殿	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	和歌山県和歌山市
浄妙寺多宝塔	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	和歌山県有田市
浄土寺多宝塔	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	国宝	広島県尾道市
石手寺三重塔	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	愛媛県松山市
崇福寺大雄宝殿	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	国宝	長崎県長崎市
崇福寺護法堂	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	長崎県長崎市
崇福寺鼓楼	昭和10年(1935)	-	解体修理工事	重要文化財	長崎県長崎市
広前城	昭和13年	-	半解体修理工事	重要文化財	青森県弘前市
大聖寺不動堂	昭和13年	○*2	解体修理工事	重要文化財	千葉県大原町

【参考】

\*0 修理年度は、国庫補助金交付決定の年度

\*1 『国宝・重要文化財 建築物目録』文化庁 1990.7

\*2 『【戦前期】国宝・重要文化財建造物修理工事報告書集成』文生書院 2004

別表2. 国指定特別史跡一覧表（平成18年10現在）

名称	指定年月日	特別史跡指定	指定基準	指定	所在地	備考
金井沢碑	大正10.03.03	昭和28	史3,史7	特別史跡	群馬県高崎市	
山上碑および古墳	大正10.03.03	昭和28	史1,史	特別史跡	群馬県高崎市	
多胡碑	大正10.03.03	昭和28	史2,史7	特別史跡	群馬県吉井町	
新居園跡	大正10.03.03	昭和29	史6	特別史跡	静岡県新居町	
山田寺跡	大正10.03.03	昭和26	史3	特別史跡	奈良県桜井市	
本薬師寺跡	大正10.03.03	昭和26	史3	特別史跡	奈良県橿原市	
水城跡	大正10.03.03	昭和27	史2	特別史跡	福岡県太宰府市,大野城市,春日市	
大宰府跡	大正10.03.03	昭和27	史2	特別史跡	福岡県太宰府市	
旧弘道館	大正11.03.08	昭和26	史4	特別史跡	茨城県水戸市	
日光杉並木街道 附 並木寄進碑	大正11.03.08	昭和26	史6,植1	特別史跡	栃木県	
本居宣長旧宅 同 宅跡	大正11.03.08	昭和27	史8	特別史跡	三重県松阪市	住居
旧関谷学校 附 榛山石門津田水忠宅跡および黄葉亭	大正11.03.08	昭和28	史4	特別史跡	岡山県備前市	
五稜郭跡	大正11.10.12	昭和26	史2	特別史跡	北海道函館市	
無量光院跡	大正11.10.12	昭和29	史4	特別史跡	岩手県平泉町	
毛越寺境内 附 鎮守社跡	大正11.10.12	昭和27	史3	特別史跡	岩手県平泉町	
多賀城跡 附 寺跡	大正11.10.12	昭和26	史2,史3	特別史跡	宮城県	
常陸国分寺跡	大正11.10.12	昭和26	史3	特別史跡	茨城県石岡市	
常陸国分尼寺跡	大正11.10.12	昭和26	史3	特別史跡	茨城県石岡市	
平城宮跡	大正11.10.12	昭和26	史2	特別史跡	奈良県奈良市	
小石川後楽園	大正12.03.07	昭和26	史8,名1	特別史跡	東京都文京区	
遠江国分寺跡	大正12.03.07	昭和26	史3	特別史跡	静岡県磐田市	
文殊院西古墳	大正12.03.07	昭和26	史1	特別史跡	奈良県桜井市	
麻島	大正12.03.07	昭和27	史2,史3,名8	特別史跡	広島県宮島町	
慈照寺(銀閣寺)庭園	大正14.10.08	昭和26	史8,名1	特別史跡	京都府京都市	
鹿苑寺(金閣寺)庭園	大正14.10.08	昭和31	史8,名1	特別史跡	京都府京都市	
大谷磨崖仏	大正15.02.24	昭和28	史3	特別史跡	栃木県宇都宮市	
安土城跡	大正15.10.20	昭和26	史2	特別史跡	滋賀県安土町,登川町	
名護屋城跡並陣跡	大正15.11.04	昭和29	史2	特別史跡	佐賀県西郷町,呼子町,玄海町	
黒山古墳	昭和02.04.08	昭和26	史1	特別史跡	奈良県広陵町	
醍醐寺三寶院庭園	昭和02.06.14	昭和26	史8,名2	特別史跡	京都府京都市	
讃岐国分寺跡	昭和03.03.24	昭和26	史3	特別史跡	香川県国分寺町	
姫路城跡	昭和03.09.20	昭和26	史2	特別史跡	兵庫県姫路市	
一粟谷朝倉氏遺跡	昭和05.07.08	昭和26	史2,史3,史6,史7,史8	特別史跡	福井県福井市	
岩橋千塚古墳群	昭和06.07.31	昭和26	史1	特別史跡	和歌山県和歌山市	
大野城跡	昭和07.07.23	昭和27	史2,史3	特別史跡	福岡県太宰府市,宇美町,大野城市	
名古屋城跡	昭和07.12.12	昭和26	史2	特別史跡	愛知県名古屋市中区	
熊本城跡	昭和08.02.28	昭和29	史2	特別史跡	熊本県熊本市	
鎌倉ならびに菅茶山旧宅	昭和09.01.22	昭和27	史4,史8	特別史跡	広島県神辺町	住居
日祥磨崖仏 附 日吉塔、嘉応二年在銘五輪塔 承安二年在銘五輪塔	昭和09.01.22	昭和26	史3	特別史跡	大分県白梓市	
西都原古墳群	昭和09.05.01	昭和26	史1	特別史跡	宮城県西郷町	
石舞台古墳	昭和10.12.24	昭和26	史1	特別史跡	奈良県明日香村	
斎尾庵寺跡	昭和10.12.24	昭和26	史3	特別史跡	鳥取県東伯町	
王塚古墳	昭和12.06.15	昭和26	史1	特別史跡	福岡県桂川町	
百濟寺跡	昭和16.01.27	昭和26	史3	特別史跡	大阪府枚方市	
実石石器時代遺跡	昭和17.10.14	昭和26	史1	特別史跡	長野県茅野市	
藤原宮跡	昭和21.11.21	昭和26	史2	特別史跡	奈良県橿原市	
旧赤尾宮庭園	昭和23.12.18	昭和27	名1,史2,史8	特別史跡	東京都中央区	
彦根城跡	昭和26.06.09	昭和31	史2	特別史跡	滋賀県彦根市	
大湯遺跡列石	昭和26.12.26	昭和31	史1	特別史跡	秋田県鹿角市	
登呂遺跡	昭和27.03.29	昭和27	史1	特別史跡	静岡県静岡市	
大坂城跡	昭和28.03.31	昭和28	史2	特別史跡	大阪府大阪市	
江戸城跡	昭和35.05.20	-	史2	特別史跡	東京都千代田区	
高松塚古墳	昭和47.06.17	-	史2	特別史跡	奈良県明日香村	
平城京左京三条二坊宮跡庭園	昭和53.10.27	-	史2,史8,名1	特別史跡	奈良県奈良市	
中尊寺境内	昭和54.05.22	-	史3	特別史跡	岩手県平泉町	
金田城跡	昭和57.03.23	-	史2	特別史跡	長崎県美津島町	
吉野ヶ里遺跡	平成02.05.19	-	史1	特別史跡	佐賀県神埼町,三田川町,東脊振村	
三内丸山遺跡	平成09.03.05	-	史1	特別史跡	青森県青森市	
原の辻遺跡	平成09.09.02	-	史1	特別史跡	長崎県芦辺町,石田町	
キトラ古墳	平成12.07.31	-	史1	特別史跡	奈良県明日香村	

## 【参考】

- \* 国指定文化財 データベース (<http://www.bunka.go.jp/bsys/index.asp>)
- \* 『図説日本の史跡 第7,8巻』 同朋舎出版 1991

別表3. 国指定史蹟一覧表（平成18年10現在）

名称	指定年月日	指定基準	指定	所在地	備考
手宮洞窟	大正10.03.03	史1	史跡	北海道小樽市	
舟塚山古墳	大正10.03.03	史1	史跡	茨城県石岡市	
下野国分寺跡	大正10.03.03	史3	史跡	栃木県国分寺町	
下野薬師寺跡	大正10.03.03	史3	史跡	栃木県南河内町	
足利学校跡(聖廟および附属建物を含む)	大正10.03.03	史4	史跡	栃木県足利市	
大塚先儒墓所	大正10.03.03	史7	史跡	東京都文京区	
美濃国分寺跡	大正10.03.03	史3	史跡	岐阜県大垣市	
御墓山古墳	大正10.03.03	史1	史跡	三重県上野市	
茶臼山古墳・小茶臼山古墳	大正10.03.03	史1	史跡	滋賀県大津市	
西寺跡	大正10.03.03	史3	史跡	京都府京都市	
函石浜遺物包含地	大正10.03.03	史1	史跡	京都府久美浜町	
桜井駅跡(楠正成伝説地)	大正10.03.03	史8	史跡	大阪府島本町	
五色塚(千壺)古墳 小壺古墳	大正10.03.03	史1	史跡	兵庫県神戸市	
壇場山古墳 第一、二、三古墳	大正10.03.03	史1	史跡	兵庫県姫路市	
和田岬砲台	大正10.03.03	史2	史跡	兵庫県神戸市	
宇智川磨崖碑	大正10.03.03	史3	史跡	奈良県五條市	
宮山古墳	大正10.03.03	史1	史跡	奈良県御所市	
行基墓	大正10.03.03	史7	史跡	奈良県生駒市	
川原寺跡	大正10.03.03	史3	史跡	奈良県明日香村	
大安寺旧境内附石橋瓦窯跡	大正10.03.03	史3,史6	史跡	奈良県奈良市	
大宮大寺跡	大正10.03.03	史3	史跡	奈良県明日香村	
北山十八間戸	大正10.03.03	史5	史跡	奈良県奈良市	
出雲国分寺跡 附 古道	大正10.03.03	史3	史跡	島根県松江市	
石見国分寺跡	大正10.03.03	史3	史跡	島根県浜田市	
作山古墳 第一古墳	大正10.03.03	史1	史跡	岡山県総社市	
造山古墳 第一、二、三、四、五、六古墳	大正10.03.03	史1	史跡	岡山県岡山市	
伊予国分寺塔跡	大正10.03.03	史3	史跡	愛媛県今治市	
多久聖廟	大正10.03.03	史4	史跡	佐賀県多久市	
井寺古墳	大正10.03.03	史1	史跡	熊本県嘉島町	
釜尾古墳	大正10.03.03	史1	史跡	熊本県熊本市	
石貫ナギノ横穴群	大正10.03.03	史1	史跡	熊本県玉名市	
石貫穴観音横穴	大正10.03.03	史1	史跡	熊本県玉名市	
千金甲古墳(乙号)	大正10.03.03	史1	史跡	熊本県熊本市	
千金甲古墳(甲号)	大正10.03.03	史1	史跡	熊本県熊本市	
大村横穴群	大正10.03.03	史1	史跡	熊本県人吉市	
大隅国分寺跡附宮田ヶ岡瓦窯跡	大正10.03.03	史3	史跡	鹿児島県霧島市	
隼人塚	大正10.03.03	史3	史跡	鹿児島県隼人町	
播磨国分寺跡	大正10.03.08	史3	史跡	兵庫県姫路市	
吉田古墳	大正11.03.08	史1	史跡	茨城県水戸市	
常磐公園	大正11.03.08	史8,名1	史跡・名勝	茨城県水戸市	
小金井一里塚	大正11.03.08	史6	史跡	栃木県国分寺町	
足利氏宅跡(鏡阿寺)	大正11.03.08	史2,史8	史跡	栃木県足利市	住居系
志村一里塚	大正11.03.08	史6	史跡	東京都板橋区	
西ヶ原一里塚	大正11.03.08	史6	史跡	東京都北区	
浅野長矩墓および赤徳義士墓	大正11.03.08	史7	史跡	東京都港区	
湯島聖堂	大正11.03.08	史4	史跡	東京都文京区	
箱根關跡	大正11.03.08	史6	史跡	神奈川県箱根町	
大境洞窟住居跡	大正11.03.08	史1	史跡	富山県氷見市	住居系
朝日貝塚	大正11.03.08	史1	史跡	富山県氷見市	
葦山反射炉	大正11.03.08	史6	史跡	静岡県富士山町	
百々陶器窯跡	大正11.03.08	史6	史跡	愛知県田原町	
藤樹書院跡	大正11.03.08	史4	史跡	滋賀県安曇川町	
鏡子山古墳 第一、二古墳	大正11.03.08	史1	史跡	京都府網野町	
天皇の杜古墳	大正11.03.08	史2	史跡	京都府京都市	
平等院庭園	大正11.03.08	史3,史8,名1	史跡・名勝	京都府宇治市	
高井田横穴	大正11.03.08	史1	史跡	大阪府柏原市	
松岳山古墳	大正11.03.08	史1	史跡	大阪府柏原市	
西陵古墳 第一、第二古墳	大正11.03.08	史1	史跡	大阪府岬町	
牧野車塚古墳	大正11.03.08	史1	史跡	大阪府枚方市	
処女塚古墳	大正11.03.08	史1	史跡	兵庫県神戸市	
西宮砲台	大正11.03.08	史2	史跡	兵庫県西宮市	
頭塔	大正11.03.08	史3	史跡	奈良県奈良市	
院庄館跡(児島高德伝説地)	大正11.03.08	史8	史跡	岡山県津山市	
旧岡山藩藩学	大正11.03.08	史4	史跡	岡山県岡山市	
楠名・重定古墳	大正11.03.08	史1	史跡	福岡県浮羽町	
日輪寺古墳	大正11.03.08	史1	史跡	福岡県久留米市	
本居宣長旧宅 同 宅跡	大正11.03.08	史8	特別史跡	三重県松阪市	住居
伊藤仁斎宅(古義堂)跡ならびに書庫	大正11.03.08	史4,史8	史跡	京都府京都市	住居
荷田春満旧宅	大正11.03.08	史1	史跡	京都府京都市	住居
頼山陽書斎(山紫水明処)	大正11.03.08	史8	史跡	京都府京都市	住居
栗沖旧庵(円珠庵)ならびに墓	大正11.03.08	史7,史8	史跡	大阪府大阪市	住居

## 【参考】

\* 国指定文化財 データベース (<http://www.bunka.go.jp/bsys/index.asp>)

\* 『図説日本の史跡 第7.8巻』 同朋舎出版 1991

胆沢城跡	大正11.10.12	史2	史跡	岩手県水沢市	
陸奥国分寺跡	大正11.10.12	史3	史跡	宮城県仙台市	
武蔵国分寺跡	大正11.10.12	史3	史跡	東京都国分寺市	
甲斐国分寺跡	大正11.10.12	史3	史跡	山梨県笛吹市	
三河国分寺跡	大正11.10.12	史3	史跡	愛知県豊川市	
三河国分尼寺跡	大正11.10.12	史3	史跡	愛知県豊川市	
伊勢国分寺跡	大正11.10.12	史3	史跡	三重県鈴鹿市	
出雲玉作跡	大正11.10.12	史6	史跡	島根県玉湯町	
備中国分尼寺跡	大正11.10.12	史3	史跡	岡山県総社市	
松下村塾	大正11.10.12	史4	史跡	山口県萩市	
府中・山内瓦窯跡	大正11.10.12	史6	史跡	香川県坂出市	
土佐国分寺跡	大正11.10.12	史3	史跡	高知県南国市	
国分瓦窯跡	大正11.10.12	史6	史跡	福岡県太宰府市	
筑前国分寺跡	大正11.10.12	史3	史跡	福岡県太宰府市	
塚花塚古墳	大正11.10.12	史1	史跡	福岡県浮羽町	
友枝瓦窯跡	大正11.10.12	史6	史跡	福岡県大平村	
出島和蘭商館跡	大正11.10.12	史9	史跡	長崎県長崎市	
平戸和蘭商館跡	大正11.10.12	史9	史跡	長崎県平戸市	
チブサン・オブサン古墳	大正11.10.12	史1	史跡	熊本県山鹿市	
鐘田横穴	大正11.10.12	史1	史跡	熊本県山鹿市	
吉田松陰幽囚の旧宅	大正11.10.12	史8	史跡	山口県萩市	住居
シーボルト宅跡	大正11.10.12	史9	史跡	長崎県長崎市	住居
高島秋帆旧宅	大正11.10.12	史8	史跡	長崎県長崎市	住居
甲塚古墳	大正12.03.07	史1	史跡	福島県いわき市	
吉見百穴	大正12.03.07	史1	史跡	埼玉県吉見町	
三浦安針墓	大正12.03.07	史7	史跡	神奈川県横須賀市	
伊賀国分寺跡	大正12.03.07	史3	史跡	三重県伊賀市	
旧豊宮崎文庫	大正12.03.07	史4	史跡	三重県伊勢市	
長楽山庵寺跡	大正12.03.07	史3	史跡	三重県上野市	
神明山古墳	大正12.03.07	史1	史跡	京都府丹後町	
西芳寺庭園	大正12.03.07	史8,名1	史跡・特別名勝	京都府京都市	
天龍寺庭園	大正12.03.07	史8,名1	史跡・特別名勝	京都府京都市	
南禅院庭園	大正12.03.07	史8,名1	史跡・名勝	京都府京都市	
牽牛子塚古墳	大正12.03.07	史1	史跡	奈良県明日香村	
下道氏墓	大正12.03.07	史1,史7	史跡	岡山県矢掛町	
大石良雄宅跡	大正12.03.07	史8	史跡	兵庫県赤穂市	住居
南湖公園	大正13.12.09	史8,名1	史跡・名勝	福島県白河市	
燈明寺畷新田義貞戦歿伝説地	大正13.12.09	史8	史跡	福井県福井市	
隆宮院跡	大正13.12.09	史2,史3	史跡	三重県小俣町	
孤蓬庵庭園	大正13.12.09	史8,名1	史跡・名勝	京都府京都市	
真珠庵庭園	大正13.12.09	史8,名1	史跡・名勝	京都府京都市	
大仙院書院庭園	大正13.12.09	史8,名1	史跡・特別名勝	京都府京都市	
龍安寺方丈庭園	大正13.12.09	史8,名1	史跡・特別名勝	京都府京都市	
吉野山	大正13.12.09	史2,史3,名3	史跡・名勝	奈良県吉野町	
春日山石窟仏	大正13.12.09	史3	史跡	奈良県奈良市	
地獄谷石窟仏	大正13.12.09	史3	史跡	奈良県奈良市	
伊福吉部徳足比売墓跡	大正13.12.09	史1,史7	史跡	鳥取県国府町	
今市大念寺古墳	大正13.12.09	史1	史跡	島根県出雲市	
山代二子塚	大正13.12.09	史1	史跡	島根県松江市	
上塩治地蔵山古墳	大正13.12.09	史1	史跡	島根県出雲市	
上塩治築山古墳	大正13.12.09	史1	史跡	島根県出雲市	
大庭鶏塚	大正13.12.09	史1	史跡	島根県松江市	
萩反射塚	大正13.12.09	史6	史跡	山口県萩市	
指宿橋牟礼川遺跡	大正13.12.09	史1	史跡	鹿児島県指宿市	
大徳寺方丈庭園	大正13.12.10	史8,名2	史跡・特別名勝	京都府京都市	
愛宕塚古墳	大正15.02.24	史1	史跡	栃木県壬生町	
牛塚古墳	大正15.02.24	史1	史跡	栃木県壬生町	
佐貫石仏	大正15.02.24	史3	史跡	栃木県塩谷町	
車塚古墳	大正15.02.24	史1	史跡	栃木県壬生町	
琵琶塚古墳	大正15.02.24	史1	史跡	栃木県小山市	
高ヶ坂石器時代遺跡	大正15.02.24	史1	史跡	東京都町田市	
森野旧薬園	大正15.02.24	史5	史跡	奈良県大宇陀町	
常栄寺庭園	大正15.02.24	史8,名1	史跡・名勝	山口県山口市	
上野国分寺跡	大正15.10.20	史3	史跡	群馬県群馬町,前橋市	
加茂真淵墓	大正15.10.20	史7	史跡	東京都品川区	
沢庵墓	大正15.10.20	史7	史跡	東京都品川区	
品川台場	大正15.10.20	史2	史跡	東京都港区	
林氏墓地	大正15.10.20	史7	史跡	東京都新宿区	
旧相模川橋脚	大正15.10.20	史6	史跡	神奈川県茅ヶ崎市	
紫香楽宮跡	大正15.10.20	史2	史跡	滋賀県信楽町	
廃少菩提寺石多宝塔および石仏	大正15.10.20	史3	史跡	滋賀県甲西町	
毛原庵寺跡	大正15.10.20	史3	史跡	奈良県山添村	
田代太田古墳	大正15.11.04	史1	史跡	佐賀県鳥栖市	
後二子古墳ならびに小古墳	昭和02.04.08	史1	史跡	群馬県前橋市	
女体山古墳	昭和02.04.08	史1	史跡	群馬県太田市	
浅間山古墳	昭和02.04.08	史1	史跡	群馬県高崎市	
前二子古墳	昭和02.04.08	史1	史跡	群馬県前橋市	
大鶴巻古墳	昭和02.04.08	史1	史跡	群馬県高崎市	
滝沢石器時代遺跡	昭和02.04.08	史1	史跡	群馬県赤城村	
中二子古墳	昭和02.04.08	史1	史跡	群馬県前橋市	

【参考】

\* 国指定文化財 データベース (<http://www.bunka.go.jp/bsys/index.asp>)

\* 『図説日本の史跡 第7,8巻』 同朋舎出版 1991

二子山古墳	昭和02.04.08	史1	史跡	群馬県前橋市	
忍性墓	昭和02.04.08	史7	史跡	神奈川県鎌倉市	
法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)	昭和02.04.08	史3,史7	史跡	神奈川県鎌倉市	
冷泉為相墓	昭和02.04.08	史7	史跡	神奈川県鎌倉市	
嵐山	昭和02.04.08	史2,史3,史7, 史8,名1,名2, 名3,名4,名6	史跡・名勝	京都府京都市	
粟原寺跡	昭和02.04.08	史3	史跡	奈良県桜井市	
花山塚古墳	昭和02.04.08	史1	史跡	奈良県桜井市	
巨勢寺塔跡	昭和02.04.08	史3	史跡	奈良県御所市	
高宮院寺跡	昭和02.04.08	史3	史跡	奈良県御所市	
酒船石遺跡	昭和02.04.08	史1	史跡	奈良県明日香村	
菖蒲池古墳	昭和02.04.08	史1	史跡	奈良県橿原市	
西山古墳	昭和02.04.08	史1	史跡	奈良県天理市	
中尾山古墳	昭和02.04.08	史1	史跡	奈良県明日香村	
比曾寺跡	昭和02.04.08	史3	史跡	奈良県大淀町	
大多羅寄宮跡	昭和02.04.08	史3	史跡	岡山県岡山市	
万富東大寺瓦窯跡	昭和02.04.08	史6	史跡	岡山県瀬戸町	
両宮山古墳	昭和02.04.08	史1	史跡	岡山県山陽町	
大日ナツミカン原樹	昭和02.04.08	史6,植1	史跡・天然記念物	山口県長門市	
七夷山古墳	昭和02.06.14	史1	史跡	群馬県藤岡市	
二子山古墳	昭和02.06.14	史1	史跡	群馬県前橋市	
高台寺庭園	昭和02.06.14	史8,名1	史跡・名勝	京都府京都市	
小牧山	昭和02.10.26	史2	史跡	愛知県小牧市	
二子古墳	昭和02.10.26	史1	史跡	愛知県安城市	
姫小川古墳	昭和02.10.26	史1	史跡	愛知県安城市	
小仏閣跡	昭和03.01.18	史6	史跡	東京都八王子市	
松平定信墓	昭和03.01.18	史7	史跡	東京都江東区	
船田石器時代遺跡	昭和03.01.18	史1	史跡	東京都八王子市	
石川丈山墓	昭和03.01.18	史7	史跡	京都府京都市	
菅田庵	昭和03.02.07	史8,名1	史跡	島根県松江市	住居
山王塔跡	昭和03.02.07	史3	史跡	群馬県前橋市	
南河原石塔婆	昭和03.02.07	史3	史跡	埼玉県南河原村	
野上下郷石塔婆	昭和03.02.07	史3	史跡	埼玉県長瀨町	
亀甲山古墳	昭和03.02.07	史1	史跡	東京都大田区	
高輪大木戸跡	昭和03.02.07	史2,史6	史跡	東京都港区	
紀伊国分寺跡	昭和03.02.07	史3	史跡	和歌山県打田町	
西国分塔跡	昭和03.02.07	史3	史跡	和歌山県岩出町	
惣爪塔跡	昭和03.02.07	史3	史跡	岡山県岡山市	
讃岐国分尼寺跡	昭和03.02.07	史3	史跡	香川県国分寺町	
今宿古墳群 丸隈山古墳 大塚古墳 鋤崎古墳 飯氏二塚古墳 兜塚古墳 山ノ鼻一号墳 若八幡宮古墳	昭和03.02.07	史1	史跡	福岡県福岡市	
日岡古墳	昭和03.02.07	史1	史跡	福岡県吉井町	
丹波国分寺跡 附 八幡神社跡	昭和03.02.17	史3	史跡	京都府亀岡市	
壬生一里塚	昭和03.03.24	史6	史跡	栃木県壬生町	
真金一里塚	昭和03.03.24	史6	史跡	岡山県岡山市	
詩仙堂	昭和03.03.28	史8	史跡	京都府京都市	住居
匡光寺庭園	昭和03.03.28	史8,名1	史跡	島根県益田市	
万福寺庭園	昭和03.03.28	史8,名1	史跡	島根県益田市	
額田部窯跡	昭和04.04.02	史6	史跡	奈良県大和郡山市	
旧島原藩薬園跡	昭和04.04.02	史5	史跡	長崎県島原市	
上総国分寺跡	昭和04.12.17	史3	史跡	千葉県市原市	
弁天山古墳	昭和04.12.17	史1	史跡	千葉県富津市	
佐渡国分寺跡	昭和04.12.17	史3	史跡	新潟県真野町	
法皇山横穴古墳	昭和04.12.17	史1	史跡	石川県加賀市	
高山陣屋跡	昭和04.12.17	史2	史跡	岐阜県高山市	
飛騨国分寺塔跡	昭和04.12.17	史3	史跡	岐阜県高山市	
大山院寺跡	昭和04.12.17	史3	史跡	愛知県小牧市	
長篠城跡	昭和04.12.17	史2	史跡	愛知県鳳来町	
舞木院寺塔跡	昭和04.12.17	史3	史跡	愛知県豊田市	
北野院寺跡	昭和04.12.17	史3	史跡	愛知県岡崎市	
四ツ塚古墳群	昭和04.12.17	史1	史跡	岡山県八東村	
箭田大塚古墳	昭和04.12.17	史1	史跡	岡山県倉敷市	
旧萩藩校明倫館	昭和04.12.17	史4	史跡	山口県萩市	
長門鑄銭所跡	昭和04.12.17	史6	史跡	山口県下関市	
水前寺成徳園	昭和04.12.17	名1,史8	名勝・史跡	熊本県熊本市	
高松城跡 附 水攻築提跡	昭和04.12.17	史2	史跡	岡山県岡山市	
新地貝塚 附 手長明神社跡	昭和05.02.28	史1,史3	史跡	福島県新地町	
良文貝塚	昭和05.02.28	史1	史跡	千葉県小見川町	
牟佐大塚古墳	昭和05.02.28	史1	史跡	岡山県岡山市	
鏡子塚古墳 附 丸山塚古墳	昭和05.02.28	史1	史跡	山梨県中道町	

【参考】

\* 国指定文化財 データベース (<http://www.bunka.go.jp/bsys/index.asp>)

\* 『図説日本の史跡 第7.8巻』 同朋舎出版 1991

伊能忠敬旧宅	昭和05.04.25	史8	史跡	千葉県佐原市	住居
菫塚古墳	昭和05.04.25	史1	史跡	新潟県都巻町	
観音堂石仏	昭和05.07.08	史3	史跡	福島県小高町	
薬師堂石仏 附 阿彌陀堂石仏	昭和05.07.08	史3	史跡	福島県小高町	
大岩日石寺石仏	昭和05.07.08	史3	史跡	富山県上市町	
竹生島	昭和05.07.08	名8,史3	名勝・史跡	滋賀県びわ町	
御土居	昭和05.07.08	史2	史跡	京都府京都市	
作山古墳	昭和05.07.08	史1	史跡	京都府加悦町	
蛭子山古墳	昭和05.07.08	史1	史跡	京都府加悦町	
丸岡藩砲台跡	昭和05.08.25	史2	史跡	福井県三国町	
垂井一里塚	昭和05.10.03	史6	史跡	岐阜県垂井町	
丹後国分寺跡	昭和05.10.03	史3	史跡	京都府宮津市	
松本城	昭和05.11.19	史2	史跡	長野県松本市	
信濃国分寺跡	昭和05.11.19	史3	史跡	長野県上田市	
旧崇広堂	昭和05.11.19	史4	史跡	三重県上野市	
北畠具行墓	昭和05.11.19	史7	史跡	滋賀県山東町	
慈照寺(銀閣寺)旧境内	昭和06.02.20	史3,史8	史跡	京都府京都市	
弘田柵跡	昭和06.03.30	史2	史跡	秋田県仙北町,千畑町	
小見真観寺古墳	昭和06.03.30	史1	史跡	埼玉県行田市	
関ヶ原古戦場 附 徳川家康最初陣地 徳川家康最後陣地 石田三成陣地 岡山烽火場 大谷吉隆墓 東首塚 西首塚	昭和06.03.30	史2,史7	史跡	岐阜県関ヶ原町	
和歌山城	昭和06.03.30	史2	史跡	和歌山県和歌山市	
八幡山古墳	昭和06.05.11	史1	史跡	愛知県名古屋	
明恵紀州遺跡率都婆	昭和06.06.03	史3,史7	史跡	和歌山県有田市	
城山	昭和06.06.03	種2,史2	天然記念物・史跡	鹿児島県鹿児島市	
宇津峰	昭和06.07.31	史2	史跡	福島県須賀川市,郡山	
玉鳳院庭園	昭和06.07.31	名1,史8	史跡	京都府京都市	
桂春院庭園	昭和06.07.31	名1,史8	名勝・史跡	京都府京都市	
退蔵院庭園	昭和06.07.31	名1,史8	名勝・史跡	京都府京都市	
東海庵書院庭園	昭和06.07.31	名1,史8	名勝・史跡	京都府京都市	
妙心寺庭園	昭和06.07.31	名1,史8	名勝・史跡	京都府京都市	
霊雲院庭園	昭和06.07.31	名1,史8	名勝・史跡	京都府京都市	
鳴神貝塚	昭和06.07.31	史1	史跡	和歌山県和歌山市	
高山彦九郎宅跡 附 遺髪塚	昭和06.11.26	史7,史8	史跡	群馬県太田市	住居
水殿瓦窯跡	昭和06.11.26	史6	史跡	埼玉県美里町	
松山西口関門	昭和06.11.26	史2	史跡	奈良県宇陀市	
岩井庵寺塔跡	昭和06.11.26	史3	史跡	鳥取県岩美町	
三明寺古墳	昭和06.11.26	史1	史跡	鳥取県倉吉市	
土師百井庵寺跡	昭和06.11.26	史3	史跡	鳥取県郡家町	
宝塚古墳	昭和06.11.26	史1	史跡	鳥根県出雲市	
岩倉具視幽棲旧宅	昭和07.03.25	史8	史跡	京都府京都市	住居
伊藤博文旧宅	昭和07.03.25	史8	史跡	山口県萩市	住居
木戸孝允旧宅	昭和07.03.25	史8	史跡	山口県萩市	住居
山寺	昭和07.03.25	名10,史3	名勝・史跡	山形県山形市	
桜町陣屋跡	昭和07.03.25	史2	史跡	栃木県二宮町	
清滝寺京極家墓所	昭和07.03.25	史7	史跡	滋賀県山東町	
雷山神籠石	昭和07.03.25	史1	史跡	福岡県前原市	
鉢形城跡	昭和07.04.19	史2	史跡	埼玉県寄居町	
狐山古墳	昭和07.04.19	史1	史跡	石川県加賀市	
笠置山	昭和07.04.19	史2,史3,史7 名5,名6	史跡	京都府笠置町	
城輪柵跡	昭和07.04.25	史2	史跡	山形県酒田市	
宝塚古墳	昭和07.04.25	史1	史跡	三重県松阪市	
元興寺塔跡	昭和07.04.25	史3	史跡	奈良県奈良市	
三井瓦窯跡	昭和07.04.25	史6	史跡	奈良県斑鳩町	
二ノ宮窯跡	昭和07.04.25	史6	史跡	香川県高瀬町	
船上山行宮跡	昭和07.05.03	史2,史3	史跡	鳥取県赤碓町	
威宣園跡	昭和07.07.23	史4	史跡	大分県日田市	住居
円覚寺庭園	昭和07.07.23	名1,史8	名勝・史跡	神奈川県鎌倉市	
建長寺庭園	昭和07.07.23	名1,史8	名勝・史跡	神奈川県鎌倉市	
東大寺旧境内	昭和07.07.23	史3	史跡	奈良県奈良市	
向山古墳群	昭和07.07.23	史1	史跡	鳥取県淀江町	
佐多旧薬園	昭和07.10.19	史5	史跡	鹿児島県佐多町	
旧有備館および庭園	昭和08.02.28	史4,名1	史跡・名勝	宮城県岩出山町	
寺ノ浦石器時代住居跡	昭和08.02.28	史1	史跡	長野県小諸市	住居系
戌立石器時代住居跡	昭和08.02.28	史1	史跡	長野県東部町	住居系
摩訶庵寺町石	昭和08.02.28	史3	史跡	三重県上野市	
丹花庵古墳	昭和08.02.28	史1	史跡	島根県松江市	
徳連場古墳	昭和08.02.28	史1	史跡	島根県玉湯町	
穴観音古墳	昭和08.02.28	史1	史跡	大分県日田市	
豊後国分寺跡	昭和08.02.28	史3	史跡	大分県大分市	
宗麟原供養塔	昭和08.02.28	史7	史跡	宮崎県川南町	
高野長英旧宅	昭和08.04.13	史8	史跡	岩手県水沢市	住居
竜角寺境内ノ塔跡	昭和08.04.13	史3	史跡	千葉県栄町	
西秋留石器時代住居跡	昭和08.04.13	史1	史跡	東京都あきる野市	住居系

【参考】

\* 国指定文化財 データベース (<http://www.bunka.go.jp/bsys/index.asp>)

\* 『図説日本の史跡 第7,8巻』 同朋舎出版 1991

佐太・講武貝塚	昭和08.04.13	史1	史跡	島根県鹿島町	
御年代古墳	昭和08.04.13	史1	史跡	広島県本郷町	
藤巻ならびに菅茶山旧宅	昭和09.01.22	史4,史8	特別史跡	広島県神辺町	住居
四稜郭	昭和09.01.22	史2	史跡	北海道函館市	
下船渡貝塚	昭和09.01.22	史1	史跡	岩手県大船渡市	
蛸ノ浦貝塚	昭和09.01.22	史1	史跡	岩手県大船渡市	
中沢浜貝塚	昭和09.01.22	史1	史跡	岩手県陸前高田市	
山中城跡	昭和09.01.22	史2	史跡	静岡県三島市	
野村一里塚	昭和09.01.22	史6	史跡	三重県亀山市	
栗栖野瓦窯跡	昭和09.01.22	史6	史跡	京都府京都市	
高瀬川一之船入	昭和09.01.22	史6	史跡	京都府京都市	
富田城跡	昭和09.01.22	史2	史跡	島根県広瀬町	
石清尾山古墳群	昭和09.01.22	史1	史跡	香川県高松市	
比江庵寺塔跡	昭和09.01.22	史3	史跡	高知県南国市	
大飼石仏	昭和09.01.22	史3	史跡	大分県大飼町	
高瀬石仏	昭和09.01.22	史3	史跡	大分県大分市	
緒方宮迫西石仏	昭和09.01.22	史3	史跡	大分県緒方町	
緒方宮迫東石仏	昭和09.01.22	史3	史跡	大分県緒方町	
菅尾石仏	昭和09.01.22	史3	史跡	大分県三重町	
大分元町石仏	昭和09.01.22	史3	史跡	大分県大分市	
唐仁古墳群	昭和09.01.22	史1	史跡	鹿児島県串良町	
生品神社境内(新田義貞拳兵伝説地)	昭和09.03.13	史8	史跡	群馬県新田町	
稲村ヶ崎(新田義貞徒渉伝説地)	昭和09.03.13	史8	史跡	神奈川県鎌倉市	
袖山城跡	昭和09.03.13	史2	史跡	福井県南条町,今庄町	
教王護国寺境内	昭和09.03.13	史2,史3	史跡	京都府京都市	
金胎寺境内	昭和09.03.13	史2	史跡	京都府和束町	
観心寺境内	昭和09.03.13	史2	史跡	大阪府河内長野市	
赤阪城跡	昭和09.03.13	史2	史跡	大阪府千早赤阪村	
楠木城跡(上赤阪城跡)	昭和09.03.13	史2	史跡	大阪府千早赤阪村	
金剛山	昭和09.03.13	史2,史3	史跡	奈良県御所市	
東大寺東南院旧境内	昭和09.03.13	史2	史跡	奈良県奈良市	
隠岐国分寺境内	昭和09.03.13	史2,史3	史跡	島根県西郷町	
一宮(桜山慈俊拳兵伝説地)	昭和09.03.13	史8	史跡	広島県福山市	
延暦寺境内	昭和09.03.13	史3	史跡	滋賀県大津市	
金ヶ崎城跡	昭和09.03.13	史2	史跡	京都府京都市	
金剛寺境内	昭和09.03.13	史2	史跡	福井県敦賀市	
円教寺境内	昭和09.03.13	史2	史跡	大阪府河内長野市	
千早城跡	昭和09.03.14	史3	史跡	兵庫県姫路市	
東蝦夷地南部藩陣屋跡 モロラン陣屋跡 ヲシヤマンベ陣屋跡 砂原陣屋跡	昭和09.05.01	史2	史跡	北海道室蘭市陣屋町 崎守町 長万部町 砂原町	
平田篤胤墓	昭和09.05.01	史7	史跡	秋田県秋田市	
泉崎横穴	昭和09.05.01	史1	史跡	福島県泉崎村	
霊山	昭和09.05.01	史2,名5,名10,名	史跡・名勝	福島県霊山町,相馬市	
愛宕山古墳	昭和09.05.01	史1	史跡	茨城県水戸市	
関城跡	昭和09.05.01	史2	史跡	茨城県関城町	
大宝城跡	昭和09.05.01	史2	史跡	茨城県関城町,下妻市	
竜岡城跡	昭和09.05.01	史2	史跡	長野県白田町	
当麻寺中之坊庭園	昭和09.05.01	名1,史8	名勝・史跡	奈良県當麻町	
安部谷古墳	昭和09.05.01	史1	史跡	島根県松江市	
松江城	昭和09.05.01	史2	史跡	島根県松江市	
高杉晋作墓	昭和09.05.01	史7	史跡	山口県下関市	
千代丸古墳	昭和09.05.01	史1	史跡	大分県大分市	
千畑古墳	昭和09.05.01	史1	史跡	宮崎県西都市	
三徳山	昭和09.07.07	名5,名6,名10,史	名勝・史跡	鳥取県三朝町	
志苔館跡	昭和09.08.09	史2	史跡	北海道函館市	
琴塚古墳	昭和09.08.09	史1	史跡	岐阜県岐阜市	
中ノ尾供養碑	昭和09.08.09	史7,史2	史跡	宮崎県日南市	
本庄古墳群	昭和09.08.09	史1	史跡	宮崎県国富町	
大野寺石仏	昭和09.11.10	史3	史跡	奈良県室生村	
屋島	昭和09.11.10	史2,史3, 地1,地10	史跡・天然記念物	香川県高松市	
若松城跡	昭和09.12.28	史2	史跡	福島県会津若松市	
唐御所横穴	昭和09.12.28	史1	史跡	栃木県馬頭町	
金山城跡	昭和09.12.28	史1	史跡	群馬県太田市	
伊勢原八幡台石器時代住居跡	昭和09.12.28	史2	史跡	神奈川県伊勢原市	住居系
桜谷古墳	昭和09.12.28	史1	史跡	富山県高岡市	
七尾城跡	昭和09.12.28	史2	史跡	石川県七尾市	
武田耕雲斎等墓	昭和09.12.28	史7	史跡	福井県敦賀市	
上田城跡	昭和09.12.28	史2	史跡	長野県上田市	
円満院庭園	昭和09.12.28	名1,史8	名勝・史跡	滋賀県大津市	
光浄院庭園	昭和09.12.28	名1,史8	史跡	滋賀県大津市	
善法院庭園	昭和09.12.28	名1,史8	名勝・史跡	滋賀県大津市	
本願寺大書院庭園	昭和09.12.28	名1,史8	特別名勝・史跡	京都府京都市	
慈光院庭園	昭和09.12.28	名1,史8	名勝・史跡	奈良県大和郡山市	
龍河洞	昭和09.12.28	地6,動3,史1	天然記念物・史跡	高知県土佐山田町	
松前氏城跡 福山城跡 館城跡	昭和10.06.07	史2	史跡	北海道松前町	
九戸城跡	昭和10.06.07	史2	史跡	岩手県二戸市	
上杉治憲敬師邸跡	昭和10.06.07	史4	史跡	山形県米沢市	
下島渡供養石塔	昭和10.06.07	史3	史跡	福島県福島市	
須釜東福寺舍利石塔	昭和10.06.07	史3	史跡	福島県玉川村	

【参考】

\* 国指定文化財 データベース (<http://www.bunka.go.jp/bsys/index.asp>)

\* 『図説日本の史跡 第7,8巻』 同朋舎出版 1991

石母田供養石塔	昭和10.06.07	史3	史跡	福島県国見町	
小田城跡	昭和10.06.07	史2	史跡	茨城県つくば市	
若宮大路	昭和10.06.07	史3,史6	史跡	神奈川県鎌倉市	
石城山神籠石	昭和10.06.07	史1	史跡	山口県大和町	
敷山城跡	昭和10.06.07	史2	史跡	山口県防府市	
春日山城跡	昭和10.08.27	史2	史跡	新潟県上越市	
白山平泉寺旧境内	昭和10.08.27	史3	史跡	福井県勝山市	
モシリヤ砦跡	昭和10.12.24	史1,史2	史跡	北海道釧路市	
鶴ヶ岱チャレンゲ砦跡	昭和10.12.24	史1,史2	史跡	北海道釧路市	
旧二本松藩戒石銘碑	昭和10.12.24	史4	史跡	福島県二本松市	
下船塚古墳	昭和10.12.24	史1	史跡	福井県上中町	
上ノ塚古墳	昭和10.12.24	史1	史跡	福井県上中町	
上船塚古墳	昭和10.12.24	史1	史跡	福井県上中町	
西塚古墳	昭和10.12.24	史1	史跡	福井県上中町	
中塚古墳	昭和10.12.24	史1	史跡	福井県上中町	
神泉苑	昭和10.12.24	史3,史8	史跡	京都府京都市	
聖護院旧仮皇居	昭和10.12.24	史2	史跡	京都府京都市	
三栖庵寺塔跡	昭和10.12.24	史3	史跡	和歌山県田辺市	
大原庵寺塔跡	昭和10.12.24	史3	史跡	鳥取県倉吉市	
栃本庵寺跡	昭和10.12.24	史3	史跡	鳥取県国府町	
伯耆一宮経塚	昭和10.12.24	史3	史跡	鳥取県東郷町	
青海島鯨墓	昭和10.12.24	史6,史7	史跡	山口県長門市	
大村益次郎墓	昭和10.12.24	史7	史跡	山口県山口市	
野谷石風呂	昭和10.12.24	史5	史跡	山口県徳地町	
今町一里塚	昭和10.12.24	史6	史跡	宮崎県都城市	
頼山陽居室	昭和11.09.03	史8	史跡	広島県広島市	住居
武市半平太旧宅および墓	昭和11.09.03	史7,史8	史跡	高知県高知市	住居
本居宣長墓(山室山)	昭和11.09.03	史7	史跡	三重県松阪市	
桂菴墓	昭和11.09.03	史7	史跡	鹿児島県鹿児島市	
南浦文之墓	昭和11.09.03	史7	史跡	鹿児島県加治木町	
本居宣長墓(樹敬寺) 附 本居春庭墓	昭和11.09.04	史8	史跡	三重県松阪市	
富岡吉利支丹供養碑	昭和12.06.15	史3	史跡	熊本県苓北町	
土佐十一烈士墓	昭和13.08.08	史7	史跡	大阪府堺市	
小泉八雲旧居	昭和15.08.30	史8,史9	史跡	島根県松江市	住居
村田清風旧宅および墓	昭和16.08.01	史7,史8	史跡	山口県三隅町	住居
中山忠光墓	昭和16.08.01	史7	史跡	山口県下関市	
緒方洪庵旧宅および塾	昭和16.12.13	史4,史8	史跡	大阪府大阪市	住居
蒲生若平墓	昭和17.07.21	史7	史跡	東京都台東区	
伊能忠敬墓	昭和18.05.01	史7	史跡	東京都台東区	
高橋至時墓	昭和18.05.01	史7	史跡	東京都台東区	
高島秋帆墓	昭和18.05.01	史7	史跡	東京都文京区	
山鹿素行墓	昭和18.05.01	史7	史跡	東京都新宿区	
青木昆陽墓	昭和18.05.01	史7	史跡	東京都目黒区	
平賀源内墓	昭和18.05.01	史7	史跡	東京都台東区	
佐久良東雄旧宅	昭和19.03.07	史8	史跡	茨城県八郷町	住居
堀保己一旧宅	昭和19.11.13	史8	史跡	埼玉県児玉町	住居
水上石器時代住居跡	昭和19.11.13	史1	史跡	群馬県みなかみ町	住居系
谷川土清墓	昭和19.11.13	史7	史跡	三重県津市	
谷重遠墓	昭和19.11.13	史7	史跡	高知県土佐山田町	
旧竹田荘 附 田能村田墓	昭和23.01.14	史7,史8	史跡	大分県竹田市	住居
譲原石器時代住居跡	昭和23.12.18	史2	史跡	群馬県鬼石町	住居系
佐藤一斎墓	昭和24.07.13	史7	史跡	東京都港区	
細井広沢墓	昭和24.07.13	史7	史跡	東京都世田谷区	
高麗村石器時代住居跡	昭和26.12.26	史1	史跡	埼玉県日高市	住居系
大原幽学遺跡 旧宅、墓および宅地耕地地割	昭和27.10.11	史6,史7,史8	史跡	千葉県千歳町	住居
常盤橋門跡	昭和03.03.24	史2	史跡	東京都千代田区	
小林一茶旧宅	昭和32.05.08	史8	史跡	長野県信濃町	住居
松花堂およびその跡	昭和32.07.01	史8	史跡	京都府八幡市	住居
三浦梅園旧宅	昭和34.05.13	史8	史跡	大分県安岐町	住居
吉利支丹墓碑	昭和34.07.24	史7,史9	史跡	長崎県西有家町	
大隈重信旧宅	昭和40.06.04	史8	史跡	佐賀県佐賀市	住居
谷川土清旧宅	昭和42.06.22	史8	史跡	三重県津市	住居
森陽外旧宅	昭和44.10.29	史8	史跡	島根県津和野町	住居
福沢諭吉旧居	昭和46.06.22	史8	史跡	大分県中津市	住居
箕作阮甫旧宅	昭和50.03.18	史8	史跡	岡山県津山市	住居
安井息軒旧宅	昭和54.05.22	史8	史跡	宮崎県清武町	住居
西周旧居	昭和62.07.20	史8	史跡	島根県津和野町	住居

【参考】

\* 国指定文化財 データベース (<http://www.bunka.go.jp/bsys/index.asp>)

\* 『図説日本の史跡 第7,8巻』 同朋舎出版 1991



別表 4. 古社寺保存法規則

古社寺保存法

明治三十年六月五日

法律第四十九號

改正 大正八年第四十四號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル古社寺保存法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム（總理、内務大臣副署）

古社寺保存法

- 第一條 古社寺ニシテ其ノ建造物乃實物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得
- 第二條 國費ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及實物類ハ歴史ノ證徴、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀ニ就キ古社寺保存會ニ諮詢シテ内務大臣之ヲ定ム
- 第三條 前條ノ建造物及實物類ノ修理ハ地方長官之ヲ指揮監督ス
- 第四條 社寺ノ建造物及實物類ニシテ特ニ歴史ノ證徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存會ニ諮詢シ内務大臣ニ於テ特別保護建造物又國寶ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得内務大臣ニ於テ前項ノ資格ヲ付シタル物件ハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス
- 第五條 特別保護建造物及國寶ハ之ヲ處分シ又ハ差押フルコトヲ得ス但シ内務大臣ノ許可ヲ得テ國寶ヲ公開ノ展覽場ニ出陳スルハ此ノ限ニ在ラス
- 第六條 前條ノ物件ハ神職（官國幣社ニ在テハ官司、府縣郷社ニ在デハ社司、内村社以下ニ在テハ社掌、以下之ニ倣フ）若ハ住職之ヲ監守シ内務大臣ノ監督ノ屬スルモノトス 但シ内務大臣ノ許可ヲ經テ別ニ監守者ヲ置クコトヲ得
- 第七條 社寺ハ内務大臣ノ命ニ依リ官立又ハ公立ノ博物館ニ國寶ヲ出陳スルノ義務アルモノトス但シ祭典法用ニ必要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス 前項ノ命ニ對シテハ訴願ヲ爲スコトヲ得
- 第八條 前條ニ依リ國寶ヲ出陳シタル社寺ニハ命令ニ定メタル標準ニ從ヒ國庫ヨリ補給金ヲ支給スルモノトス
- 第九條 神職住職其ノ他ノ監守者ニシテ内務大臣ノ命ニ違背シ國寶ヲ出陳セサルトキハ内務大臣ハ其ノ出陳ヲ強要スルコトヲ得
- 第十條 社寺ニ下付シタル保存金ハ地方長官之ヲ管理ス 保存金ハ豫算額ヲ以デ之ヲ下付ス但シ精算ノ上剩餘アルトキハ内務大臣ハ之ヲ還付セシムルコトヲ得
- 第十一條 社寺ニ下付シタル保存金ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス
- 第十二條 第十條及第十一條ノ保存金ハ其ノ利子ヲ包含スルモノトス
- 第十三條 監守者其ノ監守スル所ノ國寶ヲ竊取シ、毀棄シ、隱匿シ若ハ他ノ物件ト變換シ又ハ第五條ノ規定ニ違背シタルトキハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス 第五條ノ物件ナルコトヲ知りテ之ヲ讓受ケ、借受ケ、擔保ニ取り、寄藏シ若ハ其ノ牙保ヲ爲シタル者ハ六月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
- 第十四條 監守者怠慢ニ由リ國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス 過料ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ科ス但シ其ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得 過料ハ檢事ノ命令ニ

依リ之ヲ徴収ス其ノ徴収ニ付テハ民事訴訟法第六編ノ規定ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於ケル檢事ノ命令ハ執行文ノ効力ヲ有ス

第十五條 第七條ニ依リ出陳シタル國寶ノ監守者故意怠慢ニ由リ國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ國庫ハ命令ニ定メタル評價ノ方法ニ從ヒ其ノ損害ヲ賠償スルモノトス但シ其ノ評價額ニ關シテハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第十六條 本法ニ定メタル保存金及補給金トシテ國庫ヨリ支出スヘキ金額ハ一箇年拾五萬圓乃至貳拾萬圓トス

附則

第十七條 本法施行前社寺ニ下付シタル保存金ニ關シ内務大臣ハ第十條乃至第十二條ヲ適用スルコトヲ得

第十八條 第四條ニ該當スル物件ハ社寺ニ屬セサルモノト雖所有者ノ請求アルトキハ第七條第一項ニ掲ケタル博物館ニ出陳スルコトヲ許可シ之ニ補給金ヲ支給スルコトヲ得

第十九條 削除

第二十條 本法施行上必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

\*\*\*\*\*

古社寺保存法施行ニ關スル件

明治三十年十二月十五日

勅令第四百四十六號

改正 明治四三年第四二〇號

朕古社寺保存法施行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム（内務大臣副署）

古社寺保存法施行ニ關スル件

第一條 古社寺保存法第七條ニ依リ國寶ヲ博物館ニ出陳セシメタルトキハ當該博物館ニ國寶監守ヲ置ク 國寶監守ハ命ヲ内務大臣ニ承ケ出陳國寶ノ監守ニ關スル一切ノ責ニ任ス

第二條 官立博物館ノ國寶監守ハ當該博物館ノ奏任待遇以上ノ館員ヲ以テ之ニ充ツ 公立博物館ノ國寶監守ハ當該博物館長ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 削除

第四條 國寶監守故意怠慢ニ由リ其ノ監守スル國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ賠償ノ責ニ任スヘシ

第五條 古社寺保存法第八條ニ依リ支給スヘキ補給金ハ國寶一箇ニ就キ一箇年二圓以上五十圓以下トシ内務大臣ハ出陳ヲ命スル都度之ヲ定ム但シ國寶ニシテ特ニ貴重ナルモノアルトキハ内務大臣ハ古社寺保存會ニ諮詢シ五十圓以上百圓以下ヲ支給スルコトヲ得

第六條 出陳ニ要スル荷造運搬費等ハ總テ當該博物館ニ於テ支辨スヘキモノトス出陳ノ義務ヲ解除シタルトキ返送ニ要スル荷造運搬費等亦同シ

第七條 古社寺保存法第十五條ニ依リ損害賠償ヲ要スルトキハ内務大臣ハ賠償金額ヲ豫定シ古社寺保存會ノ議ニ附ス 前項ニ依リ古社寺保存會ニ於テ議決シタル金額内務大臣ノ豫定金額ニ相違シタルトキハ内務大臣ノ豫定額ト古社寺保存會ノ議決額トヲ合セ之ヲ二除シタル額ヲ以テ賠償ノ實額トス

第八條 本令ニ定ムルモノノ外古社寺保存法施行ニ要スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

\*\*\*\*\*

古社寺保存法施行細則

明治三十年十二月十五日

内務省令第三十五號

古社寺保存法施行細則左ノ通相定ム

古社寺保存法施行細則

- 第一條 古社寺保存法第一條ニ依リ保存金ノ下付ヲ出願セントスル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ詳具シ之ヲ内務省ニ差出スヘシ
- 一 出願ノ事由
  - 二 修理スヘキ物件ノ名稱、所在、種類、品質、員數、形状、寸尺、構造、坪數並歴史ノ證徴、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀等ヲ證見スルニ足ルヘキ事項
  - 三 建築又ハ製作ノ年代及其ノ後之ニ加ヘタル修理ノ年月
  - 四 修理ニ要スル工費豫算並設計仕様等
  - 五 竣成期限
  - 六 出願者ノ資力ヲ證スルニ足ルヘキ事項
- 第二條 特別保護建造物及國寶ノ修理費ニ對シ國庫ヨリ補助スル場合ニ於テハ當該社寺ハ少クトモ其ノ半額ヲ負擔スヘキモノトス但シ特別ノ事情アルモノニ限り其ノ負擔ヲ輕減スルコトヲ得
- 第三條 保存金下付ノ後ニ於テ設計仕様ノ變更若ハ竣成期限ノ延期ヲ要スルトキハ其ノ事由及變更設計仕様書等ヲ具シ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ關係者ノ願出ニ係ラス設計仕様ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第四條 修理竣リタルトキハ精算書ヲ添ヘ二箇月以内ニ内務大臣ニ届出ツヘシ
- 第五條 本令ノ規程ニ違反シ若ハ保存金下付ノ條件ニ違反シタルトキハ内務大臣ハ保存金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ
- 第六條 國寶ハ分ツテ左ノ三種トス但シ神社ノ祭神若ハ寺ノ本尊ハ此ノ限ニ在ラス
- 甲種 製作ノ優秀ナルモノ
  - 乙種 由緒ノ特殊ナルモノ
  - 丙種 歴史ノ證徴トナルモノ
- 甲種ハ製作優秀ノ程度ニ依リ一等乃至四等ノ四等ニ分ツ
- 第七條 内務省ニ特別保護建造物臺帳並國寶臺帳ヲ備置クモノトス
- 第八條 特別保護建造物ノ臺帳ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス
- 一 名稱
  - 二 所有者及所在地
  - 三 創立及沿革
  - 四 構造、形式
  - 五 寸尺

第九條 國寶臺帳ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

- 一 名稱
- 二 所有者及所在地
- 三 作者及傳來
- 四 第六條ノ種別等級
- 五 種類
- 六 員數
- 七 品質
- 八 形状
- 九 寸尺

第十條 特別保護建造物若ハ國寶ヲ臺帳ニ登記シタルトキハ特別保護建造物證書若ハ國寶證書ヲ其ノ物件所有者ニ交付ス

第十一條 古社寺保存法第六條但書ニ依リ別ニ監守者ヲ置カントスル者ハ其ノ氏名、履歴、資産調書ヲ添ヘ設置ノ事由ヲ詳具シ内務大臣ニ願出ツヘシ

第十二條 特別保護建造物若ハ國寶ニシテ亡失毀損アリタルトキハ其ノ實況ヲ詳具シ五日以内ニ内務大臣ニ届出ツヘシ

第十三條 補給金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ支給ス

- |      |             |
|------|-------------|
| 甲種一等 | 五十圓以下三十五圓以上 |
| 同 二等 | 三十五圓以下二十圓以上 |
| 同 三等 | 二十圓以下十圓以上   |
| 同 四等 | 十圓以下二圓以上    |
| 乙種   | 二十圓以下二圓以上   |
| 丙種   | 六圓以下二圓以上    |

第十四條 前條ノ補給金ハ月割ヲ以テ計算シ一箇月ニ滿タサル端日數及厘位未滿ハ切捨トス

第十五條 博物館ニ於テ國寶ヲ受領シタルトキハ受領證書ヲ交付シ又國寶ヲ返付スルトキハ該證書ト引換フヘシ

第十六條 博物館ニ於テ國寶ヲ受領シタルトキハ其ノ都度内務大臣及當該地方長官ニ報告スヘシ

第十七條 従前社寺ニ下付シタル保存金ニ関シテハ古社寺保存法第十七條ニ依リ同法第十條乃至第十二條ヲ適用ス

第十八條 古社寺保存法第十九條ニ依リ保存金ノ下付ヲ出願セントスル者ハ第一條ノ規程ニ準據シテ願書ヲ差出スヘシ

第十九條 本令ニ依リ内務大臣ニ差出ス書類ハ總テ所轄地方廳ヲ經由シヘシ

別表 5. 史蹟名勝天然紀念物保存法規則

史蹟名勝天然紀念物保存法

大正八年四月十日

法律第四十四號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル史蹟名勝天然紀念物保存法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、内務大臣副署)

史蹟名勝天然紀念物保存法

- 第一條 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ内務大臣之ヲ指定ス 前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ假ニ之ヲ指定スルコトヲ得
- 第二條 史蹟名勝天然紀念物ノ調査ニ關シ必要ナルトキハ指定ノ前後ヲ問ハス當該吏員ハ其ノ土地又ハ隣接地ニ立入り土地ノ發掘障礙物ノ撤去其ノ他調査ニ必要ナル行為ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 史蹟名勝天然紀念物ニ關シ其現状ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行為ヲ爲サムスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
- 第四條 内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ地域ヲ定メテ一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得 前項ノ命令若ハ處分又ハ第二條ノ規定ニ依ル行為ノ爲損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス
- 第五條 内務大臣ハ地方公共團體ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得 前項ノ管理ニ要スル費用ハ當該公共團體ノ負擔トス 國庫ハ前項ノ費用ニ對シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得
- 第六條 第三條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

附則

本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

古社寺保存法第十九條ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

(備考ノ一)

本法ハ大正八年勅令第二百六十一號ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行

(備考ノ二)

本法中内務大臣トアルノハ史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務ノ移管ニ因リ昭和三年十二月一日以降ニ於テハ文部大臣之ガ主務大臣トナル

\*\*\*\*\*

史蹟名勝天然紀念物保存法施行令

大正八年十二月二十九日

勅令第四百九十九號

改正 大正一三年第二八五號

昭和三年二六九號、六年第二四〇號

朕史蹟名勝天然紀念物保存法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、内務大臣副署)

史蹟名勝天然紀念物保存法施行令

- 第一條 當該吏員史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依ル行爲ヲ爲サムトスルトキハ少クトモ三日前ニ關係土地物件ノ所有者及占有者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ 史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依ル行爲ヲ爲ス當該吏員ハ其ノ證票ヲ携帯シ關係者ノ請求アリタルトハ之ヲ示スヘシ 日出前又ハ日没後ニ於テハ占有者ノ承諾アルニ非サレハ史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依リ邸内ニ立入ルコトヲ得ス
- 第二條 行政廳史蹟名勝天然紀念物保存法第三條ニ規定スル行爲ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ承認ヲ受クヘシ
- 第三條 史蹟名勝天然紀念物保存法第二條ノ規定ニ依リ古墳ヲ發掘スル場合ニ於テハ當該吏員ハ地方長官ヲ經由シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ 史蹟名勝天然紀念物保存法第三條又ハ前條ノ規定ニ依リ古墳ヲ發掘セムスル場合ニ於テ地方長官許可又ハ承認ヲ興フルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ 前二項ノ規定ニ依リ文部大臣認可ヲ爲ス場合ニ於テハ豫メ宮内大臣ニ協議スヘシ
- 第四條 史蹟名勝天然紀念物保存法第四條第二項ノ規定ニ依ル補償ハ通常生スヘキ損害ニ限り之ヲ爲ス 前項ノ補償ノ額ハ地方長官ト損害ヲ被リタル私人トノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ文部大臣鑑定人ノ意見ヲ徵シ之ヲ決定スヘシ 前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得
- 第五條 史蹟名勝天然紀念物ニシテ國有地ニ屬スルモノハ文部大臣之ヲ管理ス但シ官用地又ハ國有林ニ屬スルモノニ付テハ主管ノ大臣ト文部大臣ト協議シテ其ノ管理大臣ヲ定ム
- 第六條 文部大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ニシテ國有ニ屬スルモノヨリ生スル収益ヲ管理ノ費用ヲ負擔スル地方公共團體ノ所得ト爲スコトヲ得
- 第七條 史蹟名勝天然紀念物ノ管理ノ費用ヲ負擔スル地方公共團體ハ其ノ管理スル史蹟名勝天然紀念物ニ付觀覽料ヲ徵收スルコトヲ得

附則

本令ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

\*\*\*\*\*

史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則

大正八年十二月二十九日

内務省令第二十七號

改正 昭和三年文部省令第一七號

史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則左ノ通定ム

史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則

第一條 文部大臣史蹟名勝天然紀念物ノ指定ヲ爲シ又ハ其ノ指定ヲ解除シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス地方長官假指定ヲ爲シ又ハ其ノ假指定ヲ解除シタルトキ亦同シ但シ指定セラレタル物ノ保存上必要ト認メタルトキハ告示セサルコトヲ得

第二條 史蹟名勝天然紀念物保存法第四條第一項ノ禁止若ハ制限ヲ爲シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス但シ指定セラレタル物ノ保存上必要ト認メタルトキハ告示セサルコトヲ得

第三條 史蹟名勝天然紀念物ノ所有者、管理者又ハ占有者ニ變更アリタルトキハ十日以内ニ新ナル所有者、管理者又ハ占有者ヨリ之ヲ地方長官ニ申告スヘシ 史蹟名勝天然紀念物ノ所有者、管理者又ハ占有者其ノ住所氏名ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ之ヲ地方長官ニ申告スヘシ

第四條 土地ノ所有者、管理者又ハ占有者古墳又ハ舊蹟ト認ムヘキモノヲ發見シタルトキハ其ノ現状ヲ變更スルコトナク發見ノ日ヨリ十日以内ニ左ノ事項ヲ具シテ地方長官ニ申告スヘシ

- 一 發見ノ年月日
- 二 所在地
- 三 現状

第五條 文部省ニ史蹟名勝天然紀念物ノ臺帳ヲ備フ

第六條 第三條及第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ二十圓以下ノ科料ニ處ス

附則

本則ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表 6. 本居宣長旧宅移築工事報告書(仮称)原本

緒言

鈴屋遺蹟保存會ガ其事業ノ一部トシテ移築工事ヲ實施スルニ當リ不肖其依囑ニ應ジテ設計及監督ニ從事シ幸ニ無事終了ヲ見タルヲ以テコヽニ其當初ヨリノ設計方針施工ノ方法及経過等ヲ畧述シテ報告ニ代ヘント欲スコレ蓋シ徒ニ幾多細密ナル苦心ヲ告白セントスルモノニアラズタゞ在來ノ舊形ト移築後復舊現狀トヲ見テ濫ニ變更ヲ加ヘタルモノトシテ疑惑ヲ抱ク人ナキヲ保シ難キヲ以テ其理由ヲ詳説シテ誤ヲ後人ニ傳フルコトナカラシメント欲スルニ過ギザルナリ

明治四十三年一月十二日

工學士 土屋純一識

移築設計方針

抑遺蹟保存事業ハ其本來ノ性質上現在ノ位置ニ於テ現状ノ儘ニ保存シ破損腐朽等ニ際シテハ原形ニ倣ヒテ修補ヲ加ヘ永ク後世ニ傳フルノ方法ニヨルベキヤ明ナリ然ルニ此鈴屋遺蹟ニアリテハ現存位置ニ於テ保存ノ方法ヲ講ゼントスルモ周圍ハ商家密接軒ヲ並べ一朝火災ニ當リテハ忽チ類焼ノ危険恐ルベキモノアリ而モ又近隣敷地ヲ廣ク購買シテ區域ヲ擴大シ此等ノ虞ナカラシメンニハ全ク資力ノ許サザルトコロ即チ建物ヲ他ニ移築シテ保存スルノ策ヲトラントスルモノニシテ蓋シ已ムヲ得ザルニ出ツルナリ從ツテ在來位置ニ於テスルモノト異リ周圍ノ狀況其他一層周到ナル注意ヲ要スルモノアルベキハ言ヲ俟タズ殊ニ其鈴屋翁以後ノ變更ニ係ルモノハ此際復舊シテ書齋増設當時ノ狀況トナサント欲スルモノナルヲ以テ移築以前ノ現況ハ工事終了ト共ニ多少ノ變更ヲ來スベキハ明ナリ即チ移築設計ノ方針トシテハ先ツ建物各部ニ亘リ精細ナル實測ヲナシ縦横幾多ノ断面圖ヲ調製シテ舊狀ヲ知ルヲ得セシムルコトトシ然ル後建物全部ヲ解放シテ新敷地ニ運搬移築ヲナスモノニシテ尚ホ移築ニ當リ建物ノ方向ニ異變ヲ來サバ朝夕光線ノ關係全然相違シテ舊様ヲ懷想スル能ハザルベキヲ以テ新敷地ニ於テモ其方向ハ全然一致シテ寸毫ノ相違ナカラシメ庭園ハ樹木等ヲ移植スルトキハ枯死セシムルコトナキヲ保シ難キヲ以テコレガ移轉ヲナサズタゞ新敷地ニ於テ其舊形ヲ模造シテ幾分其狀況ヲ彷彿タラシメ礎石モ亦舊位置ニ存シテ移築には悉ク新材ヲ使用スルコトトセリコレ蓋シ其位置ヲ確實ニ保存スルト共ニ他日再ビ近隣ヲ擴大シテ此位置ニ復舊スルヲ得ルノ日アラバ直チニ其復舊ヲ容易ナラシムベキヲ想ヘバナリ其他ハ建物全部新敷地ニ移築ヲナシ細部ノ形状手法ニ至ルマデ毫モ舊様ヲ失ハザランコトヲ勉メ鈴屋翁以後ノ變更ニ係ルモノニシテ其當時ノ舊様ノ調査ノ結果明瞭ナルヲ得タルモノハ一々痕跡ニヨリテコレヲ復舊シ舊形ノ詳カナラザルモノハ徒ニ變更ヲ加フルコトヲナサズスベテ在來ノ儘ニ存シテ移築工事ヲ完了スルコトトセリ

鈴屋在來ノ狀況

第一、 移築前ノ形状

魚町ハ我鈴屋翁舊宅ノ存スル所ニシテ巾、二間餘ノ街路ニ過ギス建物ハ西南西ニ面セリ正面二枚建格子戸ヲ入レバ一坪五合ノ土間敲アリ正面ハ二枚建ノ簀戸ニシテ左方奥ノ隅ニ小椽ヲ設ケ右ハ二枚板戸ヲ界シテ中庭ニ通シ左ハ板戸二枚障子一枚ヲ界トシテ店ノ間トナル室ハ四疊半及板疊一疊半ヲ敷キ道路ニ面シテ明障子四枚ヲ建テ外ニ格子ノ嵌込トシ奥ハ障子二枚襖一枚建ヲ界シテ六疊ノ中ノ間トナル左ニ床袋棚靈舎ノ設アリ右ハ襖四枚建ヲ以テ次ノ間ニ接ス次ノ間ハ長四疊ニシテ右ハ障子四枚建ニテ中庭ニ面シ小椽アリ中ノ間ノ奥ハ障子二枚建ヲ界トシテ板間及水屋ヲ設ケ板間ヲ隔テ、三疊ノ茶室アリ茶室ニハ方半間ノ床ヲ附シ室ノ右ハ中ノ間ヨリ奥ノ間ニ通ル壹疊半ノ疊廊下トシ奥ノ間ハ八疊ニシテ右ハ壁ヲ以テ



臺所ト界シ左ニ床及押入アリ前方ハ障子四枚建を隔テ、幅半間ノ内椽アリ奥庭ニ面ス次ノ間ノ奥正面ハ襖二枚建ヲ隔テ二疊及半坪ノ階段ノ間トシ其左方ハ板戸四枚建ニテ疊廊下ト界シ板間ノ部分ヨリ八級ノ階段ニヨリテ階上ノ書齋ニ通ズ書齋入口ハ襖一枚ノ引戸ニシテ室ハ四疊半ナリ左ニ床及押入アリ床ニハ右脇壁ニ鈴掛板アリ右ハ幅一間ノ中窓ニシテ中庭ヲ見下シ正面中央ニハ小窓様ノ棚アリテ障子二枚ヲ建テ次ニ敷込アリ一隅ニ釣棚ノ設アリ更ニ階段ノ間ニ下リテ右ハ障子二枚板戸一枚建ヲ隔テ、小椽アリテ通庭ニ接シ奥正面ハ板戸二枚開ニテ臺所トナル臺所ハ小三疊及板疊一疊ニシテ奥ニ一坪ノ板間アリ奥ノ間椽ト板戸ヲ以テ界シ右ハ臺所共建具ヲ用ヒズシテ土間ニ接ス通庭ヲ隔テ、階段ノ間ト相對シテ三疊敷トシ前方中庭ニ接シテハ中窓障子二枚建トシ正面右手ニハ押入ノ設アリ土間ハ臺所三疊ノ側ニ三ツ竈一基右壁際ニ二ツ大竈一基其左ニ流一臺ト釣棚ヲ設ケ大竈ノ右ニ薪入一個ヲ置キ通庭中庭ノ界ハ格子開戸雨戸引戸ヲ建テ入レ奥ノ裏口ハ雨戸障子引戸トシ裏口ヲ出テ左ニ下流シ水船ヲ置キ右ニ湯殿アリ次ニ物置大小便所等アリ奥庭トノ界ハ板塀ヲ以テ區劃セリ

内部ハ各室長押ヲ附セズ薄鴨居造トシ中ノ間ト次ノ間トノ界及奥ノ間椽界鴨居上ニハ障子欄間ヲ設ケ天井ハ表土間ハ踏天井茶室ハ網代天井書齋ハ割竹縁天井全室床及押入及ビ奥ノ間椽ハ屋根裏化粧板張トシ書齋下ハ踏天井臺所土間上ハ全部屋根裏化粧木舞打ニシテ中央ニ天窓ノ設アリ其他各室天井全部棹椽添乗ハ重ネ張トシ中ノ間六疊ニハ天窓ノ設アリ庇ハ正面入口ニ一ヶ所屋根裏化粧木舞打トシ中庭ニ一ヶ所屋根裏化粧板トス屋根ハ桁行正面平入造書齋ノ部分一段高く棟折トシ湯殿物置大小便所ハ切妻片流れ何レモ棧瓦葺トス正面入口ノ右側中庭ノ部分ハ高塀ヲ以テ街路ヲ限リ外側見附腰割圍井上部ハ黒漆喰塗トシ内側ハ腰脊板張上部黄色漆喰塗トシ屋根ハ板瓦葺トス其他両側面界壁ハ板杉皮等ニテ不見律ナル仕上ヲナセリ（實測諸圖参照）

## 第二、 建築當初ノ形状

當家屋ハ形式手法ヨリ考フルモ所蔵棟札ヨリ推スモ元禄四年ノ新築ト見ルベキモノニシテ其後書齋ノ増築アリ尚實測ニ當リテ發見セル幾多ノ痕跡及施工ノ方法等ヨリ考フルニ數度ノ修繕ヲ經ル毎ニ細部ニ多少ノ變更ヲ來シ就中明治十年前後ニ於テ大ニ模様替ヲ施サレタルハ現ニ高尾九兵衛氏及本居清造氏等ノ熟知セラル、所ニシテ今移築ト共ニ鈴屋翁當時ノ狀況ニ復舊ヲ試ミントスルニ當リ此等數氏ノ記憶談及痕跡其他各方面ヨリ調査セル結果ニヨリ當初ノ形状ニ関シテ以下項ヲ分チテ其當初ノ形状ヲ論ジ復舊ノ由來ヲ詳説セントス

- 一 正面入口ハ諸氏ノ談ニ徴スルニ當初開戸ニシテ最近變更セラレタルモノナリト云而シテ現状ヲ調査スルニ當初ノモノト認メラル、入口脇ノ柱ニ羽目板ノ小穴ヲ存シ楯下端ニモ同ジク羽目板ノ小穴及方立柱ノ納穴ノ痕アリ即チ當初ハコノ入口左方ニ方立柱アリ柱トノ間ニハ羽目板ヲ嵌入セルコト明白ニシテ此方立ヲ取除キタルト同時ニ雨戸ノ巾ニ添木ヲナシテ引戸ニ改メ別ニ格子戸を加ヘテ今日ニ及ベルモノナリ
- 一 入口土間奥正面ノ二枚建實戸ハ當初中敷窓ニシテ障子二枚建トシ土間ニ面スル側ニハ竹格子アリシナリコレ當初ノモノト認ムベキ兩側ノ柱ニ敷居鴨居ノ仕込穴アリテ其高サモ明瞭ニ格子ノ納リ方モ障子溝及敷居幅ニヨリテ明カナルヲ認ム
- 一 土間一隅ナル三角形小椽ハ前項中窓改造ト同時ニ附加セルモノタルハ論ナキ所ニシテ其材料ガ舊壺舎ノ用材タリシヨリ見ルモ更ニ疑ヲ容ル、ノ餘地ナキナリ
- 一 土間ト店ノ間トノ界ハ當初板戸四枚ヲ入レ内ニ尚明障子二枚ヲ建テ入レタルモノナレハ敷居鴨居ニ於サル戸摺レニヨリテ明瞭ニ認ムルヲ得ベク入口ノ變更ニ伴ヒ現今ノ如ク板戸二枚ヲ減ゼラレタルモノナリ前二項ト共ニコレ實ニ高尾氏等ノ記憶ニモ新ナル所ナリトス
- 一 店ノ間前面ノ格子ハ現状敷居外ニ直ニ格子戸ヲ嵌込ミタルモ當初ハ出格子ナリシモノ、如ク現ニ其

柱ニ出格子框及貫臺輪等ノ柄穴ヲ存シ戸袋ニモ出格子方立柱ノ欠キヲ存スルニヨリテ明ナリタゞ其出幅ノ寸尺ハ知ルニ由ナキモ本居氏ノ説ニ該障子ト出格子トノ間ヲ幼少ノ頃僅ニ通行セラレタル明白ナル記憶アルト一般出格子ノ寸ヨリ考フルトキハ其幅約一尺二寸内外ナリシモノ、如シ該格子モ幸其一枚ノ保存セラレタルアリテ寸法ヨク相當スルヲ見タリ

- 一 表庇腕木桁ハ前項出格子取除ト同時ニ新材ヲ以テ取替ヘタルモノ、如ク腕木下ナル繪様繰ヲ施セル持送板ハ其際新ニ設ケラレタルヤ明ナリト雖中央ノ分ハ前形式ヲ知ルニ由ナク左端戸袋尻隅柱ノ所ニハ腕木下ニ袖柱アリシモノ、如キモ腕木ノ取替ラレタルガ爲メ該袖柱ノ痕跡ヲ失ヒ隅柱ニハ下縁ノ貫穴の如キ痕跡ヲ存スト雖明瞭ナル能ハズ
- 一 店ノ間ニハ板疊壹疊半ヲ入レタルモ當初ハ板疊ナクシテ單ニ六疊タリシハ床板及寄木等ニヨリテ明瞭ナリコレ實ニ表格子ノ部分敷居鴨居ニ柱形ノ痕跡アルト共ニ店舗トシテ使用セラレタルトキニ假ニ改メラレタルモノナルベシトノ高尾氏ノ談ハヨク首肯スベキカ如シ
- 一 中ノ間六疊ト次ノ間四疊トハ當初ハ反對ニ中ノ間四疊ニシテ次ノ間六疊タリシナリ之レ亦痕跡ヨリ明瞭ナルモノニシテ天井ハ尚當初ノモノ現存シテ中ノ間四疊次ノ間六疊トシテ廻縁ヲメグラシ其間仕切トシテ内法鴨居及鴨居以上廻縁トモ壁痕跡ヲ明瞭ニ認ムベキタゞ添板ヲ以テ包ミ置ケルノミ又現在ノ仕切壁ハ當初ノ六疊天井ノ中途ニ取附ケタルニ過ギザルヲ以テ此等ヲ取除クトキハ何等變更ノ跡ヲ残サスシテ復舊シ得ベク一点疑ヲ入ル、ノ餘地アルナシ尚ホ天井ニ於ケル明取窓ガ最近ノ附加タルガ如キハ一目瞭然タリ
- 一 中ノ間ノ床棚及蓋舎モ改造セラレタルモノニシテ當初ハ右方幅一間半ヲ床トシ該床框ハ緋ヤ高クシテ框下ニ建具ヲ入レタルモノ、如ク左方半間ハ地板張ナリシナリ何トナレバ現在床及蓋舎天井上ニ於テ當初ノ幅一間半ノ天井ヲ現存シ半間ノ地板張ニモ同様當初ノ天井ヲ存シ床柱ハ現在杉皮付磨丸柱ナルモ當初ハ拇角柱ニシテ天井上ニハ該上部其儘ニ残存セリ即チ當初ノ天井ハ其儘トナシ柱モ下部ヲ切り放チタルマ、トシテ其下方ニ床ノ改造ヲ試ミタルモノナリ尚當初ノ床框及ビ落シ掛ケノ位置及大サハ左側ニ於ケル痕跡ニヨリテ明瞭ナリ
- 一 茶室及水屋ノ部分ハ當初佛間ニシテ三疊ヲ敷キ一方ニ佛壇及押入レノ設アリシナリ之レ又諸氏ノ記憶セラル、所ニシテ現状茶室及水屋天井ノ上部ニ更ニ尚當初佛間ノ天井其儘ニ残存セルヲ見ルナリ即チ佛壇ハ右方ニ在リテ其幅一間トシ左方半間ハ押入タリシガ如ク兩脇共當初ヨリ柱ノ残存シテ佛壇框及鴨居痕跡ヲ存シ尚佛壇ノ框柱及棚板等ハヲ樺材用ヒ春慶塗ヲ施セルモノタリシナリ何トナレバ其材料ノ一部柱欄間及壇板等ハ本居氏土藏内ニ不用古材トシテ残存シ寸尺ヨク相當スルヲ見レバナリ又該佛壇古材ハ其後ノ修繕ニ使用セシモノ少カラズ書齋中窓手摺臺ノ如キハ佛壇ノ柱ヲ使用シ入口土間一隅ノ三角形小椽ノ框ハ佛壇上框ヲ使用シ同様椽板ハ佛壇ノ棚板ヲ使用シ該土間正面竇戸ノ敷居ハ佛壇寄框ヲ使用シタル等ニテ寸尺マタ良ク相當リ悉ク此等ヲ集ムレバ缺損シテ不足ヲ告グルモノ僅ニ二三ヲ出デズ當初ノ形状歴然明瞭ナリ即チ疊ニ接シテ寄木上ニ引出シ摺木ヲ入レテ四個ノ引出ヲ設ケ引出上ニハ框ヲ横ヘ框内ニ棚板ヲ張りテ寄框ヲ取付ケ此上ニ蹴込板ヲ嵌込ミ蹴込上ハ更ニ上框ヲ置キ上框内ニハ上棚板ヲ張詰メ側ニハ側柱ヲ建テ、三方壁板張トシ柱上ニハ臺輪ヲ廻ハシテ天井ハ鎧板張トシ上框ノ位置上部天井臺輪下ニハ繪様繰ヲナセル欄間ヲ嵌込ミタルナリ又佛壇上ノ此部分ニアリテ残存セル舊天井ハ材料其粗ニシテ古色モ他ト同様ナラズ一見年代ノ相違アルモノ、如キヲ熟視スレバ決シテ年代ノ相違アルニ非ザルヲ知ルベシ蓋シ佛壇上ニ二重天井トナセシモノナルヲ以テ材料ハ粗木ヲ用ヒ從ツテ他ト同様ナル古色ヲ帯ブル能ハザリシニ過ギザルモノ、如シ
- 一 階段ノ間ハ當初四疊半敷ナリシナリ現在疊廊下トノ仕切ハ全然茶室ニ改造當初ノ附加ニシテ天井ハ依然トシテ四疊半ノ儘ニ存シ唯敷居鴨居ヲ取設ケテ區劃シタルニ過ギス諸氏ノ言明ト共ニ毫末ヲ疑

ヲ容レザルナリ

- 一 奥ノ間ハ當初ノ儘ニテ變更ノ跡ナシタゞ疊廊下ヨリノ入口ハ前項ト同時ニ施サレタル最近ノ改造ナルハ明ナリト雖當初ノ形状ヲ知ルニ足ルベキ明瞭ナル痕跡ヲ殘サズ椽モ亦變更ナキモノナルガ椽先鴨居ハ元障子溝ノ設ケナキ無目ナリシハ柱ニ於ケル仕口ニヨリテ明ニ見ルヲ得ベク全ク後世ニ至リ敷居鴨居ニ溝ヲ設ケタルモノ、如シ
- 一 奥ノ間椽ノ左方ニ當初ハ上便所ノ設アリシモノナランモ今其痕跡ヲ留メズ之レ春庭翁ノ時此部分ヨリ通ズル數室ヲ新築セラレタルニ當リ取毀チ去ラレタルモノニ他ナラズ
- 一 階段ノ間ノ右方通庭ヲ隔テ、三疊ノ間ノ押入ハ當初ハ中庭ノ側ニ取設ケラレタルモノニシテ柱及天井梁ニ存スル痕跡ト諸氏ノ談トニ徴シテ明瞭ナリ蓋シ最近各部改造ヲ試ミタル際中庭ヨリ通庭ニ通スル入口ヲ改造シ同時ニ押入ノ位置ヲ變更シ押入アリシ位置ニ中庭ニ面シテ新ニ中敷窓ヲ設ケラレタルモノナリ該入口ハ改造タル明ナリト雖其舊形ヲ知ニ足ルベキ證據ヲ留メズ
- 一 前項三疊及通庭上ノ踏天井ナルハ當初低キ二階ヲ物置トナセシモノ、如ク土間ヨリ隨時梯子ヲ架シテ昇降セシモノタルハ疑ヲ容レズ之レ即現在書齋ノ位置タリ
- 一 臺所及土間共當初ノ儘ニテ變更ナキモノ、如シ唯ダ竈流シ棚及薪入等ノ位置ハ時ニ移動ヲ免レザルモノナレバ多少ノ變更ナキヲ保シ難シ
- 一 臺所ノ奥方壹間ノ板間ノ位置ガ元湯殿ニシテ最近現位置ニ移サレタリトスルハ諸氏ノ説ノ一致スルトコロニシテ能ク其大体ヲ知ルニ足ルベシト雖此部分ニ於ケル柱框等總テ取替ヘラレーモ當時ノ古材ヲ留メズ僅ニ元ノ開戸ノ現ニ流シ及竈ノ界ニ袖垣ノ如ク取付ケテルモノ一ヲ存スルアルノミ蓋シ湯殿附近ノ材料ノ漸ク腐朽シテ變更ニ際シ取替ラレタルハ全ク已ムヲ得ザリシナリ
- 一 物置及大小便所ハ近火ノ際取毀タレタルコトアリト稱セラル現在建物ハ諸古材ヲ以テ改造セラレタルモノニシテ全ク不規律ナル臨機ノ構造ニ過ギズ從ツテ當初ノ形状等詳カニ論斷スル能ハズ
- 一 正面右側高塀ハ依然當初ノ形状ヲ存スルモノ、如シ

### 第三、書齋ノ増設

當家屋當初ノ形状ハ已ニ前節ニ於テ論ジタルガ如クナルガタゞ鈴屋翁ノ時ニ物置ヲ變更シテ書齋トセラレタルアリコレ即チ鈴屋ニシテ現ニ當家屋中主要ノ地ヲ占ムルモノナルヲ以テ其變更等ニ就キ以下尚ホ少シク解説スルトコロナカルベカラズ

- 一 階段ノ間ハ當初四疊半ナリシヲ書齋増設ト共ニ其壹疊ヲ板間トシ板間上ニ八級ノ階段ヲ設ケ書齋ニ達セシム階ハ壹種奇異ナル構造ニシテ全部幅壹様ナラズ又下部三級ハ取外シ箱形トシ背面ヨリ紙屑入レニ使用シ其他側面ヨリ棚等トシテ使用スベカラシム
- 一 書齋ハ四疊半ニシテ通庭及三疊ノ間ノ上部元物置ナリシヲ模様替セルモノナリ即チ舊床板上ニ更ニ床張ヲナシテ二重床トシ屋根ハ元前部ハ低キ平家建ナリシヲ以テ柱ヲ建テ、本屋屋根揃ノ高サトシ右側通りハ社頭ニ繼足ヲナシ背面臺所土間上ノ部分ハ元棟木ナリシヲ以テ棟木上ニ短柱ヲ建テ、外圍ヲ構架シ更ニ内部ニ片蓋柱ヲ取付ケテ内部ノ組建ヲナセルモノナリ其形状前章第一項ニ於テ記述セルガ如ク増築以來變更ヲ加フルコトナクシテ今日ニ及ベリタゞ壁上塗ハ清造氏ノ談ニヨレバ元眞土塗ナリシヲ健亭氏ノ時山室山ヲ以テ塗替ヘタルモノナリト云フ之レ形式上ヨリ見ルモ首肯スベキ説ニシテ現在上塗一部ヲ削リテ調査スルニ明ニ前眞土壁ノ表面ニ更ニ山室土ヲ以テ上塗ヲナセシメノタルヲ認ムルナリ
- 一 前面中敷窓雨戸外現在ノ手摺ハ増設當時ノモノニアラズシテ其後ノ附加物タルヤ明ナリ高尾氏等ノ談ニヨルモ兒童ニ危険ナリトシテ後ニ附加セラレタルニ過ギス其手摺臺ハ佛壇ノ古材ヲ以テ手摺

ハ他ノ古材ヲ以テ造ラレタルヨリ考フルモ増設當時ノモノニアラサルハ言ヲ俟タザルナリ

- 一、 内部正面窓様ノ小ナル棚ハ元小窓ニシテ窓先ニハ竹格子ノ設ケアリシナリ之レ同所ノ棚板及天井板ニ共ニ竹格子ノ痕跡ヲ存スルヲ以テ明瞭ナリ其小戸棚ノ如クシテ而モ小襖ニ非ズ障子ヲ用ヒラレタルモ初メテ首肯スルヲ得ベシトス然ルニ書齋増設後ニ至リ隣家改築ノ事アリ其屋蓋ヲ高メラレタルヲ以テ窓先ハ隣家ノ側壁ニ接スルコト、ナリテ其用ヲナサズ已ムヲ得ズ竹格子ヲ除キテ板張トナサレ棚ノ形ト變シタルモノナリ

## 工事ノ経過

### 第一、 移築ニ際シ形状ノ復舊

當家屋書齋増設當時ノ形状ニ関シテハ前章已ニ詳述セル如クナルヲ以テ家屋ヲ擧ゲテ新敷地ニ移築スルニ當リ舊形ノ明瞭ナルモノハ一々其痕跡ニ就テ周到ナル注意ヲ以テ復舊ヲナシ假令變更ノ跡明カナルモ舊形明瞭ヲ缺クモノハ在來ノ儘ニ存置スルコト、セリ即チ復舊ヲナシタル個所ヲ列擧スレバ左ノ如シ

- 一、 正面入口ノ左脇ニ方立柱ヲ設ケ方立柱ト柱トノ間ヲ羽目板張トシ格子戸ヲ除キ雨戸ハ内開トセリ
- 二、 入口土間ノ一隅ナル三角形ノ椽ヲ取除キ正面ノ簀戸ヲシテ中敷窓竹格子トセリ
- 三、 店ノ間ノ板疊ヲ廢シテ六疊トナシ土間トノ界ヲ板戸四枚及ビ明障子二枚建トセリ
- 四、 店ノ間表側格子ヲ改メテ出格子トナセリ
- 五、 中ノ間ヲ四疊トシ天窗ヲ廢シ床ヲ壹間半トシ床框下ヲ鏡戸四枚建トシ半間ヲ地板張トナセリ
- 六、 次ノ間ヲ六疊トシ間仕切鴨居上ノ欄間ヲ取除キタリ
- 七、 茶室及水屋等ヲ廢シテ佛間三疊敷トシ壹間ノ佛壇及半間ノ押入ニ改メタリ
- 八、 疊廊下ヲ廢シ階段ノ間ヲ三疊半板間半坪トセリ
- 九、 奥ノ間椽先ノ鴨居ハ在來ノ儘トシ敷居ハ腐朽セルニヨリ新材ヲ以テ取替ヘ障子溝ヲ設ケズ
- 十、 臺所奥ノ間ノ板間ヲ廢シ湯殿ヲ移セリ
- 十一、 庭三疊ノ間ノ押入ヲ移轉シ中庭ニ面スル中敷窓ヲ廢セリ
- 十二、 階上書齋窓様ノ棚ノ奥ノ壁板ヲ取除キテ竹格子ヲ設ケタリ
- 十三、 書齋中庭ニ面スル中敷窓ノ手摺ヲ取除キタリ
- 十四、 書齋壁上塗ヲ真土壁仕上トセリ
- 十五、 裏口外物置便所等ノ部分ハ湯殿ヲ移シ去リタルヲ以テ桁行ヲ短縮セリ
- 十六、 外側圍ハ現状大部ハ杉皮張ニシテ所々ニ板ノ古圍ヲ取付ケタルモノナリシヲ以テ移築ニ際シテハ腰一間通りハ全部豎板張目板打トシ上部ハ杉皮張トナセリ（第十九圖参照）

### 第二、 移築工事實施

移築工事ノ實施トシテハ明治四十一年十二月廿七日ヲ以テ建物現状ノ詳細ナル實測ニ着手シ爾來各部ノ調査ヲ進メ翌四十二年二月ヲ以テ初メテ解放ニ着手シ其材料ハ漸時新敷地建築場ニ運搬シ書齋ノ材料其他重要ナル諸材料ハ特ニ適當ノ保護ヲ加ヘ一時本居氏倉庫内ニ保管ヲ依托スルコト、セリ同時ニ解放セル材料ニシテ再度使用ニ堪フベキモノハ手入レ繕ヒヲ充分ニナシ取替ヲ要スルモノハ新材ヲ購入シテ在來ノ形状寸法ニ倣ヒテ施工ヲ進メ同年五月上旬ニ至リ須屋根及足代ノ掛渡シニ着手シ引續キ地形工事ヲ施工シ五月十四日土臺ノ据付ヲナシ順次建方ニ着手シ同年十月三日ヲ以テ雜作ノ畧終了ヲ告ゲ是ヨリ建具ノ完全ナル修補其他ノ殘工事ヲ施工シ同年十二月下旬ニ至リ移築全部ノ完成ヲ見ルニ至レリ而シテ此實施ニ當リ床組及小屋組等ノ見エ隠レノ部分ニシテ構造ノ方法宜シキヲ得ズ保存上不適當ト認メタルモノハ便宜補加シテ構造ノ堅牢ヲ期セリ即チ床組ニ於テハ間仕切全体ニ足堅メテ指シ廻シテ柱脚ヲ堅牢ナ

ラシメ小屋組ニアリテハ前部天井上ニ繫梁ヲ増加シ次ノ間天井上及奥ノ間臺所間ノ界壁上トニ梁挾ヲ補加シ階上書齋天井上中央ニ壹梁ヲ加ヘ尚ホ本屋ニ母屋數條ヲ増加シ兩側柱頭内側ニハ登合掌ヲ加ヘ鐵物ヲ以テ緊結シ其他小屋内要所ニ筋違ヲ取付ケ野木舞を廢シテ裏板張トナセルノ類是なり

### 第三、 附属高塀ノ新築

在來敷地ニアリテ中庭ノ東南面ハ隣家ノ壁ニテ限ラレタリシモノナルヲ以テ移築ニ際シテハ此部分ニ新ニ高塀ヲ設クルノ必要アリ而シテ書齋ヨリ中庭ヲ瞰下スルニ當リ普通ノ高塀ナランニハ在來ト全ク趣ヲ異ニスルノ憾ナキ能ハザルベキヲ以テ諸般研究ノ結果鈴屋増設當時ニ於ケル隣家屋蓋ノ高サヲ調査シ之レニ倣ヒテ隣家側面トモ見ルベキ傾斜セル高塀ヲ建設スルコト、セリ鈴屋増設當時ノ隣家屋蓋ガ現在ノ如ク高カラザリシハ已ニ小窓ノ部分ニ於テ論述セルガ如シ而シテ其當時ノ高サニ就テハ實測ノ結果其痕跡等ニヨリテ隣家屋蓋ノ位置ヲ定メ併セテ柵ニ非ズシテ小窓タリシヲモ更ニ確認スルコトヲ得タリ（第十五圖参照）

即チ鈴屋左側面ノ杉皮圍ハ現在隣家屋蓋ニ對シテハ其用ナキモノナレバコレ全鈴屋増設ト同時即チ鈴屋ガ隣家屋蓋ヨリ高カリシ時ニナレルモノニシテ當時ノ隣家屋蓋瓦上端ニ仕合せモノナラザルベカラズ其後隣家改築ノ際ニモ幸ニ該圍ヒヲ取除クコトナクシテ直チニ建方ヲナセシガ爲メ其儘存シテ今日ニ及ベルナリ尚外面ノ壁ハ該杉皮圍存在ノ個所ニノミ荒塗ヲ施シ圍以下ノ部分ハ竹木舞ノ儘トシ内側ヨリノ片壁ナリシヲ見ルベク諸般ノ点ヨリ證據充分ニシテ當時隣家屋蓋ノ位置ハ明瞭トナレリタゞ其當時隣家棟ノ位置ハ詳カナラズト雖前面ハ道路ヨリ約三尺内外ヲ入りテ正面側柱ノ位置トナルベク家屋ノ前後ノ軒高ヲ同一ナルモノト假定スルトキハ該隣家棟ノ位置ハ書齋前側柱ヨリ前方約三尺内外ノ部分ニ在リシモノ、如シ故ニ新築高塀ハ右測定ニ準ジテ其高サヲ減ジ書齋前側柱ヨリ舊勾配ノ緩ナル片卸シノ形状トシテ實施セルモノナリ

### 第四、 在來敷地ノ修築

家屋ヲ移築シタル後ノ舊敷地ニハ礎石及中庭ヲ保存スルコト、ナセルヲ以テ先ヅ在來正面入口ノ部分ニ表門ヲ建設シ其左方建物外側及高塀ノ位置ニ沿ヒテ透高塀ヲ設ケ兩側ノ境界ニハ板塀ヲ取設ケ建物跡周圍ニハ葛石ヲ廻ラシ葛石内舊建物下ハ全部砂利敷トナセリ在來礎石ハ一見シテ其位置ヲ見得ベキガ如クセント欲シタルモ如何セン敷地周圍ニ比シテ高カラズ若シ之ヲ現ハサントセバ悉ク周圍ノ地盤ヲ削リテ低下セシムルノ他ナカリシヲ以テ已ムナク其儘ヲ加ヘズシテ全部砂利ヲ以テ敷キ均スコト、ナセルナリ

### 附属工事

移築セル新敷地ハ公園ノ中腹ニ位シ面積約九百坪東南ハ遠ク開キテ眺望ニ富ミ西北ハ高サ數間ノ石垣ヲ負ヒ東北ハ道路ニ界セリ其配置トシテハ先ヅ道路ニ接スル東北ノ中央部ニ拾貳級ノ石階ヲ設ケ北隅ニ到リテ敷地ト道路ト同高ナル部分ニ通用ロワ設ケ東北及東南ノ敷地境界石垣上ニハ土壘ヲ築キテ芝張ヲナシ尚ホ東南ニハ土壘上ニ生垣ヲ設ケ石階ヲ昇レバ正面ニ表門ヲ建設シ移築家屋ハ其方向ヲシテ在來トハ差異ナカラシムル必要上敷地ノ西方ニ置キ事務所ハ敷地ノ北方ニ配置シテ東南ヲ正面トシ倉庫ハ事務所ト移築家屋トノ間ニ建設シ更ニ萬一ノ虞ニ備ヘタゞ渡廊下ニヨリテ事務所ニ通ゼシメ此等諸建物ノ東南一帶ハ前庭トセリ其他事務所ト移築家屋トノ間ニハ透塀ヲ以テ前庭ト内庭トヲ區劃シ家屋前ハ在來魚町ノ如キ觀アルヲ欲スルヲ以テ幅稍同様ナル道路ノ形トシ此ノ街路ト前庭トノ界ニハ木柵及柵門ヲ設ケ家屋西北及敷地西隅一部石垣ノ間ニ各板塀ヲ設ケ奥中庭仕切トシテハ在來ノ形状ニ倣ヒタル板塀トナシ其

左方ハ生垣トシ事務所左側ノ道路ニ面スル部分ニハ高塀ヲ設ケ表門左右ノ木柵ト連續シテ敷地ノ内外ヲ區劃スルコト、セリ

以上章ヲ分チテ聊カ工事ノ概要ヲ記載セリ移築家屋ハ建設以來幾多ノ修補變更ヲ經タルガ爲メ其内部ニ於テハ當初ノ形状ト全然趣ヲ異ニセシ部分モ少ナカラザリシガ幸ニシテ幾多痕跡ノ動カスペカラザルモノアリテ大部分悉ク復舊スルコトヲ得タリ以テ大體ニ於テ鈴屋増設當時ノ舊態ニ復セルモノト信ズ若シ夫レ保存事業トシテハ位置ノ變更ニ幾分ノ遺憾ナキ能ハサルカ如シト雖移築ノ爲メニ類焼ノ虞ヲ除キ且ツ山腹乾燥ノ地ハヨク其保存ニ適シ舊敷地モ礎石以下依然トシテ舊ノ如ク確實ナルヲ得ベキヲ以テ反ツテヨク保存ノ實ヲ擧グルモノト云フベシ孰ンゾ幽冥ノ中鈴屋翁ノ威靈ノ助クルアリテ復舊ト保存トヲ全ウスルヲ得セシムルニアラザルナキヲ知ランヤ以テ工事概要ノ終トナス

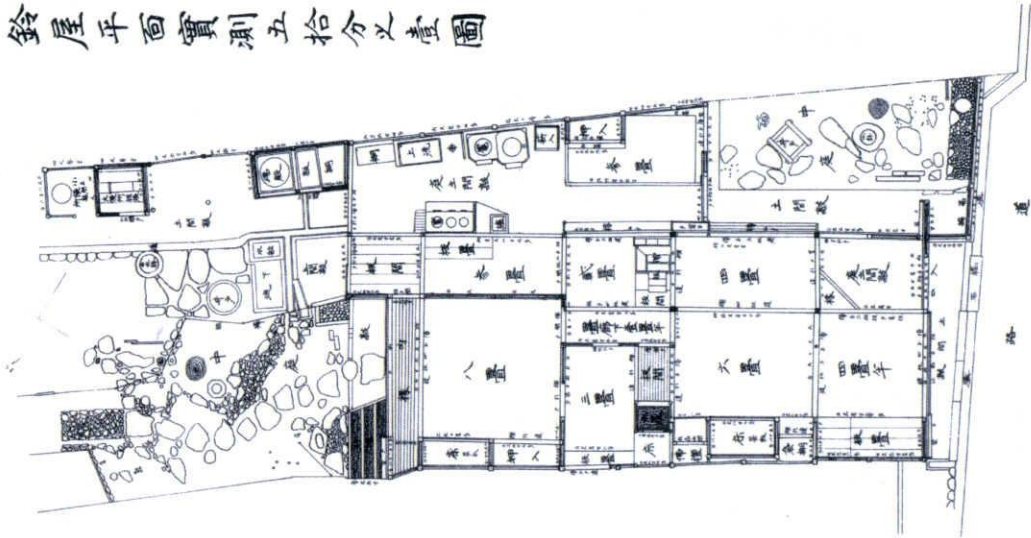
#### 鈴洒舎移築工事圖面目錄

第一號	鈴洒舎平面實測圖	五十分ノ一
第二號	鈴屋建面實測區分圖	五十分ノ一
第三號	ウカ 断面實測圖	五十分ノ一
第四號	ワ井 断面實測圖	五十分ノ一
第五號	イオ 断面實測圖	五十分ノ一
第六號	ヲル 断面實測圖	五十分ノ一
第七號	ヌク 断面實測圖	五十分ノ一
第八號	ハナ及レチ 断面實測圖	五十分ノ一
第九號	子ニ 断面實測圖	五十分ノ一
第十號	ツホ 断面實測圖	五十分ノ一
第十一號	ヘソ 断面實測圖	五十分ノ一
第十二號	リタ 正面實測圖	五十分ノ一
第十三號	ラロ 背面實測圖	五十分ノ一
第十四號	ヨム 側面實測圖	五十分ノ一
第十五號	イト 側面實測圖	五十分ノ一
第十六號	天井及化粧屋根裏見上ゲ實測圖	五十分ノ一
第十七號	階上書齋天井及階下舊天井見上ゲ實測圖	五十分ノ一
第十八號	小屋組及階上書齋平面實測圖	五十分ノ一
第十九號	鈴屋落成平面圖	五十分ノ一
第二十號	鈴屋落成断面圖	五十分ノ一
第二十一號	鈴屋落成正面圖	五十分ノ一
第二十二號	鈴屋落成背面圖	五十分ノ一
第二十三號	鈴屋落成右側面圖	五十分ノ一
第二十四號	鈴屋落成左側面圖	五十分ノ一
第二十五號	鈴屋落成天井及化粧屋根裏見上ゲ圖	五十分ノ一
第二十六號	鈴屋移築配置平面圖	五十分ノ一
第二十七號	鈴屋舊敷地平面圖	五十分ノ一

以上

第壹圖

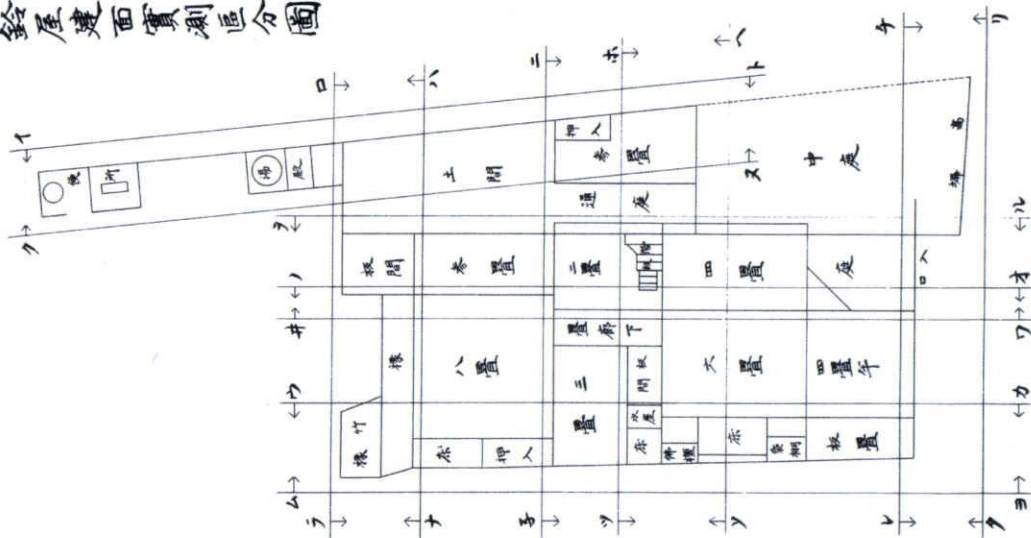
鈴屋平面實測五拾分一壹圖



第壹圖 鈴屋平面實測五拾分之壹圖(原図スケール1/50)

第貳圖

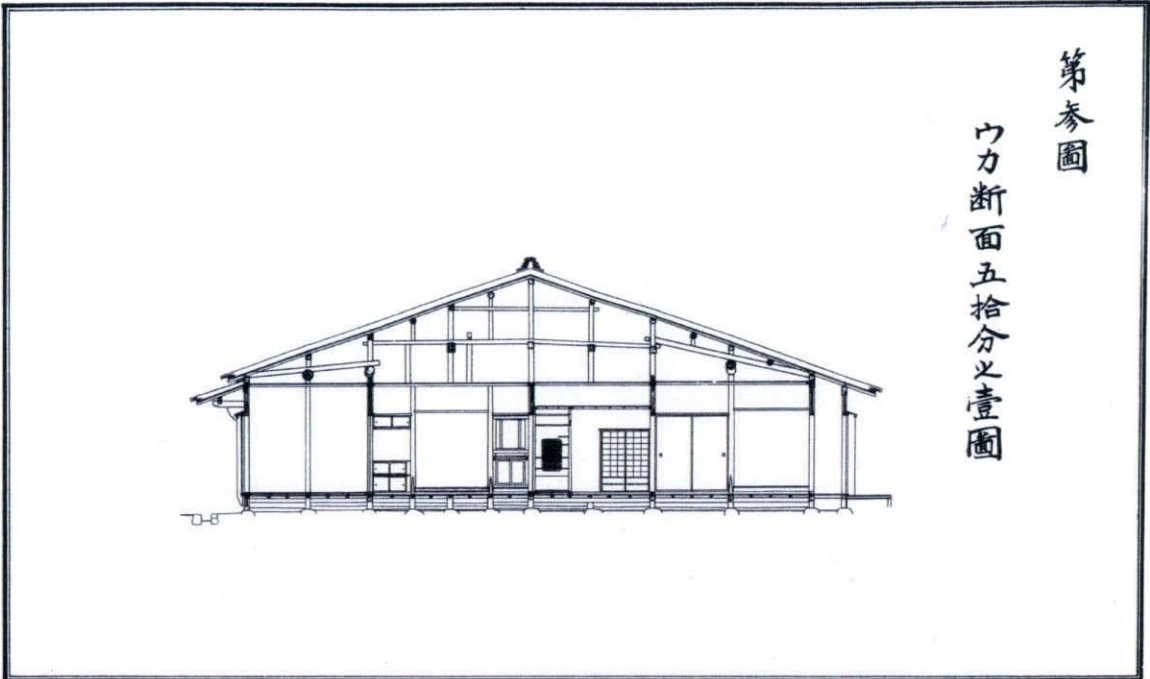
鈴屋建面實測區分圖



第貳圖 鈴屋建面實測區分圖(原図スケール1/50)

第参圖

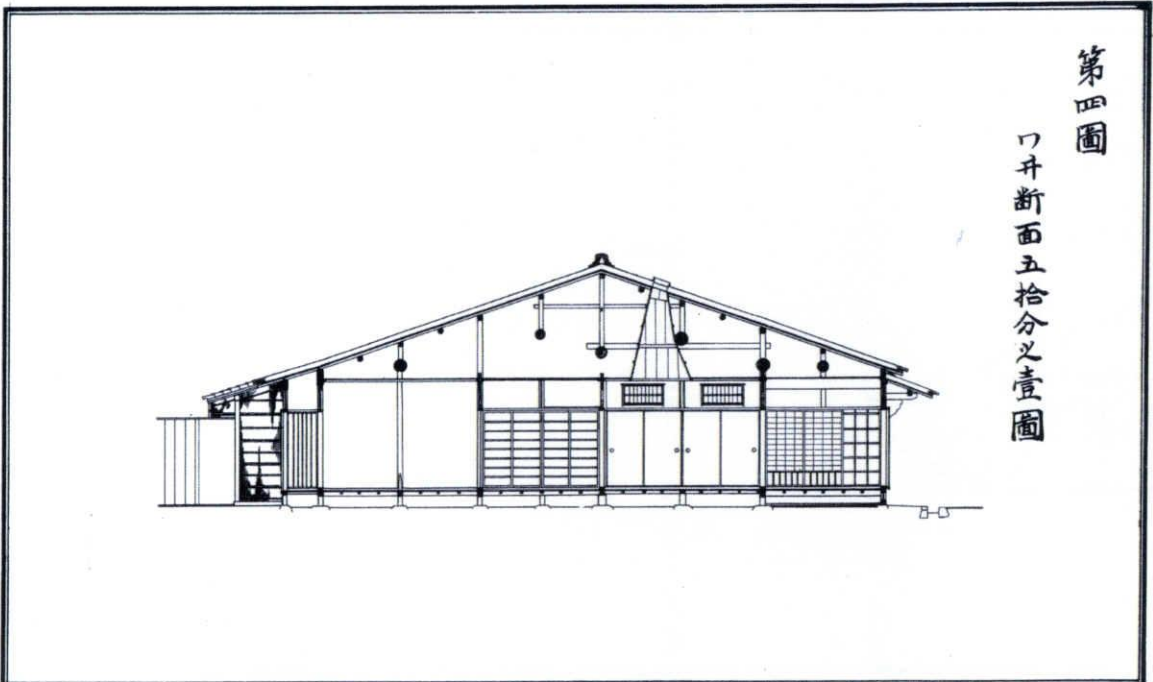
ウカ断面五拾分ノ壹圖



第参圖 ウカ断面五拾分ノ壹圖(原図スケール1/50)

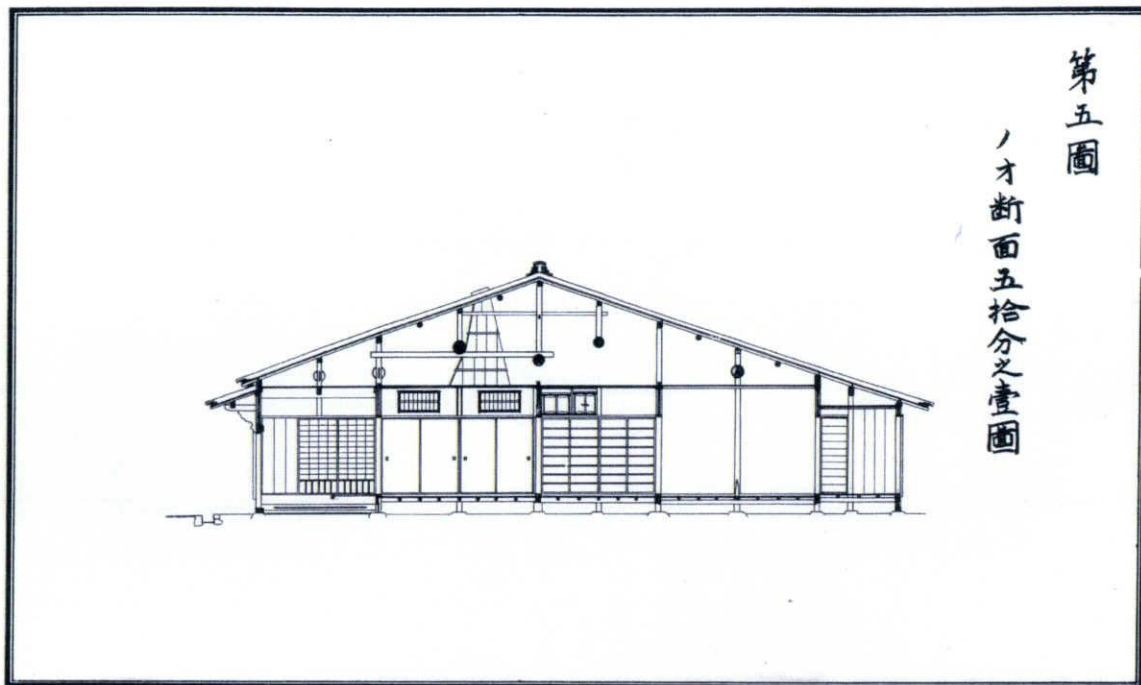
第四圖

ワキ断面五拾分ノ壹圖

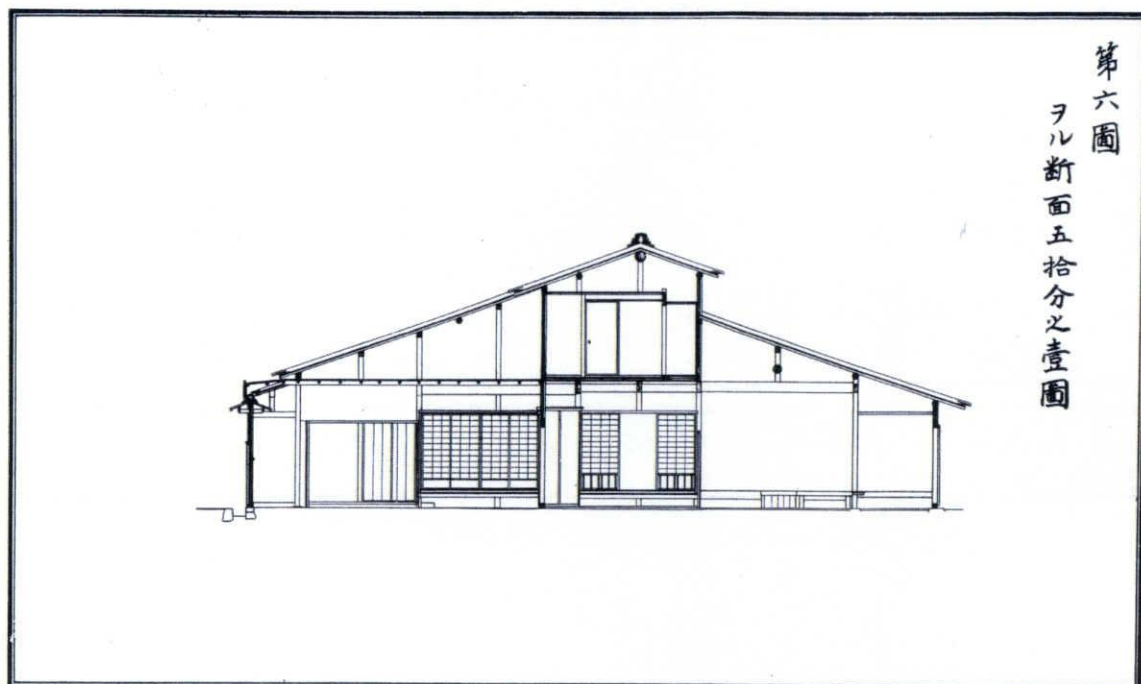


第四圖 ワキ断面五拾分ノ壹圖(原図スケール1/50)





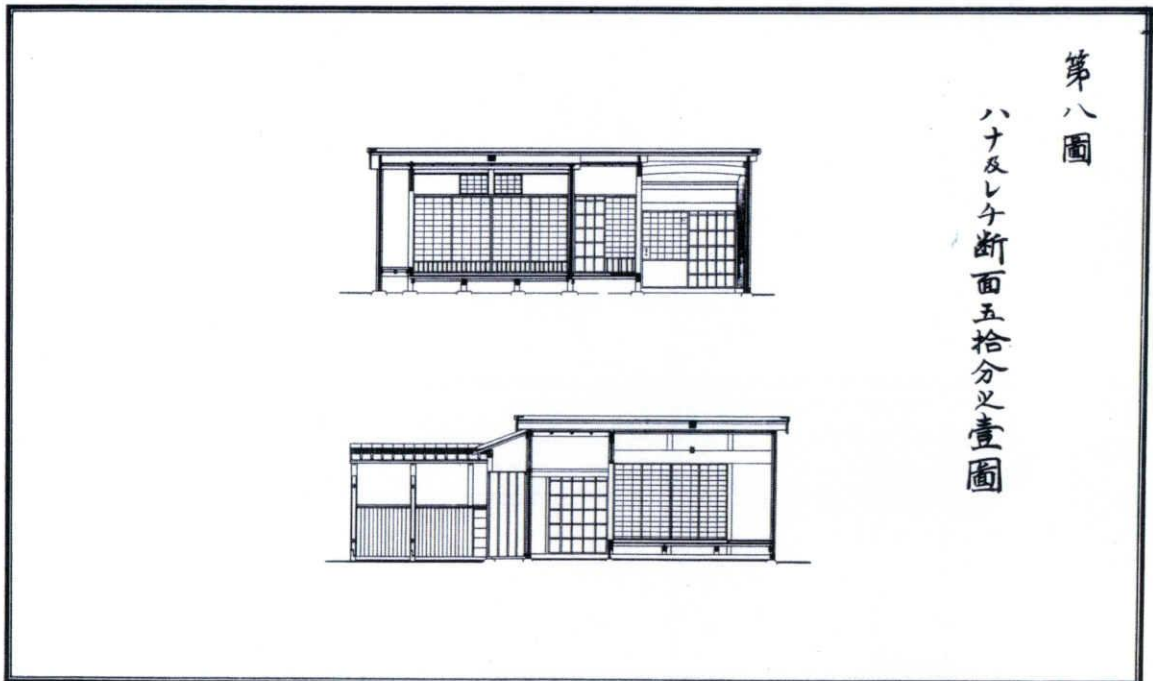
第五圖 ノオ断面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



第六圖 ヲル断面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



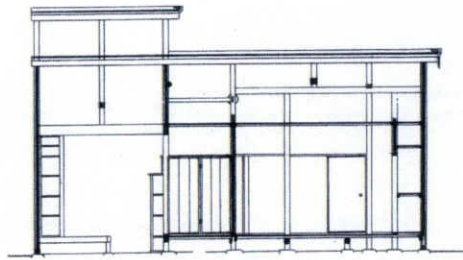
第七圖 ヌク断面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



第八圖 ハナ及レチ断面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)

第九圖

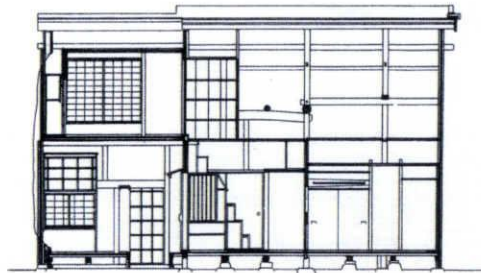
子ニ断面五拾分之壹圖



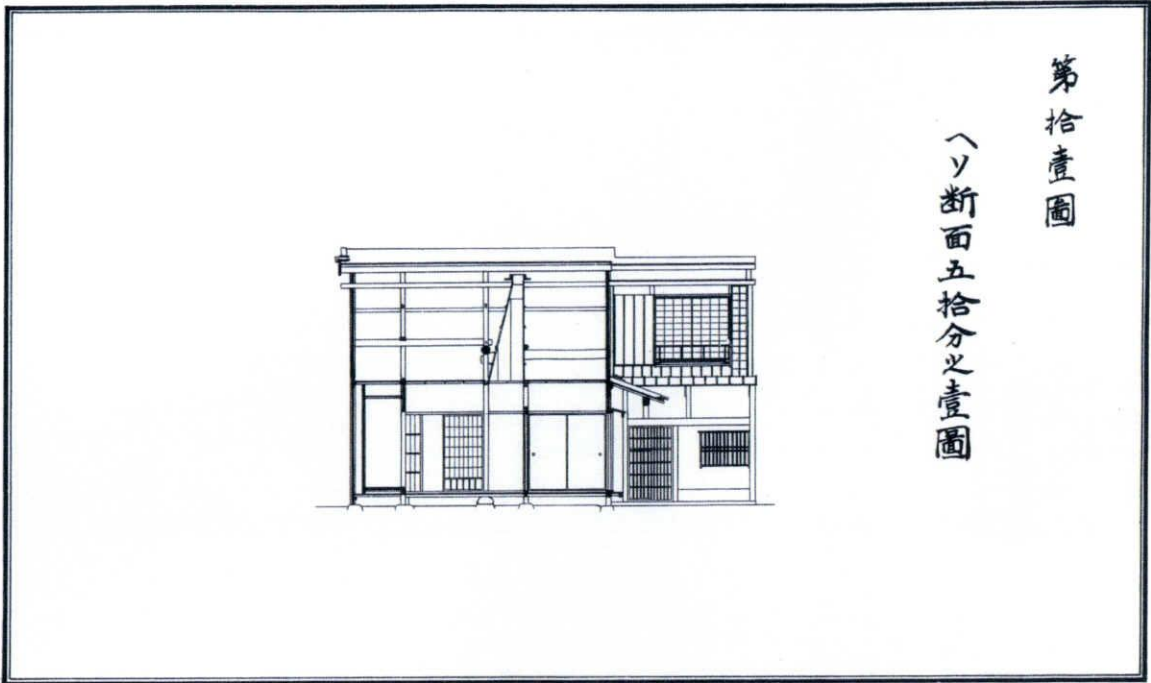
第九圖 子ニ断面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)

第十圖

ツホ断面五拾分之壹圖



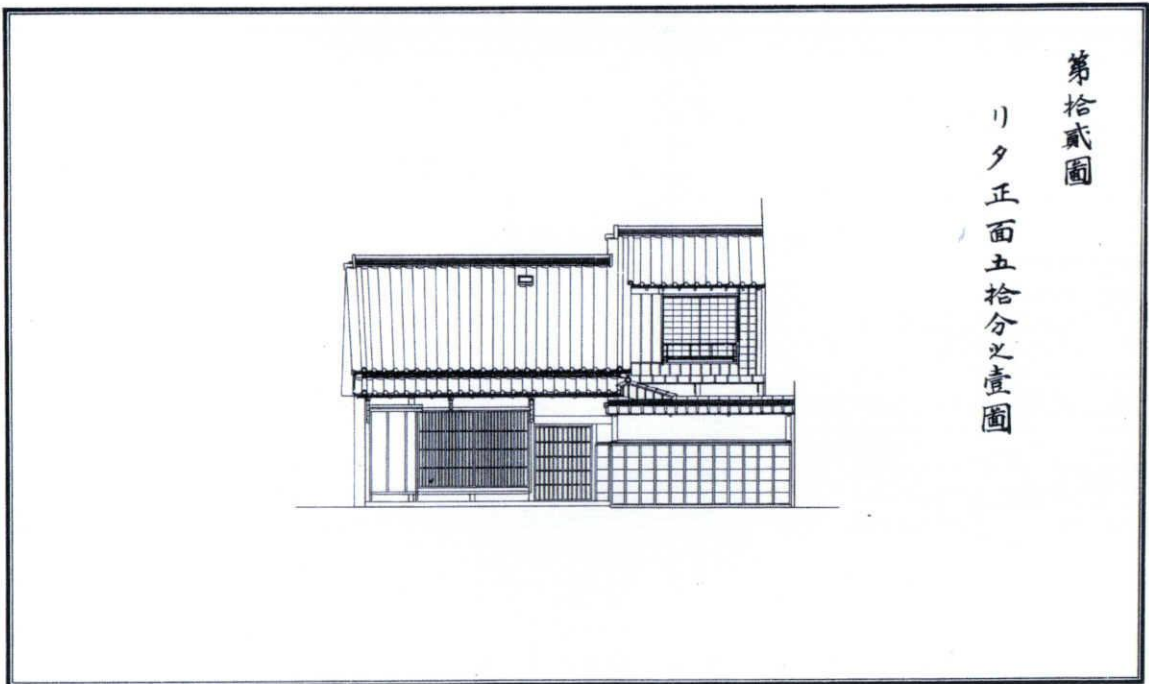
第十圖 ツホ断面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



第拾壹圖

へソ断面五拾分の一圖

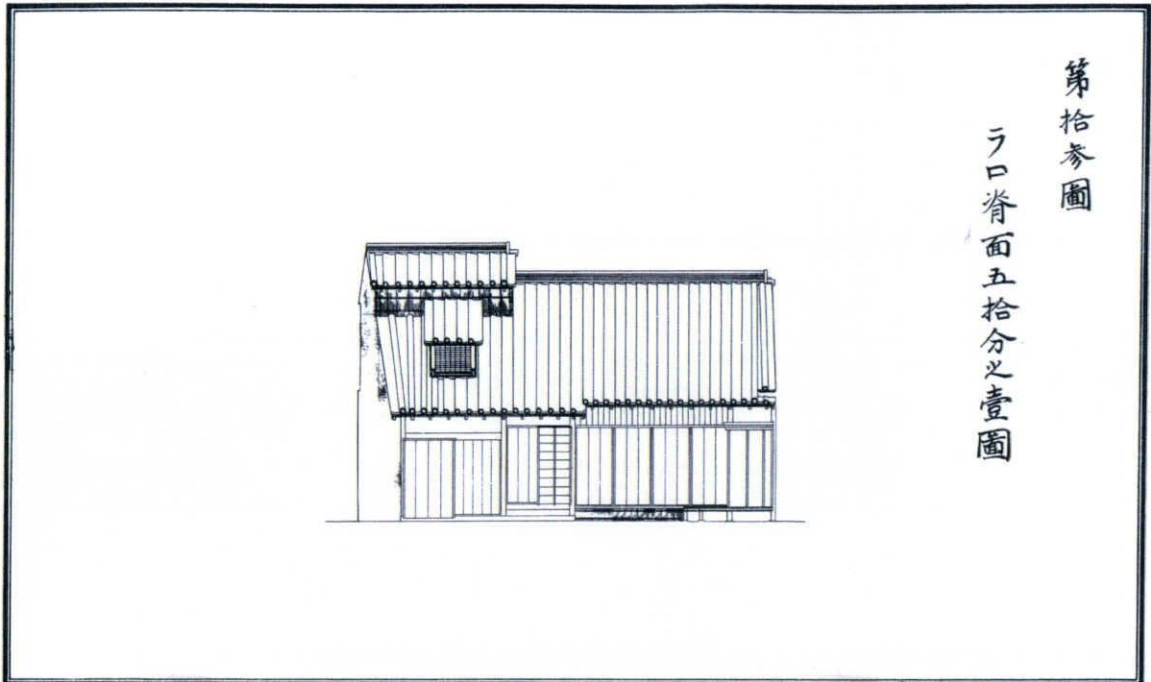
第拾壹圖 へソ断面五拾分の一圖(原図スケール1/50)



第拾貳圖

リタ正面五拾分の一圖

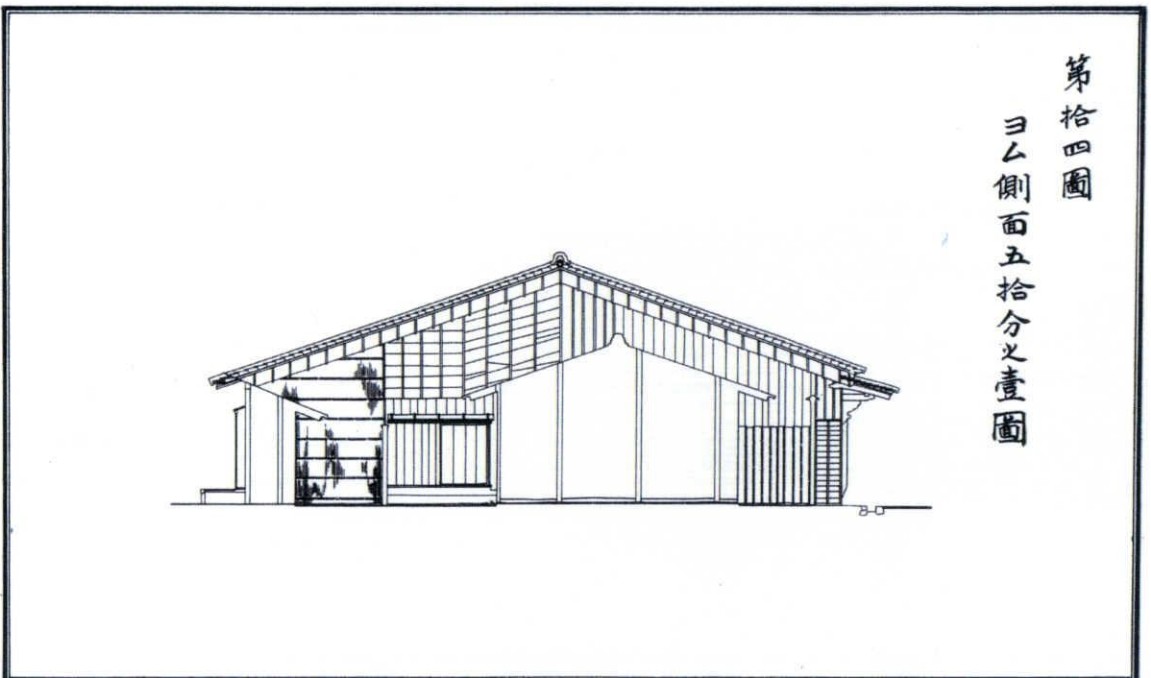
第拾貳圖 リタ正面五拾分の一圖(原図スケール1/50)



第拾参圖

ヲロ脊面五拾分之壹圖

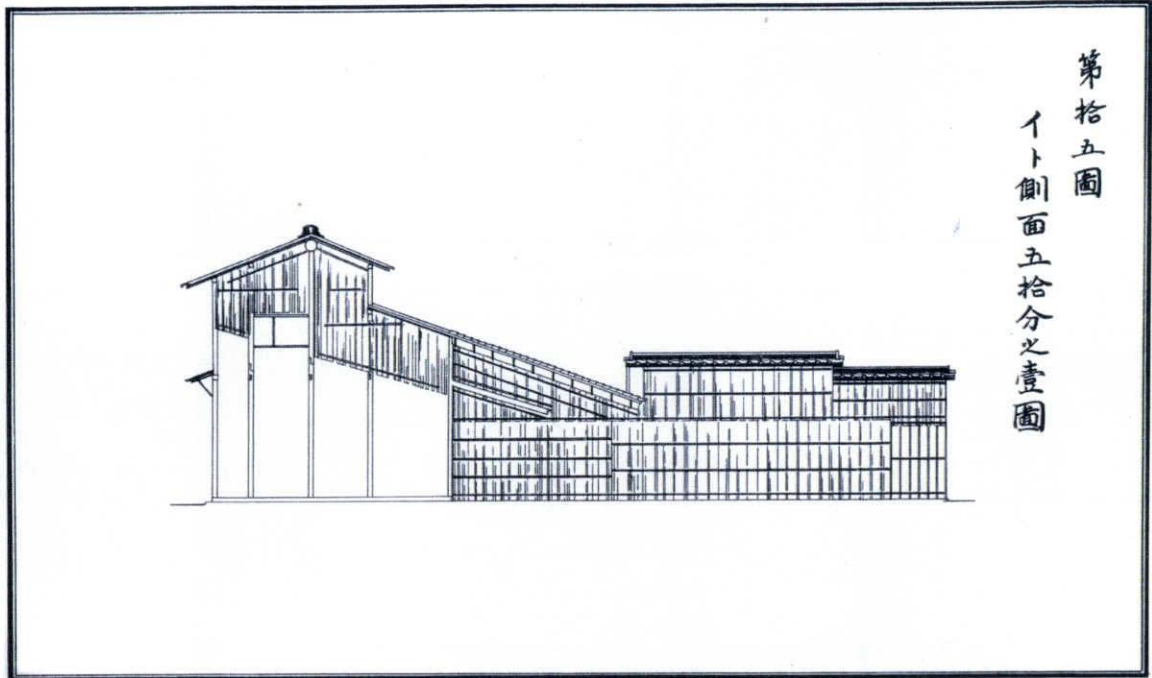
第拾参圖 ヲロ背面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



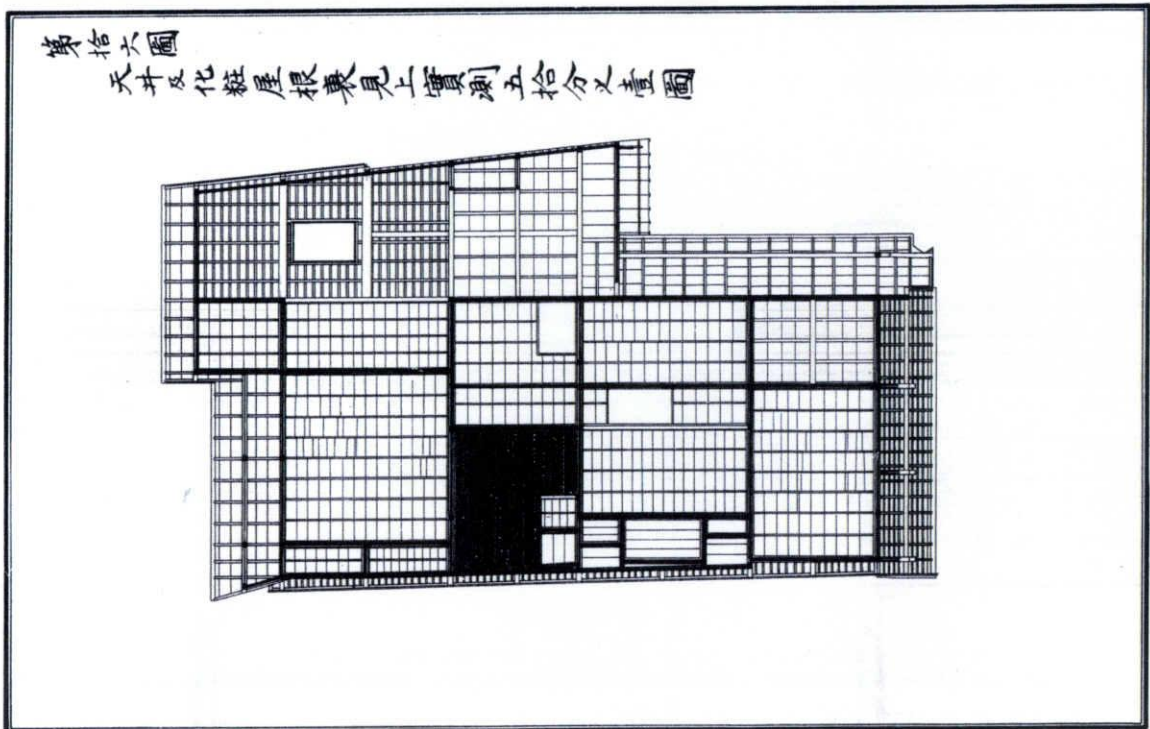
第拾四圖

ヨム側面五拾分之壹圖

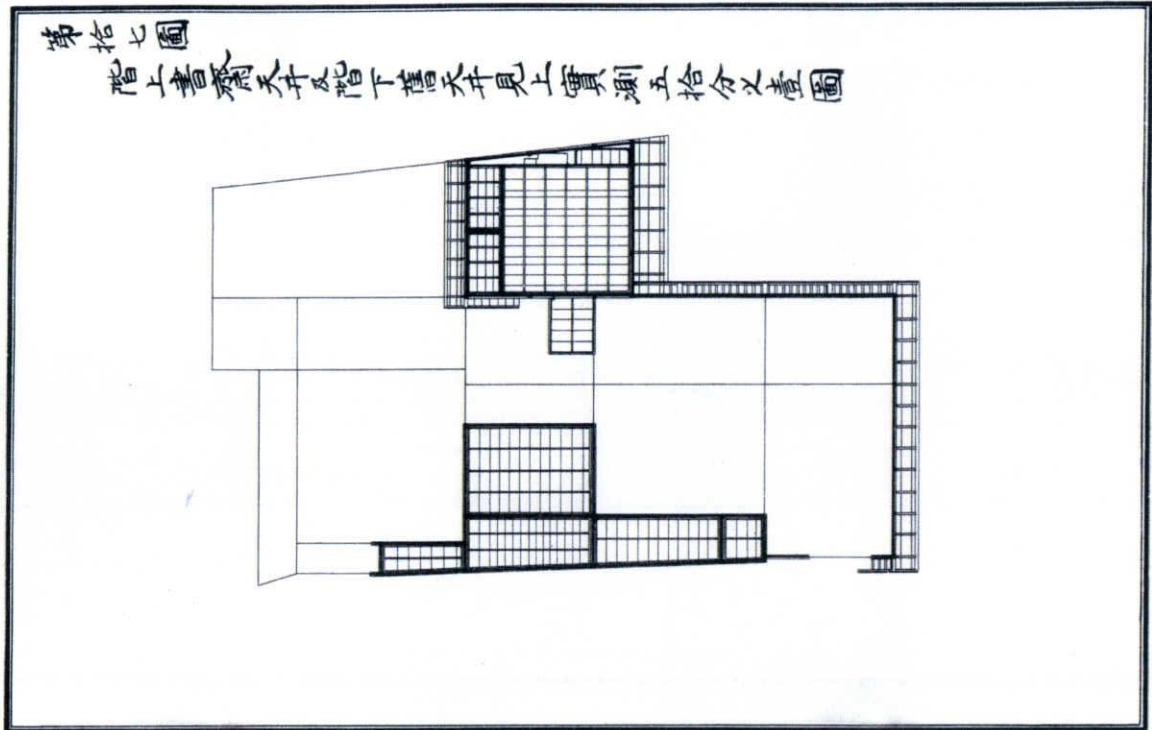
第拾四圖 ヨム側面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



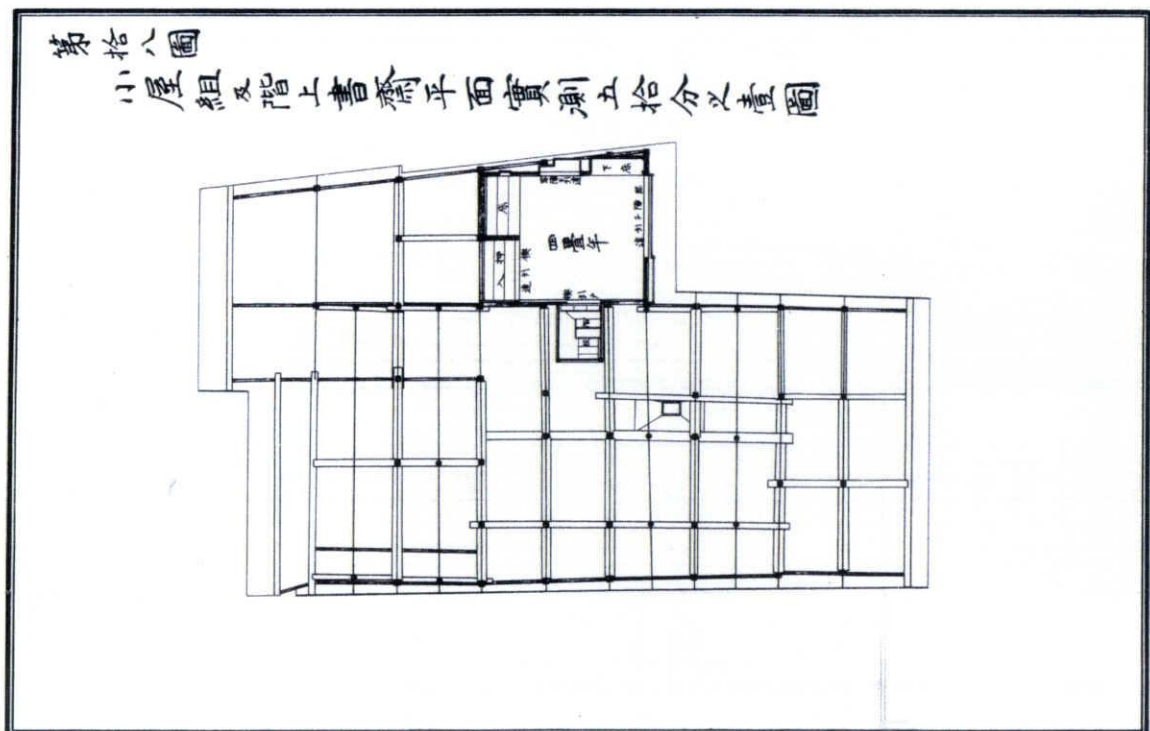
第拾五圖 イト側面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



第拾六圖 天井及化粧屋根裏見上實測五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



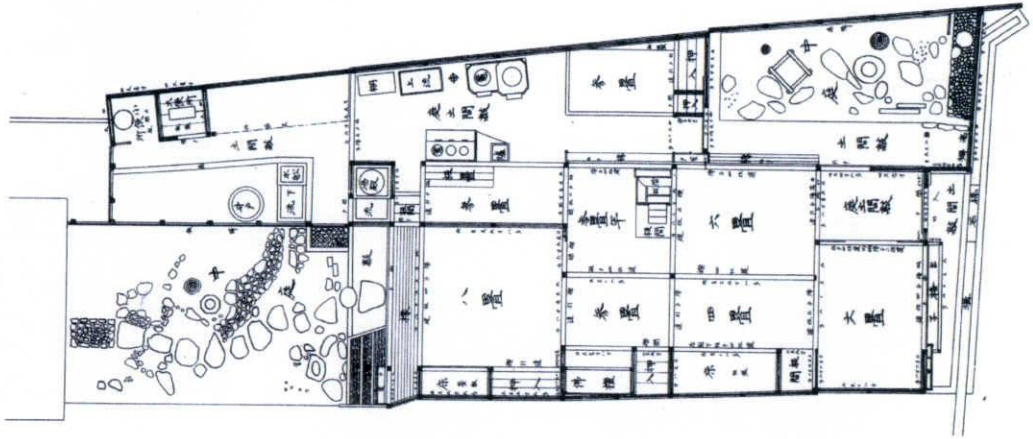
第拾七圖 階上書齋天井及階下舊天井見上實測五拾分之二圖(原図スケール1/50)



第拾八圖 小屋組及階上書齋平面實測五拾分之二圖(原図スケール1/50)

第拾九圖

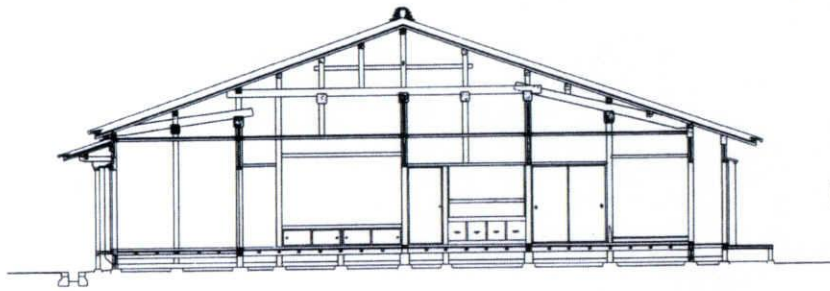
鈴屋平面五拾分之壹圖



第拾九圖 鈴屋平面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)

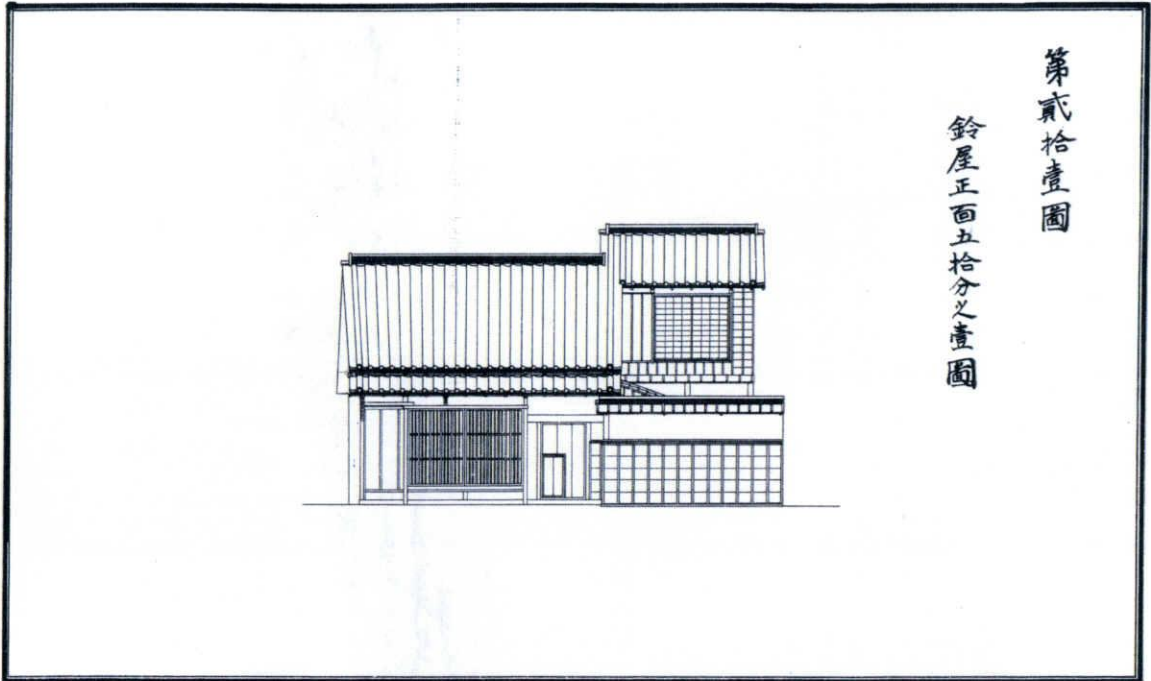
第貳拾圖

鈴屋断面五拾分之壹圖



第貳拾圖 鈴屋断面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)

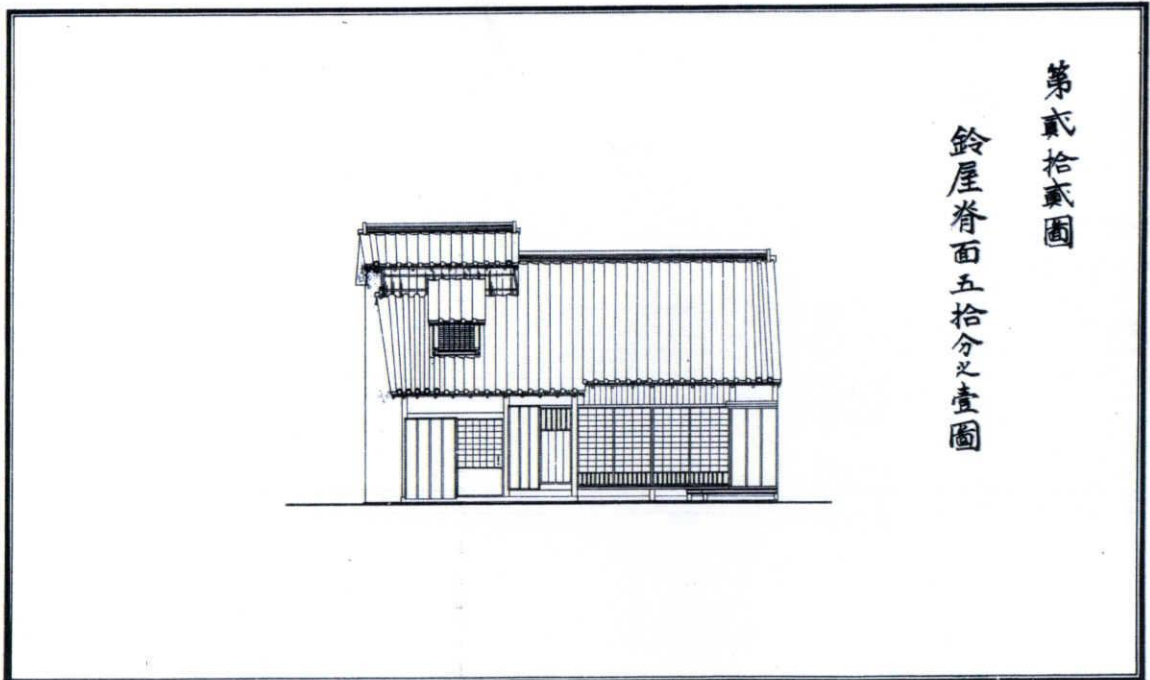




第貳拾壹圖

鈴屋正面五拾分之壹圖

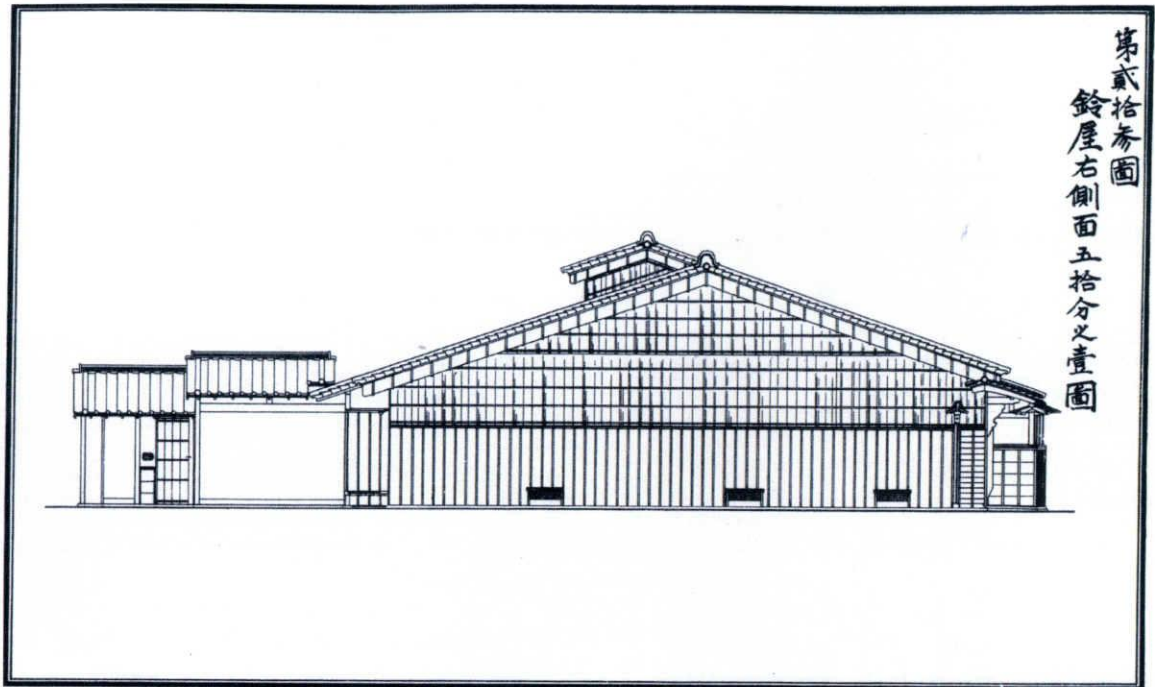
第貳拾壹圖 鈴屋正面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



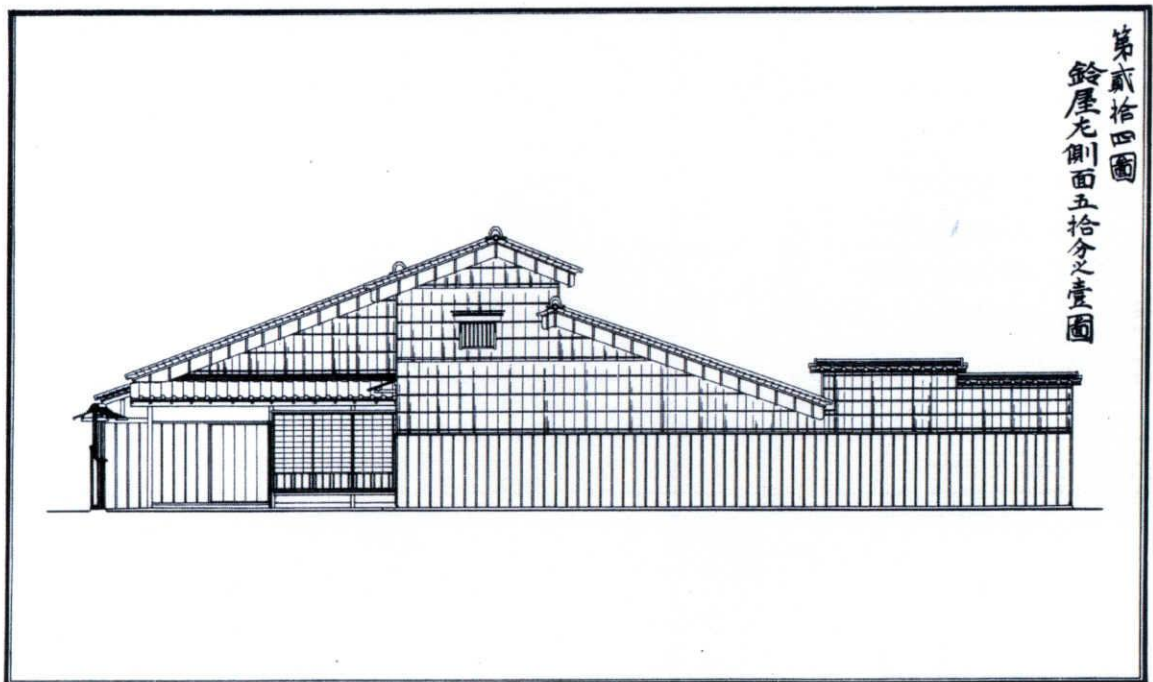
第貳拾貳圖

鈴屋背面五拾分之壹圖

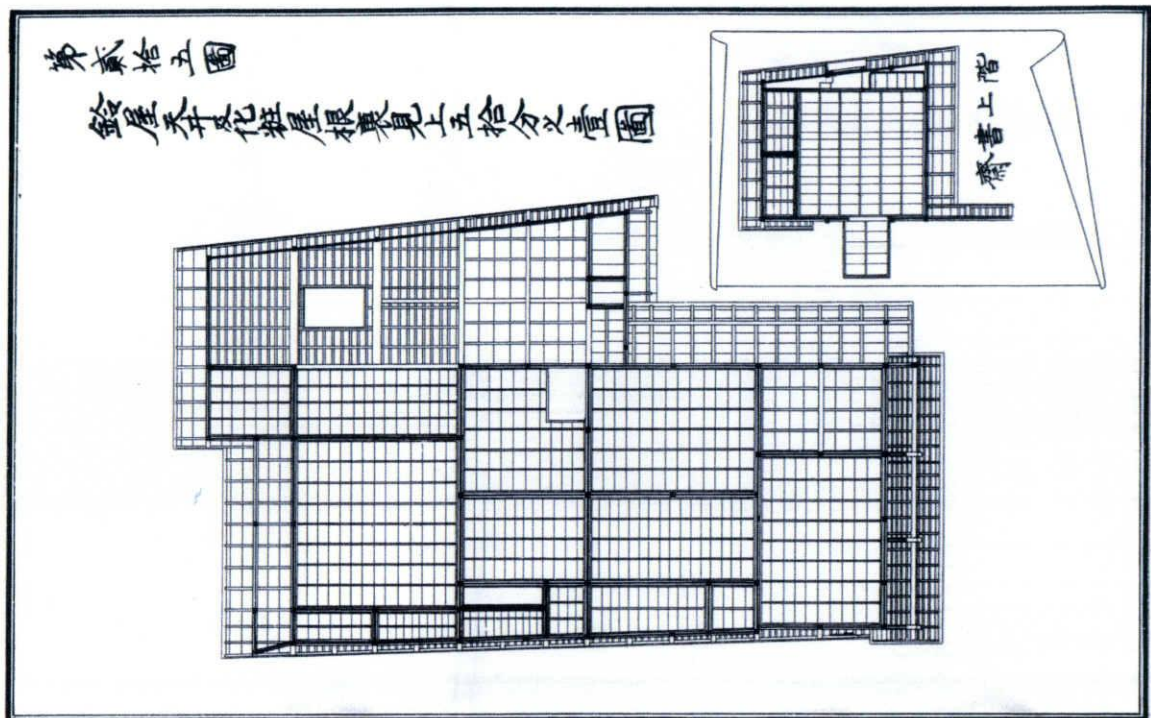
第貳拾貳圖 鈴屋背面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



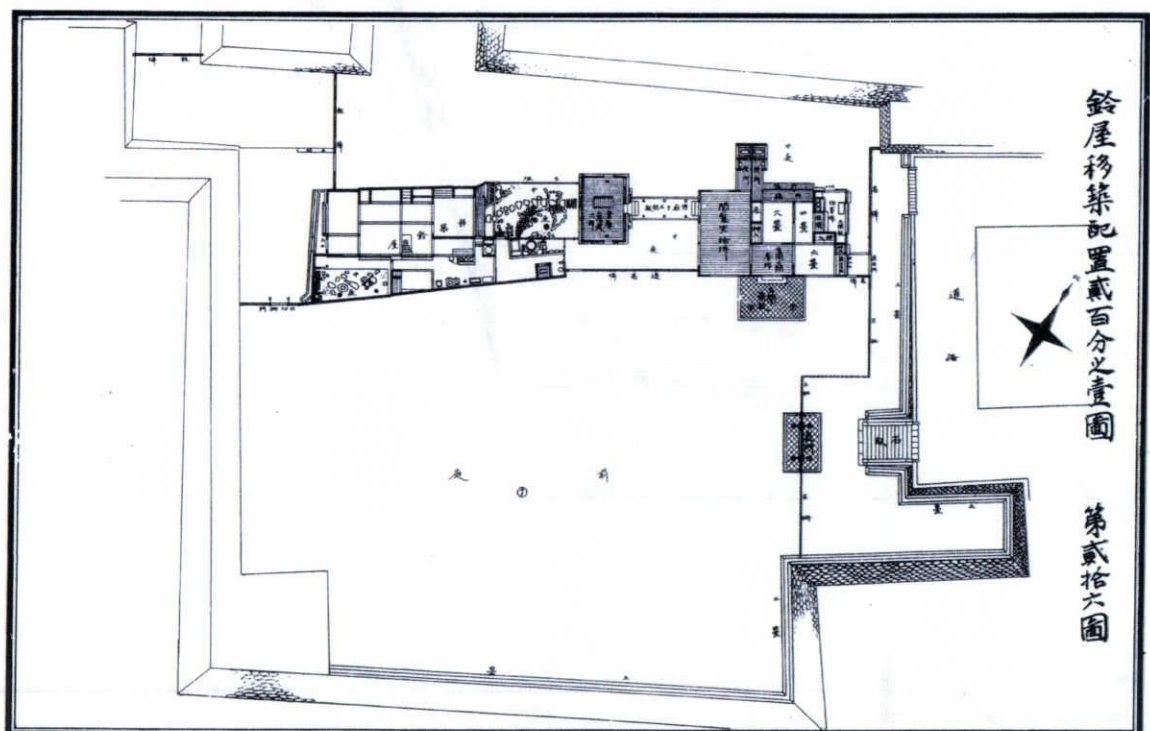
第貳拾参圖 鈴屋右側面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



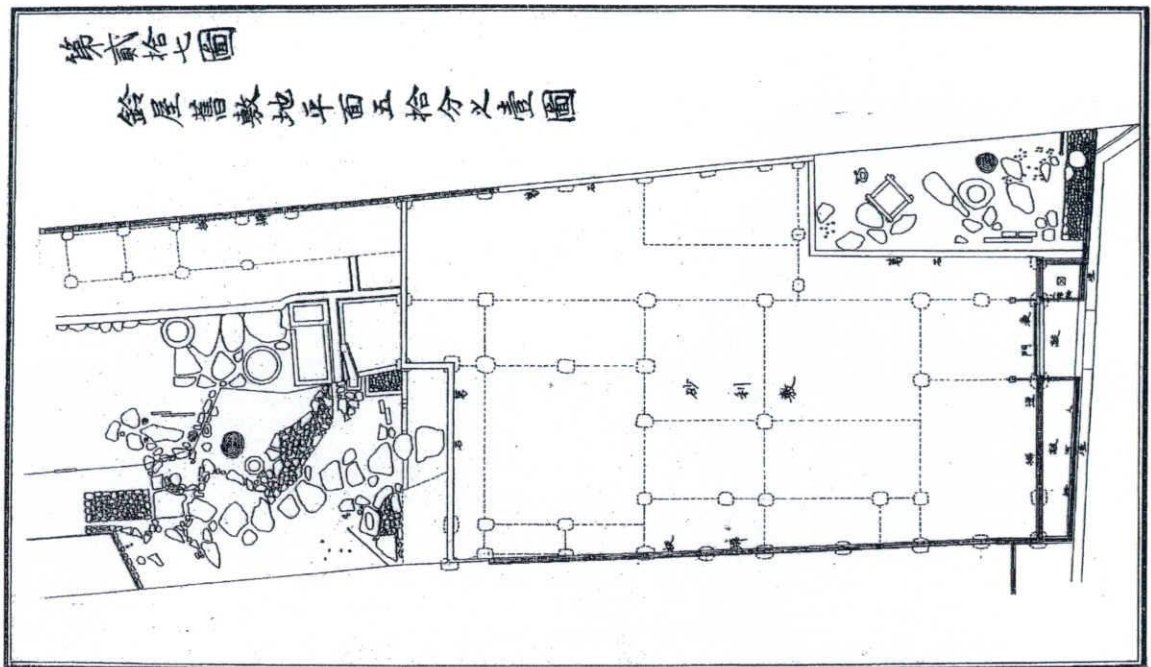
第貳拾四圖 鈴屋左側面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



第貳拾五圖 鈴屋天井及化粧屋根裏見上五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



第貳拾六圖 鈴屋移築配置貳百分之一圖(原図スケール1/200)



第貳拾七圖 鈴屋舊敷地平面五拾分之壹圖(原図スケール1/50)



明治後期以降における保存会活動と技術者の計画思想に関する研究  
 —特別史跡 本居宣長旧宅移築工事にみる事例的研究—

三重大学大学院工学研究科建築学専攻

菅原研究室 405M418 矢島平一

0. 研究の位置付け

0-1. 研究の背景

近代初期における文化財保護制度として、まず明治30年(1897)に「古社寺保存法」が整備され、奈良京都の社寺建築をはじめ文化財的保護が始まった。民家の保護は、大正8年(1919)に「史蹟名勝天然紀念物保存法」が整備されることで「史蹟」として初めて保護の対象となる。本居宣長旧宅は大正11年(1922)に史蹟(現在は特別史跡)として指定されているが、移築工事は明治42年(1909)に行われている。

そのため旧宅の移築工事は、文化財としての保護を目的としたものではなく、民家に対する保護の制度が未成熟な時期に移築工事が実施されている。現在、その活動を支えた鈴屋遺蹟保存会を継承する機関である本居宣長記念館には、その移築工事報告書が保存されており、さらに遺蹟保存の活動を明確に記す簿冊が存在することが判明した。

0-2. 研究の目的

明治後期に実施された民家の移築事例を元に、移築計画及び遺蹟保存会の活動を明らかにし、当時の保存手法、計画趣旨を明らかにすることを目的とする。

0-3. 研究の方法

研究方法は、文献調査及び実測調査を主軸とし、現存の資料文献と建造物を分析することを試みている。資料は、後述0-4.の資料を主軸とし、関連する事項を『建築雑誌』、「新聞記事」などから参照し時代把握を行う。

本論は、図1.の構成により研究を進めることとし、1章2章で「保存会の活動」、3章～6章までを「民家移築について」記述する2部構成とする。また、それぞれについて具体的事例と時代的動向について相対的に記述する構成とする。

0-4. 資料概要

現在、本居宣長記念館に保存されている資料の中に『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』<sup>1)</sup>なる簿冊が保存されている。簿冊は、昭和24年(1949)に冊子としてまとめられたものらしく、明治39年から昭和24年までの書類が綴られている。この簿冊の中に本居宣長旧宅の移築工事報告書と判断される冊子(書名はない。本編では「旧宅

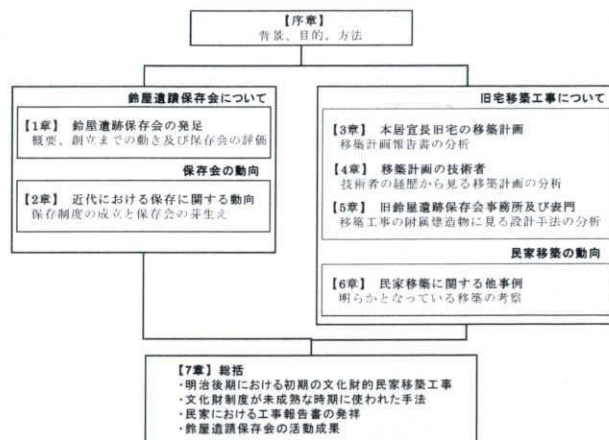


図1. 論文構成

移築工事報告書<sup>2)</sup>と称す。)があり、当時名古屋高等工業学校教授である土屋純一による詳細な報告がされており、修理報告書としてもかなり早い段階のものであることが確認できる。また、上記資料同封として不実施の洋館図面(詳細明記なし)も含まれる。

1. 鈴屋遺蹟保存会の発足

1-1. 本居宣長の概要

1-1.1 本居宣長旧宅の由来

本居宣長旧宅は、現在松阪城址内に現存しているが、これは明治42年(1909)の移築工事によるもので、もとは現在の松阪市魚町一丁目の商屋が密集する町並にあり、本居宣長が寛保元年(1741)12才から死去する享和元年(1801)72才まで自宅として住みながら、自身の研究・



図2. 移築直後の旧宅 (明治42年)<sup>3)</sup>

講釈の場、医業の場として使用していた。魚町の旧宅跡地は、承応3年(1654)三郎右衛門(宣長の曾祖父)が本町の宅地と共に買い求めたもので、旧宅家屋は、その後元禄4年(1691)定治(宣長の祖父)が職人町清光寺前に建てた家屋を享保11年(1726)、魚町に移築したものが後の本居宣長旧宅となる。

1-1.2 国学者本居宣長

本居宣長(1730-1801)は、国学者として広く一般的に知られ著書『古事記伝』を余生に復活させたことが偉業とされている<sup>4)</sup>。また国学四大人(図4.)の1人とされており、国学の成立過程において重要人物とされている<sup>4)</sup>。宣長の学問は、大きく(一)文学説、(二)語学説、

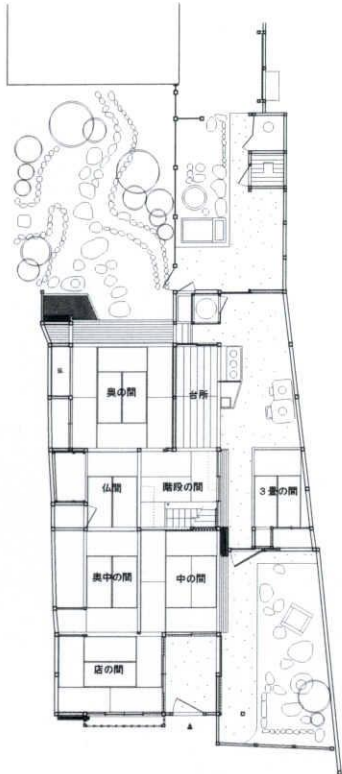


図3. 本居宣長旧宅平面図(現状) 1/250

(三)古道説の3つの分野に分けられ、3つの分野が一体となつて、宣長学という膨大な体系を作り上げており、質的量的にも国学の頂点をなしている<sup>4)</sup>。また、今日の国文学・国語学・国史学の研究にもなお刺激を与える偉大な業績を上げている<sup>4)</sup>。

1-1.3 本居宣長近代における評価

宣長の評価が高潮するのは、明治34年(1901)宣長没後百年祭<sup>5)</sup>実施及び、明治26年(1893)松坂町大火<sup>6)</sup>による旧宅の物理的危機が契機であると考えられる。百年祭実施までの動向には、一連の宣長顕彰の活動がみられ、それは明治7年(1874)山室山神社社殿造営<sup>7)</sup>から始まる。山室山神社は、明治22年(1889)殿町追手筋(元奉行所跡、現在の松阪市役所)に、さらに大正4年(1915)現在の場所(四五百の森)に移転され、昭和6年(1931)本居神社と改められ<sup>8)</sup>現在に至る。一連の活動には、地元有志者が関係し、宣長保存の芽生えが背景にあると考えられる。また、大火が要因となり、旧宅保存へ向けて初めて動き出し<sup>9)</sup>、保存会創立へとつながる。

1-2. 鈴屋遺跡保存会の創立

鈴屋遺蹟保存会は、明治39年(1906)8月に当時の有松知事を会長とし、旧宅保存、記念文庫・管理施設建設、遺墨遺品の保存を目的として結成された<sup>1)</sup>。保存会名簿<sup>2)</sup>には、松阪商人である小津清左衛門、長谷川次郎兵衛ら地元有力者が名を連ねており、参画していた。保存会発足が決定的となったのは、明治38年(1905)明治天皇より遺蹟保存会設立のための御下賜金を賜った<sup>1)</sup>ことにある。

1-3. 鈴屋遺蹟保存会発足のキーマン

発足を促したキーマンは、"地元有志者","東宮侍講 本居豊穎","新聞記者 角田浩々歌客"が考えられる。"地元有志者"は、一連の山室山神社造営に関わった人物達であり、最初に旧宅保存の検討を行った<sup>9)</sup>人物達である。"東宮侍講 本居豊穎"は、宣長の学統を受継ぐ孫孫弟子であり、東宮侍講として皇太子(大正天皇)の教育にあたった<sup>4)</sup>人物である。鈴屋遺蹟保存会は、幾度の皇族による御下賜金を受けており(表1)、最初の賛助により保存会発足が決定的なもとなった。その背景には、東宮侍講としての本居豊穎の存在があり、皇族に対して一番影響力を持っていたと考えられる。"新聞記者 角田浩々



図4. 国学者樹形図<sup>4)</sup>

表1. 皇族による御下賜金\*

日時	皇族	金額
明治39年(1906) 9月	明治天皇	金 五百 圓
明治43年(1910) 11月	皇太子殿下	金 壹百 圓
明治44年(1911) 5月	皇后陛下	金 貳百 圓
大正 9年(1920) 5月	高松宮殿下	金 五十圓
大正11年(1922) 11月	皇后陛下	金 壹百 圓
大正13年(1924) 4月	山階宮・武彦王殿下	金 五十圓
大正15年(1926) 6月	閑院宮・載仁親王	金 五十圓
昭和12年(1937) 6月	皇太后陛下	金 參百 圓

\* 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』御内帑又下賜金より







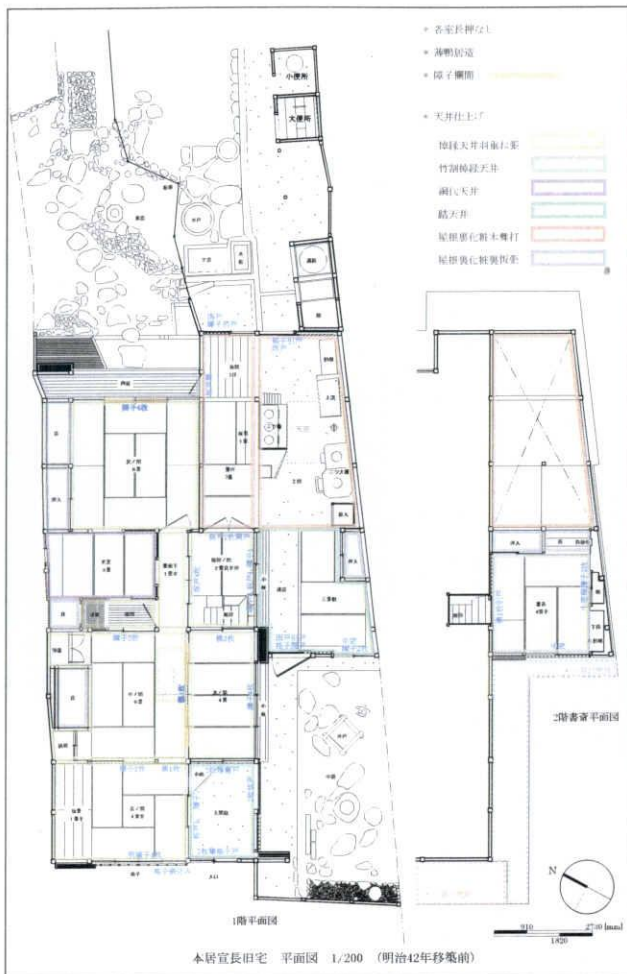


図5. 「移築前ノ形状」<sup>2)</sup>にみる現状把握

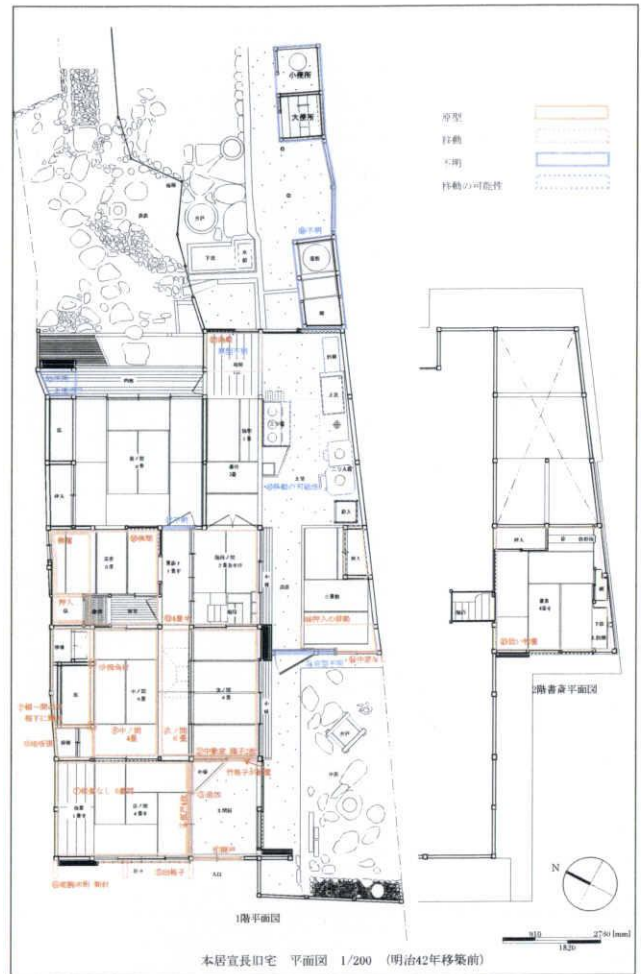


図6. 「建築当初ノ形状」<sup>2)</sup>にみる痕跡の根拠

### 3. 本居宣長旧宅の移築計画

#### 3-1. 旧宅移築工事の特徴

報告書の構成は、表7.の通りである。旧宅の"移築保存"までの経過として、「保存会当初の案としては遺蹟を元地にそのまま、保存し周囲を取拂ひ一少公園風と爲す見込みなりしに右は巨額の資金を要し到底実現の見透しづかざりしを以て是れを他に移轉することとし<sup>1)</sup>とあり、膨大な資金を解消するために移築することに至った経緯が読み取れる。また、移築先は松阪城址内が前提として計画され、宅跡には、在来の礎石、中庭を保存することが挙げられ、さらに移築後の旧宅配置は、在来の方位と同様とする計画が特徴的である。また、移築工事は、民家における早期の保存を目的としたものでありながら、現在の保存手法と同等といえる手法を用いている点が特徴的である。

表7. 旧宅移築工事報告書(仮称)<sup>2)</sup>の構成

- 鉛屋遺蹟保存会々務報告(保存会名簿)
  - (収入の明細)
  - (支出の明細)
  - (収支差引現在の明細)
  - 諸言
  - 移築設計方針
  - 鉛屋在来ノ状況
    - 第一. 移築前ノ形状
    - 第二. 建築当初ノ形状
    - 第二. 書斎ノ増設
  - 工事ノ経過
    - 第一. 移築二階シ形状ノ復舊
    - 第二. 移築工事实施
    - 第三. 附屬高層ノ新築
    - 第四. 在来敷地ノ修築
  - 附屬工事
  - 鉛屋移築工事圖面目録
- \* ( )内は見出しなし

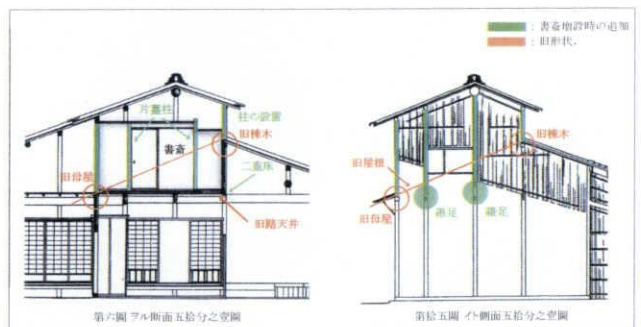


図7. 「書斎ノ増築」<sup>2)</sup>にみる旧形の根拠

これは、移築にあたり、緻密な痕跡調査を基に復旧を行っている点、在来部材を必要以上に変更しない手法からである。また、"移築保存"は、技術者が考える保存手法でない点、建築年代の検討が一切されていない点から、保存会主導であることが考えられる。また、近代における新しい手法として、屋根裏部の補強に金物及び筋違を補加<sup>2)</sup>している点が特徴的である。

#### 3-2. 旧宅移築工事報告書の分析

### 3-2.1 現状把握の手法

旧宅の復旧は、「現状把握(図5.)」「建築当初の形状(図6.)」「書斎増設時の把握(図7.)」のように段階的に目指す形状の復旧年代を特定している点が特徴的である。

表8. 「移築二際シ形状ノ復旧」<sup>2)</sup>にみる変更箇

項目	移築前の形状	復旧個所(移築後)
一.		
二.		
三.		
四.		
五.		
六.		

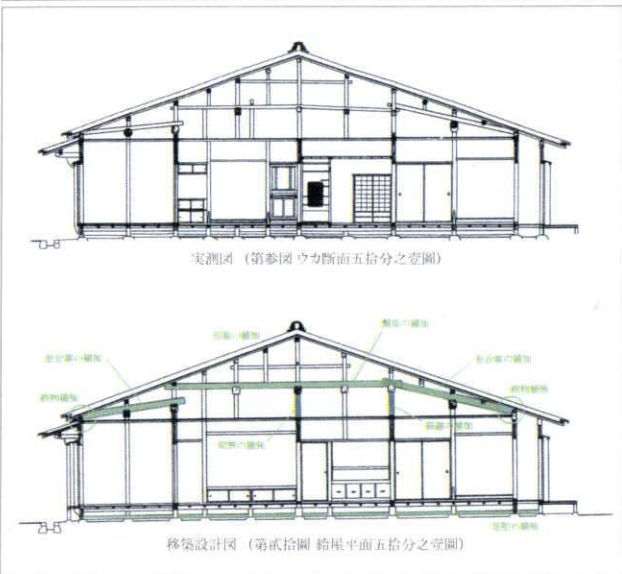


図8. 「移築工事実施」<sup>2)</sup>にみる補強箇所

### 3-2.2 施工計画及び施工方法

施工計画は、平面及び外観の変更箇所についてのみ具体的に明記しており、屋根及び床組部については、金物による補強・梁の追加・筋違の設置が施されているが、補強箇所については具体的な明記は見られない。よって、報告書は、技術的な記録を記すことより、形状変更による後世への誤解を免れるために記す役割があったと考えられる。

### 3.3. 当初の計画

鈴屋遺跡保存会設立以前に"山室山神社周辺に移築保存する案"<sup>9)</sup>と"魚町の旧宅を現地で保存する案"<sup>19)</sup>の相反する計画が存在していた(表9)。さらに、保存会が提出した松阪城址内の土地の借地願<sup>20)</sup>には、すでに旧宅を"移築保存"することが決定している<sup>20)</sup>。よって、土屋が工事を依頼された時には、すでに移築することが決定しており、旧宅の移築保存の手法は、保存会の主導によるものであったことが明らかとなる。

### 3.4. 移築前の状況

移築前の松阪城址は、松阪公園として市民に開放されていた<sup>21)</sup>が、特に建造物があったわけではなく、公園として桜が一面に植えられていたのみであった。

移築前の本居宣長旧宅地には、本宅(旧宅)の他に春庭旧宅及び土蔵、また宣長が安政4年(1775)に購入し<sup>22)</sup>、明治22年(1889)山室山神社に寄付<sup>22)</sup>した家屋が現存していたことが判明した<sup>22)</sup>(図9)。家屋は、明治42年(1909)旧宅移築工事の際に、山室山神社に移転され<sup>22)</sup>、その後の同神社移転にともない撤去され、現存しないと考えられる。家屋の詳細については、不明であり、ただ旧宅移築工事報告書添付図面<sup>23)</sup>の旧宅妻面に外形を残すのみである。

表9. 旧宅保存手法の変遷

事項	旧宅保存方法の変遷
M22 山室山神社が磯町道手筋(現在の市役所)に移転	山室山神社周辺に移築保存する案
M26.3 松坂町大火	
M28 磯町道手筋(現在の市役所)に旧宅移築保存する議論あり <sup>*1)</sup>	魚町の旧宅を現地で保存する案
M39.8以前? 「保存会当初の案としては遺跡を元地にそのまま、保存し周囲を助橋ひ一歩公園地と爲す見込みなりしに」 <sup>*2)</sup>	
M39.6 「本居大入遺蹟保存ノ爲メ文庫ヲ建設シ、且ツ住宅ヲ移シ」 <sup>*3)</sup>	旧宅移築保存の構想
M39.8 松屋遺蹟保存会創立	
M39.8-M39.12末 資金募集期間 予定総額見込らず	
「止むなく其の設計を変更し文庫建設は暫く之を後日に譲り、先づ移築工事のみ之を進行することとし」 <sup>*4)</sup>	
M40.10 土屋純一が工事依頼を受ける <sup>*5)</sup>	
M41.12-M42.12 旧宅移築工事	
M43.1 「近隣牧地ヲ賣却購買シテ区域ヲ擴大シ此等ノ敷ナカラシメンニハ全く資力ノ許ザラズトコロ」 <sup>*6)</sup>	移築工事実施

【備考】

- \*1 岩出忠次「遺徳を存えて 山室山神社の崇徳と鈴屋遺蹟の保存」『宣長と旧宅保存への動き』光田照 平成6年(1994)
- \*2 「財團法人松屋遺蹟保存会 各種資料集」『創立臨時庶務の定心願主』
- \*3 『七阪市史 第15巻 資料編 近代(2)』『松屋遺蹟保存会より借地願』p.621 1993.3
- \*4 「財團法人松屋遺蹟保存会 各種資料集」『松屋移築工事』
- \*5 岩出忠次「遺徳を存えて 山室山神社の崇徳と鈴屋遺蹟の保存」『宣長と旧宅の移築』光田照 平成6年(1994)
- \*6 「財團法人松屋遺蹟保存会 各種資料集」『旧宅移築工事報告書(抜粋)』
- \*7 「財團法人松屋遺蹟保存会 各種資料集」『事業計画及之に伴フ取次帳』



図9. 移築元(魚町)の復原 配置図s.1/400

#### 4. 移築計画の技術者

##### 4.1. 技術者 土屋純一、奥野栄蔵

移築工事に関わったのは、当時名古屋高等工業学校教授の土屋純一と神宮司庁営繕事務嘱託の奥野栄蔵の2名で、実際の設計業務には奥野が当たり、土屋はそれを指導監督したものと考えられている<sup>1)</sup>。

##### 4.2. 移築工事に用いられた手法

両技術者は、奈良県の古社寺修理工事で、土屋は“監督技師”、奥野は“主任技手”として同じ現場で職務にあっていた<sup>24)</sup>(表10.)。修理工事としては「橿原神宮本殿」の屋根修理工事、「長福寺本堂」及び「唐招提寺講堂」の解体修理工事とみられる<sup>25)</sup>。土屋が工事依頼を受けるのが、前歴職務を辞職したすぐ後の明治40年(1907)10月<sup>26)</sup>であることから、手法として古社寺修理の手法を用いたことが考えられる。土屋の前歴修理工事(東大寺金堂明治大修理)からは、講堂天井部大梁を支持する「鉄骨造平行弦トラス」実施計画<sup>27)</sup>までに、その原形となる案を作成していることを読み取れる。鉄材を補強部材として使用する計画は、旧宅移築工事の際にもみられる手法である。

表10. 土屋純一が旧宅移築までに関わった修理工事<sup>24)</sup>

和暦	西暦	関連修理工事	土屋純一経歴
M30	1897	新薬師寺本堂 法起寺三重塔 M30【古社寺保存法】成立	M30-M34 関野貞(当時:奈良県技師)の右腕として働く
M31	1898	唐招提寺金堂 薬師寺東塔	
M32	1899	秋篠寺本堂	
M33	1900	東大寺法華堂 興福寺五重塔 室生寺五重塔	M33 東京帝国大学工科大学建築学科卒業、同大学院へ進学
M34	1901	新薬師寺鐘楼	
M35	1902	法輪寺三重塔 高麻寺東塔 法隆寺中門	M35-M39 奈良県技師 ・奈良県地方教育委員 ・神職等常試験委員 ・寺司主宰試験委員 歴任
M36	1903	東大寺金堂	
M37	1904	談山神社十三重塔 *橿原神宮本殿 建水分神社本殿 *長福寺本堂	M36 古社寺建造物修理事務所技術部長
M38	1905	慈眼院多宝塔 *唐招提寺講堂	
M39	1906		*監督技師:土屋純一 主任技手:奥野栄蔵
M40	1907		M39.6 奈良県技師 辞職後 文部省官房建築課へ
M41	1908		M40 名古屋高等工業学校 講師 M41 名古屋高等工業学校 教授
M42	1909	M41.12.27-M42.12 本居宣長旧宅移築工事	
T8	1919	T8【史蹟名勝記念物保護法古社寺保存法】成立	

各修理工事の工期及び、監督技師・主任技手については、清水重敏「明治後期の古社寺修理にかかわる技術者の出自について」日本建築学会計画系論文集 第558号、P.261, 2002.8 より、(表 明治30年代における古社寺保存法による建造物修理の工期と監督技師・主任技手)を参考。

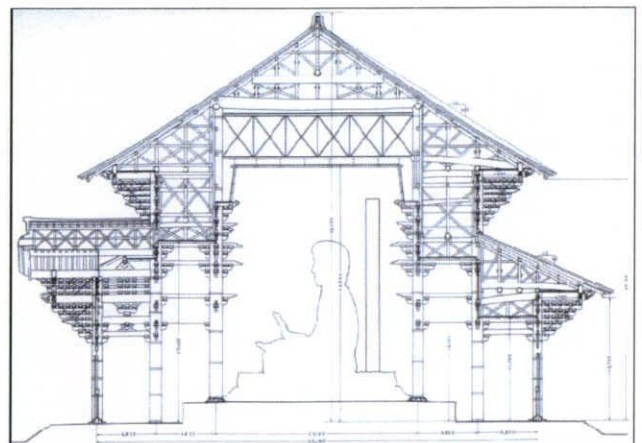


図10. 東大寺金堂(大仏殿)明治修理工事「実施図面(鉄骨造平行弦トラス)」<sup>27)</sup>

## 5. 旧鈴屋遺跡保存会事務所及び表門

### 5-1. 旧鈴屋遺跡保存会事務所及び表門にみる細部意匠

旧鈴屋遺跡保存会事務所及び表門は、旧宅の移築工事の際に、旧宅に隣接して建設されたもので上述の土屋、奥野両技術者によるものとされているが、旧宅移築工事報告書<sup>2)</sup>には、建設することのみ記されているだけで、詳細については明記された記録が存在していない。前者にみられる細部意匠は、“実施図面”と“現状”とに変更がみられ、採用された年代及びモチーフに相違が見られる(表11)。後者にみられる細部意匠は、「鴟尾」「鬘股」「大仏様木鼻」「格狭間」「斜柱の切面」に特徴がみられ、奈良・鎌倉・室町時代のモチーフを採用している(表12)。よって、これらの細部意匠から、旧宅移築に関しては、緻密な調査を基に細部にわたる復旧を試みている一方、相反する設計の試みが附属建造物(事務所、表門)にみられ、手法として和風要素を採用しながら、比較的自由に創作的な試みが行われていることがわかる。

### 5-2. 実施されなかった計画案

旧宅移築工事の際に作成されたと考えられる洋館図面は、機能として自立した建物ではなく、他に帰属した附属建造物で計画されていた可能性が高いことから、鈴屋遺跡保存事務所計画案ではなく、他の目的により計画されたものと考えられる。鈴屋遺跡保存会発足時には、本居文庫の建設

案が存在し<sup>1)</sup>、移築工事の際に同時に行われる計画であった<sup>1)</sup>が、資金不足により計画が断念された<sup>1)</sup>。洋館図面は、その実施案として構想されたと考えられる。また、本居文庫建設が現実的に考えられていた時期及び、土屋が工事依頼を受ける時期がほぼ同じであることから、旧宅移築の際の附属建造物において、洋館建築の試みもあったことが読み取れる。

## 6. 民家移築に関する他事例

民家における移築は、明治以前でも一般的に行われていた<sup>15)</sup>ため特別な行為ではないが、一般家屋においてその

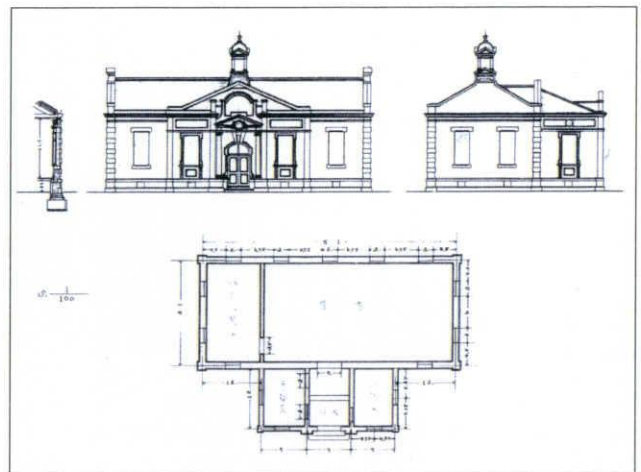


図13. 洋館図面<sup>2)</sup>

表11. 旧鈴屋遺跡保存会事務所表構えにみる細部意匠

名称	実施図面(表12) 事務所前面五分之二の表構え(表12)	類似細部意匠* (建立年代)	平成18年現状 (移築年代)	類似細部意匠* (建立年代)
屋根		安福寺極楽寺(鎌倉)		法興寺北堂院(室町)
木鼻		評議不明		前若手校門(鎌倉)
格狭間		不明		高野山丁納敷(鎌倉)
柱頭		—		宗廟(寛永) 1.5 - 1.5 宗廟(寛永) 1.5 - 1.5 宗廟(寛永) 1.5 - 1.5 宗廟(寛永) 1.5 - 1.5

\* 参照「古建築の調査と復元」西谷豊 大河出版 1967  
参考「設計 日本建築雑誌」西谷豊 1967

表12. 表門にみる細部意匠

名称	平成18年現状 (移築年代)	類似細部意匠* (建立年代)	名称	平成18年現状 (移築年代)	類似細部意匠* (建立年代)
瓦葺		富永寺(室町) 鎌倉 元弘寺(室町) 鎌倉	鴟尾		長谷寺(室町) 鎌倉 法興寺(室町) 鎌倉
欄干		手籠寺(室町) 鎌倉 三島寺(室町) 鎌倉	諸口彫		法興寺(室町) 鎌倉 法興寺(室町) 鎌倉
大仏様木鼻		法興寺(室町) 鎌倉	縁風木鼻		法興寺(室町) 鎌倉 法興寺(室町) 鎌倉
格狭間		高野山(室町) 鎌倉	柱頭		宗廟(寛永) 1.5 - 1.5 宗廟(寛永) 1.5 - 1.5 宗廟(寛永) 1.5 - 1.5 宗廟(寛永) 1.5 - 1.5

\* 参照「古建築の調査と復元」西谷豊 大河出版 1967  
参考「設計 日本建築雑誌」西谷豊 1967



図11. 旧鈴屋遺跡保存会事務所(桜松閣)表構え



図12. 表門

実態を記すものは残されていない。記録として残る民家移築は、史蹟指定の民家において3件みられ(表13)、その中でも旧宅移築は、史蹟指定される中でも早期のものである。

## 7. 総括

### 7-1. 明治後期における文化財的民家移築工事

「特別史跡 本居宣長旧宅」の移築は、史蹟名勝天然記念物制定以前に行われた“保存を目的とした民家の移築”と定義でき、移築保存は“資金的・技術的な問題を解消する手法”として、採用された。

### 7-2. 文化財制度が未成熟な時期に使われた手法

旧宅移築で用いられた手法は、古社寺修理の手法を民家に適応させたものと考えられ、その手法は、現在の文化財制度にも通用した手法であった。

### 7-3. 民家における工事報告書の発祥

旧宅移築工事報告書(仮称)は、民家における報告書作成の先駆けであり、報告書を記す目的は、工事記録を残すという学術的要素より、地域住民に向けた工事の正統性を示し、保存手法のあるべき姿を提示させる役割があった。

### 7-4. 鈴屋遺蹟保存会の活動成果

鈴屋遺蹟保存会は、“移築保存”を主導していることから、建築的視点からみると民家の移築保存の先駆けを行ったといえる。また、保存会は、発足以前の一連の本居宣長顕彰の動きから結果的に結成された組織で、旧宅の保存を第一主意に置いた保存組織であった。また、三重県における愛郷運動が盛んであった事実を、記録として残す一つの活動であった。

表13 国指定特別史跡・史跡一覧表(住居)

名称	指定年月日	指定基準	指定	所在地	備考(○:修理報告あり)
本居宣長旧宅 旧宅跡	大正11.03.08	史跡	特別史跡	三重県松阪市	○1909【明治42】移築工事
伊藤仁斎宅(古書堂跡)の石造塙	大正11.03.08	史跡	史跡	京都府京都市	火災、改造あり、修理不明
廣田善藏旧宅	大正11.03.08	史跡	史跡	京都府京都市	修理不明
鶴山勝斎屋(山吹木明苑)	大正11.03.08	史跡	史跡	京都府京都市	修理不明
坂田清太郎(内務卿)の邸宅	大正11.03.08	史跡	史跡	大阪府大阪市	移築
ペーパードルズ邸	大正11.10.12	史跡	史跡	山口県萩市	○1985【昭和60】部分修理工事
高島秋帆旧宅	大正11.10.12	史跡	史跡	香川県高松市	移築【明治28 石丸屋】
大石貞徳七郎	大正12.03.07	史跡	史跡	長崎県中津市	【安政3】移築修理工事 ○1979【昭和54】解体修理工事
菅田庵	昭和03.02.07	史跡	史跡	鳥取県松江市	【昭和41】昭和41【昭和57】修理工事
津村家	昭和03.02.28	史跡	史跡	京都府京都市	移築あり
伊藤忠政旧宅	昭和05.04.25	史跡	史跡	千葉県佐原市	○1985【昭和60】移築工事
高山寺丸屋宅跡(遺構)	昭和06.11.26	史跡	史跡	群馬県太田市	宅跡(瓦葺か)
沼倉貞道由縁旧宅	昭和07.03.25	史跡	史跡	京都府京都市	【昭和58】修理工事
伊藤博文旧宅	昭和07.03.25	史跡	史跡	山口県萩市	【昭和59】解体修理工事 ○1975【昭和50】解体修理工事
長井孝丸旧宅	昭和07.03.25	史跡	史跡	山口県萩市	【昭和41-42】半解体修理工事
坂井彌太郎	昭和07.07.21	史跡	史跡	大分県中津市	【昭和58】昭和49【昭和51】一部修理工事
高野長英旧宅	昭和08.04.13	史跡	史跡	岐阜県水沢市	修理不明
藤野からひ(菅茶山)旧宅	昭和09.01.22	史跡	特別史跡	広島県神石町	修理不明
鶴山勝斎屋	昭和11.05.03	史跡	史跡	広島県広島市	【昭和51】復元工事
武野半平大宅宅跡及び塙	昭和11.09.03	史跡	史跡	高知県高知市	修理不明
小室八雲邸跡	昭和13.08.30	史跡	史跡	鳥取県松江市	○1983【昭和58-59】解体修理工事
村田清蔵邸宅跡及び塙	昭和16.08.01	史跡	史跡	山口県三隅町	【昭和34-35】昭和54【修理工事
坂方清庵旧宅および塙	昭和16.12.13	史跡	史跡	大阪府大阪市	【昭和58】修理工事【昭和51-55】解体修理工事
飯久貞兼邸宅	昭和19.03.07	史跡	史跡	茨城県八潮町	○1968【昭和43】修理工事
藤原昌一邸宅	昭和19.11.13	史跡	史跡	埼玉県玉野町	【昭和58】解体修理工事
田村竹臣 附 田庵村田塙	昭和23.01.14	史跡	史跡	大分県中津市	【昭和71】昭和40【昭和56】 ○1982【昭和57】修理工事
大津御学遺跡(邸宅、塙跡)の宅地跡地跡	昭和27.10.11	史跡	史跡	千葉県千葉市	修理工事あり
小林一茶旧宅	昭和32.07.01	史跡	史跡	長野県信濃町	修理不明
松花堂およびその塙	昭和32.07.01	史跡	史跡	茨城県八潮町	明治初年 塙遺(塙石取壊)、三重移築(他移築) 【昭和46-47】解体修理工事(塙跡)
三浦彌太郎旧宅	昭和34.05.13	史跡	史跡	大分県中津市	【昭和39】修理工事
大隈重信旧宅	昭和40.06.04	史跡	史跡	佐賀県佐賀市	【昭和43】解体修理工事
谷川土清旧宅	昭和42.06.22	史跡	史跡	三重県津市	○1980【昭和54】解体修理工事
藤野亭旧宅	昭和44.10.29	史跡	史跡	鳥取県津和野町	○1986【昭和60-61】復元修理工事
藤野翁吉旧宅	昭和46.06.22	史跡	史跡	大分県中津市	【昭和50】修理工事 ○1960【昭和35-36】解体修理工事
東作元直旧宅	昭和49.03.18	史跡	史跡	岡山県津山市	○1977【昭和50-51】解体修理工事
安井善軒旧宅	昭和54.05.22	史跡	史跡	香川県高松市	【大正12】新築土地買収 【昭和41】移築(旧位置に再築) 【昭和42】移築
西岡旧宅	昭和52.07.20	史跡	史跡	高知県津和野町	【昭和45】修理工事

【参考】  
\* 国指定文化財 データベース (<http://www.bunka.go.jp/hoyas/index.asp>) \* 黒ゴシックは移築工事あり  
\* 『国指定文化財 第7巻』同梱書出版 1991

## 参考文献

- 1) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』所収
- 2) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』所収、「旧宅移築工事報告書(仮称)」
- 3) 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』光出版 平成6年(1994)、P.20
- 4) 『國史大辭典』(國史大辭典編集委員会編、吉川弘文館)
- 5) 『伊勢新聞』『本居翁百年祭報』明治34年11月5日付
- 6) 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』『伊勢松阪大火災記録』松阪市、1983、P.532
- 7) 『松阪市史 第9巻 史料篇 地誌(2)』『山室山神社』松阪市、1981、P.350
- 8) 『松阪市史 第10巻 史料篇 民俗』『本居神社』松阪市、1981、P.281
- 9) 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』  
『宣長翁旧宅保存への動き』光出版 平成6年(1994)、P.16
- 10) 阪南道上『理趣情景』『本居宣長(文豪の故郷と其偉蹟)』弘文堂、1903、P.198-217
- 11) 本居宣長記念館提供
- 12) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』所収、  
『明治改組功労者ノ義典』『近本会重要行事ノ概観』(昭和24年1月15日作成)
- 13) 本居宣長記念館『鈴屋旧宅補修工事経過書』所収、鈴屋遺蹟保存会 昭和41年3月
- 14) 『【戦前期】国史・重要文化財建造物修理工事報告書集成』『記録再生への期待』文生書院、2005
- 15) 『【戦前期】国史・重要文化財建造物修理工事報告書集成』『企画のこぼれ』文生書院、2005
- 16) 『文化財保護の歩み』『第二節 史蹟名勝天然記念物保存法の内容とその適用』  
文化財保護委員会編、大蔵省印刷局、1960P.78
- 17) 西村幸夫「史蹟」保存の理念的枠組みの成立—「歴史的環境」概念の生成史その4」  
日本建築学会計画系論文報告集 第452号、P.177-186、1993.10
- 18) 『伊勢市史』『太田小三郎と大岩芳逸』1968、P.500
- 19) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』所収、「鈴屋移築顔末」  
(明治39年9月14日に書かれたものを昭和24年4月に複写したとおもわれる資料)
- 20) 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』  
『鈴屋遺蹟保存会より借地願』松阪市町会議事録M39、松阪市、1983、P.621
- 21) 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』『松阪公園に関する件』、松阪市、1983、P.625
- 22) 本居宣長記念館『備忘録』所収
- 23) 本居宣長記念館『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』所収、  
『旧宅移築工事報告書(仮称)』(添付図面 第拾四圖面み側面五分之二の意圖)
- 24) 清水重敏『明治後期の古社寺修理にみる技術者の出自について』  
日本建築学会計画系論文集 第558号、P.259-264、2002.8
- 25) 『国史・重要文化財建造物目録』文化庁 平成2年(1990)
- 26) 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』  
『鈴屋移築について』光出版 平成6年(1994)、P.20
- 27) 山崎幹泰『東大寺大仏殿明治修理における設計案の変遷について』  
日本建築学会計画系論文集 第535号、P.239-245、2000.9
- 28) 藤井恵介『移築研究の目的と意味-建築に関する研究(その1)-』  
日本建築学会学術講演梗概集、F-2分冊、P.413-414、2001

三重県松阪市本居宣長旧宅の移築に関する研究

A study about removing and reconstruction of a former house of Motoori Norinaga in Matsusaka City, Mie

9.建築歴史・意匠－11.保存

本居宣長旧宅 移築 修理報告書  
土屋純一 奥野栄蔵

正会員 ○矢島平一\*  
正会員 菅原洋一\*\*

YAJIMA Heiichi  
SUGAWARA Yoichi

1. はじめに

1-1. 研究の背景

近代初期における文化財保護制度として、まず明治30年に「古社寺保存法」が整備され、奈良京都の社寺建築をはじめ文化財の保護活動が始まった。民家の保護は、大正8年に「史蹟名勝記念物保存法」が整備されることで「史蹟」として初めて保護の対象となる。本居宣長旧宅は大正11年に史蹟(現在は特別史跡)として指定されているが、移築工事は明治42年に行われている。

そのため旧宅の移築工事は、文化財としての保護を目的としたものではなく、民家に対する保護の制度が未成熟な時期に移築工事が実施されている。その活動を支えた鈴屋遺蹟保存会を継承する機関である本居宣長記念館には、現在その移築工事報告書が保存されており、保存会の活動とともに遺蹟保存の活動を明確に記す簿冊が存在することが判明した。

1-2. 研究の目的

近代初期の文化財指定建造物の移築事例を元に、移築計画及び遺蹟保存会の活動を明らかにし、初期の文化財保護活動における民家の保存設計方針・設計趣旨を明らかにすることを目的とする。

1-3. 資料概要

現在、本居宣長記念館に保存されている資料の中に『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料集』なる簿冊が保存されている(図2)。簿冊は、昭和24年に冊子としてまとめられたものらしく、明治39年から昭和24年までの書類が綴られている。この簿冊の中に本居宣長旧宅の移築工事報告書と判断される冊子(書名はない。本編では「旧宅移築工事報告書」と称す。)があり、当時名古屋高等工業学校教授である土屋純一による詳細な報告がされており、修理報告書としてもかなり早い段階のものであることが確認できる。

2. 本居宣長旧宅移築計画

2-1. 鈴屋遺蹟保存会の創立

鈴屋遺蹟保存会は、明治39年8月に当時の三重県知事である有松英義他50名が発起人となり、徳大寺実則他79名が賛同して、旧宅の保存、記念文庫、管理施設の建設を目的として結成された<sup>1)</sup>。保存会名簿には、松阪商人である小津清左衛門、長谷川次郎兵衛ら有力者が名を連ねており、参画していた<sup>2)</sup>。

保存会結成の要因となった事件としては、明治26年(1893)3月29日の松阪町大火があげられる。魚町2丁目から出火した火の手は、松阪町の市街地の殆ど(焼失家屋1,318戸、神社5社、寺院6ヶ寺、官公庁4ヶ所)を焼き尽くした<sup>3)</sup>。幸い、本居宣長旧宅の在る魚町1丁目は風上であったため難を逃れたが、このことが遺蹟を保存しようという意識の芽生えのきっかけとなった。

表1. 旧鈴屋遺蹟保存会事務所関係年譜<sup>5)</sup>

和暦	西暦	事項
M38.11.17	1905	明治天皇、日露戦争戦勝報告のための伊勢神宮参拝時、本居宣長旧宅保存のために金500円下賜(翌年9月10日交付)
M39.8	1906	有松英義三重県知事が発起人となり、鈴屋遺蹟保存会結成(会長:有松知事、幹事長:甘粕春吉飯沼郡長、幹事:長谷川治郎兵衛門他12名、監査:小津清左衛門)
M41.12.27	1908	魚町・本居宣長旧宅の実測調査に着手(設計・監理:土屋純一 名古屋高等工業学校教授、奥野栄蔵神宮司庁技手)
M42.2	1909	本居宣長旧宅の解体工事着手
M42.10.4	1909	山室山神社で本居宣長旧宅移築竣工奉告祭挙行
M42.12	1909	鈴屋遺蹟保存会事務所・倉庫他の付帯工事完工。(総工費15,491円余)

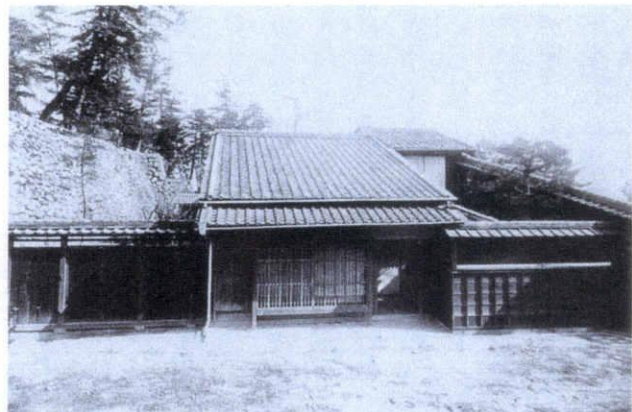


図1. 移築直後の旧宅(明治42年)<sup>1)</sup>

\* 三重大学大学院 工学研究科 博士課程前期

\*\* 三重大学 創造開発研究センター 助教授 博士(工学)

Graduate Student, Graduate school of Mie Univ.

Associate Professor, Mie Univ. Research Center for Creation, Dr. Eng

### 3. 移築工事の分析

#### 3-1. 移築設計方針

全体計画として、まず移築工事における移築先の検討がされていないことがわかる。移築先は、松阪城跡に移築することが前提として書かれており、どのような経緯で松阪城跡に計画されたのか明確でない。ただ、報告書には、『建物ヲ他ニ移築シテ保存スルノ策ヲトラスルモノニシテ蓋シ已ムヲ得ザルニ出ツルナリ』とあり移築することが保存上やむを得ない措置であると考えられている。

また、移築設計方針には、復原するにあたっての建築年代の検討が一切されていないことも特徴的である。即ち、本居宣長が住んでいた当時の状態に復旧することが前提条件となっているのである。以上の2点より、移築計画は、工事実施主体である遺蹟保存会の意向が強く反映されていたと考えてよいであろう。

移築工事の設計手法で特徴的なこととして、移築後の跡地の計画をあげることができる。報告書には、『礎石モ亦舊位置ニ存シテ移築ニハ悉ク新材ヲ使用スルコトセリコレ蓋シ其位置ヲ確實ニ保存スルト共ニ他日再ビ近隣ヲ擴大シテ此位置ニ復舊スルヲ得ルノ日アラバ直チニ其復舊ヲ容易ナラシムベキヲ想ヘバナリ』とあり、跡地の保存についての意図と、移築工事のあるべき姿を記述している。また、『移築ニ當リ建物ノ方向ニ異變ヲ來サバ朝夕光線ノ関係全然相違シテ舊様ヲ攘想スル能ハザルベキヲ』とあり、移築先の敷地においてもまったく同じ方向になるように旧宅を配置するように計画している。以上のように、旧宅の旧位置及び移築先の場所・環境にも配慮していることもうかがえる。

#### 3-2. 工事施工計画

報告書には旧宅について書かれているのみであり、同時施工とされている「鈴屋遺蹟保存会事務所」新築工事についてはまったく明記されていない。また、「表門」

は設置するということが明記されているだけであり、具体的な施工方法は書かれていない。

施工上の基本的方法としては、主に3点について明記されている。まず1点目に『材料ハ漸次新敷地建築場ニ運搬シ書齋ノ材料其他重要ナル諸材料ハ特ニ適當ノ保護ヲ加ヘ一時本居氏倉庫内ニ保管ヲ依托スルコトトセリ』、2点目に『解放セル材料ニシテ再度使用ニ堪フベキモノハ手入レ繕ヒヲ充分ニナシ』、3点目に『取替ヲ要スルモノハ新材ヲ購入シテ在來ノ形状寸法ニ倣ヒテ施工ヲ進メ』とある。以上の3点より、既存材料を使用することを原則としているが、やむを得ず既存材料を再用することができない場合についての留意事項を明確に記している。また、補強については『本屋ニ母屋数條ヲ増加シ兩側柱頭内側ニハ登合掌ヲ加ヘ金物ヲ以テ緊結シ其他小屋内要所ニ筋違ヲ取付ケ野木舞ヲ廢シテ裏板張トナセルノ類是ナリ』とあり、補強材を追加し金物を用いている。

#### 3-3. 附属建物 事務所、表門

附属工事としては、松阪城跡の新しい敷地周りの整備、表門・事務所・倉庫・渡り廊下の建設、敷地を区画する



図3. 鈴屋平面五拾分之二畫圖  
(移築後)

第拾九圖  
鈴屋平面五拾分之二畫圖



図4. 鈴屋平面實測五拾分之二畫圖  
(移築前)

第壹圖  
鈴屋平面實測五拾分之二畫圖

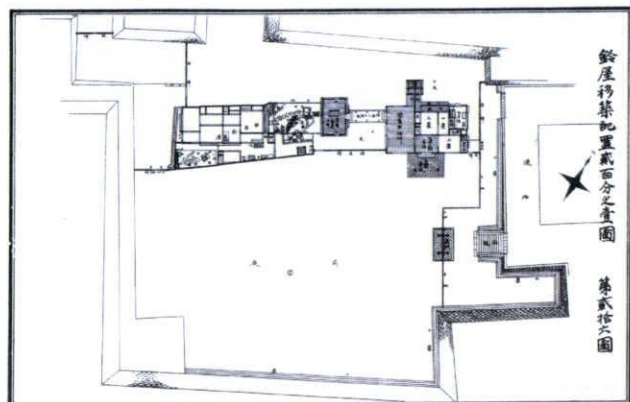


図5. 鈴屋移築配置貳百分之二畫圖

鈴屋移築配置貳百分之二畫圖  
第貳拾六圖



ための高塚・木柵の設置が明記されている。報告書にはこれら附属工事の詳細については省かれており、設置した意図・場所について書かれているのみである(図5.)。

本居宣長記念館には、移築工事に関する図面として鈴屋遺蹟保存会事務所の洋館図面が含まれている(図6.下)。実施された鈴屋遺蹟保存会事務所(図6.上)は、和風意匠を用いたものであり、実施案と洋風案の関係は現時点では明確ではない。また、表門(図7.)は、大仏様木鼻を用い鴟尾を備えているなど洋館事務所と共に比較的自由的な設計を試みている。旧宅移築に関しては、緻密な調査を基に細部にわたる復旧を試みていることを考慮すると相反する設計の試みが附属建築(事務所、表門)には行われていることがわかる。

#### 4. まとめ

本居宣長旧宅の移築工事は、技術者として土屋純一、奥野栄蔵の両者によって行われたが、計画としては鈴屋遺蹟保存会の計画意向が全体の移築計画に反映されていたことがわかる。また、附属建物では、比較的自由的な設計が行われていることがわかる。即ち、本居宣長旧宅移築は、民家における保護制度が存在しない時期でありながら現今の文化財建造物修理に通じる手法を用い、一方で新築の附属建物では、歴史的な様式細部を用いて自由的な創作的設計を試み、実施には至らなかったものの、その中には洋風意匠のものも含まれてる。

#### 5. 課題

本居宣長旧宅は、文化財的手法により移築工事を行った早期の例と考えられる。今後は、旧宅移築工事を元にも他事例と比較検討し、設計方針・設計趣旨についてさらなる追求を行なっていきたい。

#### 6. 最後に

本論作成にあたり本居宣長記念館には、資料閲覧及び建築調査にご協力いただきました。また、清水重敦氏には資料を提供いただきました。ありがとうございました。

#### 参考文献

- 1) 岩出忠次『遺徳を称えて 山室山神社の祭祀と鈴屋遺蹟の保存』光出版 平成6年(1994)
- 2) 『財団法人鈴屋遺蹟保存会 各種資料』旧宅移築工事報告書 本居宣長記念館
- 3) 『松阪市史 第15巻 史料篇 近代(2)』松阪市 昭和58年(1983)
- 4) 『三重県史 別編 建築』三重県 平成15年(2003)
- 5) 本居宣長記念館『旧鈴屋遺蹟保存会事務所関係年譜』より抜粋
- 6) 『名古屋工業大学建築学科百年史』平成18年(2006)
- 7) 『学問のアルケオロジー』東京大学創立百二十周年記念東京大学展
- 8) 『国宝・重要文化財建造物目録』文化庁 平成2年(1990)

9) 奈良県庁文書「明治三十六年黜陟一件」所収奥野栄蔵履歴書より

10) 清水重敦「明治後期の古社寺修理にかかわる技術者の出自について」日本建築学会計画系論文集 第558号, P.259-264, 2002.8

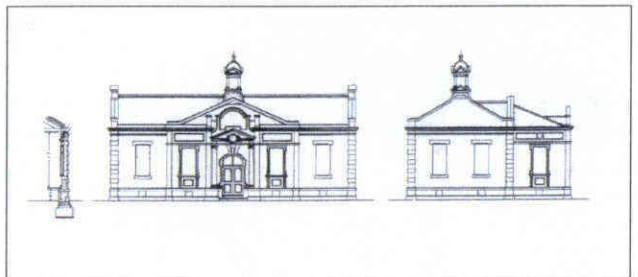


図6. 上 旧鈴屋遺蹟保存会事務所 (実施)  
下 旧鈴屋遺蹟保存会事務所洋館 (不実施)

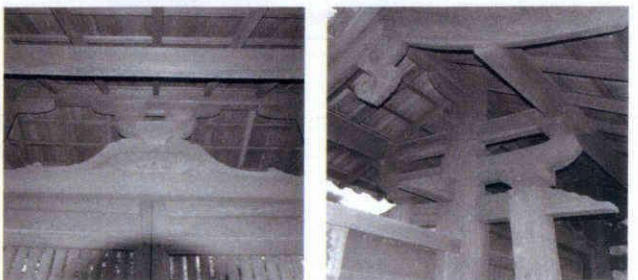


図7. 旧鈴屋遺蹟保存会事務所 表門